

にて長七寸、十五章、稻荷社これ、同邊にあり、この所の子の像長各五寸許、正一位稻荷と號す、南向にて四尺四方、こけら葺なり、神體は木の立像にて長一尺ばかり、前に鳥居をたつ、例祭は年々の四月の初卯の日に、奥院三社、奥院は社地後背の山なり、本社辨天と稻荷、坂口より四五十間登りて社地あり、平垣の處は纒に十六坪ほど、矢來を設く、四邊は松杉鬱蔚としていとものすこし飯繩本地社、南向なり、社四尺四方椽葺なり、本地石の不動淺間社、これも南向にて、本地社の左の方にあり、大天狗小天狗社、淺間社に向て左の方にあり、是も白幣を神體とす、尺、椽葺、別當藥王院、境内、東西五十町餘、南北三十五町餘、高尾山有喜寺と號す、京醍醐松橋無量壽院末、新義眞言宗なり、大猷院殿の御時、寺領七十五石の御朱印を賜ふ、開闢の來由を尋ぬるに、聖武天皇の御宇天平十六年行基菩薩開創せしを始として、其後のことは年代はるかなれば、興廢得て知るべからず、後醍醐天皇の御宇永年問沙門俊源と云もの中興して、飯繩の神を山頂に安置せしよりこのかた、歴世綿々として傳燈たえず、現住秀神に至るまで十八世に及ぶといふその委きことは載て縁起にあり、昔小田原北條氏全盛の時氏康より境内七十五石の地を寄附す、その比の領主陸奥守氏照よりも田地七十五石を別に栢田村の内にて出せり、北條氏滅亡の後、元和年間に至り、第十世の僧秀學業の爲に、大和國長谷寺に住山の間なりしが、寺田七十五石は收公せられ、

境内の寺領はそのまゝ所務せしが、慶安年中に至りて舊規のごとく、寺領相違なきよしの御朱印を大猷院殿より賜はれり、寺のかまへ平地四百坪餘にて、本堂巳午向、九間に七間、本尊大日は木の坐像、長二尺五寸許、左右に不動愛染を安す、その右の間は護摩修法所なり、本尊不動木の立像にて、二尺ばかり、又別に同く坐像の不動を安せり、長一尺七寸許、是は弘法大師の作なりと云、中興開山俊源永相三年寂すと云、その月日は傳へを失せり、十七ヶ寺の末を統ふかゝる古關若なれば、寶物古文書、寺寶、御紋純子水引、元文二年五等そこばく藏せり、附したまふ所なり、時に淨月、御紋白地幸菱戸帳一、同院比丘尼その命を傳ふと云、紺地錦銀香葉牡丹織水引一、元文五年十二月一位大夫人寄つたへり、御紋紺地金欄戸帳一、同紺地錦水引一、同挑灯四、寶曆五年二月紀伊宗直卿、銅燈爐一なり、惣體堅固に造りたれば格好よりも重し、其圖左の如し、高さ一尺二寸餘、徑八寸ばかり、覆に銘あり、其文云、武藏國多西郡横山庄栢田郷高尾山有喜寺藥師堂、奉寄進金燈爐、且那刑部照房、于時元龜二年辛未七月十二日、敬口と刻す、刑部照房は領主氏照の親族などに、三、獨鈷一の也と云傳ふ、獨鈷一、中興俊源僧正加持水の獨鈷なりと云、紫、七度返刀一、振安色の石にて作りし者なり、其圖如上、城住景廣が作なり、又一尺八寸五分、兩面に極あり、中心四寸、箱蓋の裏に由緒を記す、云右當山十一世禪清法印代、常

銅燈爐



獨鈷



陸の産小林治右衛門なる者、當山に給仕しける間、祐清に懇望しける故、是を與ふ、明暦元年未十一月十五日なり、其後此刀を帶せしに、災難に逢ひ或は悪夢を見て他へ譲り與ふ、然るに其人も又形の如く不仕合にて、其後元祿四年同州筑波郡眞壁村上野甚左衛門といへるもの、此刀を求得しが、或夜の夢に武州高尾山の神前の寶劍なれば、早く納よと夢みて奇異の思ひをなし、彼求めし所より段々其源を尋ねれば、明暦より元祿四年未四月迄の間、人手に渡ること十一度、當山へ返る事七度とかや、誠に雜現の惜玉ふ寶劍にや、右甚左衛門登山して委細ものがたりせしま、其因縁を記すと云云、盜賊耳附ノ板一枚、長二尺五寸、幅六寸ばかり、相傳ふ元和七年十一月四日、飯繩社へ盜賊しのびいり、耳を羽目につけて物音を伺ひきしに、其儘はなれず、聖る日住僧源惠に達しければ、賊もはなはだ悔ひて詫けるに、より、法樂修業して神のあはれみを乞ひけるにぞ、漸くにはなれけるとなり、奇怪の説なれど語り傳ふるまゝにしるせり、東寺羅城門古瓦一枚、安永四年、時の住僧の需により、教王云、雖爲相傳之重寶、感慙之芳志、金光明最勝王經喻讚令寄附のよし、その狀そひてあり、品一卷、小楷書にて俊賴朝臣の筆なりと云、元文三年二月華洛達奉納と云、證狀あり、又朝倉茂入景順棟狀もそへたり、慈鎮和尚筆一葉、妙法院堯恕定そへり、慈鎮自詠の歌なり、

十禪師のやしるによみてたてまつりける  
前大僧正慈鎮

鶯のやまあり明の月はめくりきて、わかたつ袖の麓にそすむ、

北條左京大夫氏康文書 一通

爲高尾山藥師堂修理、於武州一所寄進可申候、不斷勤行本意祈念可有之者也、仍狀如件、

永祿三年十二月廿八日

氏康(花押)

藥師堂別當

制札

右於武州小佛谷、關越諸軍勢濫妨狼藉停止之、若有違犯之輩者、不嫌甲乙人可處罪科狀如件、

永祿四年二月日

(朱印)

制札

右於武州梶田谷、關越諸軍勢濫妨狼藉停止之、若有違犯之輩者、不嫌甲乙人可處罪科者也、仍如件、

永祿四年四月日

判(朱印)

太田美濃守資正制札

二枚

制札

於小佛谷當手甲乙人等濫妨狼藉之事

右至于違犯輩者、可處罪科狀如件、

永祿四年辛酉二月晦日

資正花押

外一枚は梶田谷とあつて同文なり、相傳ふ一は梶田口へ出し、一は裏門の方へ出せしものなりといひつとふ、

北條陸奥守氏照制札 一枚

制札

高尾山

右就于被開當山本尊之御戸、貴賤上下參詣之輩、於彼堂場押買狼藉喧嘩口論等之横合被停止畢、令違背之族、任大法可處罪科狀、仍如件、

天正三年乙亥霜月廿一日

氏照(花押)

八王子北條氏文書 一通

富士關役所備之道具入木以下於高尾山可取之、但別當手代を出可爲切之旨被仰出者也、仍如件、

己丑五月十日按に天正十七年なるべし

高尾山別當

同制札 一通

制札

八王子御根小屋ニ候之間、自藥師山内之山の竹木きるに付ては、可爲曲事旨、其時分被仰付之處、こと

合徳院御軍令 一通

條々

一喧嘩口論堅御停止之上、若於有違背之輩者、不論理非、雙方可爲御成敗、或存傍輩之旨、或依知音之好、令荷擔者、從本人尙以爲曲事之間、急度可爲御成敗、自然令用捨者、雖相聞後日可爲曲事、

一先手へ不相理、物見を出儀御停止事、

一指越先手、縱雖令高名、背軍法上者、可爲曲事、

一無子細他之備へ相交輩有之者、武器馬共可取之、

然而其主人及異儀者、共以可爲曲事、但於有所用者、其備へ相斷可通事、

一人數押之時不可協道、若濫に通るに付而者、可爲御成敗事、

一諸事、奉行人之差圖不可違背事、

一爲時之御使、如何様之輩を被遣と云とも、不可相背事、

一持鑓者爲軍役之外之間、長柄を闔もたする事無用也、但長柄之外に持するに付而は、主人馬の廻に可爲登本事、

くく山をきり候、自今日して竹木之儀は不申及、下草成ともかくに付ては、從類共にくひを可被爲切見合ニからめとり、瀧山へ可爲引、たきゝをはむさし野へ罷出、可取之旨被仰出者也、仍如件、

(朱印) 寅二月十日

藥師山別當

陸奥守氏照文書

一通 裏白の狀なり

於梶田三千疋、永寄進申可被抽精誠事肝要候、恐々敬白、

三月二日

氏照(花押)

高尾山

横地與三郎文書

一通 裏白の狀なり

高尾山之山、切取申有之者可承候、御公方用ニ付ては、吾等一札を指越可申、又狼藉人ニ而切取候は、からめ候而、此方へ可承候、以上、

三月十日

裏ニ有喜寺

横地(花押)

横地與三郎

御同宿中

一於陣取、馬を取放養、可爲曲事、  
一小荷駄押之儀、不交軍勢様可申付、若相交者、  
可加御成敗事、  
一押買狼藉停止之上、令違背者見合、可爲御成敗事、  
一舟渡之儀、可爲一手越、夫馬以下同前事、  
軍役之外人數之儀、何程も爲奉公之間、可召連  
之、并武具以下無由斷相嗜、不寄何時出候様可心  
懸事、  
右條々可存此旨者也、

慶長十年八月日

印

書院 十間に三間、白雲閣と號す、此所は山の崖端にて、頗る  
眺望よし、大木の梢を眼下に見おろして、いと奇觀な  
り、此外僧房、庫裡、寮所、廐、物置等よほどの構あり、登山  
の旅客日夜に憩息する者、そこばく人たゆることなし、  
攝待湯呑所 本堂の前あり、裏門 戌亥の方にあ  
り、門外そこばく隔て、あり、古の山門の名残也と云、兩柱の間三  
間ばかりの冠木門なり、この所より表門までの間を廣庭と呼  
ぶ、凡六百坪ばかりの平地なり、南は深谷にして、此所より  
相州の山川平野ことごとく眼中にありて、天晴る、時は景色  
いとよろし、北の方に石階あり、上るこ 仁王門 南向なり  
と三十餘級にして、亦た仁王門あり、 仁王門 南向なり  
の像は、長八尺許り、作しらず、この門の内平地あり、三百

住持沙門法印堯秀

神樂堂 北向なり、二間に 香爐盤 藥師堂の前あり、高さ  
餘、寶篋塔 仁王門を入て左にあり、基石共に一丈七尺ば  
り、せしよしを彫る、以下は黒門の 水盤 仁王門の前石階下  
内廣庭にたてるものを記す、 五重塔 唐銅にて作る、庭中北に寄てあり、高さ  
を安す、長各七寸ばかり、坐像なり、その餘藥師、實生、彌陀、  
釋迦の四佛坐像にて、長各六寸、並に脇立あり、これも坐像  
にて、長三寸づ、四隅に持國、僧長、廣目、多聞の四天  
あり、長各八寸、いづれも銅像なり、塔基の面に、

初北條平公氏康鎮關東也、來我高尾山以爲靈場地、  
賜以采地三千疋、而元龜庚午春三月爲建唐銅五重寶  
塔也、其後享保丁酉春正月終風具暴枝木破屋、寶塔  
亦顛倒折傷、而今猶不存也、自先代至貧送秀神、雖  
恨其未復舊、然而無若干儲、則不能經始、以故廢絶  
者蓋有年矣、寬政中久留米太守源賴貴公、嘗尊信偈  
仰我彼繩神、因某紹通其意、公心見許之、因爲出粟  
裝以助費、神竊并喜之、當此時、東郡有清八者、又  
尊奉飯繩神、而發志願與神謀合力以再營之、感其志  
之誠則應其請、雖然以 官有法禁、不得私建之、則  
使弟子方道赴之東郡、詣太常松平防州源康定公、官

坪餘な 藥師堂 門を入て正面にあり、四間四方、茅葺にて南  
り、本尊 瑠璃光佛、木の坐像、長二尺ばかり、行基菩薩の作なり  
と云、脇士日光月光の二像、長各二尺三寸ばかり、十二神の  
像、長各一尺八寸ばかり、共に運慶の作なり、 大日堂 藥師  
と云傳ふ、年々四月十二日、藥師講行はる、 大日堂 藥師  
向て右にあり、三間四方、南向なり、大日堂の三字をかく、  
佐々木玄龍の書なり、大日木の坐像を安す、長二尺ばかり作  
し、 護摩堂 同じく向て左にあり、これも三間四方、南向  
不動の木像を安す、長三尺五寸ばかり、智證大師 鐘樓の  
の作なり、二童子長各一尺五寸許り、作しらず、 鐘樓の  
隅にあり、二間四方、茅葺にて二重垂木出し、  
組形鏝あり、鏝徑三尺長五尺ばかり、鏝文に、  
武州有喜寺鐘銘并序

武州高尾山有喜寺者、瑠璃光佛之垂跡也、仄聞往昔  
鑄梵鐘、以報農昏、不圖遇世不平爲鳥有矣、今以檀  
越之衆力、陶鑄小鐘、而掛笈盧、蓋其志雖似童子之  
聚沙、然繼絶興廢之義在此矣、

銘曰

有喜靈刹、瑠璃道場、點離俚俗、安置醫王、  
神德攸感、人民瞻望、爰鑄法器、以守典章、  
華鯨吼月、黃鶴鳴霜、豐嶺秋暮、武陵夜長、  
覺無明睡、促旅客裝、大檀致力、萬歲待芳、  
寬永八年龍集辛未秋九月日

府以請焉、居無幾許其請、時寬政己未秋七月也、遂  
承命工再興如故、嗚呼時哉天哉、使北條平公遺鑿、  
再光輝于我道場者、豈不亦源貴公大功德乎、故略記  
其由垂不朽耳、  
文化九壬申冬十月吉辰

武州高尾山藥王院現住  
權大僧都法印秀神誌

證寂庵 仁王門の前石階の西南によりてあり、二間に六間、茅  
葺にて北に向ふ、本尊 岩屋不動木の坐像なり、長四寸  
四、大明王の長四寸ばかり、 蓮華院 廣庭客寮後へ石段下りて平  
り、厨子にをさむ、 蓮華院 地にあり、凡二十七坪許、  
本堂四間に五間、南向なり、本尊 十一面觀音木の立  
像にて長一尺二寸ばかり、庫裡土藏たてつらぬ、  
以下境内山中にあるものをしるす、

雨寶陵 寺の東南の谷中にあり、小高き陵なり、上に二尺ばかり  
の祠あり、東に向ふ、兩寶童子及び辨財天を合祀  
す、白幣を 妙見社 寺を距る事十町餘にして路傍にあり、  
神體とす、 浅間社 寺より十四町を隔て、路の左高き所  
を以てすと、 金毘羅社 寺より二十町許にあり、此  
にて前に拜殿を設け、 社地五  
その前に鳥居を立、 社地五  
十歩許、神體はこれも白幣なり、小社にて覆屋あり、因に云  
此所に落合、駒木野へ通ずる間道あり、社地を過て坂兩岐在

落合への間道は土俗にすく路と呼ぶ、路程十四町ばかり、駒木野關への間道は十町許なりと云、此地地眺望いとよし、東南は山河を望み、就中東は蒼海渺漫とし、天満社小社にて白帆を浮べたるさま畫圖のごとし、浄土院十九町を隔て、東向なり、その所は雨寶辨天、池邊なり、辨天の事は下に出せり、浄土院十九町を隔て、胸寄の内に入り、五間に二間半の寮なり、本尊は藥師にて木の坐像、長八寸許、二光佛の立像、長各七寸許、作ともらず、接待茶屋寮の向ひにあり、此所平地二、弘法大師石像、寺より八町許、路の右傍にあり、坐像にて、不動院一の鳥居に向て右の傍にあり、藥王院の末寮なり、六間に三間半、西向なり、本尊は木の坐像にて長三尺餘、二童子の木像、立身にて長各三尺餘、作しらず、構は、琵琶瀧、門を三十坪許、此所より山上まで一里なり、瀧口幅五寸、高さ一丈二尺、下にては幅四尺許の飛流なり、傍に九尺に二間の垢離小屋あり、清流瀧一の鳥居より登ること五町ばかりに、清瀧一の鳥居に向て左にあり、水源は琵琶瀧下流の分水なり、瀧口にて高さ一丈四五尺ほど、岩上に石不動あり、長三尺許、下に石碑あり、高五尺許、幅六尺餘、厚一尺、その銘文は山主大僧都秀興撰するものにて、寶曆五年とあり、前澤川、或は琵琶瀧と呼ぶ、水源は藥王院の西北鳴鹿洞より湧出し、東北に流れて又東南に折れ、それより琵琶瀧と成り、下流は案内川に、伊久澤川は瀧銚水より涌出し、北入、水路凡一里許、

流して小佛川に入、水路凡二十二三町、その源は、逆澤川經流なるゆへに、下流もいとよくしてあきし、逆澤川山の西境にあり、水源は馬上ヶ坂より涌出し、逆澤通りを西流し、又北流して小佛川に入、水路大抵二十町ばかり、これも細流、獨銚水、寺の裏門の外二十歩ばかりを隔て、右の方中興の僧後源獨銚を以加、馬上ヶ坂、道程三十町を隔てり、持し、是所にて水を得、馬ヶ坂、寺より西にあり、古炊谷、寺の裏門より西へ二町餘をへたて、左の傍にあり、古の間、人の傍觀する事を許さず、爰に獨居して飯を炊きしゆへに、この名起りしと云、今は蔬園となる、廣大火抵一段程、平垣の、傍示、杭一の鳥居より哭の方三十四間許りにたり、題して云、從是西北藥王院領慶安元年九月と、制札場の麓されど今の杭は近き頃造改しものなりといふ、制札場の麓、門田谷寺領勝示杭の側にあり、其文は前にみえたる北條氏康より出せしものなり、昔はこの餘に四ヶ所ありしが、いつの比よりか廢せりといふ、其場所は西の麓小佛谷、及びその北より宇甘芝、此二ヶ所には氏康と太田資正が出せしものをたて、案内谷の方駒木野關榑際川手前と、その西寄の方との二ヶ所には、資政が制札をたてしと云傳ふ、十勝古より歌人墨客の、藥王殿、威神臺、すなはち飯、白雲閣、藥王院の書、紫陽關、山中の高峯なり、此の所の字を鷹取關院なり、紫陽關、場と云、四邊ともに眺望あり、寺をへたつるこ、海嶽樓、山下の廣庭也、望墟軒、浄土院にあ

北條氏照の五、七盤嶺、宇麻等の、雨寶院、已に前に、琵琶瀧をのぞむ、鳴鹿洞、この所の字を泉澤と唱ふ、寺よりは、瀑なじ、お、秋ことに鹿の所につたふ、當山の縁起とて寛延中に書たるあり、左のごとし、曰若稽舊記、聖武天皇十六年中、行基大士鑿武藏國高尾山、手刻醫王像奉之、名寺曰有喜、名院曰藥王、爾後荒廢多歷年所、後醍醐帝五年震汐門俊源者、不知何所人、來游高尾以爲名嶽也、始立方丈茅茨以鹿經像、俊源受法於京醍醐、俊盛法印、遂迄于今、異世繼其法云、相傳俊源勇猛精進、能奉禱事、其浴所在東澗中、稱爲靈泉、嘗修十萬枚護摩、心疲假寢、夢人面而鳴喙、冠蒼蛇衣笠股、背出焰火、腋張兩翼、擁劍袴白狐、謂之曰、餘爲阿遮羅明王、叔世多辟、諸魔定繁爲徒、余震雷馮將降伏之、故現此奇變、是曰飯繩神女、當禮祀、且而欲自刻其像、思而未得、一夕異人來曰、我能之、乃慮於山西窮谷巖石之間、弗許人覘之、七日始成、其像則如所夢而威靈赫赫、見者毛起、不得正視、其

人亦不知所去、乃建祠安焉、土人倚俊源祈禱罔不得社者、異人之虛歟跡猶存焉、今也曰炊谷、俊源既化、二世曰源廣、三世曰源尊、四世曰智圓、五世曰慶圓、六世曰慶尊、七世曰源智、八世曰源實、九世曰源惠、十世曰堯秀、堯秀奉法甚厚、西往醍醐師事堯圓僧正、堯圓即俊盛十世法孫也、始見堯秀、愛其深於敬信、授以密法諸書暨法器八、其器各有銘、乃受焉而旋、具鎮藏以至今、十一世曰祐清、十二世曰堯永、十三世曰賢俊、十四世曰秀永、十五世曰賢秀、十六世曰秀憲、即今刹主也、奕世相承、纂修德業、歸俊源主源惠藉于紀高野、堯秀之後藉于秋長谷、若京智積、其祀飯繩神、亦始於俊源、盛於源惠主、鞭笞其神莫以尙焉、堯秀以遷唯承守醍醐之法、與尊崇醫王而已也、雖傳飯繩之法、不敢宿其業、歲時祭以其物、亦敬而遠之、然而威靈不低伏、日益新矣、故自東都公卿大夫士庶、及隣國民人、不愛玉帛錢幣、來請大命者、且暮相屬於塗、今爲隆也、維嶽東距東都城百五十里、西連嶺甲斐南接壤相模、盤根所據亘七十里、乃陟其嶺而眺之、常毛房總諸山若羣塊積蘇焉、峰凡七十餘、草木蒙籠、吐納雲霧、峰下則谿澗爭流、雲雲東走落合川、其山水之美、難得而觀觀也、南而醫

王宮揭焉、遮那殿護摩堂夾之、飯繩祠在其西北隅、右則藥王院、院中白雲閣亦皆衡國於隱崖啓扉於峻路、至今利主造節諸堂宇、倍敦於曠昔、東峰有神祠、中古駿州淺間之神降于茲、因奉其祀、東南谷中有兩寶陵、陵上空海大師所爲兩寶童子像、故得名焉、嶽足有山王大宮二神祠、及安養寺・吉祥寺・實相院・不動院・蓮華院・淨土院、又山中有靈禽、宵鳴曰佛法僧、其聲振乎林木、而人靡見其形者、名曰三寶鳥、猷廟始應書賜香火地若干、申之下命曰、從今以往高尾利主朝東都其賀朝廷、卽位當時拜帝鑑班、每歲正月朝賀、當特拜大廣班、永以爲例、憲廟時利主秀永入東都、請祠郡之吏曰、昔者我山承 朝命、厚集衆僧、講習經論、是爲檀林、以越在巖險勞於薪水、四方之僧徒不訖、法壇久廢、伏願賜命得復舊、則秀永竭力法談、以爲衆僧之率、祠部以聞、教曰可、實元祿十五年也、所隸于藥王院之寺凡二十刹、七刹在相模、十三刹在武藏、其寺名別錄、寬延己巳歲利主秀憲、與其上足弟子秀興相議、刊石以貽永世、石正猗乃誌其事、繫之以銘、其辭云、天作高山、行基攸荒、祚拔滅兌、有夷之行、今此下民、載被厥光、不逢不若、山林大康、皇矣中興、於

字俊源、于胥斯土、來朝振盪、率雲水滄、陟乃在嚶、昭事醫王、闕宮維新、懷柔百靈、及飯繩神、維持法綱、合應天人、世世傳叙、克嗣徽猷、崇基表利、執事爰周、西俯甲嶺、南臨相流、勒銘隆碣、式樹神丘、

寬延三己巳秋八月

東郡 森程圭書  
利主權大僧都秀憲立石

大平山 段別、四百八十三町、御林山にし、

榎窪山 段別、百七十二町、御林山にて、

北袋 段別、一町八段五畝の御林にして、榎根松栗

下河原 段別、一段八畝の御林にて、松色角樹

案内川 水源西南の方字大平より流れ出で、東北の方小名落

小佛川 水源小佛谷間より流れ出で、小名落合にて案内川と合

中ノ澤川 水源は中ノ澤より流れ出で、入澤川に合す、村内

入澤川 水源入澤谷間より流れ出で、村内を經ること五

榎窪川 水源榎窪谷間よりながれ出で、村内二三町

麓ノ川 水源高尾山麓麓カ瀧の谷間より流れ出で、村内にか、

初澤川 水源初澤高乘寺境内より流れ出で、村内にかゝること

關梁 番所 除地、四十五歩、小名落合にあり、甲州街道小佛の

間、警備の道具を置けり、こゝは村内案内通り相州津久井縣

へ達する路にかゝれり、村民をしてこれを守らせらるゝ、その

給分として上期

一町を充らるゝ、

板橋 甲州街道の内淺川に架す、長九間、幅

板橋 高尾山の麓米川社の前なる案内川にわたす、長五間、幅

神社 十二社 權現社 除地、百五十歩、小名散田の丘上にあり

覆屋三間四方、神體は白幣なり、前に鳥居をたつ、社邊に雜

末社 山王稻荷兩社相殿 小祠にして、神

體白幣を安す、

山王社 除地、十五歩、小名原宿にあり、小祠にして南に向ふ

勸請の棟札に元祿十三年四月、願主原宿村町田武兵衛・雙木

熊野社 除地、八十歩、小名原にあり、社二尺五寸四方、東に

社前に木の鳥居をたつ、當所の鎮守にて、例祭は年々九月十

三日なり、當社は天正元年に勸請の由を云傳ふ、社地

社 稻荷祠 牛頭天王祠 瘡瘡神祠 山王祠 以上の四社

にして、白幣を

小室明神社 除地、一段、小名落合にあり、社三尺四方西に

氷川明神社 除地、一段、高尾山東の麓にあり、當國一ノ宮

に六間の拜殿あり、祭神素戔鳴尊にて、本地十一面觀音を安

す、其像は直徑一尺許の鏡に鑄出たるものなり、社地の入口

社前にいたる、四邊は松杉森鬱として神さびし社頭なり、當

村の鎮守にして、年々八月朔日を例祭とす、高尾山藥王院の

持なり、五石の地を免除せらる、往古は下野田村小名大牧に  
領りませしを、後こゝに遷せしよし、その年代はいつの比な  
るや傳を  
失す、

山王社 高尾山麓の南の方にて、即薬王院御朱印地の内にあり  
院のしち、  
山王社小祠にして、神體白幣を安す、前に鳥居たてり、薬王

山王社 見捨地、十六歩、小名大平にあり、社三尺四方、南向  
猿の貌を鑄出せしものにて、その背後に寛永五年五月  
月吉日、本願主栗原彦兵衛と鑄れり、安養寺の持、

山王社 見捨地、五十歩、宇ホウキ澤にあり、社三尺四方、西  
相院  
持、

寺院 興福寺 境内除地、六千七百六十四坪、小名散田にあり、  
野村龍鳳寺末なり、開山は本山四世の僧香山亮孫慶長五年四  
月十七日寂す、三世昭庵が時に、寺領七石の御朱印を附せら  
る、是慶長二年の事なりといふ、開基は兩宮氏の人にて元和  
二年七月十三日卒す、興福寺殿觀窓秀徳と法諱す、同氏次郎  
右衛門同五年九月六日卒して、千光院秋庵英金、その室を聚  
林院月窓祐鑿と諱せしを、直ちに山號及び寺院の名とす、按  
るにこれ當所十八代官の中みえたる、兩宮勘兵衛が祖先な  
るべし、客殿八間に五間半、本尊多羅觀音木の坐像にて、長  
二尺なるを 寺寶 藥師佛一軀かり、運慶の作なりと云、

鐘樓 本堂の南向ひて右の方にあり、九尺四方、鐘の徑り二  
尺二寸、高三尺五寸、その中ほど左右に、長六寸許の  
觀音の像を鑄つけり、寬 門 四本柱にて柱間八尺なり、聚林  
文十一年のものなり、門山の三字を扁す、黄葉僧末庵が  
筆なり、此人江戸へ移りし後、こゝに引しと云、最古くみゆ、

觀音堂 本堂に向て左の方にあり、二間四方、北に向ふ、正觀  
衛門が妻建立、衆寮の方に在、 辨財天 白山權現天満  
と云、

大光寺 境内除地、千百坪、小名初澤にあり、勝名山と號す、  
七月三日寂す、客殿八間に六間半、本尊彌陀木の坐像にて、  
長二尺五寸なるを安す、別に本尊の前に不動を安す、木の立  
像、長一尺三寸、左右の童子は各長五寸餘にして、共に定朝  
の作なりといふ、開闢は本山九世の僧源惠なりと云へり、

住吉社 本堂の北寄にあり、社二尺四方にして、覆屋一間  
を附せらる、昔は此社小名落合口留番所のほとり、御朱印地  
の内にありしが、洪水にて川欠せしま、三十年ばかり以前  
この境内に移、 地藏堂 同じ並にあり、二間半四方、東に向ふ  
と云、

高乘寺 境内除地、三十七萬三千餘坪、小名初澤にあり、龍雲  
表は東西一里ばかり、南北には廣狹あつて二町より十町に至  
れり、東は下野田村小名狭間の峯に界ひ、南は村内小名坂窪、  
案内堂々尾等の峯に隈り、西も堂々尾の峯を界とし、落合  
案内に隣れり、北は總門の外川原ノ宿におよべり、東西南の  
三而皆山つらなり、たゞ北の方のみ一路漸平らかにして、川  
原ノ宿に達す、寺は境内入口總門より九町を経て谷間なれど  
方一町ばかり高燥の所にあり、古は境内字稱澤天神山の下に  
ありしが、山奥なるを厭ひて、應永の中比今の所に引移せし  
と云、昔この地を花澤と呼しよし山間溪流ありて、花木水草  
自ら春夏の花に富りけるをもて名けしならんに、その語路ち  
かきにより、いつしか訛り唱へて初澤とは呼るなるべし、古  
は境内に塔頭七字、百姓二十九軒迄ありしとぞ、今は衰廢し  
て塔頭一字、農家五軒のみなり、抑當寺の草創は、臨濟の正  
傳法光圓融禪師峻翁命山が、開闢する處にて、翁は應永十五  
年三月六日化せり、爾しよりその法燈を垂るゝや、星霜百餘  
年にして、更に臨濟を改めて曹洞派となれり、即開山の僧は  
通庵活達、永正十五年八月四日寂す、是より宗脉綿々として今  
に及べりと云、開基は長井大膳大夫高乘、應永九年七月廿九日  
卒す、高乘寺殿大海道廣大禪定門と法諱せしに、直に寺號と  
せり、室家は花澤院殿月慈貞心大禪定尼と諱す、その卒年は  
傳へず、中興開基は小宮山民部とて、もと甲州の士にて、天  
正中の人なり、寛延二年佐竹右京大夫義明の世儀、故あつて  
施主となり、當寺を隨意會法幢の地となしぬと云、末寺十ヶ  
寺をすべり、客殿八間に十二間、卯辰に向ふ、本尊白衣觀音  
木の坐像にて、長一尺五寸ばかり、これは永祿の比布施大貳  
と云人の護持佛なりしを、こゝに寄附すとぞ、左右には文殊  
菩薩・普賢菩薩木の坐像にて、長一尺ばかりなるを安せり、別

高乘寺圖



に開山の木像あり、又出山釋迦の塔佛立身にて長九寸三分、青木主水が自作なるよし、外に地藏一軀あり、同人老母の菩提の爲に造立せしものなりとぞ、この青木氏は長井高乗の一族なるや、その何人たることを詳にせず、元祿年中丙丁の災に罹りて、堂舎僧房山門等その餘幸寶まで烏有せりと云、今纒に藏する所の寺寶左の如し

太閤秀吉文書 一通

禁制

武州くぬ木田郷高乗寺門前共ニ

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、

一放火事、

一對地下人百姓、非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴科者也、

太閤朱印

天正十八年四月日

天正十八年六月前田利家、この頃は羽柴筑前守と號し、今の元八王子城攻の主將たりしに、軍勢四方より此境内に取籠り、小屋をしつらひ陣しけるに、小屋一軒に永樂錢四十文積り、山上へ出しけるに、この永樂錢九十三貫文ありけるとぞ、費用につかひ猶残り四十九貫文ありしを以て、當寺の山門及び十六羅漢を新造せしに、時の埒那小宮山新右衛門尉も、永樂三貫文を寄附せりと寺記に載たり、利家が出せし文書左の如し、是を境内字堂ヶ尾にたてしよし云つたへり、

禁制

武州撞田

高乗寺門前共ニ

一當手軍勢濫妨狼藉事、

一放火事、

一對寺家門前之輩、非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之族者、乍可處嚴科者也、依如件、

天正十八年六月日

筑前守花押

北條左京大夫氏政文書 一通

寺中棟別之事、指置畢、不可有相違者也、仍如件、

弘治三年丁巳

虎印

梶田高乗寺

北條陸奥守氏照文書 一通

門前棟別五間之分被免畢、不可有横合旨、被仰出者也、仍如件、

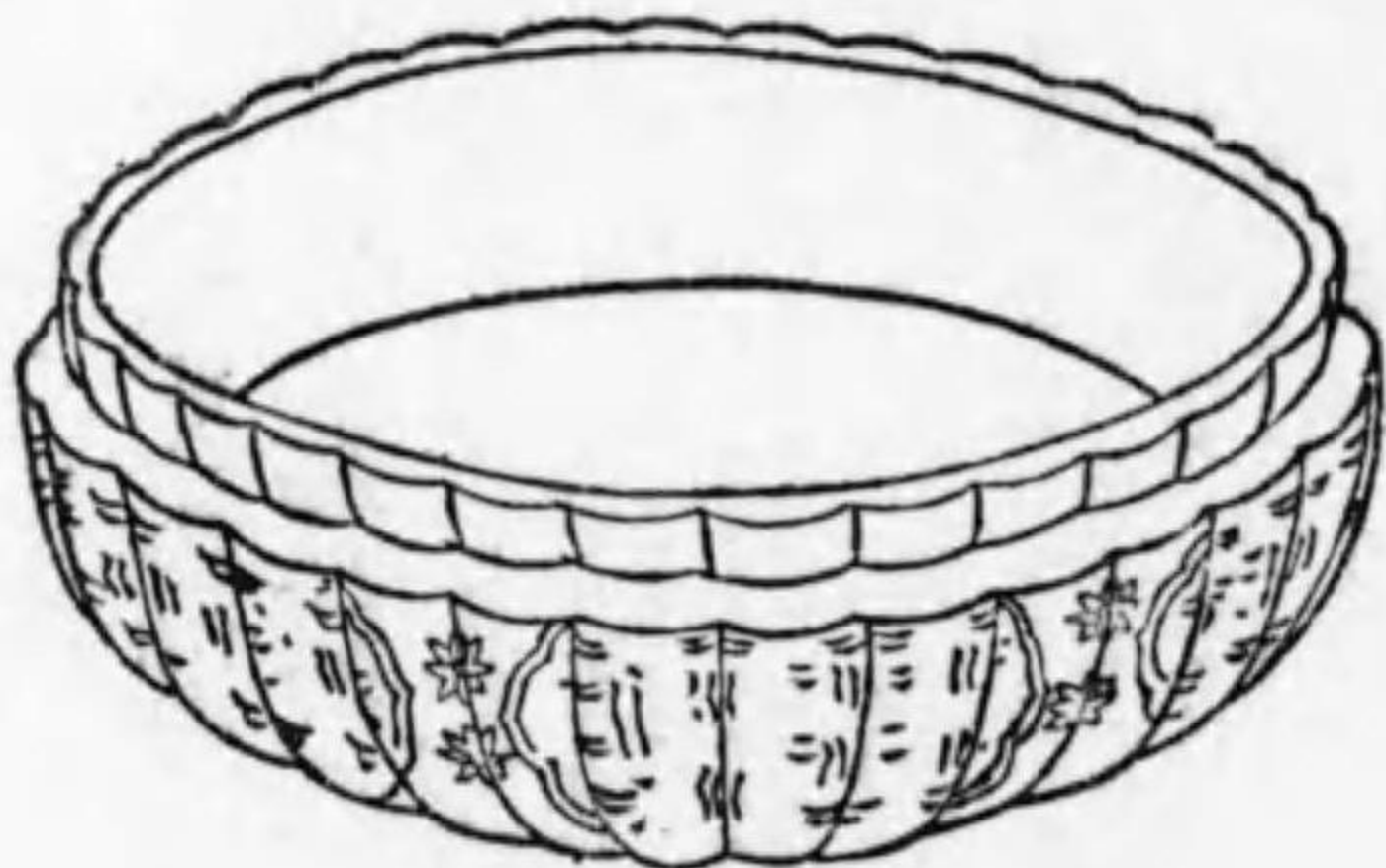
丑七月廿一日

高乗寺

布施奉

慶長七年十月大久保石見守、を安より左の如く材木所望によつて、境内字二枚島にて七〇廻り一木、同く池ノ深にて八尺五寸廻りの櫻一本、六尺五寸まはりの松一本、同く堂ヶ尾澤にて杉丸十六本、以上十九本を送りけるに、同年十二

香篋



月使者松平伊兵衛を以、銀杏の紋付たる臺子一圓、青螺鞍一口、鐘一口謝禮として贈れりと、寺記にみえたり、  
態令啓上候、仍御無心之申事ニ候得共、松木にて永木堂本申請度候、石見屋舖ニ火事出来、俄ニ作事□□仕候、何方にも永木成者一切無之、不及料簡申入候、依之御寺まで山□遣し可申候、御用□申請度存候、三間の引物ニ成候、永□可申請候、恐惶敬白、  
十月十四日

高乗寺侍衆閣下

大野八右花押  
田上庄右花押  
諸星右兵花押

香篋 一色に金の蒔繪あれど、そのさますりはげて見え分たず、内は黒ぬりにて、いかにも古色のものなり、今蓋は尖へり、  
水晶珠數一 右二品は天正より血脈の布施として、中嶋豊前守を 衆寮の方へあり使者として贈れりと寺記に見えたり、  
衆寮 本堂に向ひ左北向、昔山門に安せし、十六羅漢 庫裡 同く右の方にあり、の木像各一尺ばかりなるあり、  
庫裡 土藏を造込にす、裏門 庫裡の前にあり、  
鐘樓 本堂の前にあり、二間四方、慶長元年鐘造の鐘をか、  
山門趾 同前、元祿中焼失の 鐘樓 境内入口にあり、二間四方、後、再建に及ばず、 總門 丸柱六本建にて扉なく、

と古色な 制札 總門に向ひて右の傍にあり、其文は天正十  
 八、八年太閤秀吉より出せしものにて、前にみ  
 えたり、左方に圍一丈 住吉社 總門を入て右の方高丘の岩  
 二尺許の楓樹あり、小祠にて東向、  
 上屋六尺四方、 辨財天社 客殿の南方にあり、北向、小社  
 神體白幣、 千人頭窪田忠兵衛が先祖越後守  
 忠謙が勸請す 白山社 客殿と相對してあり、小祠、天  
 神體白幣、 字城山の上にあ 稻荷  
 満社 字梅澤にあり、廢祠、 妙義社 小祠、乾向、  
 社 同じ山の麓にあり、小祠、東向、神體白幣、 愛宕社 客殿  
 社 右の二社は往古城山の鎮守なりと云、  
 山上にあり、 山王社 總門を入一町許左の方にあり、  
 石の小祠、 小祠、南向、神體白幣、 金毘羅  
 社 字榎窪にあり、小 塔頭日陽軒 總門を入三町許右の方丘  
 社 祠、同上、良向、 長心庵 總門をいり  
 北の方にあり、 清流庵 同上、 天桂院 總門をいり  
 丘上にあり、 慈眼庵 本寺の南の方にあり、以  
 あり、 雪江庵 同く左の方、 本寺の南の方にあり、以  
 弘治年中北條氏より、あらためて指置となりし時は存せりと  
 云、その頃の古き圖に見えたり、いつの頃廢せしや年代はつ  
 ず、 城墟 總門の東の方なる山を土人城山とよべり、登り二  
 ず、 城墟 町ばかり、その頃は平坦にして乾の方より哭の方

にわたり、長さ半町あまり、幅は廣狹あれど、大抵十二三間  
 ばかり、北の隅には妙義の小祠あり、頂より哭の方へ數十歩  
 を下り、曾根の高所を疏鑿し、道を通せしところあり、坤方  
 の山面中腹に、七八間を隔て、その幅三間許にきりひらけ  
 たる所二段あり、乾の方にも切通しと覺しき處あり、それよ  
 り少し下りて馬治し場と唱へ、四五歩空地あり、されど水あ  
 り、所とも見え、良の方はやまくづれていと峻しくそばたて  
 り、按にこのところ物見櫓など構へしにや、居館は良の方山  
 の麓小名狭間にありしならんと云へど、何れの人か、こゝに住  
 せしや傳へを失せり、一説には往昔桐田氏の人居住すともい  
 へり、桐田は横山黨より出で、横山權守時重の四男、太郎重  
 兼はじめて此桐田に居を構へしより、その子次郎廣重代々こ  
 の地に住せしゆへ、子孫桐田を氏とせし事ものみえたり、  
 また一説にはこの寺を開基せし長井大膳大夫高兼が、居城を  
 構へしあととなりとも云へど、  
 今よりかんがふべき由なし、  
 地蔵堂 見捨地、五坪、小名原宿にあり、九尺四方の堂、茅葺  
 持、村  
 家徳庵 境内除地、八十坪、同じ邊にあり、濟門の禪宗にて、  
 下長房村長泉寺末なり、本尊彌陀を安す、木の立像にて、  
 長八寸五分、別に藥師像木の立像にて長一尺、左右の日  
 月二光佛とも立像にて、長四寸五分なるを安せり、この庵  
 起立の年代等  
 傳を失へり、  
 寮見捨地、八十坪、小名原にあり、六間半に三間半、茅葺に  
 て南に向ふ、本尊馬頭觀音木の坐像にて、長三寸五分ばかり

り、行基菩薩の作なりと云ふ、無名の寮にて起立の年  
 代をつまびらかにせず、土人呼んで原ノ寮といふ、  
 千體地藏堂 見捨地、二百坪許、小名川原ノ宿にあり、三間  
 長二尺五寸許の地藏を安し、その左右に木の立像、長六寸ほ  
 どの地藏千體を安せり、又別に厨子に收めし藥師佛及十二神  
 將あり、藥師は木の坐像にて、長五寸、十二神は立像にて、  
 長二寸五分、佛工の名を傳へず、堂の傍に寮あり、二間半に  
 八尺、杉皮葺、これに  
 堂守を置けり、村持、  
 觀音堂 年貢地、二畝、小名初澤にあり、二間に三間、東に向  
 を模せし觀音を安す、立身は長一尺ばかり、坐像は長五六寸  
 許、堂に向て右の方に寮あり、東向にて二間に三間半、如是  
 堂と號す、こゝには堂  
 守居れり、高乘寺持、  
 實相院 境内見捨地、五百坪許、小名落合にあり、小室山と號す  
 東に向ふ、本尊不動を安す、木の立像にて、長  
 二尺二寸、開山の僧年代等のことをつたへず、 地藏堂 客  
 殿  
 に向て左の方にあり、二間に三間半、東向にて、  
 將軍地藏を安す、木の立像、長一尺五寸ばかり、  
 吉祥寺 境内見捨地、三百坪許、小名坊々谷にあり、明王山と號  
 だ再建に及ばず、假に九尺二間の堂を西向に設く、本尊不動  
 を安す、木の立身にて、長二尺ばかり、開山開基のことばつ  
 詳ならず、

春泉寺 除地、四段五畝二十五歩、小名梅ノ木平にあり、久昌  
 七間に五間南向にて、本尊釋迦木の立像を安せり、開山は本  
 寺五世の僧月中宗掬、天文廿年九月九日寂す、開基つまびら  
 ず、 毘沙門堂 境内南の方にあり、二間に二間半、南に向  
 享保十七年備前國の人にて、竹園竿頭なるも  
 の建立して、この堂を梅平庵と名づくとも云、  
 安養寺 除地、一段二畝歩、小名柏木野にあり、同向山淨土院  
 半に四間南向にあり、本尊阿彌陀木の坐像にて、長一尺六寸、  
 左右は觀音勢至各立像にて長二尺なるを安す、行基の作なり  
 と云、開山の僧體盛は寛  
 文二年二月晦日入寂、 寺寶 不動一軀 木の立像にて長  
 文二尺二寸、厨子  
 に入る、智證大師 地藏六軀 木の立身にて、長各六寸、厨  
 の作なりと云、 地藏六軀 子に収む、弘法大師の作なり  
 と云、 貴布禰社 境内にあり、社三尺四方、南に向ふ、神體  
 をたつ、例祭は年々七  
 月初日なりといふ、  
 十王堂 廢跡 小名初澤大光寺より北の方なる陸田の中にあり  
 移せりと云、其跡に今も古松一株あり、圍一丈ばかり  
 なるものたてり、土人これを十王堂の松とよべり、  
 舊蹟 屋敷蹟 小名散田十二社權現の北の方にあり、延寶の比十  
 元祿の比まで住居の地なりと云、今陸  
 田となり、凡一段歩ほどの地なり、



舊家 栗原藤太郎 小名大平に住せり、先祖は栗原彦兵衛と號す、山間にて耕作の地なれば、炭焼の業をなせしに、其比は山々に定れる持主もあらざれば、山續三四里の間を己が有とし、家人共に専ら此業をなさしめ在けるに、彦兵衛ことは甲州に於て筋目ある者なればとて、北條家より招かれしが、それにも應せざりしゆへ、左あらば百姓せよとて、耕作の地を賜り、そのうえ炭焼司に命ぜられ、家中の焚炭をぞ出しける、とかくするうち從ひしものも追々土著の農民とはなれるよし、御打入の後までも子孫なを大平山の下水をもて、炭に燒て八王子に出しひさげると、寛文の比に至りその山も收公せられしゆへ、つゝぬにその業も止めと云、今に至り小屋場谷と呼べる所に、昔の炭竈三ヶ所存せり、子孫由緒あつて千人組となりてより、今もしかり、先祖彦兵衛北條氏より賜ひし文書二通を藏せり、左のごとし、

御家中炭焼之司被下候、皆々致談合、炭釜を作、毎月炭上可申候、諸役之儀ハ、御赦免候、納候處員數之儀、重而可申付由被仰出者也、仍如件、

虎印あり  
辛酉正月廿一日

栗原彦兵衛

一 雲  
福阿彌 奉

百姓仕候下地、貳貫貳百文之所被下候、此度油井飛脚使可仕候由、被仰出候也、

虎印あり  
三月二日

栗原彦兵衛

一 雲  
福阿彌 奉

落合新藏 此れも千人組にて小名落合に住せり、先祖落合八落合新藏 左衛門、小田原北條家より賜はりし文書一通を藏す、左

番匠綾野横合申懸ニ行而、以目安申上候間、御赦免條々、

一年中納物之事、  
一棟別之事、  
一不可有横合非分之事、  
以上

右小前ニ致、御百姓公事等、無懈怠可走廻、就中今度敵當城へ取懸ニ付而者、弓ニ而も嗜、各ヲもかたらひ走廻ニ付而者、隨望可有御褒美者也、依如件、  
申十二月廿一日判  
落合八郎左衛門

井出彌五左衛門 此れも同千人組にして、小名原宿に住せり、今川家に仕へしが、彼家没落後一族と共に當國に來り、此邊に住せし人の中にも、井出太左衛門は江戸へ召出され、諸士の列に加へられしが、故あつてその家を失ふと云、兵左衛門は慶長四年千人組に召抱られ、其子孫六郎右衛門、享保年間弟角左衛門を分家し、由緒の爲に持傳へし今川家文書の内二通を譲與へしよしにて藏せり、その文ここに出す、然るに本家の方安永の比退轉に及び、その墓婦に傳へし文書十一通、因あれば平村舊家の條に出す、合見るべし、

見かへし

井出神左衛門

氏輝

駿河國富士上方淀志田之内弦卷田之事、

右由比助四郎ト雖有問答、從父伊賀入道代及卅六年

令所務上者、令領掌訖者、無相違永可令知行者也、  
依如件、

天文三甲午年十一月七日

氏輝花押

井出神左衛門尉殿

見かへし

井出左近太郎とのへ

義元

井出左近太郎屋敷分事、

右雖今度爲降人、指出拾貫文令取沙汰、爲代官職所預置也、若百姓等於有違亂族者、可加下知者也、仍

如件、

天文五丙申十二月廿四日

義元花押

井出左近太郎とのへ

百姓左衛門 設樂を氏とす、川原ノ宿に住せり、此者の先祖左衛門萬治年中、村内川原の地を開きて、一宿を取たてし功によりて、高九斗の地を除き賜はりしといふ、

下柵田村

下柵田村は、郡の南にあり、古は下の字を冠せず、直に柵田村とよべり、横山庄に屬せり、江戸日本橋より十三里餘の行程なり、家數六十五軒、三區にわかれて住せり、東は山田村にて、巽の方は小比企村なり、南は館・寺田の二村にて、北は散田村なり、西の方は上柵田の地につゞけり、東西三十五町ばかり、南北三町ほど、地形をすべていへば平かにして、少しく高低あり西の方へよりては山あり、水田は東南の方及中ほど、小名二軒在家の邊より西の方小名狭間の山合にあれども、二ヶ所ともに僅の水田なり、陸田は水田より多し、土性は野土にして、粗薄の地多し、又眞土も少くあり、秣場二ヶ所あり、字芝間と字上谷原とにあり、村民暇あれば蠶桑を事とす、當所の開闢もふるきことなるべし、御打入の後には御料所にて、岡上甚右衛門景親支配せしと云、

その子次郎兵衛某が時までも支配せしが、貞享四年七月六日罪ありて遠流せられしにより、當所は江川太郎左衛門某かはりて支配し、その後寶永二年のころ前田出雲守玄長に賜りしより、今の繁之助長昭に至るまでも知行せり、

高札場 村の中程二軒

小名 大牧 巽の方 二軒在家 中ほど 狭間 西の方

山川 山 西へよりたる所の境にあり、地頭の

湯殿川 三町ばかりにして、小比企村に達す、川幅三間ばかり、

水利 堰二ヶ所 一は筋村の東の地境にあり、堰の大き横七尺とひとしく高さ

六尺許りなり、

神社 辨天社 小名二軒在家にあり、社地は池の内なる中嶋にあり、社地は池の内にあり、村の持、この池はもと沼井に穿ちし

熊野十二社 社地見捨之地、辨天社より少し北にあり、則二軒在家の鎮守なり、十四五間四方の森の中に社あり、宮作にして覆屋あり、南向なり、前に鳥居をたつ、寶永年中の棟札あり、此時の勸請なりや詳ならず、祭禮は年々七月二十七日な

末社 稻荷社 天満社 八幡社 三社とも村持

て、本社左

蔵王社 社地、居林十間四方ほど、小名大牧にあり、その所の東向なり、前には石階三十二級ありて、

山王社 小名狭間の内山あひを傳ひて、奥の方なる尾崎にあり、

年代を知らず、此地の山の根より清水涌出し、北に流るゝ、二町許にして、上柵田村に入、川幅三尺許りの水を、社領の水田に

末社 辨天社 小祠な

第六天社 別當寺の北の方

常眞福寺 本社より一町許り東にあり、山王社地に清水あるを

日蓮の作なりと云、長一尺五寸ばかりの像なり、

寺院 雲光寺 境内七畝、除地、田畠合三段六畝、小名大牧にあり、

古碑一基 本堂の西の方にあり、長二尺

惠眼寺 境内、一段二畝二十五歩、除地、畠合一段六畝十四歩

本郷山とも文殊山とも號せり、開山傳之東堂、文安五年三年朔日寂す、本堂三間半に四間半、南向なり、本尊文殊木の坐像長六尺許り、又藥師の木像あり、長一尺七寸許り、

高樂寺 境内、二畝、除地、畠九畝十二歩、小名狭間へいる所

昔は今の境内より一町許り坤の方の山にありし故、かゝる寺號山號もつきたりと、こゝへ移りし年代詳ならず、本堂三間半に七間、西向なり、本尊不動木の立像、長三尺

十王堂 坤の方にあり、二間四方、十王の像長各一尺許り、石にて作る、この堂昔は上柵田村の内にありしを、後こゝへうつせり

と云、今上柵田の内陸田の中に松の喬木あり、これを

岩窟 寺の後の方にあり、岩穴に入ること十五間ばかり、向て

音を安す、石像にて長各二尺餘、又虚空藏不動荒神辨天思沙門大黒等の像を安す、これも石像にて、長は二尺二三寸ばかりなり

觀音堂 境内、壹畝十九歩、小名大牧にあり、二間半に三間半

圓通庵 年貢地、三畝、小名二軒在家の南の方にあり、二間半

新編武藏風土記稿卷之百二下 多磨郡之十四下

村雲津院持

柵根塚 昔こゝに柵の大木ありしと云、これ村名の起る故なり

とぞ、又柵ノ坂と云坂あり、小名狭間の南の方なり、これ柵のありし比朝日さすとき影移りし故なりとぞ、其間凡十二三町を隔し所なり、喬木なりし事思べし、

代官屋敷跡 小名二軒在家の西の畑の中なり、

新編武藏風土記稿卷之百三

多磨郡之十五 柚木領

○小比企村 小比企村は、郡の南にあり、或小引に作る横山庄に隸せり、東は片倉村に接し、西は柳田・散田の二村に界し、南は宇津貫・大船の二村に及び、北は子安・新横山の二村に隣る、東西凡一里、南北十七八町、地形低窪にして、南北少しく高し、土性は眞土野土等にて、水田少く陸田多し、土人の傳へに往古片倉村に城壘ありし頃は、この邊みな泥沼なりしと、寶永の頃迄は御領所にてありしが、正徳中に至て長澤某に賜り、子孫長澤直次郎資言知行せり、昔御料にて岡上次郎兵衛御代官所なりし頃、檢地は寛文六年竹村彌太郎檢地す、家數百四十軒、江戸日本橋まで行程凡十二里餘、

高札場中居の申程小名

小名 上組 村の西を云、以下時田に至 中組 杉ノ下坂 下 中居 竹ノ内 時田 長作村の東北の 江田原村

南にあり、此所に大家あり、上に一株の松あり、主人の云、古へ武具をうづめし塚なりと傳ふ、

山川 山田川 山田村よりそゞき、村の北方を流れて子安村に達す、瀧二間許、

湯殿川 山田川より來り、村中を東流して片倉村に注ぐ、瀧三四間、此川村内の灌漑に用ゆ、

橋梁 木ノ根橋 山田川に架す、字長作にあり、往古は大木の蟻根流上に屈盤して、おのづから人の往來をなす、後板橋となる、長五間幅六尺、今になを蟻根の殘あり、

月見橋 山田川に架せる板橋なり、此邊の字を赤根と云、土人月見橋の話に頼朝此橋上にて月を見しと、長四間幅八尺、

大橋 湯殿川に架す、字内手にあり、幅六尺の板橋なり、

板橋 是も湯殿川に架す、字稻荷前、幅五尺、

神社 白山社 除地、一段五畝二十歩、小社なり、字中居の山邊にあり、四十畝の石坂を躡りて社前に至る、神體甚古物にして朽蝕し、其半身を失ふ、立身の木像、長二尺二寸許、石坂の下に鳥居あり、鎮座の年代は詳にせざれど、別當萬福寺に傳ふる北條照長が天正十五年に與へし文書に、白山免二百文とあれば古社なることしらる、同寺の持なり、

稻荷社 除地、一段五畝十五歩、小名時田にあり、當社も鎮座せしもの三所まであれば、こゝもその一社なるべし、本社の上屋二間に三間、拜殿二間に四間、東向、神體長七寸許、鳥居あり、柱間一丈、稻荷大明神の五字を榜す、昔に神祇道管領卜部朝臣良連とあり、例祭二月初午、村内の鎮守にて、同

寺 末社 二社相殿 本社に向て右にあり、八幡社 社地、山林二畝許、村の南にあり、小祠、後皆同じ、此邊字八幡森といふ、村民持、

鈴鹿社 社地、山林一畝二十歩許、字内手にあり、村民の持、

山王社 社地、山林一畝廿歩許、字山王森にあり、村民のもち、

白旗社 社地、山林一畝許、字上組にあり、白旗權現と稱す、舊家の條并せ見るべし、

寺院 萬福寺 字長作にあり、新義眞言宗、本部八幡村寶性寺末、摩尼山と號す、開山僧正清海、正應元年八月廿四日寂す、天正年中村内に於て寺領三石の御朱印を賜ふ、則ち境内も寺領の内也、客殿十間半に八間也、本尊彌陀を安置す、寺寶 毘沙門一軀と云へり、 北條照長ノ古文

書一通 按に照長は北條氏直・同氏照などの一族なるにや、系圖及び其比の記録にも所見なし、寺傳に北條氏なるよしを云と、文中に北條氏なるよしは見えざれば、他姓の人なるを誤り傳へしものべからず、その文に、

- 書出指置之分、但目墨帳之ことく候、
- 五百齋 いなり免
- 二百齋 大秩谷
- 二百齋 白山免
- 二百齋 阿彌陀免
- 三百齋 いなり免

百五十齋 いなり免

三百齋 百姓中九日まつり

三百齋 百姓中しも月まつり

合貳貫五十齋 天正拾五亥八月九日

照長花押

萬福寺百姓中

諏訪社 客殿の西の方にあり、當寺開山清海は信州の産にて、諏訪氏なりと、因て當社を勸請して鎮守とせりと、社前に樫の古木あり、中は朽て二本に見ゆ、よりて見れば古社なることしらる、 觀音堂 客殿の坤の二間半に三間、立身の千手觀音を安置す、木像二尺許、本尊なり、

長慶寺 境内除地、一段三畝十六歩、字竹内にあり、禪宗臨濟派、本郡山田村廣岡寺の末、小比企山と號す、客殿五間に六間半、南向、本尊釋迦木の坐像、長七寸許、運慶が作と云、開山は存意支誠、天文十六年の建立なり、

大林寺 境内除地、二段八畝十歩、字中居にあり、禪宗曹洞派、本郡館村龍見寺末、藥王山と號す、明應四年小坂氏大林なるもの創立せり、開山は僧芳山月洲なりと云と、此人天和三年二月十五日の示寂なり、明應四年を去こと百九十年にあまりたれば、中興の開山なるべし、客殿は七間に六間半、本尊行基のつくれる薬師を安置すといふ、地

藏堂一間半に二間、境内二あり、立身の三社相殿坤にあ

藏堂木像を安置す、長一尺許、行基の作、

り、小祠、天照太神宮、春日辨天を合祀す。

舊家 百姓彌八 先祖は小坂新兵衛とて、甲州の武田家に仕へ

古文書二通を所持す、其文下に田せり、按に村内大林寺の開基大林は小坂氏なるに、この人明應四年大林寺を建立すと云は、新兵衛も當村の産にして、子孫の者再び舊地にかへり住せしにや、はた新兵衛は自づから別家なるも又しるべからず、

於于去二月十五日、信州水内郡葛山、頸堂、其方元官源衛門討捕之條、戦功之至感候、彌可加褒美者也、仍如件、

弘治三丁巳三月十日

晴信(印)(朱印)

小坂新兵衛殿

志村善左衛門との

此度當表へ相移□□、然者住所之儀、村山之内立川分被定置候、荒野之地ニ而知行開次第、其者ニ被下置候、早々彼地へ罷移可令居住候、御出陣留主□者、玉川内ニ者他所之衆不被指置候、早々被任置候地へ罷移、宿被立、諸不入ニ被定置候間、心易可令住居候、萬一他所へ罷移ニ付而者、何方へ罷移候共、可被召返候、不入之地へ相移、心易可令住居候、猶存

分達就有之者、取納御馬上可申上旨被仰出候也、仍如件、

天正十年なるべし(朱印)

壬午十二月廿七日

宮谷衆中

小坂新兵衛殿へ

百姓新八氏を晴信と云、同姓のもの村内に三人あり、此氏はふ、後其旗を楯現に祝ひしよし、村内に鎮座する所の白旗權現是なりと云、家の墓所に文正應安等の石塔あり、土地開けしよりの民なりと知らる、されどその傳ふる所はさだかならずと云、

○片倉村 片倉村は、郡の南にあり、横山庄にて郷名を失ふ、江戸日本橋より行程十二里、村の四境、東は打越村に隣り、南は山を隔て相原・鑓水の二村に境ひ、西は宇津貫・小比企の兩村につゞき、北は子安村に及ぶ、東西十五六町、南北二十町許、地形南北に山丘ありて、中央は尤低し、土性は野土眞土なり、陸田多く水田少し、民家百六十軒、所々に散住す、桑蠶の利あり、檢地は深谷喜右衛門寛文年中に改めたりと云、正保の頃は御料所にて、御代官岡上甚右衛門景親支配せしが、其後何の比よりか私領の地となり、今は藤澤宮内・前田繁之助二人の知行所なり、其餘住吉の社領も入會へり事は神社の條にしるせり、村内に相州へ通する一條の往來あり、南の方

上相原村より北の方杉山峠を越て、相州橋本村に達す、道幅二間より三間に至る、又鎌倉古街道と云一條あり、是は鑓水峠をこえて小山村の方へ通せり、中ほどにては今の相州道と合せり、

高札場 日向の東

小名 川窪 東の方に

日向 古城跡の

只沼 これも同じ

時

田 北により、釜貫 村の南の方なり、下の

車石 臺

山川 杉山峠 登り十六町ばかりの峠

鑓水峠 高き杉山峠に同じ、杉山の

宇津貫川 川の南を流る、幅二間ほど、

湯殿川 又時田川とも云、村の北の方を流る、川幅四五

橋梁 板橋二ヶ所 一は湯殿川に架す、小名時田にあり、長さ七間

餘、是も湯殿

水利 清水出せり、二ヶ所ともに村内の水田にそゞぎて用水と

せり、この餘宇津貫川・湯殿川に



分二寸六徑

神社 住吉社 城山にあり、村の鎮守なり、社は五尺の宮造なり、臨士に不動毘沙門を安す、運慶の作なりと云、神體は圓き鏡なり、これにても近き鎮座にあらざることをしるる、語り傳に當社は古へ大江備中守師親在城せしころの守護神なりとも、ししからば別に神體ありて、この神體は後に造りしものなるべし、師親は應永の比の人なり、祭禮毎年七月 別當來光寺村の東北にあり、新義眞言宗、同郡宇津貫村龍光寺末、世尊院金藏坊と號す、開山詳ならず、開基は大江備中守師親なり、本堂八間に 熊野社 境内の鎮守なり、小祠、神體左六間、南向なり、徑七寸六分、裏に



武州多西郡横山片倉村

來光寺鎮守

熊野三所大權現

天文廿乙卯四年四月吉日 賴尊 敬白

白山社 小名釜貫にあり、小祠なり、

第六天社 小名車石にあり、小祠なり、

富士淺間社 小名釜と云所にあり、

山王社 小名川窪にあり、小祠なり、

寺院 慈眼寺 小名釜窪にあり、禪宗曹洞派、同郡由木村永林寺末、白花山と號す、開山岳應義、天正十五年十月十日寂す、本尊正觀音、長一尺六寸ばかり、運慶の作なりと云、本堂十間に六間西向なり、寺領六石の御朱印を賜ふ、

山門 正面にあり、二間に三間なり、樓門にて上に撞鐘、白を掛く、安永三年鑄造の鐘あり、銘文は略せり、

山妙理權現社 境内の鎮守なり、山門の外にあり、

斟珠菴 小名時田にあり、禪宗臨濟派、同郡山田村廣園寺末、常龍山と號す、開山は春林西堂、永祿十二年六月六日示寂す、本尊彌勒、本堂八間に五間半、南向なり、慶安年中御朱印五石の地を御寄附あり、菴室にして御朱印を賜ひしは、其例多からざれば、謂れあるべけれど、もつたへず、

辨天社 境内の鎮守なり、寺の西尺に二間、池の周圍三十間許もあるべし、

高福寺 除地、二畝十八歩、小名車石にあり、禪宗曹洞派、柚木村永林寺末、松林山と號す、開山開基詳ならず、本尊正觀音、本堂七間に四間、南向なり、

寮一字 除地、凡十五間に二十間許、小名釜貫にあり、本尊藥師を安せり、慈眼寺持、

古蹟 片倉城蹟 傳へ云、應永の頃大江僧中守師親在城せりと此城古は東南北の三面は沼にして、西には高

多磨郡片倉村總圖



新編武蔵風土記稿卷之百三 多磨郡之十五

き平地あり、その所に侍の屋敷町などありしと云、今見る所は西より片倉村の眞中にさし出て、高さ五六丈の山なり、大門口は西の方山にて、廣さ南北百間あまり、狭き所五六十間僅かなる芝原なり、東の山上に住吉の社あり、是所に櫓の跡と云傳ふる所あり、この山の北の隙を小川流れ、これを湯殿川と呼ぶ、又南に小川あり、宇津貫川と云、この二流の川城山の東の方丁ほどをすぎておち合へり、小名川窪の東にさす場と云所あり、南北より山足張いて、狭窄の地にて昔水流をつき留し所なりと云、かゝりければ城下は尤池沼とも成しなるべし、城蹟の圖上のごとし、

墳墓 古碑 五基、小名日向と云所にあり、何もの墓なると云古きものなり、共に長二尺ばかり、この碑は城山より掘出せりとぞ、又相州街道の左の方にも五輪の碑あり、是も事實は詳ならず、

○宇津貫村 宇津貫村は、郡の中央にあり、郷庄の唱を失へり、江戸日本橋より行程十三里、村の四境、東より北へめぐりて片倉村に墾ひ、南は山を越て下相原村に及び、西は大船村に隣れり、東西十三町、南北も同じ、地形西南北に山丘ありて、東は平地なり、水田陸田ともに等分にて、土性は眞土なり、民家八十軒、處々に散住す、檢地は寛文七年深谷喜右衛門改む、今平岡仁右衛門が知行所なり、賜はりし年代は傳へず、

小名 綿打谷戸南の方、芝ノ上村の中央、勝負谷戸北よりを云、  
 宮田東の方、君田西の方、下谷戸東よりに閑  
 道谷戸南の方に、中村中ほど、堂ノ上これも中程を云、  
 山川 杉山峠村の異の方にあり、登り十四町許、  
 七國峠村の南の方相原村のかたへ出る小徑なり、峠の高さ杉  
 駿河・常陸等の國々見ゆるに  
 水利 用水村内の山間より清水出づ、  
 神社 第六天社名芝ノ上にあり、小社、小  
 山王社 餘地、二畝餘、小名堂ノ上にあり、是も小社なり、側  
 同郡上野原村本立寺の持、以  
 上二社を村内の鎮守とせり、  
 稻荷社 餘地、四坪許、小名君  
 山神社餘地、四坪許、小名綿打  
 谷戸餘地、二畝餘、小名綿打谷戸にあり、禪宗臨濟派、  
 寺院 福昌寺同郡山田村廣園寺末、律深山と號す、開山繼賢  
 宗今、文龜五年十一月十五日示寂す、按ずるに文龜四年は永正  
 元年なれば、恐くは永正二年の示寂なるべし、開基は後藤將

監尉治と云て、小田原北條氏に仕へし醫師にて、法名才彌長  
 勤居士、慶長十二年八月十五日卒すと云、又寺傳にいふ、當  
 一寺となり、本山より寺號山號を許されしと、されば前にい  
 へる開山開基と傳ふるは、始て共に是庵室を草創せし人々に  
 てもあるべし、きはあれ慶長は永正を下ること九十年にあま  
 りたれば、此人々を開山開基とならべ稱するは、甚だ疑し、廢  
 もしくはかの後藤某は是當寺のいまだ庵室にてありし比、廢  
 べからず、されど今考證となすべきものなければ、姑く其ま  
 を記す、本堂十一面觀音、木の坐像、藥師堂境内にいり  
 にして、長五寸許、安阿彌の作なり、  
 あり、二間、鐘樓藥師堂の側にあり、鐘は寶曆六年  
 半に四間、鐘樓其所を殿ノ臺と云、村の中央にて、少し  
 舊蹟 後藤將監宅蹟高き所なり、其詳かなることとはつたへず  
 云、  
 ○小山村 小山村は、郡の南にて武相の國界にあり、横  
 山庄と唱ふ、江戸日本橋より行程十二里許り、村の四境  
 東は小山田村に隣り、南は武相の境川を限り、川の向ひ  
 は相州高座郡小山村なり、是を日陰小山と云、西は相原  
 村につぎ、北は鑓水・大澤・小山田の三村に接す、東  
 西二十四町餘、南北九町餘、地形北の方に山丘ありて、  
 南の方は境川にそへる平地なり、民家は三百二十軒、北  
 の方に散住す、水田少く陸田多し、土性は眞土黒土なり、

秣場西の方にありて、大澤村と入會の地なり、檢地は寛  
 文六年深谷喜右衛門たゞせり、正保の頃は御料所にて、  
 御代官高室喜三郎支配せしが、元祿十一年村内をさひて  
 松平次郎右衛門清親・神保新五左衛門長治へ分ち賜ひ、  
 又寶永二年十二月殘る御料の地を、多賀主税高國へ賜へ  
 り、此多賀が知行はその後故ありて上地となり、享保の  
 頃は御代官石川傳兵衛あづかり奉り、同き五年より江川  
 太郎左衛門支配せしを、同八年松平九郎左衛門の御預地  
 となり、明る九年日野小左衛門が御代官所となりしに、  
 享保十九年再び高井兵部少輔信房に賜ひしより、今もか  
 の子孫の輩高井但馬守常房・神保喜内長通・松平龜五郎善  
 寶三人の知行所なり、  
 高札場三ヶ所 共に村の東の方に  
 小名 堂ヶ谷村の西にあり、以下片所に至るまで、久保  
 次第に東の方へならびつゞけり、  
 ヶ谷 三ツ目 荒ヶ谷 狸谷 田端 上ヶ谷 岡田  
 ヶ谷 町有 高ヶ谷 片所高ヶ谷の東の方にて、僅の  
 數とも云り、側に古鎌倉より秩父へかよひしと云、古街道  
 の跡あり、今は所々中絶して定かならず、この芝地より寶  
 曆年中村民佐右衛門なるもの、古き矢根五本を掘出せりと  
 て、今も村民源内と云ものその一本を持傳へり、柳葉の形

にて、片面に重の字、片面に次の字を鐫せり、最古色には  
 みゆれど、重忠が時代のものなるや詳ならず、以上の地は  
 松平龜五郎が知る所に、御嶽堂片所の東 沼みたけの東  
 して、上郷とよべり、  
 所の百姓善八が墓所に、至徳三年六月と云りたる古碑あり  
 何もの、碑なることは傳へず、以上の二ヶ所は中郷と呼び  
 て、高井但馬守が、中村沼の東に、馬場中村の又東の方  
 采地なりといふ、  
 ヶ所は下郷となへり、  
 神保喜内が食地なりと、  
 山川 境川村の南の方武相の國界を流る、川幅四間より五間に  
 四町四十間を経て、  
 小山田村に達す、  
 神社 札次明神社社地、五百二十一坪許、小名町有にあり、神  
 社地にて覆屋あり、三間に六間、南向、神  
 體はなし、勸請の年曆及び祭神を詳にせず、  
 上郷中郷の鎮守なり、例祭七月二十二日、  
 左の方にあり、  
 二間に三間、  
 御嶽社社地、二千七百坪餘、宇御嶽堂と云所にあり、小社に  
 御嶽社にて四間四方の覆屋を建つ、前に拜殿あり、二間に三間  
 すべて南向なり、その前に石階五十四段ありて、中ほどに木  
 の鳥居を建、例祭七月十七日、下郷の鎮守なり、以上の二社  
 は福生寺御朱印の内にし  
 て、共にかの寺の持也、  
 飯繩權現社社地、無年實地、四百九十坪、小名御嶽堂にあ  
 飯繩權現社、小社にて二間に三間の覆屋あり、南向、祭

神は宇賀靈大尊・保食命・天熊人命の三座なり、當社の來由を尋るに、往古別當神明寺の開祖三藏坊は、上州新田郡脇屋村に住居せしが、故ありてこの村に來る、其時この飯繩の像も持來ると云、是曆應四年二月のことなり、神體尤も古色に見ゆ、社前に石、末社、三座相殿、稻荷・愛宕・天神を合祀す、の鳥居あり、

こだね石、本社に向て右の方にあり、高さ一尺五、別當神明寺、本山修験、向郡木曾村覺圓坊の獨下にて、新田山と號す、寺本尊不動の立像、長二尺五寸、本堂は五間半に四間半、

山王社、小名三ツ目により、小社にて覆屋二間に三間、南向なり、社地は寶泉寺御朱印地の内に、末社、天王社、本

即同寺の持也、前に鳥居あり、

ひ左の方にあり、

樂殿、本社に向ひ左の方にあり、二間に三間、

御嶽社、除地、一畝六歩、小名荒ヶ谷にあり、石の祠なり、南向、社地にみたらしとて小なる池あり、雲水にて旱魃の時は、土人集りてこの池にて雨乞をなすと云、正源寺の持、

神明社、社地、百八十五坪、小名町右にあり、小社にて覆屋九尺に二間、南向、前に鳥居あり、村の持なり、

寺院、寶泉寺、小名三ツ目により、寺領九石の内なり、禪宗臨濟派、同郡芝崎村普濟寺末、開山は鎌倉建長寺第三十七世眞照大定禪師、貞治二年十二月八日寂す、本尊釋迦木の坐像、長一尺三寸許、本堂六間に七間半、南向、

正明院、除地、二段二十歩、彌陀料除地、一段、小名中村にあり、本山修験、同郡木曾村覺圓坊の獨下なり、小郷山慶樂、慶長十六年示寂す、阿彌陀堂、二間四方、南向、彌尺ばかり、背後に銘あり、よみがたし、左にしろせり、尤古色に見ゆ、願は彌陀の淨くれねかふへし、清みはかれ外なりかとは

文永二年 大戊 三月十七日 乙丑

應觀方阿闍梨永秀花押 并芳綠清聚女 相模國小津郷

本覺院、除地、一段十歩、小名中村にあり、小郷山と號す、當弟子をわかちてひらきしなりといふ、

千日堂、除地、六畝二十歩、小名上郷にあり、五間に四間の堂を營みしゆへ、そのまゝ千日堂とは稱せりと云、本尊彌陀木の立像、長五尺許、又十王の像を安す、百姓彌十郎持、古碑一基、堂の傍にあり、文明十七年二月とあり、斷碑なり、

地藏堂、年貢地、八十坪許、小名三ツ目にあり、三間四方、南向、前に石階少しあり、本尊地藏木の坐像、長一尺二寸許、寶泉寺持、

鐘樓、本堂の前により、一間半四方、觀音堂、本堂に向て左四方、如意輪觀音木の坐像、長五寸、運慶の作なりと云、三社相殿、本堂に向て右の方、幡・天神を祀れり、境内の鎮守也、

正源寺、當寺は前に記する寶泉寺領の内にありて、別に除地もなく、且同寺の末寺たり、金峯山と號す、開山詳ならず、本尊藥師木の坐像、長一尺許、客殿六間に四間、南向、是寺もと村内小名荒ヶ谷にありしが、寶曆中に今の地に移れりと云、御嶽社、客殿に向て左にあり、

福生寺、小名片所にあり、新義眞言宗、同郡寺方村寶生寺末、本尊觀音木の坐像、長六尺許、本堂七間半に八間半、南向なり、御朱印寺領十二石二斗、何の比賜ひしと云ことを詳にせず、

長泉寺、境内、千七百五十一坪、宇沼と云所にあり、禪宗曹洞派、天正年中示寂す、本尊釋迦木の坐像、長一尺許、本堂八間半に七間、南向、寺安九石四斗餘、御朱印を賜へり、慶安中の事、鐘樓門を入て右の方にあり、貞享年、藥師堂門を入て左の方にあり、三間四方、藥師は木の坐像、長八寸ばかり、行共菩薩の作なりと云、

藥師堂門を入て左の方にあり、五間、三

○上相原村、上相原村は、郡の南にて武相の國界にあり郷庄の唱へは傳へざれど、中相原・下相原ともに相原郷横山庄と唱ふれば、當村も恐くは同じとなへありしならん、村名の起りも詳にせず、土人或は大戸村とも呼ぶ、これ古名と云にもあらず、又その大戸とよぶ義も詳ならずと云、正保の頃までは上中下の三村を通じて、たゞ相原とのみ唱へしよし、その比のものにみゆれば、分村せしは近き世のことなりと覺ゆ、江戸日本橋より行程十三里許、村の四境、東は中相原村、西は上相原村につゞき南は武相の境川を限りとし、北はすべて山つゞきにして館・寺田・大船の三村に接す、民家三十軒村内に散住せりその中西の方へよりては、前後ともに山高く聳えたれば谷あひのごとくにて、冬の頃は朝夕の日をさへ見ることを得ずと云、民家のうしろは山丘にして、前はうち開けたる平地なり、土性は眞土にて、水田少く陸田多し、水旱ともに患なし、秣場は村の西の方をおち澤と云にありこの邊上中下相原入會の地なり、又東北の方中相原村と宇津貫村との中間にもありて、上中下相原及宇津貫・大船五ヶ村の入會なり、當村古のことはすべて傳へず、御入國の後正保の頃は高室喜三郎が御代官所なり、檢地は寛文七年坪井次右衛門が承はりにてたゞしあり、その後

一つの頃よりか私領所となり、今は久松忠治郎が采地なり、村内三條の往還あり、一は村の中央南より北へ達して高良谷へかかり、甲州街道駒木野宿へ向ふ、道幅一間より二間に至る、一は村の東瀧の谷へかかりて、南北への往来なり、則ち甲州道中八王子への道なり、山道にして狭きに至てわづかに獨歩すべきほどの小徑なり、又西より東するの一路あり、是は村内通用の道にして、東行して中相原村に出、其餘相州への通路北より南するの四筋あり、一は村の西、一は村の中央、一は村の東にあり、村の東西十丁、南北五丁ばかり、

高札場 村の中程

小名 段木村の西に 牛田谷 瀧ノ前 高良谷 内坪

春日谷 以上村の西の 子ノ神谷 秦良谷 鍛冶屋村

柿木谷 何れも東へよりてあ 六本松 湯ノ入 涌出せし

とぞ、今 水口 武藏岡 屋敷谷 瀧ノ谷 川鳥れも

東邊に 砂東の方境川の 土谷北にあ

山川 境川村の南をながれ、川幅凡三間、武相の境界となれる

以用水の便とす、水源は西の方をいち澤と云と云より涌出し、村内を流ること凡三十町許、東流して中相原村に至る、この間字牛田谷と川嶋との

北側に水車二ヶ所あり、

神社 若宮八幡社 除地、水田三畝二十七歩、字段木にあり、

柱間九尺ばかりなる鳥居を立、例祭七月廿九日、熊野社と隔年に祭れり、村持、

熊野社 除地、陸田九畝十歩、字瀧ノ前にあ

藏王権現社 除地、水田四畝五歩、陸田四畝、字高良谷にあ

り、鳥居は柱間

八幡社 除地、畑一段五畝十八歩、荏柄の八幡と云、字

春日社 小祠、村持、

子ノ神社 字子ノ神谷にあり、祭禮七月廿

第六天社 字水口にあり、例祭七月廿六

山王社 字六本松にあり、祭禮八月十日、圓

天王社 見捨地、三十坪、是れも

村内の南より北へ通る往来一條あり、この道七國峠へも

通じ、又相州より八王子への往来にもこの道によれり、

民家七十五軒、處々に散在す、土性は眞土にして、陸田

多く水田少し、檢地は寛文七年坪井次右衛門あらためて

貢米の數を定む、其頃の御代官は高室四郎兵衛なり、其

後享保十九年高井兵部少輔信房に給り、今もかの子孫但

馬守常房が知る所なり、

高札場 村の東北諏訪森

小名 三堂谷 村の西の 根岸 三堂谷の東 馬込 根岸の北

松谷 村の中程 八段川の縁通たり、境 丸山 村の東

山川 境川 村の南境を流る、上相原村より来り、當村にそひて

幅凡三四間、此水を引て水田の用水にもそへげり、この川北

岸に水碓二ヶ所あり、一は村の西字三堂谷にあり、一は村の

東字八段

神社 諏訪明神社 除地、廿間に三十間、字丸山にあり、入口に

三間に三間半、鳥居一基を立、柱間二間、古は上中下相原村

の鎮守なりしが、今は字八段丸山のみ鎮守とす、例祭七月廿

日、村内本山修

驗高長院持、

御嶽社 除地、陸田五畝二十五歩、小

神明社 除地、陸田六畝二十歩、水田三畝八歩、

寺院 觀音堂 除地、陸田一段二十二歩、字瀧ノ前にあり、三

かり、弘法大師の作なりと云傳ふれど

も詳ならず、また七觀音の像を安す、菴 觀音堂の側にあ

ふ、山田村 鐘樓 堂の正面にあり、九尺四方、六角堂

堂の西南にあり、石

觀音堂 除地、陸田五畝十歩、字秦良谷にあり、

圓林寺 除地、陸田三畝七畝十二歩、字屋敷谷にあり、天台宗

阿彌陀堂 彌陀は木の坐像、長二尺ばかり、

○中相原村 中相原村は、郡の南にて武相の國界にあり

相原郷横山庄に屬す、江戸日本橋より行程凡十三里、村

の四境、東は下相原村に續き、西は上相原村に隣り、南

は武藏・相模の境川にて、その向は相州川尻村なり、北は

大船・宇津貫の二村に接せり、東西二十町許、南北は十

五町にすぎず、地形南の方は平にして、北の方は山なり



山王社 見捨地、一畝二歩、宇三堂谷にあり、

御嶽社 見捨地、三畝十歩、村の中央にあり、入口

寺院 行昌寺 除地、二段六畝、宇三堂谷にあり、禪宗曹洞派

間半に五間、本尊地藏木の立像、長一尺三寸ばかり、開

山は月中宗物と云、天文二十年九月九日示寂せりと、

長福寺 宇丸山にあり、禪宗曹洞派、郡中山田村大泉寺末、

木の坐像、長一尺許、開山壽山賢察、寛永八年十月十一日示寂

す、此寺の境内は末に出せり、観音料御朱印の地の内なり、

高岳院 除地、一段八畝十三歩、宇三堂谷にあり、本山修験に

す、護摩堂三間に三間半、本尊不動、長九寸許、又弘法大師

の作れる不動の像あり、これは秘佛なれば拜することをゆる

ず、

覺王院 除地、四百坪、宇三堂谷にあり、七國山清眼寺と號す、

尺八寸許、開山を傳へず、

り、九尺四方、鐘は近き年鑄

造せしなれば、銘文は略す、

大日堂 除地、四畝二十歩、村の北なる山の中腹にあり、堂九

の持なり、

○下相原村 下相原村は、郡の南武相の國界にあり、相

原郷横山庄に屬す、江戸日本橋まで行程十三里餘、村の

四境、東は鎌水・片倉・小山の三村に接し、西は中相原村

に接し、南は境川を限りとして相州相原・橋本の二村に

隣り、北は山丘にて同郡宇津貫村にさかへり、地形東西

十五町許、南北十二町、北に山を負ひ、南は平地なり、

土性はなべて眞土にて、水田少く陸田多し、民戸九十軒

村内に散住す、農業の外女は蠶桑を専らとして、太織な

どを織てわづかに生産の助とす、檢地は寛文七年坪井次

右衛門某たゞせり、當村古のことはすべて傳へず、御入

國の後は御料所となり、正保の頃は高室喜三郎が御代官

所なりしよし物に見えたり、其後元祿の比建部六右衛門

某に賜りしより、今も其子孫六右衛門孝職知行せり、

高札場 村の東の方、小

小名 用田谷 村の中程 宮ノ前村の西の 吉川宮の前の

文六年竹村彌太郎檢地せり、その後寶永三年村内をさき

て長澤某に賜はり、その餘の地は江川太郎左衛門支配せ

しを、それも同五年に武田某に賜ひしより、今も二人が

子係相傳へて武田藤右衛門・長澤直次郎が知る所なり、

高札場 二ヶ所、一は村の中央、小名金山内手にあ

小名 臺屋 村の西方 西在家 村の中程 金山 これも中ほ

水利 清水 村内所々の谷間より流出、その末一條の川となれり

堰 梓 宇西在家にあり、高

神社 榛名社 見捨地、十間に百間許、宇内手にあり、入口に

二十五級を上り、又一町餘を過ぎて社前に至る、社は宮造に

名神社は式内なるに、その遷拜のために、勸 末社 諏訪社

石にて作れる 御嶽社 見捨地、百坪許、宇鐘ヶ澤

金山社 見捨地、百坪許、宇金山内手あり、石階十

中谷 吉川の東 橋本 中谷の東 坂下 橋本の東 境 坂下の

り、 森久保 村の西南、境

山川 境川 村の南境を流る、名義は上村の條下に記せり、東流

許、

寺院 清水寺 除地、畑合二段八畝二十歩、字坂下にあり、禪宗

本尊釋迦木の坐像にて、長一

尺ばかりなるを安置せり、

觀音堂 境内西の方にあり、正觀音を安す、木の

立像にて、長三尺許、行基の作と云、

○寺田村 寺田村は、郡の中程より南の方にあり、横山

庄に屬す、江戸日本橋より行程十三里、村の四境、東は

小比企・大船の二村につゞき、西は館村に隣り、南は上相

原村、北は下柵田村の内大牧まじはれり、東西廿八町

許、南北廿町、東の方のみ平野の地なり、ゆへに山林高

低多く、陸田は水田より少し、土性は眞土野土相半す、

民家五十六軒、大抵南西北の山によりて住せり、是村古

きことはすべて傳へず、御入國の後は御料所にて、慶長

四年角田將監・玉勢儀右衛門と云もの檢地せしと云、そ

の後正保の頃は御代官岡上甚右衛門が支配所にして、寛

新編武藏風土記稿卷之百三 多磨郡之十五

二二五

稻荷社 見捨地、廿五坪、宇臺屋の山腹に

寺院 妙智庵 除地、一段二畝廿歩、字内手にあり、二間に五宗臨濟派、山田村廣園寺持、起立の年月は詳なることを傳へざれど、雪山宗意と云僧の開闢にて、此僧は天正元年十月十五日化す 山王社 除地の内西へ、天満社同じ邊にあり、と云、

藥師堂 字内手にあり、百姓新右衛門が屋敷の内なり、石階二十五級を上りて堂あり、三間半四方、

舊蹟 松山寺蹟 村の中程により、南の方字津ヶ谷と云處にあ寺の末にて、古は昌山庵と號せしと云、安永年中寺號のゆるしありて松山寺と改めしが、いくほどなく廢寺となれり、舊家 百姓政藏 澤田氏なり、先祖は今川家の浪士にて澤田外氏とせり、當村に移り來りし年歴及びその願末は詳にせざれど、宅地一反八歩は村高外の地と號して、檢地のときも除かれると云はゆへある者成べし、

○大船村 大船村は、郡の中程より南にあり、横山庄にて郷名は傳へず、江戸日本橋より行程十三里、村名の起りは昔片倉村に大江備中守師親が居城ありし頃、こゝの邊はなべて沼なれば、便宜のために舟橋を造りしよりのなり、近村柵田村の小名に船橋と云所あるも、その遺名なるべしと土人等いへり、村の四境、東北の方は小比企

村により、南は相原・宇津貫の二村に及び、西は寺田村に隣りて、東西五六町、南北二十町許、地形東南西に山をうけて、北の方のみ平地なり、水田陸田等分にて、早損の患あり、土性は黒真土なり、民家四十六軒、處々に散住す、檢地は寛文六年深谷喜右衛門たゞせり、御入國の後は御料所にして、正保の頃は御代官高室喜三郎支配せしよしものにみえたり、其後寶永年中建部六右衛門某に賜り、今もかの子孫六右衛門孝載が知る所なり、高札場 村の中ほど

小名 上方を云、中居村の中ほど、下北の方を

用水 山間の清水おち合て一條の小渠となり、隣村小比企用水 用水村の方へ流る、この水を所々より引て水田にそゝり、

神社 春日社 除地、二百坪、小名下の東の方山の半腹にあり、村内常光院の持なり、

天満宮 八幡宮合殿 見捨地、七八間四方、小名下の北山丘に辨天社 除地、凡廿間四方、石の祠なり、村の南にあ

寺院 安樂院 除地、八畝十二歩、小名下の西の方なる山丘に

山と號す、開山は貴皇榮東堂、元龜三年六月九日寂を示せり、開基のことは詳にせず、墓所に正長文安等の古碑あれば、古き寺院とはみえたり、本尊地藏木の坐像、長八寸許、堂は二間に四間、東向なり、

寶勝寺 除地、一段一畝廿歩、村の北小名柵田の山丘によりて窟山と號す、本尊釋迦木の坐像、長八寸許、本堂五間に六間西にむかふ、開山は松峯榮東堂、永正元年六月六日寂せり、常光院 除地、三畝二十歩、小名上にあり、本山修驗、同郡木

方、東向、本尊は木の立像、長二尺許、天徳二年智證大師末期に彫刻する所なりと云、其後大師弟子元興と云僧、相州鎌倉の地に移せしと云るのみにて其傳を詳にせず、後又義宗と云人故ありて當所に持來れり、義宗は源義家の遠裔なりと云傳へり、義宗の子攝津守義里なるもの父を慕ひてこの地に來り、ともに信心を起しけるが、後つひに法體となりて大阿闍梨宗覺と號し、當院を草創せり、是大永元年の事なりとぞ、或は云宗覺は當寺の中興なりと、いまだ其詳なる説を聞ず、

○館村 館村は、郡の南にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より行程十三里、村の四境、東は柵田村につゞき南は寺田・相原の二村に隣り、西は上柵田村、北は下柵田村なり、東西一里半ばかり、南北十七八町、地形西南は山丘にして、北もすこしく高し、東は平地なり、水利便ならず、湯殿川入など云流に、わづかの堰梓を設けて用水をひく、故に水田少く陸田多し、山林もあり、土性

は眞土黒土等なり、民家百軒あまり、農耕の外蠶桑の餘業あり、檢地は寛文六年會根五郎左衛門繩なり、正保のころは御料所にて、御代官岡上甚右衛門支配し、其後村内をさきて田安殿に賜り、又御旗本の土久松某に賜り、今も舊によりて田安殿の領地と、久松忠次郎某が知行入會の村なり、久松某に賜りたるは寶永二年なりと云、村の東に古の鎌倉街道とて一條の往來あり、そのみちには切通など云所もあり、

高札場 村の中ほど、小名 小名 古歌場 西の方にあり、其由来を傳へず、されど近き云地名もあれば、いづれゆへあること、大鼓ヶ峯、ばち澤など、とにや、未だ詳なる説をきかず、 四ツ谷 中ほど、和 是も中ほど、日向田中を云、日向田中、日向田中の殿入、日向田中の西にあり、此奥の方に池ノ澤と云所あり、きほどをしる人なし、といひつたへり、

山川 湯殿川 村の西の方柵田村の方より流れ來り、川の幅二湯殿川に合せり、この川の所々に、堰を設けて、水田の用水とせり、 橋梁 板橋四ヶ所あり、共に湯殿川に架す、一は小名西谷戸に

この餘の小橋をくばくあり

神社 山王社 無年貢地、二十一坪、宇古歌場

天満社 無年貢地、これも古歌場にあり、小祠、百姓の持

稻荷社 年貢地、十坪許、是も同所にあり、小祠、百姓持なり

寺院 寶泉寺 除地、二石六升餘、小名和田にあり、禪宗臨濟派、同郡山田村廣園寺末、藥玉山と號す、開山

遠祖順、永祿七年十月十五日寂す、本尊藥師、本堂四間半四方、南向

淨泉寺 小名四ツ谷の南の方山丘によりてあり、禪宗曹洞派、十石の御朱印を賜ふ、開山は嶽巖儀、天正十五年十月十七日寂す、開基は近藤出羽守助實なりと云り、此人は八王子の城主北條氏照が旗下にて、野州榎木の城を預りし士なり、過去帳の中に龍洞院一溪淨泉居士とあり、淨泉の二字を法諱とすれば是出羽守が追諱なるべし、猶かかれがことは舊蹟の條にしるせり、又同じ過去帳に白鋒院殿淨巖居士天正十八年六月卒永宗院殿花林妙昌大姉とあり、淨巖は出羽守の子にて、父ともにも八王子城に於て討死せしならん、妙昌は出羽守が妻にてもあるべし、本尊釋迦木の坐像長一尺二寸、寺寶

寸ばかり、本堂六間に七間、東向なり、寺寶

制札 右淨泉寺御構前後左右之山、可被爲立候、下草成共刈取者有之ニ付而者、見合ニ被爲搦捕、此方ニ可有

御注進候、但勝示之事、東者龍見寺屋舖之上、西者大津階道迄、南者戸之入之谷松と大津階道を切而、北者御靈宮川勝示ニ可有御改道者也、仍如件、

天正九年辛巳正月十七日 出羽守花押 按に近藤出羽守なるべし

淨泉寺御納所 鐘樓 本堂の前にあり、寶永二年御靈社境内の北なる川岸に年鑄造の鐘をかゝげり、御靈社あり、村の鎮守なり、神體は木の坐像にして長一尺ばかり、東帶の形なり、この像古へ八王子なる御靈權現の神體にてありしを、後年こゝに引移せりと云、されどそれも古きこと、はみえて、前に出せる文書に、北は御靈宮川勝示云々とあれば、天正九年の頃はすでこゝにありし、塔頭求宗院大門の東にあり、こゝは年貢地なり、南向

龍見寺 宇殿入にあり、禪宗曹洞派、野州津賀郡富田村大申寺末、光輝山と號す、古は日光山と唱へしよし、いつの頃より今の山號に改めしや詳にせず、開山天南正薫、寛永十一年九月十七日示寂、當寺も古より此地に住せしとみえて、前に出せし近藤出羽守が淨泉寺にあたへし天正九年の文書に示勝示之事東者龍見寺屋舖之上云云と出せり、これによれば正薫は中興開山なるか、本尊釋迦、木の坐像、大日堂 本堂の長八寸、本堂五間四尺に六間半、巽の向、大日堂 側なる小高き處にあり、前に石階あり、三間四方の堂なり、大日は古へ羽州湯殿山遙拜のため勸請せしにて、其始は今の堂前の向へり

と云所もあれば、これらもなべて出羽守が屋舖の内なるべし、按に「小田原記」に天正十八年六月廿二日八王子の城へ押寄す、此城は氏政の舍弟北條陸奥守氏照居城なり、氏照は小田原にましまし、本城に横地監物、二丸に中山勘解由、狩野一庵、近藤出羽守籠りしと、中略、又下野國榎木・小山の兩城も陸奥守の城なり、榎木にて近藤出羽守籠りしを、結城の晴朝先陣にて、是も不日に責落すとあり、即この出羽守のことなるべし、されど榎木の城代は出羽守にして、晴朝の責おとせしときはその家人などの守りしなるべし、出羽守は八王子にて討死せしは論なかるべし、

堂屋敷蹟 小名西谷戸の奥にあり、これは山田村廣園寺の開基の蹟にのす

高山 村の東南字長窪と云所にて、二町許も登る丘上なり、下にすこしの喰違土手あり、土人云高山四郎時貞が住せし蹟なりと、何つの世の人なることは傳へず、此高山の南の谷間に巴ノ池と云あり、三方より山の裾出合ひて清水落合、その形の巴の字に似たり、もつとも影勝の地なり、

○上長房村附駒木野宿 小佛宿 上長房村は、郡の西南相州の界にあり、横山庄に屬して甲州道中の宿驛なり、江戸日本橋より行程十二里、村名の起りは傳へず、土人云、當村古は上下の村を通じて一村なりしと、されどそれも古きことにや、正保の頃已に上長房町・下長房町と分ちて、高室喜三郎が御代官所なりし由しるせり、村の

新編武藏風土記稿卷之百三 多磨郡之十五

如中にある小塚の上に遺立せりと、今の地に移せし年歴等詳ならず、いかなるゆへにや、慶安年中大日料五石の御朱印を御寄附ありしといへば、昔は龍見寺この堂の別當寺なりしならん、大日堂の後の山を堂山といふ、登ること二町許、辨天堂 大日堂の前なる石階の下にて、龜池と 鐘樓 大日堂あり、鐘は正徳四年に鑄たるものなれば、銘文は略せり、

不動堂 村の東字不動坂にあり、百姓源右衛門が屋舖の内なるべし、二間四方の堂にて、本尊は木の坐像長五寸許、傳云武田信玄此像を今福某に授けしに、かの今福なるもの當村に土着して、つひに此所に安置せりと、源右衛門は則今福某の子孫なりと云、信玄の麾下にて今福淨閑齋・同求之助・同新左衛門などは諸記に見えし人なり、これらの一族にてもあるべし、されど名諱も傳へざれば詳ならず、

觀音堂 小名日影田中、百姓次左衛門が屋敷の内により、二間四方、本尊は正觀音、立像にて長七八寸許、地藏堂 小名古歌場、百姓甚右衛門がやしきの内にあり、梅元庵と號す、本尊地藏は弘法大師の作なり、

橋本庵 無年貢地、小名古歌場の東にあり、二間に三間の庵なり、百姓持、

積善庵 無年貢地、小名殿入にあり、三間に五間、本尊不動を安す、龍見寺二世源海が造立する所なり、龍見寺の持、

錢更庵 年貢地、小名古歌場にあり、三間に五間、本尊大日を安す、村の名主持、

古蹟 近藤出羽守屋舖蹟 小名四ツ谷にあり、その構の廣狭は詳ならず、近き邊小名和田に馬場蹟

二二九

小佛宿圖



四境、東は小佛川に限りて、河をへだて、向ひは上栲田村の内河原宿なり、南は高尾山の峰を境とし、西は相州津久井縣の内千木良村の峰につゞき、北は上下恩方・元八王子の三村に接す、良の方は下長房村なり、東西一里十五町、南北山にかゝりて二町より四五町に至る、民家は小名古名字と云所に二十七軒、駒木野の内に二十七軒、新井に二十六軒、小名摺差に三十二軒、小佛に二十八軒、合せて百三十五戸あり、以上の小名と云もの他の村に比すれば、やがて一村とすべきほどの地なり、すべて民屋は道の左右に軒を並べてたちつゞけり、江戸の方よりは横山宿を歴て、駒木野宿・小佛宿と次第に馬次あり、村内すべて高低山林多く、其中にも小佛の方は高き峠にして、小佛宿より峠の上までは凡十七町ほどもあるべし、絶頂に民家四五軒あり、この所はすなはち武相の堺なり、土性は眞土にして、畑七分田三分なり、山林には松杉桑の類多し、御林五ヶ所一は字木下澤にあり、是は雑木の林なり、一は唐澤、一は大久保、一はしなし澤、一は榎澤にあり、共に松の木たてり、又木下澤山とて百姓持の林あり、是は木下澤御林のつゞきにて雑木の林なり、此外村民持の林八十餘ヶ所あり、皆わづかばかりなる雑木の林なり、又村民の餘業は炭を焼き、薪をとり、

駒木野關之圖



鳥獸をとりて生産の助とす、寛文七年坪井次右衛門檢地せり、前に云如く昔より御料所にて、御代官かわるかわる支配し、今も御代官小野田三郎右衛門が支配に屬せり、

高札場小佛宿にあり、

小名 小佛 街道の内村の西なり、小佛と云わ 摺差 小佛より東へつゞきた 新井摺差の東へ 駒木野 新井より東へ 古

名 駒木野より東の方を云、此地に金南寺あり、ゆへにこ名字んなんじと云を略してこなしと云なるべし、文字は假借なり、この唱慈根寺をじごじと唱ふる類なり、以上の小名は他の小名とはこととして、別に一村のごとき廣き地なり、すでに元祿十五年改定の圖にも、上長房の内駒木野宿小佛宿などのせたり、古名字新井摺差も古き地名なるべし、

山川 小佛峠甲州道中武相の境にあり、峠の頂に小佛の石地大日堂本尊もとの像は土中出現のものにて小像なりしかば、此地名おこりしといづれが是なりや、古記録によるに永祿十二年武田信玄小田原へ發向の時、此道にかゝりたれば、古より開けたる大路なるべし、

景信山 小佛峠より乾に當り七八町を登り、ことに高き柴山なり、絶頂に方千四五間の平地ありて、眺望甚だよし、

上人の話に、氏照八王子城に住せし頃、景信と云人、遠見の  
藁を柳へしより、景信の名ありといふ、されどその人の姓名  
もつた  
へず、

上ノ田坂小佛の内にて  
街道に在

年中坂街道の内にして  
駒木野にあり

小佛川 小佛の谷々より涌出して、一條の流となり、村の中ほ  
どにて木下澤川と合し、街道の南うらを流れて、又小  
名古名字にて、上野田村より出る案内川と合し一流となり、  
下長房村に達す、下流を淺川と唱ふ、砂利川なり、平常の深  
さ二三尺、  
幅二間許、

木下澤川 村内木下澤の下より涌出し、屈曲して流る、こと凡  
二里ばかり、村の中程にて小佛川に合へり、是も砂  
利川にて、川幅は  
二間深二尺許、

關梁 駒木野關 小名駒木野にあり、即ち甲州道中の御備なり、  
このせき往古は小佛の頂にありしを、天正の  
初今の所に移せりと云、上野田村高尾山藥王院所藏、永祿四  
年制札の文に、小佛谷關所越堅停止云云の文あり、これ又證  
とすべし、全文は藥王院文書の内にのせられたれば、就て見るべ  
し、御入國の後には千人組のもの、及び十八代官の手代かはる  
がはるこの關を守りしが、寛永十八年四月より關所番四人定  
められ、各屋敷地を免除せられて、世々此處に土着して司ど  
りしが、其後故あつて一人減して今三人となれり、すべて御  
代官小野田三郎右衛門指摩せりと云、番所の大きき七間半に三

間、茅葺東西、御門 御門二ヶ所 東向西向にして、御關  
の中間に南向せり  
所高札番所の側 成敗場 小名字橋の傍にあり、關所あるゆ  
に、成敗場へに建をかる、成敗場なるべし、  
板橋 關所前にあり、幅二間長四間、  
御普請所なり、  
木下澤橋 小名摺差より木下澤川に架せり、幅  
二間長六間、甲州街道の内なり、  
小名古橋 甲州街道の内小名古字にあり、小  
佛川に架す、幅七間長九間、  
水利 用水堰三ヶ所 一は字辻ヶ浦、一は字猪ノ花、一は年中  
にそ、  
げり、

神社 稻荷社 除地、一畝一步、字森ノ下に  
あり、小社なり、百姓の持、

神明社 除地、五畝、字森ノ前  
にあり、百姓の持、

第六天社 除地、二畝十歩、下新井に  
あり、小社、百姓の持、

第六天社 除地、一畝十歩、中新井にあ  
り、小社なり、百姓の持、

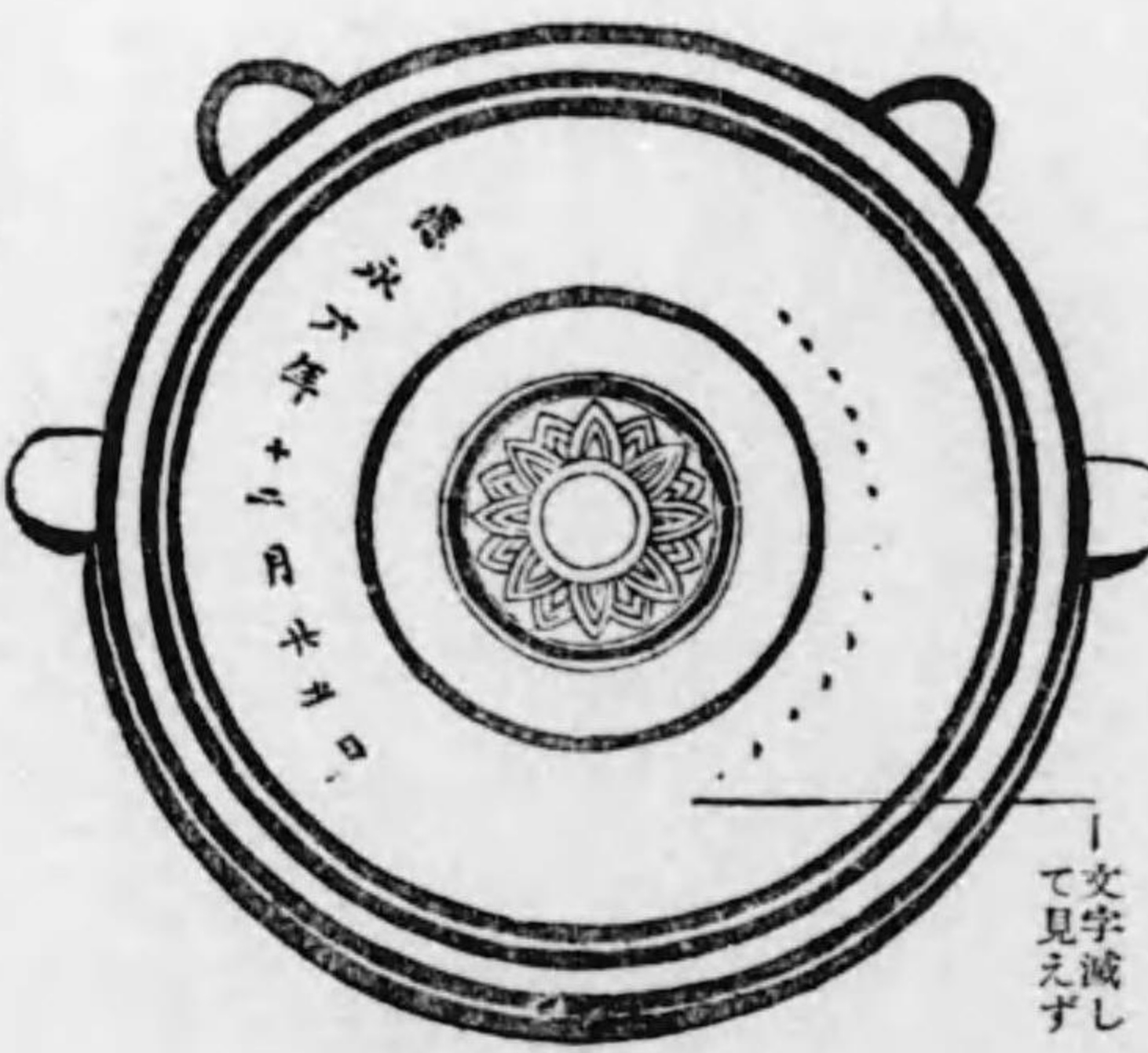
八幡社 除地、一畝二十歩、上新井にあり、  
小社なり、千人組峰尾軍次郎持、

小山明神社 除地、一段六畝十三歩、摺差内北の方山の半  
腹にあり、前に石階十四級あり、社地に根の大  
木三株あり、いづれも二間ばかり、小社にて覆屋あり、二間  
半に三間、社前に木の鳥居をたてり、南向、神體は古き鎗の

總先長さ九寸五分厚さ二寸  
鎌一寸六分  
中心四寸五分  
鎌一寸



徳なり、右に圓せり、祭神及び儀座の年辰を傳へず、村の儀  
守なり、古は峯尾明神と號せしと云、今摺差の民三十二戸は、  
みな峯尾を氏とする  
も、其因なるべし、



文字減し  
て見えず

能野社 除地、一畝五歩、宇西開戸に  
あり、小社、百姓持なり、  
白岩權現社 除地、三畝二十歩、小佛にあり、小社、祭神及び  
勸請の年代を傳へず、神體は銅像にて長一寸八

分ばかり、本地佛聖觀音の像も同じく銅像なり、長三寸許、前の如し、此の二像は寶曆の頃村民某靈夢を蒙りて、社より掘出せし所なりといへり、その時應永の鰐口をも土中より得しとして、今に當社の寶物となせり、其圖上の如し、子ノ權現社 除地、二畝、小佛の内大日堂の

淺間社 除地、四畝、小佛の峰相州境にあり、小社にて覆屋あり、二間に三間、神體は木の立像長一尺五寸、前に鳥居をたつ、勸請の年歴を傳へず、安永年中野火の爲に焼亡せしゆへ、古き書物はうしなひたりと云、富士牛王と稱する木版あり、元は社内になまめしが、しばしば火災に罹りて其板も半ば焼たるを、今當社の鍵取として、村民彌次兵衛・彌兵衛の二人にて預れり、又それをつゝみたる紙にしるせし文あり、左のごとし、

延曆十九年、粟葉山炎燒改富士山、

關東高間ヶ原者、行基菩薩山居之邊也、

富士淺間兩山遙拜有靈石也、

后號富士野關、復改小佛之關、天台□

道命法師有山居跡、同所安置山□

宮也即富士山、牛王者行基菩薩之眞□

筆也、雖然度度依野火愁、印刻也欲磨滅、近頃大檀那之某納小佛山依□

秘在寶篋者也、

此記はもとより信用すべきものともみえざれど、山號及び關名の改りたることなどみゆれば、しばらく全文のまゝ録せり、

寺院 金南寺 境内除地、四畝二十一歩、外に除地一段二畝十歩、村の東の方にあり、新義眞言宗、高尾山藥王院末、寶生山觀音院と號す、開山開基詳ならず、本尊十一面觀音木の坐像長四尺許、行基菩薩の作と云へり、客殿八間半に

常林寺 除地、二段九畝二十六歩、捐養にあり、禪宗曹洞派、上柵田村高乘寺末、白雲山と號す、開基は峰尾を氏とせる當村の百姓なり、其創立せし年歴は詳ならず、本尊釋迦木の立像長七寸ばかり、本堂五間半に六間にして南向なり、寶珠寺 除地、二段四畝十八歩、小佛山にあり、禪宗臨濟派、同郡山田村廣園寺末、小佛山と號す、開山は行基菩薩にて、開基は道明法師と云、寂年詳ならず、中興の僧華翁天關永享元年正月十二日寂す、本尊釋迦木の坐像長一尺二寸、惠心の作なりと云、地藏の像一軀あり、木の立身にて長三寸五分、萬米上人作と云へり、中年寺内より延慶三年十二月とえりたる古碑一基を掘出せしとして持傳へ

不動院 除地、十歩、小佛にあり、新義眞言宗、同郡下恩方村常福寺末、瀧本山と號す、開山開基詳ならず、本尊不動木の立像、長一尺八寸許、本堂二間四方、南向なり、大日堂 除地、二十歩、小佛にあり、一間半四方にて南向なり、勸請の年歴は詳ならずとされど、古へ小佛山の邊なる堂ヶ谷と云所より、大日の像出現せしまゝに、側に小堂をいとなみて安置せしを、後年當所に引移せしなりと、一説に當所小佛の地名は全くこの像の出現よりおこりしなりと云は、古き世のこととは見えたり、されど其始出現せし小像は、何の頃

か失なへりとも、今はその模刻の像を安置せり、この以下の堂は何れも村民の通退する所なり、

觀音堂 除地、二畝十歩、字開戸にあり、堂は二間四方、觀音は立像にて長二尺五寸、作詳ならず、百姓持、

阿彌陀堂 除地、六畝九歩、小佛にあり、堂は近年破壊して、未だ再造せず、

十王堂 駒木野にあり、

○下長房村 下長房村は、上長房村の東につゞけり、横山庄にて郷名は傳へず、江戸日本橋より行程十二里、村の廣さ東西一里ばかり、南北十四五町、東は新横山村の飛地にまじはり、南は淺川に限りて、上柵田・散田の二村に隣り、西は上長房村、北は横川・元八王子の兩村の御林山の峰通りを境とす、民家百六軒所々に散住す、村内山林多く、水田は陸田に比すれば少し、土性は野土眞土打まじれり、農業のいとまには家々蠶桑の利あり、檢地は寛文七年坪井次右衛門、その後新墾の檢地は享保十八年寛播摩守なりと云、村内御林三ヶ所あり、一は字船田、一は字白山、一は字河原にあり、共に松の林なり、村内甲州への街道あり、西の方上長房村より入り、東の方新横山村に達す、この外字船田と云所に古鎌倉道也と云一條の往來あり、今は道の幅せばまりて僅に六尺ばかりなり、此村御入國の頃より御料所にて、正保のころは御代官高

室喜三郎が支配せしよしものみえたり、其後しばしば御代官の遷替ありて、今は小野田三郎右衛門支配せり、高札場村の中程

小名 中郷村の中程なり、こゝに鍛冶屋敷と唱へて、古よ三軒在家村の東北の、船田村の東北の、水崎村の東

十々里村の西南にあり、十々里合戦

山川 淺川土人此邊を吉田川と云、又水無川とも呼べり、石川故土人かく云へり、夏秋のみ水少

谷川 かく云へるもの三すぢあり、皆小渠

隱穴 字菊谷畑の内にあり、入口の徑りは四五尺にて、穴中は八九尺四方なり、常に蝙蝠多くすめりと云、隱穴と唱ふる由來はつまび

神社 白山社 村の西に寄りてあり、御朱印十四石餘を附せら

原ノ宿の側にあり、こゝより二町許りを過て、淺川を涉り石階三十二級を登りて、別當寺あり、そこより又石階二十級を

登り、又峻崖を攀登ること三町ばかり、徑の左右老樹多く生茂れり、それより數百歩の平地ありて、社前にいたる、本社

は一間に二間、上屋三間に四間、拜殿一間半に二間、前に木の鳥居あり、すべて南向なり、神體は木の立身にて長一尺七

八寸、殊勝なる古像なり、本地十一面觀音は青石の碑面に彫出せし像なり、側に文永十二年卯月八日、阿闍梨禪仁とありしてあれば、古き勸請なることも推て知らる、又古き棟札あり、是によれば明應の頃、鈴木大藏入道なるもの修理を加へ、天文に至りて大石源左衛門綱周、奥院本社より一町餘又造營せり、其棟札左に示るす、奥院か登りて建つ、小祠也、

別當々々  
上葺明應七年庚午歲二月吉日 鈴木大藏入道  
大工 小松六郎次郎

文字みえがたし  
敬禮  
于時享祿三年 別當 藤原 大工 藤原

奉造營當社白山妙理大權現者仍別當權大僧都  
大阿闍梨珍慶列殊別而  
大檀那大石氏源左衛門尉綱周  
關東武藏國多西郡長房安樂寺別當天峰修行  
行者智泉阿闍梨  
同大工小松番匠秋間六郎次郎藤原氏重秀  
于時天文廿二年甚寒吉日

末社六社 本社の後にあり、別當安樂寺新義眞言宗、高尾山と號す、開山開基詳ならず、本堂不動立、神樂殿客殿像にて長二尺五寸許、客殿五間に八間なり、神樂殿の前方なり、北、天満宮寺後にあ、鐘樓客殿の後にあり、九尺延寶五年鑄造せし鐘なり、日光權現社 除地、一段十三歩、村の中程にあり、小社にて上屋をたつ、勸請の年月は詳にせず、里人は天正年中鈴木大夫正三が遙拜の爲に遷し祭ると云り、この説大いにあやまれり、元和の後のことなるは論なし、されど正三は明暦元年に卒せし人なれば、その年代はをしてしるべし、社地に推の大木七八株あり、例祭は九月十七日、寶藏寺の、末社 天満宮 小社西向、本茂澤明神社 除地、五段四畝、村の中程にあり、小社、上屋八尺に九尺、寶藏寺持、

御嶽社 除地、一段六畝、村の中央にあり、小祠にて上屋あり、前に鳥居をたつ、すべて南向なり、これも百姓の持なり、

御嶽社 除地、九段十八歩、小名鳥取にあり、小社にて東向なり、これも百姓持、

山王社 除地、田一段五畝十六歩、畑二反八畝廿二歩、村の中程にあり、小祠、東照寺持、

山王社 除地、九畝六歩、小名船田にあり、小祠なり、百姓持、

寺院 長泉寺 境内御朱印地内一萬六千二百坪程、小名中郷にあり、禪宗臨濟派、同郡山田村廣福寺末、御朱印五石五斗の地を附せらる、玉鳳山と號す、開山王永珍永正元年八月朔日寂す、開基は秩父刑部少輔某なりと云へり、是人天文十七年九月八日卒し、法名長泉寺殿久峯德昌居士と號す、本尊釋迦、木の坐像長一尺許なるを安す、本堂は六間に四間、南向、

慈眼寺 除地、四段六畝十四歩、小名三軒在家にあり、禪宗曹洞派、上栴田村高乘寺末、福壽山と號す、開山吉州寂年を傳へず、本尊觀音木の立像長一尺五寸、本堂六間に三間半、南向、

龍泉寺 除地、七段四畝二十歩、小名水崎にあり、淨土宗、龍泉山大善寺末、桃源山と號す、開山方譽寂年を詳にせず、本尊彌陀木の坐像長一尺許、本堂六間に四間半にして南向なり、

寶藏寺 除地、六段九畝廿四歩、小名中郷にあり、新義眞言宗、高尾山藥王院末、日光山と號す、開山詳ならず、

新編武藏風土記稿卷之百三 多磨郡之十五

本尊不動木の立像、長三尺許、本堂五間に七間南向、阿難堂 本堂の西の方にあり、阿難の像長三尺許、

東照寺 除地、四段四畝八歩、小名柳臥にあり、禪宗曹洞派、上栴田村高乘寺の末、長房山と號す、開山詳ならず、本尊十一面觀音、木の立像長二尺五寸許、本堂五間に七間、南向なり、

清心菴 除地、六畝二十歩、小名十々里にあり、三間半に二間東向なり、本尊釋迦木の坐像長六寸許、長泉寺の持、

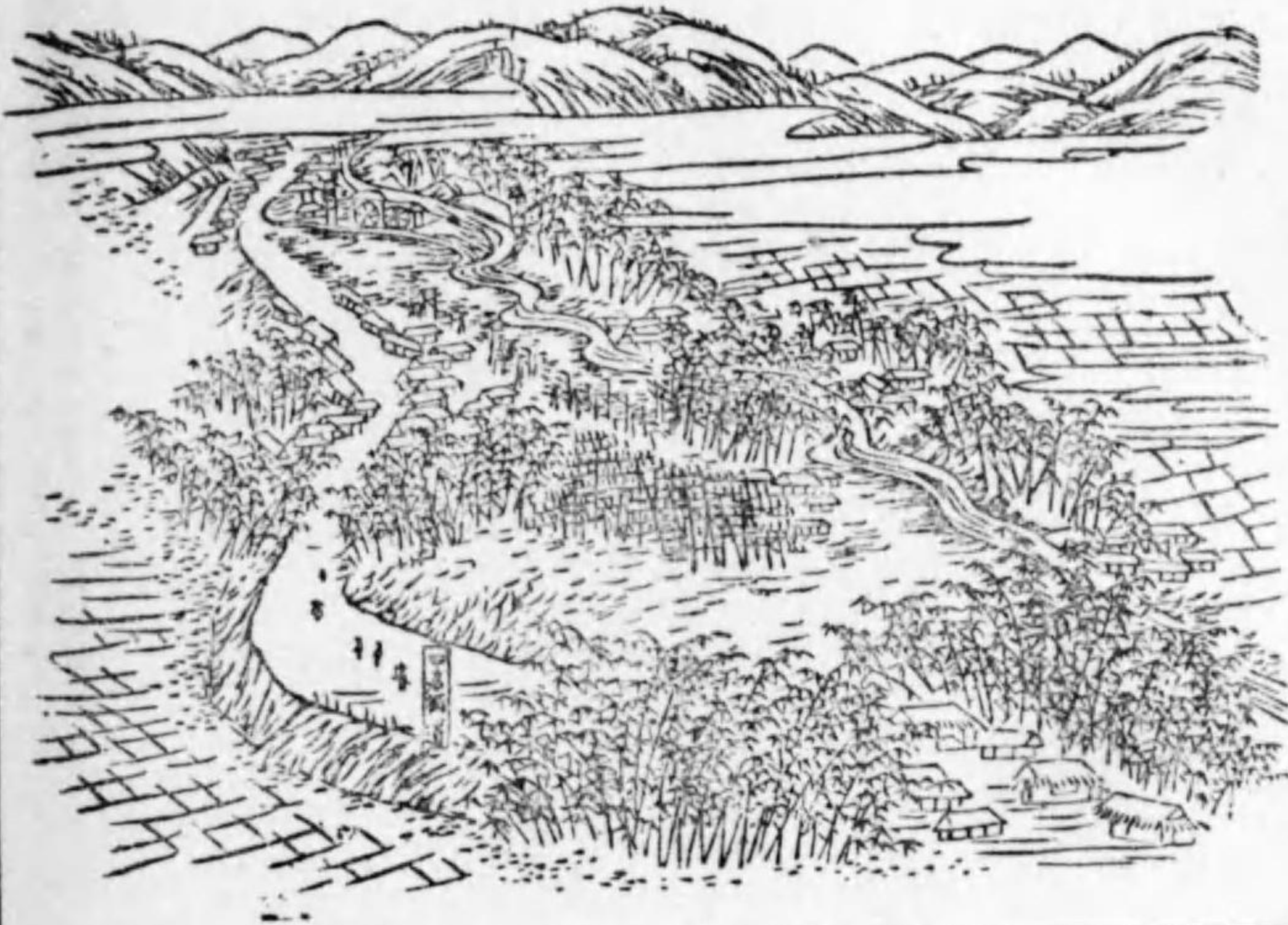
堅叔菴 除地、二畝十五歩、小名中郷にあり、萬松山と號す、菴は六間半に三間南向、本尊釋迦木の坐像長二尺許、

鈴木大夫正三が起立する處なりと、正三が像及びその門人惠中の像を堂中に安す、長泉寺持、境内に正三が石碑あり、其碑銘の略に云、

仰惟石平道人者、天正七年己卯、生三州賀茂郡定助邑、父鈴木重次、母栗生氏女、俗姓種積、號鈴木九大夫、諱正三、奉事東照、台君雙公、關原大坂于兩陣、先驅軍穀日戰功超群也、春秋四十載之後、爲入道而法名則稱正然道人、自然通佛意而著七部書典、云云、

地藏堂 除地、堂地許、小名船田にあり、九尺に二間、これも長泉寺の持、

下長房村



舊蹟 大名屋舖蹟 小名船田の御林の内であり、二三四方の二つあり、その外からほりの跡少しばかりのこれり、されど何人の住せしと云ことを知らず、出羽山 これも大名屋舖のつゞきであり、名義の起りは傳へざれど、近村館村の内に近藤田羽守が舊蹟とてあり、又彼が開基の寺などもあれば、此處も出羽守が住せしにや、つまびらかならず、

勘解由屋舖 小名鳥取にあり、小田原北條家の家人、中十々里原古戰場 或は鳥取ともかけり、村の西南なり、この地頗る要害の所なれば、甲州口のかためとすべき所とおもはる、水祿十二年武田信玄當國へ働のとき、信玄は碓氷峠より出馬せり、郡内の小山田兵衛手勢二百騎、難兵ども九百許の人数にて、小佛峠をこえておしきたりけるに、北條氏照の侍金指平左衛門・野村源兵衛など云乗配をゆるされたる一騎當千のもの討死せしは、則この地なり、今その跡は大に古に變じたるべけれど、土人の傳へに氏照領地の頃、かねて枳殼樹など植まはして、要害の設ありしともいり、

塚 首塚三 小名中郷の東北間にあり、其一は二間四方ばかりにて高さ六尺ほど、其二は又頗る小なり、何もの首を埋みたること傳へざれど、恐くは永祿十二年討死せし者の首を埋みし塚なるべし、塚七 首塚より、半町ばかり東の方にあり、土人は傳へざれど、其並びしさまいかにも旗塚と思はしき塚なり、

供養塚 これも少しく北の方にあり、三間四方ばかりの塚なり、塚上に榎一株あり、由来詳ならず、

### 新編武藏風土記稿卷之百四

#### 多磨郡之十六 由井領

○元八王子村 元八王子村は、古神宮寺村と云、これは延喜の頃華嚴菩薩此地へ八王子權現を勧請し、別當寺を起して神護寺と號す、この寺號を或は神宮寺ともかき、ついに村名とせりと云、後神護寺は廢しけるに、たまたま村中の西明寺を慈根山と號するにより、又假借して後には慈根寺とかけり、然るに天正の初、北條陸奥守氏照、瀧山より城を移し、ありつる八王子權現を鎮守として、その城を八王子の城と號しける故、ついに地名となり、八王子村とよべり、これよりジゴジの名は失けり、御入國の後千人組のともがらをこの地に置れしが、文祿二年の春、今の横山の地に移されて、かの地へその地名をうつし、八王子と號するにより、こゝには元の字を加へて唱をわけてり、されど土人は今も常に元八王子とはいはずして、慈根寺と呼べるは、古の唱を失はざるなり、其地

### 新編武藏風土記稿卷之百三終



は郡の西の方にありて、江戸日本橋より十三里の行程なり、東は横川村に隣り、南より西は上下長房村にて、すべて山中に界あり、北もまた山を越て下恩方・二分方の二村なり、東西一里半、南北五六町、南西北はすべて山なり、故に水田はわづかにあり、土性は眞土野土なり、寛文七年三月、坪井次郎右衛門檢地す、古より御料所にして、正保の頃は高室喜三郎御代官所なり、それよりこのかた伊奈半十郎が家にて支配せしが、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、當所北條家在城のころより、ついで千人組在住のときは、にぎはへる地なりしが、千人組横山へうつりし時、城下の商人等も從てかきこへうつりしにより、今は戸數も昔に減して二百三十軒あり、高札場小名八幡宿

小名 瀧原東の方 八幡宿同邊な 中井中程な 峰ヶ谷北によりた 道場根これも同 原ヶ谷八幡の下の 鍛冶屋村これも同 河原ヶ谷南の方 鳥居場八幡の前 内出中程より少く 前村これも八幡 五靈谷中宿の南に北の方なり 梶原谷中宿の北の 中宿西の方 梶原谷方なり 山川 城山下の古跡の條

左谷 大嵐山 南谷 五靈谷 向新城 祭神山 以上上の山々官 川 水無川の水上なり、川幅二三間、城山より出て村の南を流、横川村に達す、神社 八幡社 小名八幡宿にあり、社領十石の御朱印を賜はる、相傳ふ昔鎌倉將軍時代、梶原平三景時此邊を領せし頃、鶴ヶ岡の八幡をこゝに勧請せしなりと云、今にその時の棟札存せり、其文は下にのす、それより子孫も連綿たりと見ゆ、且此神社を尊奉せしかば、造營等ありて棟札も残り、本社二間に三間南向、拜殿二間に五間、前を距ること一町許にして、鳥居をたつ、兩柱の間二間、茲より拜殿まではすべて左右に杉の古木茂りたり、例祭は年々八月十五日、古棟札文左にのせり、 二尺一寸

奉勸請相州鶴岡 當社別當覺正 奉勸請八幡宮大檀那梶原平三景時 建久二辛亥年六月十五日 大工左衛門五郎 寸 四

當社別當東光坊聖宗 奉造營八幡宮大檀那梶原修理亮入道賢 文明十七年乙巳十月十六日 寸 四

裏ニ筆者民部卿永海書畢 當社別當因幡律師宗濟 大工左衛門五郎 奉造營八幡宮大檀那梶原修理亮家景 時寛正龍集癸未十月廿又一日

裏ニ勸進沙門東福權僧都聖範 又掛る所の鰐口には、天正十六年に作りしものなり、その圖上のごとし、この刻文に横川八幡宮と云ときは、古へこの地横川村の内に屬せしか、又今も隣村横川村に八幡社あれば、かの社の鰐口を戰國のまぎれに、こゝへうつせしむるべからず、鐘樓拜殿の東にあり、九尺四方にし、梶原杉二根あり、鐘の徑二尺三寸、無銘、社

し、阿彌陀堂二間四面、本尊は圓八幡の本地佛 四座合殿社 本社の西の方にあり、天満宮・牛頭 別當西明寺 眞言宗、寺方村寶生寺の末寺なり、慈眼山と號す、當所を慈眼寺と號すること、當寺より起れるなりと云、開山大僧都元果は正曆三年二月入寂すと過去帳にのせみえたれば、至て古き寺なり、又寺傳に治承二年二月廿七日草創と云るは、中興せしなるべし、其僧の名は傳はずと云、本堂五 寺寶 藥師像一間に七間南向なり、本尊彌陀を安置す、 軀厨子に納む、安阿彌の作なり、坐像にして 彌陀畫像一軸、長七寸五分、北條氏直寄進すと云傳ふ、 軸、長七尺ばかり、 弘法大師筆一軸、甲斐律師の寄進せし、長七尺ばかり、 八幡宮の三字なり、 其字樣上に載す、 八王子權現社 除地、島六段四歩、城山の中にあり、此山の年の秋、華嚴菩薩・妙行和尚の邊深澤山の麓に住し、この瀧に入て勤行しけると、牛頭天王八王子權現の告によりて、同十六年三月十五日當社を勸請し、永くこの地の鎮守とし、寺を起して神護寺と號す、かの寺跡通じて神宮寺ともかきしとぞ、後つひにこ邊の地名となり、神宮の寺社と號しけると云、この後天正六年北條陸奥守氏 照瀧山の城をこゝに引移しける時、當社を城の守護神と定めける、天正十八年藩城のとき、兵火にやかれてよりこのかた、僅に社のかたのみ建て廢せざるばかりのありさまなりしが、年へて後元祿年中勢州今泉の人兒玉氏のもの出家して、此山に住せり、名を



ば巖山無心といひしが、此人建立せしもの今の社なりと云、  
本社は六尺四方にして前に二間に三間の拜殿あり、これも西  
明寺のも、猿墓社の南にあり、相傳ふ無心こゝに圓樓の頃、い  
ちなり、猿墓かななる故にか一匹の猿日々に来て山の芋を  
供せり、かつてつかふること久しかりしが、一日來らざりし  
より日をへて消息なかりければ、無心いぶかりて山田をたづ  
ねけるに、彼猿芋を奪ちかけながら、上の方よりまろびかゝり  
し石にうたれて、死て有しをあらはれみて、埋みし墓なりとぞ、  
山王社除地、一段二畝九歩、宇石上にあり、  
稻荷社除地、一段一畝、小名河原ヶ谷にあり、  
神明社除地、水田三畝十歩、陸田一段二十歩、  
稻荷社除地、陸田九畝十七歩、小名五雲ヶ  
山王社除地、五畝十八歩、小名八  
荒神社除地、水田二畝四歩、陸田五畝十  
稻荷社除地、一段一畝十八歩、小名鍛冶屋村  
御靈社除地、一段十歩、小名御靈谷の奥にあり、相傳ふ昔の  
四尺、拜殿二間に三間ともに東向なり、  
前二鳥居をたつ、妙觀寺の持なり、  
六尺四方

庚申堂社地の表

寺院

西念寺 小名堂場根にあり、寺領三石の御朱印を賜はる、  
境内は則寺領の内なり、時宗、川口村法蓮寺末な  
り、法鈴山と號す、正安三年遊行第二世他阿の草創する所  
なりと云、本堂五間に四間南向なり、本尊彌陀を安す、  
西光院 除地、六段二畝二十歩、小名堂場根にあり、新義眞言  
宗、寺方村實生寺末、金峯山と號す、慶長五年大僧都  
祐光創建せり、正觀音を本尊とす、  
御獄社 境内にあり、小  
本堂は五間に六間南向なり、  
領八畝十三歩の  
免除地あり、  
妙觀寺 除地、水田八畝八歩、陸田四段十八歩、小名鳥居場に  
あり、これ新義眞言宗にて、西光院と同末寺なり、  
震慶山と號す、開山を多開坊と云、天文三年寂せ  
り、本堂五間に三間南向なり、本尊彌陀を安す、  
宗關寺 小名中宿の西にあり、禪宗曹洞派、下恩方村心源末  
なり、朝遊山と號す、寺領十石の御朱印を賜へり、開  
山隨翁舞悅禪師、文祿元年北條陸奥守氏照が爲に建立す、昔  
は今の所より三町ばかり東にあり、その來由を尋ねるに、昔  
この地に神護寺と云古刹あり、これは華嚴菩薩の開闢にし  
て、朱雀院の勅願所なりしとぞ、星霜を歴て衰廢せり、北條  
陸奥守氏照この地在城の頃、かゝる古刹の廢せんことをな  
げき、再興して佛國普照禪師を開山とし、牛頭山寺と號せ  
り、その頃氏照の執し申しけるによれるにや、正觀院より  
繪旨を賜りし由云傳ふ、かゝる繁榮もわづかのほどにして、  
天正十八年慈眼寺城没落のち、ふたゝび廢寺となりしに  
り、舞悅禪師の跡へ別に一寺を建しと見ゆ、當寺に傳はれ  
る記録あり、その比の事實をみるにたる、その文は下にのせ  
たり、本尊釋迦木の坐像、臺座ともに長一尺四寸、安阿彌の

作なり、本堂九間半に七間、宗關寺の三大字を扁す、唐僧心  
越の篆書なり、向拜の扁額は同筆にて、朝遊山の三字を隷書  
す、抑朝遊山と號するは、もこの地に朝遊軒とて氏照の禪  
室ありしに由れり、寺號宗關は氏照の法諱にとれるなるべし  
とあり、觀音堂 境内惣門道より左の方の山上にあり、九尺四  
尺、觀音の作なりと云、北條氏照妻室の守本尊のよしいひつ  
たふ、觀音堂の三大字を扁す、黃葉悅山が筆の行書なり、  
寺寶 正觀音一軀 惠心僧都の作なり、北條氏照妻 古記  
錄 寛永年中悅翁ト山のかき置しものなり、氏照時代の  
ことを詳にしるせり、故にその文の略を左にのす、  
第一世 佛國普照禪師ト山和尚  
第二世 碧山瑞泉禪師、姓源氏、武州由井城主大石左  
金吾日遠 定久英巖居士道俊、  
自稱心 子木曾義仲後裔、  
母帶刀先生藤常治之女、月嶂大姉慧輪定光院殿也、  
少敏捷、尤精弓馬、常見定久與天叟傑山諸老、玄譚  
酬唱、慕宗門之猶宿習、尋常好跌坐、一日庭際習  
射、忽猛省、即擲弓矢曰、此世間術耳、何如求無上  
法乎、咸罔不疑怪、師密啓意、堅求出家、定久知其  
緣熟、授心源玉田和尚、齋度時二十五歲也、執侍之  
十年、亦遊諸方、歷參自由于乾晨一種于永林、既飽、  
再回心源時佛國爲鑑院、師因以從前所得述之、咸蒙

許可矣、永祿甲子入郡之牛頭山、乃牛頭天王八王子鎮座靈蹤、而

朱雀皇帝勅賜之所也、有廢寺曰神護、曾華嚴菩薩創之、師愛其幽勝、居之未幾、道俗歸焉、戶履日滿、太守北條氏照、命其臣勘解由治治殿堂、師革教爲禪、曰宗關神護禪寺、有詔賜額、既而請佛國禪師爲第一世、自禪助化、天正元年九月太守勸請嗣席宗關、上堂脫體現成築著、鳥行空魚遊水、咸言已前增一毫也、不得威音已後減一毫也、不得所以道業寶大車、皆本然之物長者、大宅即固有之家、雖然恁麼只有個木、上座掉頭不肯還有委悉也、無草杖曰、謹白參玄人光陰勿虛度、居九載、上聞道聲、勅號定慧圓明禪師、晚退休華嚴院十四年丙戌二月二十一日坐脫、壽六十六、臘四十二、

透嶽宗關居士者、北條氏照也、資性勇敢、兼信佛乘、初爲大石氏定久繼嗣、稱由井源三、弘治初年爲奧州太守、據武之高築城、永祿五年移居八王子城、先是到心源訪佛國、居鑑院咨問道要、國付以狗子話、從此極力參究、一日忽有省、急趨陳禮、國曰士何所見而作禮、士曰今日始不疑和尚舌頭、國曰作麼生是不疑底、士曰直透萬里關、不留青雲裏、國曰已被趙

州捉敗了也、士便拂袖而出、國喚回付衣法賜今號、仍執弟子禮爲外護、九年丙寅起牛頭廢迎佛國開法、八王子城內構朝遊軒爲宴坐之所、招諸名宿一味心醉禪談、天正十八年庚寅、秀吉公大兵圍小田原、士往援之、逼不能免、書辭世偈云、寶匣未開、截斷虛空、電卷雷走、編界沒蹤、乃命刀逝、是年七月十一日也、春秋四十九、

居士一章所傳於世軍書、載辭世和歌、決好事她足也、不足信用、今之傳者單取於牛頭室中所秘在之古記、敢不加私意也、思之、

第三世 舜宗堯靜禪師、野州大川氏、佛國師爲師、後至山下興定光院而居、天正九年三月、受 詔、蒞吉領次補神護弘闡宗要、又往遠之龍門山築廬以休、十八年庚寅八月三日示寂、壽六十一、

第四世 齋州達翁禪師、武州產、乃片倉城主大炊常貞安藤氏子、了髻而侍佛國、十四祝髮、天正十五年應越山之招、移牛頭十八年、寺罹兵燹、於是師移作山東莊園、再造殿宇、略復舊觀、十九年退庵江府、自以大隱稱焉、寬永十五年戊寅孟冬初五示寂、

月宵峰暉窓祐是尼庵主、諱阿豐、出武州、源姓大石氏、牛頭定慧禪師之妹也、早爲氏照之室、而少染欲

留心真乘、外作別殿常請佛國、一種桂巖諸知識稟教、在深閨習坐禪、曾疑父母未生前之話、久泊豐臣公陷州郡、親族逃散、偕侍輩數人、遁抵秩父郡、語侍輩曰、吾不有如是寄苦、爭得遂宿志、因除髮爲尼、身心增精勤、一夜聞風雨吹倒扉、豁然徹個面目、謁佛國於牛頭、陳所解國可之、辭至邑之月宵峰、在于八王子結茅自稱庵主、一日掃地次徹禪客到、便問邑東南之岡結茅自稱庵主、一日掃地次徹禪客到、便問作家臨機如何相見、尼曰破了也、徹曰、作麼生、尼拈筵子打、一僧到、茶話之次、尼舉盞曰、是死句是活句、僧無對、尼乃取鐵火筋曰、衲子氣脈何處在、便打趁出、一庵破壞雨漏風侵、無意興作、舊臣等議舉其廢、尼叱之曰、夢宅何管改造耶、遂不從、文祿三年八月二十三日坐脫、于此壽四十八、曾利心道人寫尼公肖像需贊、建長天叟禪師題曰、身現婦女、心叶天真、窮未山頂、轉鐵磨輪艸菴、繫結無蹤跡處、又那屯、

中山氏勘解由、少仕北條氏照、家武之八王子城裏、天資勇英志慕宗門、氏照嘗重興牛頭山寺、請佛國爲住持、勘解由自役土木、竭力尤勤矣、因就求要路、國舉不思善惡話授之、注心研究、雖軍務之暇、不馳數呈見解、國不許、博陸公秀吉討北條門族、圍相陽

小田原城、氏照引兵援之、中山留守八王子、一日出戰、會敵箭當額、忽然猛省、即遁重圍入寺、見國和尚、述所悟、國點首、便付以金襴安陀衣、頂禮懸鐙上、徑歸城、召川越某氏、出累代諸系法衣囑之曰、汝將箇物贈我子孫、吾以頭爲若德、便劈腹滴血書偈曰、提起吹毛劍、凡聖齊潛蹤、清風拂明月、明月拂清風、安然逝、天正十八年六月廿三日也、

正親町院御繪旨之寫

牛頭山寺者、世依爲  
勅願上刹、特有 旨賜  
法紹隆宜、奉祈  
皇家再興、者  
天氣如此、仍執達如件、  
永祿十二年六月廿四日 右大辨在判  
佛國普照禪師之室

氏照禁制證文之寫

禁制  
牛頭山寺界內、東限橫地堤并大木戶口、南限勘解由橋大道、西限篠原小路泊垂巖谷之峰連、北限大澤塘左右之峰、  
右當寺者

朱雀帝敕願之上利而、今上特賜給旨、開山乃華嚴菩薩、世紹隆三寶神國、再興、牛頭八王子神護之道場也、自今已後於是境、固禁止殺害生類、斬伐草木等之致諸狼藉輩、若違此旨、則不問貴賤、可處嚴科、仍爲後證制狀如件、元龜二年辛未六月十五日 氏照判

都寺華嚴院

定慧圓明禪師碧山和尚

開山華嚴院菩薩妙行和尚記并序

原夫華嚴菩薩、本朝弘教之大法師、而福慈德臘、巍巍卓冠乎當時、唯恨行業家譜之不傳于世也、是故元亨之間、關師撰釋書、以免疎脫、豈無遺憾哉、今春余訪故舊武野、偶詣牛頭山八王子之神廟、因遊神護寺、神護者乃師之棠蔭也、寺主出迎、懇懇留令一宿、入夜對談數泊師事、則寺主乞□之行由、不忍峻拒、探古篋、尋斷簡、彼此考勘、僅得履歷之彷彿也、仍不揣愚昧筆記大槩、以應其需云、

師諱妙行、姓大伴氏、洛陽人、幼歲離家、年十三、從貞觀寺真雅僧正得度、博究經論、學法華于元慶寺遍昭、三論于元興寺願曉、又謁東大寺玄榮法師稟華

嚴、益得真旨、譚唱義理、獨步當時、從此專好修練、名山靈輒、足迹遍印、延喜十三年癸酉秋遊武州、偶適深澤山中結茅、今之華嚴谷也、未幾有志之士繼繼相集、師厭煩冗、深入山頂、巖房其地也、峰巒秀異、塵緣迥絕、俄至夜闌、風雷動山、種種妖怪爲群作隊、師乃端坐移時、倏然即沒、厥後月下誦經、大蛇自巖上降、周匝而望師前、少頃就眠、師以如意打頭曰、汝須醒覺、蛇忽不見、朝有神人領八童子出來曰、弟子眷屬今服德化、願大士止此行道、我隨護法師、聞其姓名、則曰吾是牛頭天王、相伴者八王子也、又問何時住此山、答吾住山海變見三、師諾而神隱形矣、既而學徒尋影追臻、相與守枯淡、木食澗飲、純修道業、是以瞻禮道俗、如百川漸于海、十六年丙子暮春十有五、師相天王嶺并八王峰廼建祠祭焉、而構華嚴院自開講席、翌年山南深澤之源、地平泉清處、創一字名曰蓮華藏院、自刻毘盧遮那并知識五十三尊等安之側、造大藏令諸徒繕寫、又建塔於本堂西嶺、置百二十部華嚴經、天慶二年己亥秋、

朱雀帝聞師道譽、遠降鳳詔慰問、特賜食邑并扁額、改牛頭山神護寺、又舉爲官寺、於是弟子行海智定妙忍等、相繼世演其宗、明德初年律師淨純居之、郡之師、本郡奈良原邑農族、年十三出家於山田、十四禮寂巖守法師、祝髮受戒、遍參洞濟名師、緣契心源玉田存麟和尚、永祿甲子領主北條氏照、與碧山泉公符議、重移華嚴菩薩舊趾於本山東北之隅爲禪窟、丙寅三月望日、請師開法、平大藩主氏康公受大戒、奏闕賜紫衣并扁額等、天正改元遷心源、十七年落石雲、翌年正月退歸茲山、後寺罹兵燹、墜緣化導開寺院六、曰寶珠、暉興與嶽雲龍良泉信松、寬永三年丙寅十月廿六日寺中夜書傷、卒于當寺瑞聖室、壽百二十、臘百有七、奉全身藏于本所、塔曰眞際、嗣法十七人、受業并得戒弟子、凡三萬七千餘人、

法衣 金剛にて製せり、慈眼寺落城のとき、中山勸解由左衛門家範手負て來りしに、住僧ありつる法衣を、うちかけしと云、血少しくそみてあり、裏に天正改元 鐘樓 本堂の前と云、血少しくそみてあり、裏に天正改元 鐘樓 本堂の前と云、血少しくそみてあり、裏に天正改元 鐘樓 本堂の前

宗關寺新鑄鐘銘并叙

蓋聞鐘者、爲法海之權衡、亦祇林之柱石、鐘鏗延催遍于大千、幽而明聞而悟、至於月夜風傳曉天雲和、不自明而明矣、不自悟而悟矣、夫識從聲生、猶聲而聞、聞

維時大歲寬永乙丑中夏念日、長年一百十九關、武閑道人悅隨翁卜山手書、此外にも古書一軸あれども、文字磨滅してよむべからず、卜山の位牌あり、背面に記する所左の如し、

片倉城主備中守大江師親篤崇之、文明中、法師弘圓學台教、雖然廢頽已極矣、永祿之初、太守氏照就此山築八王子城、七年與嗣法小師泉長老符議、欽爲檀護、移寺基於城之東北、鼎新伽藍、九年春三月望、請老僧任開法第一世、時平大藩主氏康、迎吾受戒特奏 闕降紫衣佛國普照之號、兼爲宗關神護寺、又氏照分國中相並心源領僧綱、然則誠古今國家崇敬地、而非加私意也、是故雖開法以來、實爲心源之門流、至今數代不問境之興衰、內外回首出門流寺院之例、後來悉知之、相互保護、就中勿論勢利、爲大方見指目也、且川口龍正橫山信松泊天正亂後、老僧隨緣寓窩、良泉雲龍與嶽寶珠寺院菴、共屬神護世輔弱焉、又曰、兩山主人、護持一派、一 寺院荷負兩山非法、是整如法、是護切須傳靈山少林曹谿洞山永平總持佛陀石雲之嚴風、於盡未來際之志願尤堅固矣、上來件件專折約佛祖垂範、永鎮于心源宗關之兩室、內用遺兒孫、卽是老僧眞身也、奉重莫怠、違者非吾徒、囑囑囑、

則同聲而有聲、相希乎、微乎惟聖人而則之、乃破幽暗之智珠、實燭三途之慧炬者也、爰擴武藏國多摩郡八王子神宮寺村、朝遊山宗關寺開山舜悅和尚、始創、伏冀爲北條氏照公、追謚青雲院透岳宗關大居士之所建爾、于茲己巳歲當百年之期、今屆中山氏從五位下前備前守道軒信治、竭誠鑄造洪鐘一虛、專伸奉薦北條氏照公、追謚青雲院透岳宗關大居士、以佐百歲冥禧、冀祈北條氏先遠一派、宗親悉伏良因、俱臻善果、承斯附薦、祖考家範、乘此勝緣、咸霑利樂者、維己巳孟春、東臯心越撰序、而識其事兼綴之、銘曰、

猗歟華鐘、切資九有、晨和夕擊、如鯨而吼、圓音空寂、體用雙彰、或希或微、以悠以揚、洪聲落落、梵韻徐徐、堅窮三際、周遍六虛、其闢以悟、其幽以明、既明既悟、隨處現成、無勝善現、自在解脫、止趣安住、堅固妙德、觀法無我、平等覺場、幽音皆聞、返聞自性、情與無情、諸根咸淨、但登不退、盡獲超昇、世出世間、得最上乘、

歲己巳孟春穀旦  
東臯越杜多備并書  
住持信菴

冶工 稚名伊豫良寛  
同 兵庫重長

元祿二己巳天七月十一日建立

北條陸奥守氏照墓六尺許、面の方に青雲院殿透岳宗關大居士、天正十八庚寅年七月十一日と彫り、裏に元祿二己巳天七月二日、北條陸奥守氏照公、現住信菴叟海音造とあり、これは百年追善のとき、いとなみしものとみゆ、氏照天正十八年に小田原城下田村安栖が宅にて、自害のとき、その屍はいづかたへ葬りしにや、由木永林寺の傳へによれば、骨はかの寺に葬しとあり、いわんや百年に至り始めて墓をいとなみしなれば、こゝへ歸葬せしともおもはれず、 狩野一菴墓も同又同邊に中山道軒が墓石もたてり、

所にあり、五輪の塔高二尺五寸ばかり、文字なし、按豆州田方郡天野村狩野某が家の記録に云、上州の士小幡尾張守重定が三男を、帶刀と稱す、これも上州沼田の産なり、重定武田信玄につかへしにより、帶刀も亦甲州につかへしが、勝頼滅亡の後弟彦三郎と同く、北條氏照につかへり、天正十八年氏照、帶刀兄弟をして、上州宮崎の砦を守らしむ、時に藤田能登守信吉が部將、夏目舍人助計を以陥れしかば、帶刀豆州に遁れ、狩野川のほとり天野邑にかくれ、薙髮して狩野一庵と號す、氏照よび出して八王子の城を守らしむ、加賀利家城を攻ること急なるに及て、一菴中山勘解由とともに奮戦し、終に劍に伏て死す、その節義世の歎美する所なり、東照宮一菴の嫡子主膳、勘解由が嫡子助六に、各食邑を賜ふ、主膳は致仕して天野村にかくれ、元和九年閏八月十九日没す、法名圓室光融と云云、古戦録にのする所はこれと異なり、狩野一菴は

古城跡圖



豆州の産にして、氏照の右筆なりしが、才思ありて數世の走廻りに首尾を合せしにより、出身して一方の武士となりしが、今程は梓主膳の正に家督を譲り、其身は落髮して禪門となり候と、又同書に小幡上總介が事實をものせたと、一菴と同族なることをいはず、狩野が家傳と異なり、誰か是なりや、

藥師堂除地、田五畝十八歩、小名中宿にあ  
不動堂除地、畑一段七畝十歩、小名八幡宿南の裏  
舊蹟 八王子城跡 村の西の山上なり、天正の初北條陸奥守氏照が築きし所なり、それまでは氏照郡中瀧山城に在城せしが、瀧には落ると云縁語あれば、いまはしとてこの城なきづきて移れりと云、想ふにその頃は甲州よりしてはばは侵されしなれば、甲州口押への爲にとて引城せしにや、さて八王子権現なるを以て城の鎮守とせしにより、八王子城と號せしと云、又地名を神宮寺村とも、權現別當の山號の字を以て慈根寺村とも云を以、神宮寺の城とも慈根寺の城ともいへり、天正十八年落城の時のことも、諸記録に異同多し、先づその大概をいはば、城主陸奥守氏照は小田原に籠りて、留守には本丸に横地監物長次、中丸に中山勘解由左衛門家範・狩野主膳入道一菴、山下曲輪には近藤出羽守能成り、寄手北國の大將前田利家・上杉景勝等押向ふ、秀吉寄手の兩大将無理の城攻あらんことを恐れ、太田小源吾一吉を目付としてさし下せり、六月廿三日北國勢朝がけに八王子の町口を押破り、霧間がくれに張番の輕卒等を撫切にし、追て城外へ詰寄せたり、本丸は景勝、中の丸は利家と定て、松山の先方を案内者として、山下曲輪を攻めさせたり、夜中にかゝつて大

古城跡眺望圖



に戦ふ、近藤出羽守奮戦して命を限す、これをみて本丸、中の丸の雑兵等、肝を消して大半落行けり、中山勘解由左衛門が手に屬せし七百人のもの、僅に百餘人、輕卒二百人ばかり残りけり、中山・狩野は殘る十卒を勵まし、矢玉を放て防ぎければ、寄手死傷數を知らず、利家父子しきりに下知して士卒かすゝめ、金子丸を乗とり、金子三郎右衛門を討取るにぞ、寄手機を得て惣軍中ノ丸にとぞかゝる、中山・狩野は士卒をひきゐて打て出で、自鎗を合せ太刀打してしばらく勇を奮ひけるが、もとより微勢なれば叶はずして引て入る、檢使太田小源吾一番に擲を乗ければ、諸勢つゞひて亂れ入る、中山・狩野はこれまでと覺悟し、詰の城へ入て足弱兒女をさし殺し、腹切てぞ死にける、この上杉は東の方谷合、水の手を傳ひて一庵曲輪へ押登しに、城兵こゝをば油斷して、皆中ノ丸に打集りければ、警固の兵一人もなし、思ふ儘に楯楯逆茂木を引倒し、風上より火を放ちて燒立ける、藤田能登守信吉・甘粕備後守清長等、前登りし本丸へおし入り、散々に責かゝりければ、大將横地監物防ぎ兼て落行けるにぞ、利家・景勝目なを施せしと云云、今その地をみるに、連山の内なる孤山の頂に要害の迹ありて、たゞ東の一方のみ平地につゞけり、中央の南の方に山出羽山と云所あり、これ近藤出羽守が住居の跡なりと云、石垣等今に存せり、此山の西に瀧澤山・竹林山など云山あり、こゝにも石垣殘れり、この邊より要害の構ありしにや、村の請入に升形のとあり、又千疊敷の跡と云所あり、五十間四方ほどの所なり、こゝより餘堀六七十間登りて、八王子權現の社あり、此邊の土地より今も糶米の焼たるもの出づと云、又井戸もあり、そこより少しく下りて馬場あり、馬冷し場と云所あり、そこより一町餘を登て、西の方を御殿の跡といへり、又その西に大嵐山と云山あり、その頂にむかし

物見せしと云舊跡あり、此所は甚だ高き地にして、江ノ嶋の邊まで眼下にのぞめり、北の方に瀧ノ澤口と云所あり、大なる瀧をつ、城地ありし頃は唱悪しとて、霜降ヶ谷と云しとぞ、これ甚だ險阻の地なり、落城のとき此口より破れたりと云、又その頃大手の通りと云所は、中宿の南の山の中腹なり、又東の方山の中腹に番屋と云所あり、いひ傳へはなけれども番所などの跡なることは勿論なり、城跡の圖上にのせたり、

月夜峰 村の東南の方にあたれる總の山なり、北條氏照この地在城の頃、その妻室この邊に住居せしと云所あり、それより少し東にあたりて旗立塚と云塚あり、天正十八年八王子城攻のとき、寄手軍勢屯せし地なり、塚大小あまた殘れり、その所は横川村の境なり、その圖上にのせたる如く、大塚四つ、高さ各六七尺、小塚十四あり、高さ二三尺なり、

梶原館跡 村の中央より北によりてあり、山間にて濶き二町四方程の地なり、昔梶原平三景時が住せし所なりと云ふ、今このほとりを字して、梶原谷戸ともよべり、

勘解由屋舖跡 宗關寺の南の方なり、中山勘解由家範がすみ川に架せし橋を勘解由橋とよべり、これも中山がはじめに架せしと云ことなるべし、

横地堤 宗關寺の北の方にあり、横地監物之丞吉信が築きし所なるか、

花鴛籠 來由詳ならざれど、故ある地名なるべし、宗關寺の西の山あひ谷川のをくをいふ、

華嚴寺舊蹟 宗關寺の西南の方に華嚴ヶ谷と云所あり、この所ならんといへり、華嚴寺のことは已に宗關寺

の條に見えたり、

千人頭屋敷跡 天正十八年北條氏照落去のみぎり、御用心を此邊にをかれしが、近在鎮りしによりて、その後文祿二年の春、甲州口押へのため、今の如く千人町へうつさる、其舊宅のあと今より知るべからざるもの多し、その一二を傳へたるは、八幡社の東に原ヶ谷と云所あり、これ原刑部胤從が屋敷のあとなり、又中宿の内に助丞谷戸と云所あり、窪田助之丞正勝が地なりと云、又御靈谷の奥に廣瀬郷八と云もの、屋敷跡と云所あり、この郷八は甲州の士廣瀬郷右衛門が弟なりしとぞ、郷右衛門は高天神城責のとき、東照宮へ言葉を奉りし大剛の勇士なり、今郷八が子孫は斷絶せり、

八王子宿跡 八幡社頭の森の東の原に、横山八日市など云所瀧山の城ありし比は、かの城下町なりしが、當所へ移りしとき、從ひてこゝに移りしが、千人町をうつされしとき、又今の八王子の地にうつりしと云、

大善極樂二寺跡 これも八幡森の東なり、宿と

鳳岩寺跡 小名中宿にあり、下恩方村心源院の末寺にて、天長山と號せしと、除地今に二段一畝二十歩あり、

雲光院跡 同所より上方村への往來にあり、同末にて地久山と號せり、これも二段十九歩の除地あり、

石見屋敷 八幡森の東の方なり、北條氏照の家臣鶴村石見屋敷跡なり、故にかくよべり、

舊家 鍛冶藤吉藤太 小名鍛冶屋村に住せり、除地、九段五畝  
四年當所に來り住し、古の五郎入道正宗が傳を以て、刀鋸を  
製造す、しほは東照宮の御用を勤めしにより、屋敷地を賜  
りしと云、三代目半十郎弟金左衛門とともに、水戸義公の遺  
を鍛ひしことあり、この故に兄半十郎は相模守宗國、弟金左  
衛門は武藏太郎安國と名を賜はりしと云、その後有徳院殿御  
刀を命ぜられ、濱御殿に出て鍛をなせしにより、御紋付の茶  
色の御羽織を賜はりて、今に至るまでその子  
孫の家に藏せり、安國後に卜圖と號せり、  
鑄物師某 小名澁原と云所に住せり、除地屋敷五畝十歩を賜は  
りて賜ふとなり、  
百姓清左衛門 小名中宿に住せり、先祖を志村將監と云、北  
西川幸七 宗國寺の門前に住する醫師なり、  
先祖北條家の醫師なりと云、

○寺方村 寺方村は、昔大幡と唱へし地なりと云、主人  
はたゞ由井領とのみいへり、又永祿十年北條氏照が寶生  
寺へ興へし文書にも、大幡寶生寺とするしてあれば、小  
田原分國の頃も猶昔にかはらざりしことしらる、今大幡  
と云は纔に小名に残れり、又寺方と唱ふるもかゝる古刹  
のありて、そのかみの寺領もこゝにあればなるべし、當  
村は江戸日本橋より行程十三里餘、東は大樂寺・二分方の  
二村に及び、南は二分方村にそひ、西北は下恩方村にて

山丘を界とせり、大抵東西の徑り二十町、南北三十町に  
あまりたれど、二分方・大樂寺・一分方等の數村犬牙した  
れば定かならず、民家六十軒、南と北との平地に散住  
す、土性は砂利眞土野土にて、陸田多く水田少し、東よ  
り西へは山丘打つてきて村民の林あり、當村古の領主を  
傳へず、御入國の後は御料所にて、正保の頃は高室喜三  
郎が御代官所と、村内寶生寺領入會なる由ものにみえた  
り、その後しばしば御代官の遷替ありて、今は大岡源右  
衛門支配せり、いつの比より賜ひしにや、中根勘解由が知  
行も少しく入會なり、檢地は寛文七年三月深谷喜右衛門  
承りてたゞせり、その餘新開の地は延寶六年九月たゞし  
ありとのみ云傳へて、うけたまはりし人の姓名は失へ  
り、  
高札場 小名小田野  
にあり、  
小名 小田野 南よりの山際より案 紙屋村の西よ 大幡案  
川より西北の山際寶生寺のあたりを云、 紙屋村の西よ 大幡案  
この名のふるまきことは前に載せたり、  
山川 案下川 西南の方より入、村内二十町餘を流れて川口村  
下川とも 云り、

山入川 山入村より流出する川なれば、その名とせり、村の西  
方より東走す、其村内にかゝること凡二十町餘なり、

寺院 寶生寺 小名大幡にあり、新義真言宗にて、大幡山蓮華院  
の寂年疑ふべし、そのゆへは隣村川口村圓福寺の什物大般若  
經の末卷に、應永三十四年八月十七日、武州多西郡山井郷大  
幡寶生寺書、僧都明鏡五十八歳とあり、應永三十四年五十八  
歳ならば、僧都は應安三年の生なるべし、延文五年は應安を  
上ること十年に餘れり、然れば其誤なることは論をまたざれ  
ど、とにかく古き起立なるべし、又同大般若經の末に、應永三  
十二年乙巳閏六月八日、於武州多西郡山井郷、大幡觀音號寶  
生寺書寫云と記せしものあり、是によれば、昔は今境内に立  
る觀音堂に屬せし別當寺なりしとみえたり、又當寺の過去帳  
に、第十世頓紹僧正は北條氏照が歸依僧たるにより、僧正に  
も任じたるが、天正十八年六月廿三日八王子落城の時、末寺  
西蓮寺住僧祐覺をともしなひ、たまたま城中にあつて觀音修行  
し、出城に及ばずして焼死せりといへり、かゝるちなみに  
や、北條家の文書數通を什寶とせり、その文は後に用せり、  
本尊不動坐像にして、長二尺餘、本堂は近き年回祿の災にか  
かりて、未だ  
再造に及ず、

大幡寶生寺新造之伽藍、瀧山へ被相移候、門葉之各住  
寺令同意造畢、可取持或對住寺纔成儀、以當座遺恨  
之由被申、或假俗縁之權柄、募且那之威勢、彼寺家  
江令無沙汰者、不取合理非可被拂、御分國既本寺之

榮輝令傍見儀、罪科不輕故者也、仍狀如件、  
永祿十年丁卯霜月十二日  
氏照(花押)

寶生寺  
禁制 武州之内一ふかたの下地  
大はた村  
和田村  
八日市村

一 當軍勢濫妨狼藉事、  
一 放火之事、  
一 對地下人非分申懸之事、并還住之事、  
以上  
右條々於令違背候、速可處嚴科者也、仍如件、  
天正十八年六月廿四日  
(木村)  
常陸介(花押)  
(前田)  
孫四郎(花押)

定  
一 殺生禁斷之事、

一甲乙之人馬乘通行之事、  
一境内山林竹木獵に裁探事、  
以上

右條々堅可相守候、若於令違犯者、速可處嚴科者也、  
依如件、

天正十八年六月廿四日

常陸介(花押)  
孫四郎(花押)

覺

- 一東者調へ道際境、
  - 一南者川原面道際境、
  - 一西者山入村ト神谷峰道際境、
  - 一北者川口村之散在峰道際境、
- 右之内、田畑山林不殘如先規之、實生寺領御繩面ニ付申候處、無子細條、書付進申候、以上、  
寅十一月十二日

野々山左五兵衛  
内藤角右衛門

猶々先日者、早々得貴意、于今御殘多奉存候、何成とも御用之儀御座候は、可被仰付候、少も疏意不存候、何事も貴面ニテ萬々可申述候條、不具候、以上、

一簡致啓上候、然者實生寺様御繩面之場如何程ニ付申候哉、御聞被成度由、安御事ニ御座候、則一書ニ付致進上仕候、此段可被仰上候、恐惶謹言、  
霜月十二日

信康(花押)

野々山左五兵衛  
内藤角右衛門

當福院様人々御中

惣門 本堂跡の正門一丁餘を隔てあり、東向にて四足門、蓋葺一丈四方、當寺創建の時の造作なるよしひ傳へり、こゝにさまさまの影物あり、そのさま人物鳥獸草木等、いと古色なれば舊き世の創建なるべしと云、中門門の正面に 鐘樓 中門を入て左の方にあり、七尺四方、鐘のあり、鐘樓 大さ二尺七寸許、貞享年中鑄造の鐘なり、觀音堂 五間四方、觀音の立像、長一尺二寸、行基菩薩の作と觀音堂云、この堂は前にもしるすごとく、當寺創建以前のものなるよし傳へたれば、古き造立なることしるべし、

觀栖寺 小名小田野にあり、補陀山と號す、禪宗曹洞派、下恩方村心源院の末、開山天來琳達元和二年八月十一日示

寂す、中興開山規外智範延享四年十一月十三日寂す、慶安二年八月廿四日村内にて御朱印八石一斗の地を賜へり、されどこの御朱印に觀音堂領とあれば、境内にある觀音堂へ賜ひしならん、客殿六間半に六間、本尊釋迦、立像長二尺なるを安置せ、觀音堂 境内にあり、五間半に四間、千手觀音、稻荷社 小社なり、境内の鎮守なりと云、

靈照菴 年貢地、一段少、眞言宗、律派、江戸湯嶋靈雲院の末、村内實生寺の第十八世靈照比丘、元文中起立せりと云、庵は五間に八間、本堂大日坐像、長一尺五寸なるを安置せり、

慶祥寺 餘地、四段一畝十歩、小名紙屋にあり、新義眞言宗、村内實生寺の末寺にて、寶光院と號す、開山及び起立の年歴等を傳へず、本堂五間に七間、本尊大日を安置せり、

眞法寺 餘地、二段二畝七歩、小名小田野にあり、下恩方村心源院の末寺なりしが、近き年廢院となりていまだ再建に及ばず、

○上恩方村 上恩方村は、郡の西南にありて相州津久井縣に接せり、村名の起りは傳へされど、村内の小名に案下と云所あり、近郷のもの案下村と呼なせるも、案下峠などありて其地名の廣きよりのことなるべし、されど元より私に唱ふることなれば、公には用ゐず、江戸日本橋へは行程十五里許、村の四境、東は下恩方村につゞき、

西は相模國津久井縣佐野川村に接し、南は本郡の上長房村及び相模國津久井縣與瀬村に隣り、北は乙津・檜原の二村に跨れり、東西へ二里半、南北一里許の處もあれど其廣狭は境の犬牙せるをもて詳に辨じがたし、民戸二百五十軒、檢地は寛文七年坪井次右衛門糾せり、當村舊領は傳へされど、正保の比は岡上甚右衛門が御代官所にして、其後しばしば遷替あり、今は小野田三郎右衛門支配せり、土性は眞土石交にして、水田は陸田の十分の一なり、

高札場 一ヶ所 小名狐塚

小名 上案下 村の西の方、峠の 下案下 上案下の 下案下の東 下谷通りを云、 調六

河井野 東にあり、 醒醐 村の西北谷通りをよぶ、 森久保 降宿の東を 高留 野の東にて降宿より東を云、

此所に關所あり、よつ 宮ノ下 高留より東によりてあり、て又關場ともよべり、此地低くして丘上に住吉の社を立つ、故 力石 宮の下の東にあり、こゝに長一尺五にこの名あり、名づけて力石神と稱す、別に餘地をもふ 狐塚 力石の東 黒沼田 これは尾長くるにもあらず、 尾長 狐塚よりは東にて、 山崎 黒沼田と尾崎と北によ、 尾長 黒沼よりは南なり、



駒木野 山崎の東を 左戸 駒木野より猶 板當 左戸の東に  
境へり

山川 案下川 水元一派は南の谷案下時より湧出し、一は北の  
谷案下川より流出し、村の中ほど小名高留とい  
ふ所にて二流合し、東の方下恩方村に達す、水原より村内を  
經ること二里許、川幅次第に廣くして五間より十間ほどまで  
におよべ

案下村 村の西相模國の境なり、此峠甚高うして西の方は相州  
津久井縣佐野川村を眼下に望み、東は當郡の村々にお  
よべ

眞峰嶺 北谷の小名森久保と降宿  
の間あり、僅なる峠、

愛敬坂 小名宮の下と高  
留の間あり、

板當山 村の巽の方にあり、  
御林山の内なり、

朽繩城 村の南にあり、これも御林山の内なり、板當山と合し  
て二百十六町六段六畝廿歩許の地なり、高山にしてい  
と峻なり、

關梁 口留番所一ヶ所 小名高留と云所に番屋を設く、甲州へ  
關にかゝり、一町程西の方に二條に分れ、一條は相模國津  
久井縣への往還にして、又一條は村の北の方小名醍醐の邊へ

通せり、これ甲州  
への往還なり、

神社 淺間社 案下峠の絶頂にて、相模國の接界にあり、僅の石  
派の修験、東福  
院の持なり、

熊野社 除地、二段五畝、村の西の方上案下にあり、石階二十  
熊野社六級を登りて社前に至る、社は九尺に四尺、銅葺にて  
巽の方に向へり、神體は木の坐像にて、長一尺餘、例祭は九  
月九日に湯立あり、當社はいかにも神さびたる宮居にて、殊  
に禰宜の持傳ふる文書もあれば、古社なること疑ふべくも  
あらねど、今よりは其來歴を詳にせず、則稱宜小澤石見が藏  
する文書左  
にのす、

安下熊野宮之禰宜役、并貳百文屋敷、於末代不可有  
相違者也、仍如件、

同高茶野丁(原本のまゝ)

天文廿壹年八月十九日

禰宜彦次郎

(花押)

安那澤能野天神

山神社 除地、段別詳ならず、小名下  
案下にあり、村民の持なり、

住吉社 除地、六百坪、小名河井野にあり、木の鳥居をたつ、石  
階五十級を登りて社前に至る、小祠にて覆屋二間四方  
乾向なり、村  
民の持なり、

山神社 年貢地、四百坪、小名河井野にあり、是  
山神社も小祠にて乾向なり、村民の持なり、  
稻荷社 除地、百坪許、これも河井野にあり、小祠にて南向な  
社前に木の鳥居を立つ、その前に石階六十九級を  
設く、村  
民持、

山王社 除地、十坪許、小名河井野にあ  
り、小祠なり、東向、村民の持、

龍藏權現 除地、三畝六歩、小名降宿にあり、覆屋一間半に二  
石燈籠兩基あり、共に高さ四尺、社前に狛犬を置く、高二尺  
許、神體船の帆柱に龍の巻し像なり、船の長さ二尺、帆柱も  
長二尺、いづれも木にて作れる、  
石船龍藏とも云、村民の持なり、

住吉社 除地、二段二畝二十一歩、眞峯嶺にあり、神體木の立  
像長一尺二寸、土人呼て眞峯明神と云、社は三尺四  
方にて南向なり、二面に二間半の覆屋を設く、石燈籠二基社  
前に立つ、當社は永享十二年庚申造立と云傳ふるとも定かな  
らず、住吉龍藏の二社を以て此邊の鎮守と  
す、例祭は六月十五日なり、村民の持、

神明社 除地、二畝二十一歩、小名森久  
保にあり、小祠なり、村民持、

御嶽社 除地、四百坪、小名高留にあり、小祠、南向にたてり  
社頭に楓一樹あり、圍み二丈ばかりあり、村民の持な  
り、

將門明神社 除地、四七坪許、小名力石にあり、石階三十一  
級を登り、上に小祠をたつ、例祭は十一月十五  
日、勸請の年月又いかなる故にてこゝに祭ること傳へず、  
往古は社の中に兜を納めおきしが、いつの比か賊ありて持去  
しと云、村  
民の持、

八幡社 除地、三百坪許、小名板當にあり、  
小祠にて南向なり、村民持、

住吉社 除地、四畝廿歩、小名愛敬坂にあり、覆屋二間に三間  
神體は木の立像にて、長二尺許、本地十一面觀音木の坐像、  
長五寸許、裏に大永八年八月しつきと記せり、此像常には別  
當東福院に置く、社前に木の鳥居を建つ、石階十七級あり、  
此邊古樹繁茂して、いかにも古社とみゆれど、勸請せし年歴  
を傳へ  
ず、

伊勢宮 除地、七畝十歩、小名愛敬坂の上にあり、  
小祠、南向に立てり、これも東福院の持、

八幡社 除地、三十坪許、小名力石にあり、石階三十五級を登  
りて社前に至る、覆屋九尺に二間、内に小祠を置、南  
向なり、  
村民持、

稻荷社 除地、四百坪許、小名狐塚にあり、石階三十級を登り  
て小祠を立つ、覆屋は二間に三間、南向なり、神體は

長六寸ばかり、末社 第六天祠 疱瘡神祠に向て右の方向にあり、

天神社 除地、千坪、小名黒沼田にあり、神體は東帯の坐像なり、長八寸許、覆屋二間に三間、内に小祠を置く、南向なり、石階三十二級を設く、村民の持なり、末社 稻荷山神祠 本社に向ひて疱瘡神祠の方向にあり、

山王社 除地、三間に十二間許、小名黒沼田にあり、小祠、南向に立つ、良泉寺の持なり、

稻荷社 除地、百五十坪、小名駒木野にあり、石階九級を登り、常の形にして、長七寸許、村の持なり、末社 牛頭天王祠 本社に向て右

御嶽社 除地、百六十坪、小名左戸にあり、石階四十二級を登り、社を立つ、覆屋一間半に二間、南向にあり、神體は銅の立像、長七寸、例祭は二月八日なり、

諏訪社 除地、四十坪、小名板當にあり、小祠、東向なり、皎月院の持、

寺院 福源寺 除地、一段二畝五歩、小名上案下にあり、禪宗臨濟派、同郡山田村廣園寺末、永輪山と號す、本堂六間半に五間、西向、本尊釋迦木の坐像、長一尺八寸なるを安す、開山桃溪天文二年寂す、

朝雲寺 除地、一畝一歩、小名下案下にあり、これも廣園寺の末、日輪山と號す、本堂六間に四間半、東向なり、本鐘樓 本堂に向ひて右の方にあり、九尺四方、鐘は徑二尺三寸、高さ三尺七寸、寶曆二年の銘文を刻せり、

良泉寺 除地、一段二畝、小名黒沼田にあり、梅黄山と號す、禪宗曹洞派、下恩方村心源院末、本堂五間に六間半南向、本尊釋迦木の坐像長七寸、脇土文殊普賢木の坐像長五寸、開山隨翁舜悅寛永三年寂すと云、月日を詳にせず、

皎月院 境内二畝二千五百坪、小名板當にあり、常岡山と號す、禪宗曹洞派、これも心源院の末、本堂九間に八間南向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺、脇土文殊普賢木の坐像各長八寸、開山玉田存麟、天正十四年寂すといへど、月日を詳にせず、開基は皎月院英岩道俊と云ふ、これ瀧山城主大石源左衛門定久が法諱なり、

藥師堂 除地、七十坪、小名板當にあり、二間四方の堂、稻荷社堂に向て左の方向にあり、

藥師堂 除地、八十坪、小名河井野にあり、堂は三間に二間乾に向ふ、藥師は木の坐像長八寸、村民の持、

阿彌陀堂 年貢地、廿五坪、小名河井野にあり、堂は二間四方東向なり、彌陀は木の立像にて長二尺許、これも村持、

阿彌陀堂 年貢地、九坪、堂は一間に二間南向、彌陀は銅の立像にて長一尺五寸、村民持、

金照菴 除地、百坪、小名高留にあり、金峯山と號す、村内興慶寺末、本堂七間に四間南向なり、本尊藥師木の坐像長八寸なるを厨子に安置す、開山一宗帳道、文明元年寂すと云傳へり、

藥師堂 除地、三段一畝二十九歩、小名宮ノ下にあり、二間に三間の堂を南向に立つ、藥師は木の坐像長八寸許、村民の持、

尊千手觀音木の坐像長一尺八寸なるを安す、開山機山宗順文正元年寂す、

三光寺 除地、二畝五畝二十一歩、小名調六にあり、これも廣園寺の末、使樓山と號す、本堂七間に五間乾向、本尊觀音木の坐像、長一尺許、開山 山神祠 本社に向ひて右の信敬永心、弘治元年示寂せり、

地蔵堂 除地、三十坪、小名調六にあり、堂は西向にて二間四方、本尊は木の立像長一尺、村民の持なり、

西光寺 除地、七畝二十四歩、小名調六にあり、禪宗臨濟派、村内龍泉寺末、日東山と號す、石階十九級を登りて客殿あり、七間に三間東向なり、本尊彌陀木の立像長一尺、開山別山壽傳、天文四年寂せり、

龍泉寺 除地、三段五畝二十一歩、小名森久保にあり、瑞雲山と號す、同郡山田村廣園寺末、本堂八間に六間半の方向にあり、本尊藥師木の坐像長二寸五分、運慶の作なりと云、開山壽榮保公、寛正五年寂せり、本堂の前に石階三十二級を設け、觀音堂 本堂に向ひて左にあり、二間半四方具に向ふ、陶佛にて長一尺五寸、傍に木にて造れる白馬あり、長五寸、

興慶寺 除地、三段許、小名狐塚にあり、萬藏山と號す、禪宗、これも廣園寺末、本堂八間に六間半南向なり、本尊地藏木の坐像にて、長八寸、開山は法光圓融禪師なりと云、圓融がことは本山廣園寺の條に詳なり、後寺領高十石の御朱印を賜、藥師堂 本堂に向ひて左の方にあり、四間に三間の堂にて南向に立つ、藥師は木の立像長一尺、

の内臨川菴の持なり、

臨川菴 除地、百五十坪、小名宮ノ下にあり、露玉山と號す、これも興慶寺の末、本堂は五間に四間、乾の方を向へり、本尊釋迦木の坐像長八寸、開山興堂祖隆、應永三十二年示寂すと云へり、

向林庵 無年貢地、百二十坪、小名力石にあり、無量山と號す、これも同寺の持、本堂六間に四間半西向なり、本尊十一面觀音、木の坐像にて長八寸、開山了胤、延徳二年寂す、

地藏堂 除地、五十四坪、小名狐塚にあり、堂は三間に三間南向なり、地藏は木の坐像にて長一尺五寸、村民持、

○下恩方村 下恩方村は、郡の西南によれり、江戸日本橋よりの行程十四里、村の四境、東の方は淺川を限りとして、寺方・大樂寺の二村に對し、西は上恩方村につき、南は元八王子・川村の二村にまじはり、北は小津・山入の二村なり、東西の徑り三十町、南北二十町、東の方は打

開けたる平地なれど、やうやく西によるに隨ひ、南北は山にそひて平衍ならず、民家二百軒、大抵淺川に邊して住せり、土性は眞土或は黒土にして陸田多く、水田は十分の一なり、檢地は寛文七年坪井次右衛門・岡上次郎兵衛二人の承りにて、租米の數を定めたりしが、その後田安殿の領地にたまはれり、

高札場 小名河原宿にあり、

小名 大久保村の西に、澤口これも西の方にて少しく、松嶽或は松竹とも書けり、大 河原宿松嶽の東に、上宿河宿の東の方にあり、下原 河原宿の東、上ノ原 下原の北、邊名北にあり、元木村の東の方を云、

山川 案下川上恩方村より流れ来り、東流して寺方村に達す、當村にかゝること、川路屈曲して凡一里許、川幅は十間ほどなり、廣狭のともあり、

橋梁 橋五ヶ所、一は小名大久保といふ所に於て下川に架せ、幅五尺、一は同じ邊の藥師堂の下にあり、長五間幅四尺、一は河原宿にあり、長五間幅三尺、何も案下川に架せり、

神社 稻荷社除地、一段一畝九歩、大久保にあり、則その所の神體は立身にて長七寸、入口に木鳥居一基あり、例祭二月初午、淨福寺持、

稻荷社 社地、凡二百六十坪、無年貢地、外除地八畝二十歩、小名松嶽にあり、その所の鎮守なり、二間四方の社にして前に二間に二間半の拜殿を立つ、例祭二月初午、眞福寺の持なり、

熊野社 除地、十八歩、澤口にあり、則その所の鎮守なり、小社にして二間四方の上屋を立つ、村民の持、山王社 除地、一畝五歩、これも松嶽にあり、小社、眞福寺の持、

飯繩社 無年貢地、これも松嶽にあり、小社にて拜殿あり、三間半四方、同寺の持なり、山神社 除地、八段一畝二十二歩、同邊にあり、小社、村民の持なり、天神社 除地、二段四畝二十二歩、小名元木にあり、小社にて三間半四方の上屋を立つ、前に鳥居あり、これも村民の持、

山王社 除地、四畝七歩、同じ邊にあり、

地神社 年貢地、小名邊名にあり、小社、これも村民の持、社地に周回二丈餘の櫻樹一本あり、近郷には稀なる大木なりとて、花のころは人々つどひて賞玩せりといへり、

寺院 淨福寺 境内除地、一萬三千三百九十一坪半、松嶽にあり、寺山門院と號す、新義眞言宗にて、横見郡御所村息障院の末なり、開山を廣惠大師と云、當寺來由記の略に云、大師姓は朝倉氏、その先世々和州に住して官祿ともに賤からざりしに、師の父某の時に至りて、繼子あらざりければ、かれて信ずる所の千手觀音に詣りて、一子をえんことをいたく祈誓せしに、其後一子を生めり、則この大師なり、然るに故ありて罪をかふむり、親子ともに上總國周集郡に配流せられ、父はほどなく身まかりしにより、やむことを得ず、其母師を具し、あたり近き精舎に投じて養育せしめ、名を廣惠とよぶ、長ずるに及びて、ふかく禪寂にいり、自から所生の因縁に感じて、千手觀音を信仰すること淺からざりしが、或夜の夢に異人來て告て曰、汝靈像を得んとおもはば、よろしく名刹を順行すべしと、よりて普く諸國を遊歴せんとし

て、當國まで来りしに、この里に千手の靈像ありとききて拜視するに、彫刻世の常にあらざれば、主翁にその來由を尋るに、翁が云、昔天平の頃行基大士遊行の日、彫刻し置くところなりと、師奇異の思をなし、これさきの靈夢の應に疑ひなしとて、終にこの地に跡をとめ、主翁と、もに力をあはせ、一字を替みて安置せり、時に文永某年なり、近郷の人民この山をきき、よりつどひて信仰するもの多かりければ、不日に一の大伽藍となれり、其後二百六十餘年の星霜を歴て、大永年中木曾義仲の苗裔、大石源左衛門尉入道道俊と云もの當所に居城を構へし比、繼嗣のあらざることを深く痛み、この像に一男を設んことを祈りしほどに、果して一子を産す、是源四郎重重也、後に石見守と改名せり、かゝる靈驗を得て、道俊感喜之餘り、そこばくの田地を寄附して、信心いよいよ深かりしとなり、然るに大永四年十二月十四日の夜、上杉憲政襲ひ来りて城郭を放火せし時、堂塔僧坊も片時の間に烏有となれり、大石父子は利を失ひて相州小田原なる北條氏康に投じけるが、翌年二月中旬氏康が羽裏によりて、再び當所に歸り來りて、堂舎以下をも造立せり、然るにこの地狹隘にして、戦争の利よろしからざるまゝに、大石父子は更に地をえらみて、瀧山に城をとり立て移り住せり、天文・永祿年間の記録に瀧山城といへるは是なり、昔の城跡は本堂の後背、上り四丁條にあり、礎石・本丸・外郭等の跡、今尙まのあたり存せり、又村に傳ふる舊記をみるに、天正十八年六月廿二日、羽柴統前守利家、瀧山の城郭放火せし時、當寺も甚危かりし、村内眞福寺の住僧が計ひによりて、寺中不入舊領安堵の免狀をさづかり、打續きて御料の地となりし比、天正十九年先規のごとく、寺領十石及寺中不入の御朱印を賜はりしといへり、

木堂門に入て正面に六間

半、本堂大日本の坐像長一尺五寸なるを安す、寺の來由記によれば、昔は千手觀音を本尊とせしとみゆ、何の頃よりか今の如く別に觀音堂を造、鐘樓本堂に向て左の方にあり、八尺りしにや詳にせず、鐘樓に九尺、鐘の圓徑二尺三寸長三尺六寸、寛保四年鑄造の鐘なり、銘、中門本堂の前にあり、文はあれどもにはりやくせり、冠木門なり、惣門二間四方、境内、觀音堂本堂の西三百間許にあり、三長二尺三寸なるを安す、行基菩薩の作なりと云傳ふ、木像にして彩色を用あず、いと古色なり、則前にしるせる觀音堂の昔の本尊なるべし、今淨福寺に觀音堂の古き棟札を持傳ふ、その文左の如し、

厥以曼荼羅之春花、發三密加持苑、六大無量秋月輝瑜伽行之郷、云云當大士尊者、千手千眼拔苦與樂之尊容也、尋建立昔行基菩薩作、廣惠大師草創也、依末世濁亂猥騷、精舍佛像共令燒失畢、然處金資長尊、因前世世善苗不思議、遂當尊立成宮殿建立、大檀那源朝臣道俊、并子息憲重深志運送成就眼目前、將亦法主爲堂舍、造立祈願奉講讀仁王般若經三千部、奉備一切三寶法、樂師檀同誇、千秋萬歲之榮花、國家靜謐鄉內安穩、子孫繁昌如意滿足、乃至法界平等利益、大檀那大石源左衛門入道道俊、并子息憲重當別當當權少僧部長尊、

大永五年十二月十三日 小工清永宗八、大工河沼左衛門允、

武州吉見岩殿山光明寺息障院、長義大和尚、附法受同、當寺千手山城福寺中興開基本願權少僧都長尊、東寺意教之御流也、

爲末世濁亂之世、至興隆佛法也、仰願父母師匠一佛淨土之無疑者也、

大永五年乙酉十二月十三日 金資長尊 又古き繪馬二枚あり、左にのす、何れも長二尺二分、幅一尺三寸三分あり、

天文二十五年丙辰正月廿八日

此所に牛若丸の畫像あり

奉納千手觀音御寶前畫像一對

奉納千手觀音御寶前畫像一對、甲州住人原次郎四郎虎城書之此所辨慶の畫像あり

天文二十五年丙辰正月廿八日

白山社 本堂に向て左にあり、小社 天神社 同じ邊にあり、境内の鎮守なり、

二六二

心源院 境内五千六百七十五坪、御朱印寺領の内なり、河原宿にあり、深澤山と號す、禪宗曹洞派、遠州榛原郡高尾村石雲院の末にて、九十年に一度本山の輪番をつとむる寺なり、寺領二十石の御朱印を賜ふ、開山季雲永岳、大永六年二月十五日寂す、開基は大石遠江守にて、法諱を英岩道俊といふ、則石見守憲重が父にて、初め源左衛門と稱せし人なり、この道俊がことは淨福寺及び瀧、本堂十二間に七間半、山門を山の條にもしるせるなり、本堂にて正面にあり、本尊釋迦の木像長八寸許、開山堂の本堂の沖の方にあり、鐘樓九尺四方、本なるを安す、開山堂より、四間に三間、鐘樓に向て右の徑り二尺五寸、高三尺四寸餘也、口 僧寮本堂に向て左の間に五、山門五間に二間半、本堂の前にあり、惣門二間、黒門境内の入口にあり、辨天社惣門の西にあり、小社にて、兩柱の間九尺なり、辨天社惣門の上屋を立つ、神體は木の坐像にして、長五寸、左右に十五童子の像を安置す、白山社 辨天社の左にあり、守るとこ 秋葉社本堂に向て左の山上にあり、本社は二間四守にして、例祭七月十七日に執行せり、

隨心寺 境内除地、二段七畝二十二歩、外免田一畝三歩、小名松嶽にあり、禪宗曹洞派にて、心源院の末寺なり、奥澤山と號す、開山傑山道逸和尚、元祿八年五月八日寂せり、此寺近き年まで堂宇以下衰廢して住僧もなきが如くなりしに、

寛政四年村民磯石衛門といへるもの、子に、伊勢松と云ものありて、境内を掘穿ちしに元祿金三十兩を見出せしにより、その由公にきこえあげしかば、やがて文字金に吹かへありて、三十四兩餘を賜はりしとなり、然るに伊勢松廉潔の性質にして、ことに父の磯石衛門も實物のものなれば、一も己が所有とせず、境内より出たれば寺に寄附して、更に堂舎を再建せりといへり、伊勢松はかゝる寄附のものなれど、不幸にして同き年の十月二日病て死せしにより、清山淨川と法諱して、中興開基の人とせり、本堂は六間半に

五間、本尊彌陀の坐像長一尺餘を安置す、醫王寺 境内年實地、二百坪、外除地四段二畝、小名邊名にあり、客殿六間半に八間半にして、本尊釋迦の木像を安置す、輝窓寺 境内年實地、小名下原にあり、天柱山と號す、當寺も心源院の末なり、本尊釋迦の木像を安す、客殿は五間半に三

間なり、龍安寺 境内年實地、小名河原前にあり、これも心源院の末なり、山號もしらず、今廢寺となれり、東福寺 境内除地、八畝十二歩、小名松嶽にあり、藥王山と號す、新義眞言宗、村内淨福寺の末なりしが、今は是も廢寺とな

れりといふ、藥師堂 境内にあり、二間四方、本尊は木の立像なり、長一尺五寸、佛師定朝が作なりと云、又同人の作なりと云、日光月光の二像をも左右におけり、此藥師は靈驗ありとて、結縁の目ことに參詣のもの甚だ多しといへり、

新編武藏風土記稿卷之百四 多磨郡之十六

二六三

舊家 鍛冶山本内記康重

鍛冶山本外記康照 以上三家は昔より四町八段の除地を賜はりて、世々下原に住するに、是を下原鍛冶と呼べり、この餘元八王子に住する山本藤吾宗國、山本長門照重等が子孫の三家も、下原鍛冶といへど、下原の名は當所より起りし唱なり、御入國の後下原の鍛冶に、千本の鎧をうたせられしと云も、當所及元八王子の六家なりとい

へり、共に相州正宗が傳を以て、刀劍を製造せり、猶元八王子の條とあはせみるべし、百姓太右衛門 設樂を氏とす、祖先は三州設樂郡の設樂神三郎某の子孫にて、三州を立退きし事も詳ならず、其後小田原北條氏に仕へ、天正十八年北條氏没落せしめは、終に民間に下りしより、當村に土着せしと云、この太右衛門が家に傳ふる東照宮御文書を藏せり、又北條氏直の感狀、この外に四半指物同出しの類なるものと、唐のかしらにてつくれる柔などをもてり、其うつし後にのせたり、來由は詳にせざれども、とにかく舊き家なることは知る、

設樂神三郎

急度申入候、依來廿日有子細、拙者□□山中筋へ罷立候、然者模様石河伯耆へ申付候、其儀次第、乍御太儀御人數被相動候て、可給憑入候、爲其如此候、恐々謹言、

七月十七日

家康花押

去廿二、佐竹業一手山表□敵陣へ相移候砌、敵一人討捕候、高名之至感悦候、彌可走廻者也、依如件、卯月廿七日

花押 設樂神三郎殿

四半指物袋乳緋精好紋白



表金裏朱 五寸 さしこみの穴あり 左右共五寸



同 徑四寸五分 さしこみ穴あり



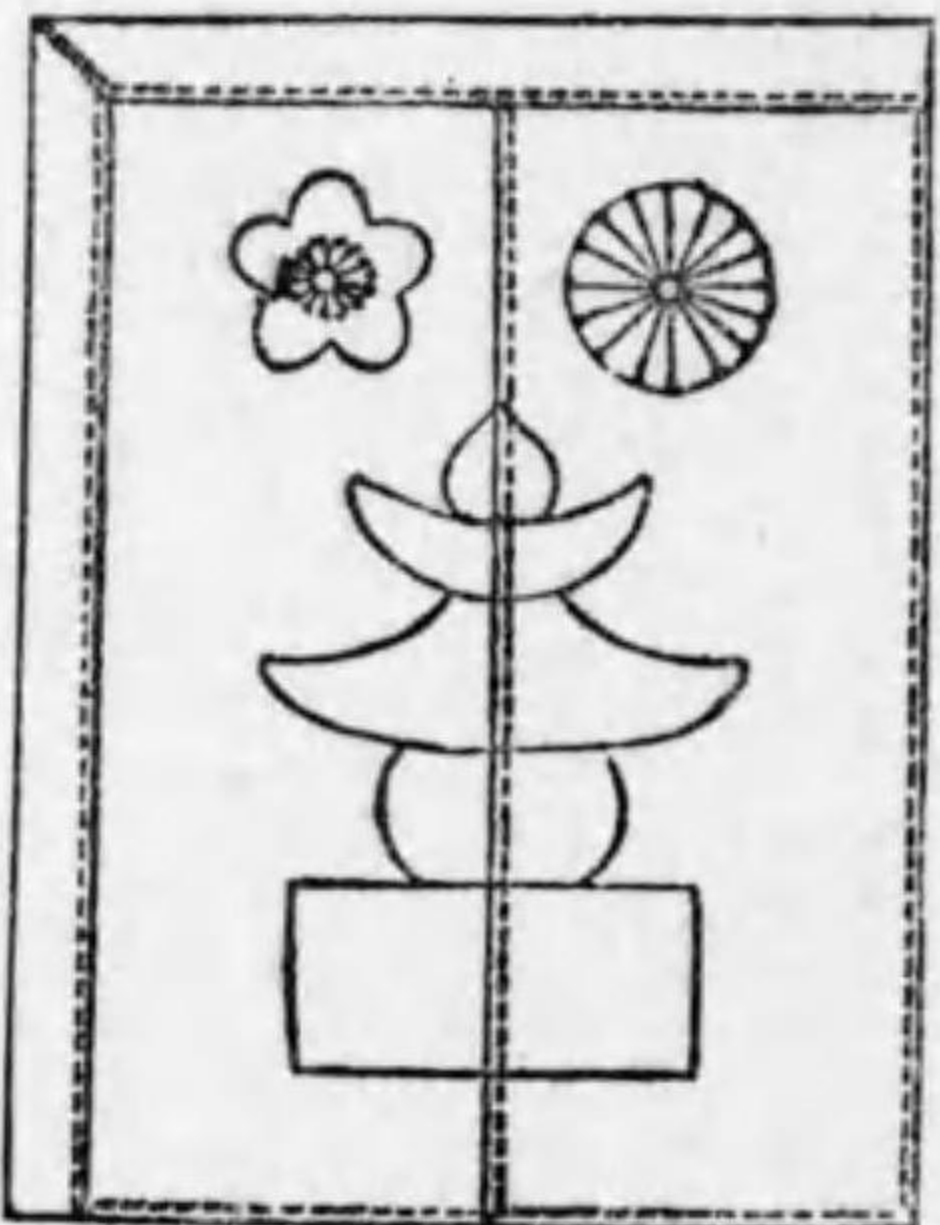
唐のかしら

新編武藏風土記稿卷之百五

多磨郡之十七 由井領

○山入村 山入村は、郡の西にあり、郷庄の唱を失ふ、村名の起りは傳へざれども、地形をみるに山際に入こみし村なるゆへ、かく名づけしにや、江戸日本橋より行程十四里許、村の四境、東は寺方村に界ひ、南は小津村の峰を限り、西は戸倉村に接し、北は川口村の峰を界とす、東西二里許、南北二十町ほど、村の中に一すぢの水流あり、民家八十軒、この流をさしはさんで左右に軒をつらぬ、かの戸數の内十三畑は千人組のものなり、村内山林多く畑これに次ぎ、田は僅に谷際にあり、旱魃の患あり、土性は眞土又赤土にて、農耕の外には炭を焼き蠶を育ひて織ものを専とす、土人わきて古質にしていなかびたり、僻地不便なれば貧村にして、わづかに衣食に給するのみ、山林多き村なるゆへ猪鹿多くして五穀のさまたげをなすと云、秣場二ヶ所、一は小名御屋敷にあり、

新編武藏風土記稿卷之百四 終



長二尺八寸幅二尺

地赤

一つは馬込にあり、御入國の後は御料所にて、正保の頃は御代官高室喜三郎支配せしが、其後前田某・川村某の二人に賜り、今も其子孫前田信濃守長繁・川村外記等が采地なり、檢地は寛文七年深谷喜右衛門改む、又内に古へ秩父より鎌倉への道なりしと云傳ふる小徑あり、下郷の内馬込萩園と云る所へかゝりて、南北せし一すぢの路なり、土人の説に今も村内の字馬込馬織など云所あるは、古驛の遺名にて、馬のこめ置し所と、馬をつき立し所のあとなりといへり、

高札場二ヶ所一つは小名瀬東にあり、一つは小名萩園にあり、

小名 瀬東村南の方 南字の如 中井村の西北の 長久保村の西の 遠野谷村の西南の 鹿子澤村の南に 栗原村の方を云、

良の方にあり、以上 繩切村の東の方 萩園これも東の方を上郷の分と云、 御屋舖 土人云、天正年中北條陸奥守氏照、元八王子の城にありしとき、麾下のもの住せしよし傳れども、その姓名をばし、馬込村の中央にあり、地名の起りは已に村ざるなり、馬込の總説に辨せり、又この内に番場と云所もあり、調馬埒 馬織村の西の方をいへり、是も村の總所となるべし、馬織村に出せり、以上を下郷と云、山川 川無名の川なり、水源は當村西の方なる谷間より出る清水にて、村の中を東へ流れ、下流は寺方村にて案下川、

地蔵堂 年貢地、小名馬織の内に入り、三間半に二間半、地蔵は木の坐像にて長一尺二寸、百姓持、

地蔵堂 年貢地、小名瀬東の内に入り、二間四方、地蔵は木の立像長一尺五寸、村持なり、

○上一分方村 上一分方村は、郡の西南にあり、郷庄の唱を傳へず、或云、諸國に一分方・二分方など云地名あり、これは昔の一郷なりし地、後世戸數加はり、閑地ひらけて大村となりしと、それを四五分にわかち、一方・二分方など云地名おこれるなりと、今按に隣村、二分方の村に由井野と云る、そこはくの原野あり、おもふにこの邊は領名の本郷、由比郷のき地にして、後世土地もかく別にひらけしとき、村をわかち一分方・二分方など、名づけしより由井の唱は廢したれど、かの原野にわづか古の地名のこりしなるか、又按に下一分方村西蓮寺に藏せる北條氏より賜ひし弘治三年の文書に、八日市場西蓮寺とあり、又寺方村寶生寺にける、天正十八年禁制の文書にも八日市場とあり、この頃は今の上下一分方を合して八日市場と唱へしと見ゆ、これは今も村の地つゞきに元八王子の内、小名八日市と云所あれば、その名のこゝまで及びしなるべし、されば今の名になりたるは、天正後のことなるべしと云、恐らくは地名度々改りて、後世又中古の唱に復せしならん、寛文年中この處檢地あ

小津川と合し檜原村にて淺川に入る、川幅二三間許、常には水流なし、雨ふるときのみ所々の水落入て流る、小石多し、水利 用水谷間の水を以て用水と、故に旱を患ふ、

寺院 養福寺除地、如三石一斗、小名馬込にあり、禪宗臨濟宗、永祿元年三月八日寂す、本尊如意輪觀音木、坐像長一尺五寸、本堂八間四方東向なり、

大光寺除地、四石二斗六升六合、小名鹿子澤にあり、新義真言宗、同郡寺方村寶生寺末、長庚山と號す、開山開基詳ならず、本尊不動木の坐像長一尺餘、本堂六間四方東向なり、

明福寺除地、九斗三升餘、同じ邊にあり、新義真言宗、寺方村寶生寺末寺、福壽院と號す、開山開基詳ならず、本尊不動木の坐像にして、長二尺餘、本堂六間四方南向なり、

乾長寺 境内、山林一萬六千坪、小名萩園にあり、禪宗曹洞宗、派下恩方村心源院末、獨峯山と號す、開基瀧山城主大石遠江守、法名甲久院草原榮種居士、卒年詳ならず、開山自山臨罷永祿八年七月八日寂す、本尊正觀音木の立像長二尺五寸、行基の作なりと云、本堂十一間に七間南向、獨峯山の大字又普門閣等の額あり、境内は山によりてあり、故に七峯七谷など呼べるるところあり、衆寮本堂の西の方にあり、今御朱印五石をたまはれり、衆寮 東向七間に四間あり、辨天堂 本堂の西にあり、二間四方南向、側 鐘樓 本堂の南に小池あり、辨天は木像長五寸、開 鐘樓 本堂の南に武州多磨郡柳井領山入村獨峯山乾長禪寺、第五世中興松雲叟代、時元祿四年辛未十一月吉日と刻す、

りしより、上下二村に分れたりとぞ、江戸日本橋より行程十四里許、東は下一分方村、西南は大樂寺村にて、西より北は淺川を隔て寺方・川口の二村に境へり、東西十町、南北五町、民戸四十六軒、土性は眞土野土打交り、水田多く陸田少し、御入國以來御料所にて、正保二年より高室喜三郎支配し、それより高室四郎兵衛・大久保平兵衛・設樂勘左衛門・窪島市郎兵衛・江川太郎左衛門・平岡三郎右衛門等遷替ありて、寛永のころに至り藤澤大學に賜り、今に其子孫要人知行せり、

高札場村の西南にあり、

小名 和田村の西よ、大柳北より、

寺院 長覺寺除地、二段一畝十歩、小名大柳にあり、新義真言宗、寺方村寶生寺の末、大柳山眞光院と號す、開山開基等のことを傳へず、本堂五間半に四間半、本尊大日を安置す、

○下一分方村 下一分方村は、郡の中央にあり、こゝも郷庄の唱なし、すべてのことは已に上一分方に出せり、江戸日本橋より行程十三里許、東は八王子・本郷村に接し、淺川の河原を境とす、東より南へわたりては横川村、南は大樂寺、西は上一分方村、西より北までは淺川の河原にて、向ひは犬目村・檜原村・中野村に交れり、東西二

十町餘、南北八町餘、地形は平地にて山林なし、土性は眞土なり、水田陸田等分にして、民戸百六十軒、小名諏訪宿の邊に連住せり、この村も御入國の後は御料所にて、正保のころは高室喜三郎支配せり、それよりこのかた御代官の遷替は上一分方村に同じ、寶永のころに至り長澤某に賜はり、今も其子孫直次郎資信が知行所なり、檢地は寛文中ありしと云、

高札場 小名諏訪宿

小名 四ツ谷村の北よりなり、この中に磯多町、或は茶室村

諏訪宿 村の南よりなり、この邊すべて平地にして、元八王子の内小名八幡宿より平地續きたれば、古は八日市

山川 浅川村の西上一分方村より流いり、村のさかいをふる

水利 堀川村の東界を流る、村内にかゝること三町許、二

神社 鶴森神社 御朱印社領、十石を賜ふ、社領の地を往昔よ

は住吉大明神なり、神主小川豊前とて社地の北に居れり、當社を鶴森明神と號することは、往昔この邊すべて沼地にて小川の流ありけるに、鶴來て森に集せしゆへ、鶴ノ森の名をこりしと云、さもありしにや、されど此となへは後の世よりのことなる、此神社の鎮座ありしは、ことに古きこと、みえし、或は寛平の比住吉明神を勧請せしともいひ傳へり、棟札

に天延年中この社を再建したることをのせ、其外天福年中に再建し、又世下りて天正に再建せし棟札あり、夫より前天平年中柿本朝臣、都よりこの地に來り住み、人丸の像を安置しけるとも云、是らの説はもつともうけかひ難し、さはあれとにかく舊き社たるべし、棟札三枚を後にのせたり、

大願主

三田源五廣綱

祭神住吉

奉再建立鶴森社一字天下泰平武運長久所

天延四年丙子六月 神主 紀吉春 敬白

天下泰平

願主 北條時頼朝臣

奉再建立吉宮寶祚遠長武運長久攸

國土安穩 神主 鶴森 連

維時天福元年癸巳九月吉日

前に鳥居あり、例祭六月晦日、九月十九日の二日を用ゆ、其

中九月十九日は昔當社を勧請せし月日なりといへど、年代は

大樂寺三村の鎮守なり、大治元年七月廿三日信濃國諏訪大明神をこゝに崇め祀れり、元和九年當所の御代官高室金兵衛の子息、病に罹り療養の驗なかりしに、當社に祈りしが病癒忽愈たれば、奇異の思ひをなし、當社を再興せり、後貞享元年

火災によりて、舊記及び諸所より社納の品を失、本社五尺、ひたりと、さあらんには舊きよりの鎮座なり、

銅瓦葺南向、南北へ五間ばかりの瑞籬あり、本社の正面に大門あり、長さ二町餘、路幅二間半、祭神健御名方美命、例祭七月廿六日の兩日、幣殿五間に三間、いづ

の入口にあり、一は 末社 山王權現 火玉明神 水玉明神 鷲明神 天満宮 稻荷明神 秋葉權現 大國王

宮 相即寺 田中山と號す、もと東源山と號せしと云、寺

五穀成就 北條陸奥守氏照  
奉再建立鶴森神社住吉宮天下泰平武運長久所  
萬民豐樂 命臣再建之

神主 鶴森小文官  
藤原吉住  
于時天正十年壬午九月十九日  
工飛彈國住 竹田左仲

按に、右にのする棟札は當國にとつてはことに古きものと云べし、されど三國系圖ならびに嵯峨源氏の系圖等を見るに、三田源五廣綱と云ものなし、天延の比は渡邊源五綱が世にありしころなるべし、此人箕田源五ともいひて初當國箕田の住人なることは勿論なれば、此神社を再造せしといはゞ故あるに似たり、廣綱と云はうけかひがたし、ことに三田とするせるべからず、されど證とすべき者無、

春日明神社 除地、六畝十二歩、神主小川豊後社地の西に居

新編武藏風土記稿卷之百五 多摩郡之十七

得がたきところあり、その中北條氏の家臣を多くのせ、且天正十八年八王子城に於て討死せし人々の法諱を記したり、軍記の考證ともなるべき者なれば、左に記せり、

半澤覺源律師、法名久譽林體、  
文左衛門道順平子氏、  
一庵主、月山宗圓法眼、  
同内妙性大姉、  
三寔助兵秀悦淨安、  
同子秋感、  
同内妙性大姉、  
松本豊後一類、  
窪淨真同内妙慶同内妙安、  
今藤出羽守、  
馬場對馬淨感、  
同内妙讚同娘、  
横路與三郎、  
増島淨專同内、  
高橋雅樂道榮、  
同與八永信、  
中島豊前良岑榮久同娘、  
安田善古淨光、

高幡十古道泉、  
長野伊豫守同内、  
薄打道正、  
濱中十道讚、  
同新五淨善、  
綾野奎頭淨香、  
鈴木佐道香、  
同彦八淨念、  
同庄左道善、  
水野藤左淨品、  
同源七淨讚、  
渡邊伊賀淨源、  
同十左淨源、  
同人兵道夢、  
小林土佐西淨蓮、  
志野帶刀淨信、  
齋藤三右淨信、  
高橋與三母妙智、  
左藤對馬守淨玄、  
小野入道淨光、  
島崎二郎道香、

同兵庫道圓、  
内田河内月山淨雲、  
十日市二郎右淨西順智、  
吉村三右道圓、  
銀八良右淨林、  
目黒與十宗念、  
同惣九道圓、  
同與兵道善、  
谷邊玄蕃、  
姫正秋、  
向井喜三道林、  
大澤老母妙源、  
河井二良道本、  
同聲道西、  
山田久右道善、  
持丸彦五淨述、  
算和泉宗仙、  
青木但馬淨雲、  
山田主計淨光、  
佐藤淨信、  
鈴木出雲守、

大竹隼人淨信、  
山郷被助右道善、  
大隅ちやち西月、  
櫻井式部道清、  
同彦七道心、  
新野五郎道源、  
富澤下道三、  
カ 中村道圓、  
青木與三淨蓮、  
與右衛門淨西、  
黒谷小左淨香、  
大河三右道本、  
同善光、  
嶺岩淨永安右源六道心、  
同市右道善、  
駿河織部内弟道圓、  
東主坐二親道善妙善、  
平尾藤右道薰、  
日留間帶刀母妙幸、  
同關内妙安、  
同帶刀子二人、



同内妙祐同被官小八道清、  
同太郎父道西、  
安都、  
馬場軍人光信宗念、  
熊澤土佐淨感、  
同子宗信、  
張田道賢、  
朝倉示觀英玖、  
大澤藏助母妙善、  
井上次兵被官孫左道西、  
おはらひ四郎兵道正、  
岡崎淨圓道西 中嶋五良下人  
石上新右道喜、  
目黒下甚左道秋同子宗忍、  
長野讚岐宗圓、  
同内山彌左道清、  
同番匠又兵道香同内妙貞、  
酒井二良淨感、  
孫伊勢秀悦、  
同聖僧宗圓、  
中島下源右道心、

新兵衛内妙慶、  
吉河善淨專、  
同與兵道光、  
道因、  
富彦兵衛清範、  
同齋五郎道隨、  
同岩井下女妙樂、  
同丹四道香、  
觀新淨音、  
谷被官四郎左道順、  
同半兵道正、  
同新右道西、  
鐘樓五尺四方鐘の大き、地蔵堂門を入て左にあり、三間四  
二尺三寸ばかり、石をもて刻める石地蔵  
なり、この外本堂の正面に銅の彌陀あり、坐像にて、臺  
座共に長五尺許、堂を構へず、俗に濡佛と云ものなり、  
西蓮寺これも同じ邊にあり、御朱印寺領十一石二斗餘、新義  
基許ならず、中興開山祐真寛正二年二月朔日寂すといへば、  
是より舊く遺立せる論なし、弘治三年北條氏より賜ひし文  
書一通を藏す、其文は左に載す、八王子落城の時、住僧  
祐覺かここに焚死すと、委くは本寺の條下に出せり、  
寺中之棟別之事、指置畢、不可有相違者也、仍如件、  
弘治三年十一月廿七日

八日市場西蓮寺

この村も八日市と唱へしことは、この文書にてもしるべ  
し、其事の詳なることは前村の條に出せり、本堂十一間四方  
東向、本堂不動の坐像長一尺 鐘樓本堂の前にあり、五尺四  
七寸、弘法大師の作なり、 辨天堂九尺四方、弘法大師の  
寸、 山王社小祠、境内の 鎮守なり、表門を入り一  
町許を歴て東の方に池あり、 聖天堂辨天の前にあり、九尺  
この堂はそこにたてり、 四方ののりこめにて、  
近き頃造立  
寶積院除地、下畑一段二畝十二歩、是も四ツ谷にあり、新義  
眞言宗、西蓮寺の末、開山開基詳ならず、本堂六間半  
に四間、本堂不動坐像にして、長一尺八  
寸ばかり、慈覺大師の作なるを安せり、  
圓乘院除地、畑六畝十二歩、これも西蓮寺の末、佛法山淺間  
寺と號す、開山開基を傳へず、本堂四間に二間半、本  
堂觀音を安  
置せり、  
○二分方村 二分方村は、郡の西南にあり、郷庄の唱を  
傳へず、村名の起りは已に一分方の惣説に出したれば參  
考すべし、江戸日本橋より行程十四里許、東は大樂寺村  
に隣り、西より北にわたりては淺川を境として寺方村に  
接し、南は川村及元八王子村に境ひ、東西凡十二町、南  
北五町にあまれり、南方八王子より寺方まで峰續きにて  
山林なれども、村民の居宅に續ける林なり、槩して云は

々村内はすべて平地なり、土性は眞土砂利交れり、陸田  
多く水田は少し、民戸七十六軒許處々に散居せり、按に  
村内に由井野の小名のこれり、されば昔は由井郷にて、  
大村なりしにや、されど今よりは考ふべからず、正保の頃  
は御代官所にて、高室喜三郎支配所なりしが、それより  
高室四郎左衛門・高室四郎兵衛・大久保平兵衛・設樂勘  
左衛門・窪島市郎兵衛・細田伊左衛門・町野惣左衛門等  
遷替して、寶永三年に至りて前田某に賜ふ、今もその子  
孫前田繁之助長皓がしるところなり、檢地は寛文七年  
谷喜右衛門あらためり云、  
高札場 小名由井野  
にあり、  
小名 由井野 村の西南の山際なり、かゝる小名ものこりたれ  
ば、この邊由井の郷にて、大村なるべきことは  
村名の條 神戸西北の限り、山玉林 柳澤村の南境 藤  
に見ゆ、 山の麓をいへり、  
ノ木南より  
神社 山王宮 除地、社地、二十間に二十間、小名神戸にあり、  
上屋二間に三間、本社は僅かに三尺東に向ふ、御  
供免と號して一段許の除地、大樂寺村の内にあり、鐘座の年  
歴を傳へず、當所の鎮守なり、社の前石階五十級を上りて鳥  
居有、村 末社 稻荷 岩瀧 地神 第六天合社境内に  
民の持

四座相殿に祀れり

寺院 報恩寺除地、二段四畝、山井山と號す、新義眞言宗、寺方村寶生寺の末、今はこの寺住僧もなければ、開山開基等すべてのことを傳へず、本堂 觀音堂境内にあり、六間半に七間、本堂大日を安せり、觀音堂境内にあり、無量院除地、六畝、新義眞言宗、萬年山と號す、山田村廣園寺の末、起立は延徳二年五月にて、開山は貴叟支樂東堂と云、(元龜疑)文龜三年六月九日寂す、開基の法號を道光禪定門と云、これは此村の民六右衛門と云ものにて、菅沼を氏とせり、其子孫喜右衛門今も村内に居れば、舊家の際に出せり、本堂四間半に三間南向なり、本堂觀音を安す、觀音堂境内にあり、二間に三間、觀音は作しれず、又坐像の薬師佛を安す、長一尺餘、春日の作なりといふ、圓光院除地、一段二畝、淨土宗、一分方村相即寺の末、この開山開基等のことを詳にせず、本堂二間四面、本堂彌陀を安せり、澤水寺年貢地、小名柳澤にあり、善化宗、青梅村鈴法寺の末、今無住にて其さま廢寺の如くなれば、こゝも詳なることなし、

舊家 百姓九兵衛村の里正にて、舊よりこゝに住し、關山を郡内大樂寺村法泉寺は、天文十五年この家の先祖關山土佐と云る人の起立なりしといへば、舊家なることしるべし、關山氏の事蹟も舊記なければ詳ならず、

り、今は小野田三郎右衛門信利御代官所なり、

高札場村の東にあり、

小名 橋通村の東に 大澤村の西の 北澤村の西北の大

繩中央を 琵琶ヶ谷村の南の方 上元谷村の北の方 藤

右衛門谷村の南にあり、

水利 用水村内、大澤北澤の谷際より出づ、小渠を掘ざれどももあり、この外又北澤より出る清水小流となり、前のみぞ堀に落ちものあり、みな用水となる、村内この小流に架せる小橋あれども、略してのせず、

神社 第六天社村の東にあり、小社南向、村内十七軒の鎮守四郎持、すなはちかれが居林の續きにあり、

石神社 村の西にあり、是をおしやぐじの社とも云、小社、前大日とあり、小名大澤の民家の鎮守なり、千人組小山次郎右衛門屋鋪つゞき、林の内にあり、

山王社 見捨地、村の西北澤にあ

寺院 金藏院除地、三段八畝二十歩、小名西大澤にあり、新義眞言宗、同郡寺方村寶生寺末、大日山と號す、開

百姓喜右衛門 先祖は六右衛門と云、延徳年中に村内へ小菴を造りしに、いつの頃か一寺となれり、今の無量院これなり、かゝることもあれば、こゝも舊記をうしないたれど、舊家なることは論ずべきなし、

○川村 川村は、郡の西にあり、郷庄の唱を失ふ、村名の起りは傳ざれども、村の西より東に至りて一帯の水流あり、この故に名づけしにや、江戸日本橋より行程十四里許、村の四境、東は二分方村に隣り、南は元八王子村の峰を界とす、西は下恩方村に及び、北は寺方村につゞく、東西十五六町、南北七八町、民家三十五軒、この内千人組のもの四人あり、すべて村内に散居す、土地過半は山丘にて、御林或は百姓居所のめぐりに林あり、田少く畑多し、田は谷間にて用水の便あしければ旱を患ふ、土性は眞土なり、猪鹿耕作の害ある故に、村民是を防んとして鐵炮を備ふと云、又秣場村の西北北澤邊により櫻澤に及ぶ、故に櫻澤とも云ふ、山間の地なり、農業の外蠶織を餘業とす、黒太織の帯地を多く織る、これを染るに桐の葉をもてす、この村はわけて僻地の小村なり、されども人物質朴にして、もとより訴訟争論のこと曾てなく、はなはだ穩なる村なりと云、檢地は寛文七年深谷喜右衛門改めたり、御入國よりこのかた御料所にて、正保の比は御代官高室喜三郎支配所となり、夫より遷替あ

山智法享保十三年十月寂す、本堂大日本木の坐像にて長五寸、本堂四間に五間南向なり、

阿彌陀堂 見捨地、村の東にあり、三間四方、彌陀は木の立像長四尺ばかり、下一分方村相即寺の持なり、

寶藏院 除地、五畝三歩、村の南字藤左衛門谷にあり、新義眞言宗、寺方村寶生寺末なりしが、五十年前より廢寺となりて、事實すべて詳ならず、

○大樂寺村 大樂寺村は、郡の中央にあり、江戸日本橋まで行程十四里許、民戸六十軒、村の四隣、東は横川村に接し、南より西に至ては淺川を堺として二分方村に限り、東より南にかゝりては元八王子村に隣り、東より北は上一分方村に界ふ、東西へ凡十五六町、南北へは廣狭あれども、大抵五町ほどの所を廣しとす、土地平にして山林なし、土性は眞土、野土等にて、陸田多く水田少し、土地に應せし産物なし、男女農業の外餘業なし、この村御入國の後は御料所にて、正保の比は高室喜三郎が御代官所なり、夫より後の支配は二分方村に辨したれば、こゝに略す、寶永三年建部某に賜り、今にその子孫六右衛門知行せり、檢地はいまだ考へず、

高札場村の東の入口にあり、

小名 千本木南によりし 叶谷東の方 關口元八王子の所なり、

神戸西の方

山川 浅川西の方二分方村より流入、村さかひをふるること三  
 十間許にして、北の方上一分方村へそゞり、  
 寺院 金谷寺 除地、三段五畝、小名叶谷にあり、新義眞言宗、  
 郡内寺方村寶生寺末、叶谷山醫王院と號す、山  
 號を水帳には叶野と記す、開山開基の事詳ならず、  
 本堂五間半に四間半北向なり、本尊藥師を安す、  
 仁王門  
 二間半に一丈、近 藥師堂 本堂の北の方にあり、三間半四面  
 比造立せしと云、 藥師堂 東向なり、本尊藥師は木の坐像に  
 て長一尺二寸許、行基の作なりと云、傍に十二神の像を安  
 す、是は中古新に造りて安せりと云相傳ふ、此堂はいとふる  
 き造立の由口碑に傳れども、其事實を詳にせず、今の堂も天  
 正以前の者なりと云、天正十八年元八王子城賣の時、此堂に  
 て上杉勢の兵糧をかきまして、今も堂 觀音堂 藥師堂の  
 中鴨居のとほり、勾梁まで焦りてあり、  
 あり、九尺 辨天社 小祠なり、境内東の  
 四方なり、  
 大樂寺 除地、二段四畝、新義眞言宗、下一分方村西蓮寺末、  
 藥王山玉藏院と號す、本堂五間に三間、本尊藥師木の  
 坐像にて長八寸ばかり、行基の作なりと云、村名のよりて起  
 る所の寺號なれば、古は大寺にてことに舊き開闢なることは  
 うたがふべくもあらず、今は甚小  
 院にして廢せざるばかりなり、  
 長圓寺 除地、三段五畝、淨土宗、瀧山大善寺の末、照念山と  
 號す、開山は本寺の瀧山大善寺の中興開山講譽上人な  
 り、起立の年月は詳ならず、されども講譽は慶長十年に寂せ  
 し人と云は、推して詳べし、本堂五間に六間、本尊彌陀は信

州善光寺の如來、四十

八體の内なりと云、 十王堂 二間半  
 四方、  
 法泉寺 除地、四段十六畝、臨濟宗、山田村磨園寺末、神戸山  
 の作なり、開山の事詳ならず、開基は開山土佐と云ものに  
 て、天文十五年起立せり、此土佐が子孫は今隣村二分方村の  
 里正關山を氏とする九兵衛なり、天文の比より、こゝに住し  
 て、舊家なれども古記を失ふて事實詳ならず、村の水帳には  
 法泉庵と記せり、近き比  
 寺號に改しなるべし、  
 舊蹟 陣屋蹟 小名、千本木にあり、元祿以前八王子邊に御代  
 官十八人住す、其比の陣屋跡と云、此所の支配  
 は高室四郎左衛門なれば、其人の陣  
 屋なるべし、今は百姓地となれり、  
 乙骨太郎左衛門屋舖 小名叶谷にあり、これは舊蹟と云にも  
 段六畝四歩、太郎左衛門は御徒にて、牛込に住す、  
 事實其の家の譜にあるべければ、略せるなり、  
 ○横川村 横川村は、郡の中央にあり、郷庄の唱を失へ  
 り、江戸日本橋より行程十三里、村の四境、東は八王子  
 の内島ノ坊宿・本郷村等にとり、浅川を境とす、南は  
 下長房村の山上をかぎり、西は元八王子村・川村の二村  
 なり、北は大樂寺・下一分方の兩村に及ぶ、村の廣さ東  
 西は八町五十間、南北は四町三十間、村内すべて平地に  
 して、水田は少く陸田は多し、土性は眞土なり、民家九  
 十軒所々に散住す、農の暇に蠶織を專とす、秣場村内よ

り、ヤウリ東の方に

八割あり、 原これ東の 谷戸西より 樋ノ口  
 あり、 清水方なり、北の  
 山川 山城川 水源は元八王子古城蹟より出づ、故に此名ある  
 の北大樂寺村の界へ斜にながれて、城之越川に合す、そ  
 れより下は堀川と號す、川幅五六間なり、常に水少し、  
 城之越川 水源は元八王子村の内にて、清水落合ひて一すぢの  
 出る小流と合し、かれこれ二三流、合して一條となり、大樂寺  
 の境を流る、そこにては堀川と云小流にて、常に水なし、  
 末流は下一分方より華川と云へ  
 浅川 これは下長房村より嶋ノ坊本郷村の境を流る、石川な  
 り、凡そ五六町にしてまた本郷村へ流れ入る、河原の幅  
 一町半ばかり、早すれば水  
 潤はつることまゝあり、  
 水利 用水前に云川々をひき  
 水車二ヶ所 一つは字樋ノ口、一つ  
 は字清水と云所に在、  
 橋梁 橋二ヶ所 一つは小名瀧原にあり、山城川に架す、一つは  
 割木橋なり、長さ五間  
 に幅二尺あまりなり、  
 神社 神明社 社地、百五十坪、村の西の方にあり、小祠にて  
 上屋一間半に二間南向なり、例祭八月朔日、村

り四五里を隔て、小津村・山入村にあり、延寶三年より  
 代永錢をおさむ、檢地は寛文七年深谷喜右衛門なり、又  
 村民定五郎が所持の水帳に、元和五年武州山之根横川郷  
 御地詰帳と題して、村高は貫高にて田畑屋舖合四十四貫  
 四百三十二文、この收納もの一貫六百五十七目、綿四十  
 九束、一丸上漆一十三束、中漆十八束、三丸下漆と見ゆ、  
 これを以て見れば貫ものに漆などありしことしらる、今  
 はなし、この時の檢地誰なることは傳へず、御入國の後  
 は御料所なり、正保二年より承應三年までは御代官高室  
 喜三郎支配せしが、夫より高室四郎兵衛・大久保平兵衛・  
 設樂勘左衛門・窪島市郎兵衛・江川太郎左衛門・平岡三  
 郎右衛門などかわるがわる支配したりしが、寶永二年よ  
 り同五年まで松平美濃守御預地となり、又寶永三年二月  
 藤澤大學が先祖に賜り、正徳二年大學弟へ分地して、今  
 藤澤宮内と大學兩人の采地なり、  
 高札場二ヶ所 一つは小名塚戸にあり、一つは  
 西北の方大樂寺村へ行道に在、  
 小名 瀧原村の西の方 五段田方なり、 六所 西の方へよ  
 りあり、  
 塚戸西の方に 左京内手塚戸の邊 下原中央を 柳ヶ谷  
 あり、  
 中ほどに 上内手北の方に 坂下南より 塚場これ南  
 あり、

の舊記に天文九年の勸請なりと云、小名瀧原の鎮守なり、神體木の立像長五寸、注連引は元八王子村西明寺に其事にて預ると云、

御嶽社 社地、千二百坪、小名下原にあり、山の半腹にて登り、御嶽社一町許、小祠なり、上屋一間半に二間、前に木の鳥居をたつ、東向なり、例祭九月十九日、注連引は村内洞生寺なりと云、

八割稻荷社 社地、一段一畝、小名八割にあり、小祠なり、上屋二間に二間半、前に木の鳥居あり、東に向ふ、例祭二月初午、注連引は八王子嶋ノ坊宿の修験者、嶋ノ坊なりといふ、

山王社 社地、四十坪、外に餘地、中田六畝五歩、小名八割の下にあり、小祠にて東向なり、注連引はこれ嶋ノ坊なり、

神明社 社地、一段、村の東南の隅にあり、小祠なり、上屋二間に三間、前に木の鳥居あり、長向、神體は木の坐像長四寸許り、例祭九月二十日、注連引はこれ嶋ノ坊なり、

地神社 社地、六十坪、小名原の北にあり、小祠なり、上屋一間半に二間、前に木の鳥居あり、東向、例祭九月十九日、注連引は本郷村密藏院あづかれり、

八幡社 社地、五十坪、小名上内手の東にあり、小祠にて上屋あり、九尺に二間、前に木の鳥居をたつ、例祭九月十九日なり、

許、村の四境、東南は下恩方村にて、西も又同じ、北は山入村に及び、東西三十町餘り、南北は六七町程、村の中央に一條の河あり、民家は六十三軒みなこの河を夾みて散居す、この内千人組のもの七人住り、地形は山を負うて村落あり、ことに幽邃の地にして、四隣みな山を以て隔つ、戸々豊饒にして風俗自ら温潤なり、隣村山入などは人氣大に異なり、農耕の外男子は炭を焼を以て専とし、又斬の柄をきり出すこと最多し、女子は蠶桑織物を業とす、村内過半山林にして猪・鹿・狐・狸・雉・兎の類多し、猪・鹿・兎は耕作の害をなすゆへ、これを防んため村民もゆるされて鐵炮をたくはへをく、土地はすべて陸田にして、それさへわづかの畝數なり、土性は眞土にして、地に應たる草木は楡・桐・川桐・桑・檉・茅・蕨・薇・葛・藤等なり、かゝる僻地なれば村民山林の利を専とす、檢地は寛文七年四月坪井次右衛門なり、今は前田信濃守長榮・川村外記二人が采地なり、その賜はりたる年代は土地には傳へず、秣場村の西小名入山にあり、

高札場 小名中小津にあり、

小名原 村の西の方、中小津 村の中央、白澤 村の東を方、入山 村の西より、

山川 小津川 水源は村内谷間より涌出で、村の中央を流る石も、それさへ潤る、こと速なり、川幅二三間、下流は寺方村にて、案下川・山入川と合す、此外小渠二三條あれども、川と云べき程ならねば略せり、

橋梁 橋二ヶ所、一は小名宮前にあり、一は白澤にあ

神社 熊野社 社地、一段三畝二歩、村の東にあり、村の鎮守、前に鳥居をたつ、例祭六月十五日に

山神社 社地、五畝三歩、村の西にあり、

神明社 社地、三畝廿六歩、是も西の方にあり、小社にて、長

寺院 寶珠寺 社地、一段三畝十三歩、村の中央にあり、禪宗曹

法雲寺 社地、三段七畝廿六歩、村の中央にあり、禪宗曹洞派

四年四月廿六日示寂す、開基法雲院甲巖勝信、天正十年三月

此人は武田太郎信義とて、四郎勝頼の子にて、年十六歳の時

八寸、作つまびらかならず、  
 本堂五間に六間半、坤向、  
 月心院 除地、一段五畝七歩、村の中央にあり、禪宗曹洞派、  
 本寺は法雲寺に同じ、開山天珠琳達、元和二年八月十  
 一日寂す、本堂薬師木の坐像、長五寸、運慶の作  
 なり、本堂は五間に六間半にして、坤向なり、  
 本堂の側にある、二間半四方、南向なり、  
 薬師は木の立像、長二尺五寸、運慶の作、  
 福泉寺 除地、一段五畝二歩、村の東の方にあり、新義眞言宗  
 下恩方村常福寺末、熊野山と號す、起立の年代開山の  
 僧詳ならず、本堂不動木の立像、長一  
 尺五寸、本堂三間に五間、南向なり、  
 大樂寺 除地、三段二歩、村の東の方にあり、新義眞言宗、寺  
 方村寶生寺末、稻荷山と號す、開山の僧知れず、本尊  
 不動木の立像、長二尺二寸、本  
 堂五間に六間半、南向なり、  
 彌陀堂 本堂の側にある、二間四方、西向の堂  
 なり、彌陀は木の立像にて、長一尺、  
 地藏堂 年貢地、村の西にあり、二間半に三間、南向なり、  
 本尊は木の坐像、長二尺、村内法雲寺の持なり、

### 新編武藏風土記稿卷之百五終

れば、古き地名なること知らる、寛正のころ上杉上野介  
 憲明といへる人此地に住して、氏を小宮とあらため、世  
 々上野介をもて通稱しけるが、子孫のもの天文の末に至  
 り、北條氏のために終にその家を失ひたり、かゝる由歴  
 あれば竟に領名とはなれり、

○高幡村付持添新田 高幡村は、或は日野領に属すとも  
 いふ、得恒郷と號せり、按に【和名抄】郷名に、都筑郡  
 高幡郷あり、古は此邊も都筑郡に屬せしにや、今地理を  
 見るに、村内金剛寺の峰より程なく都筑の岡へ續きたれ  
 ば、いかにもかの郡に屬せしなるべくおもはる、況郡界  
 の變革はあまたあること前にもほゞ辨せしごとくなるを  
 や、江戸日本橋を距ること十里餘、郡の東南の方にあり  
 家數三十軒、所々に散住す、其地は程久保村の北より、  
 淺川の河原までの間八町ばかりの廣さなり、東西も亦十  
 町にあまれり、東の方三澤村は由井領にして、西北の隣  
 平上・田宮・新井の諸村は皆日野領なり、かくの如く四方  
 みな他の領に間りて、たゞ程久保と當村のみ小宮領なり  
 水田は多く東の方にありて、大抵七分は水田、三分は陸  
 田と山林となり、土性は眞土なりと云、當村開闢のふる  
 きことは、古利など今に残れるにても想ひやるべし、御  
 入國の後は御料所にて、正保の頃は福村長右衛門が御代

### 新編武藏風土記稿卷之百六

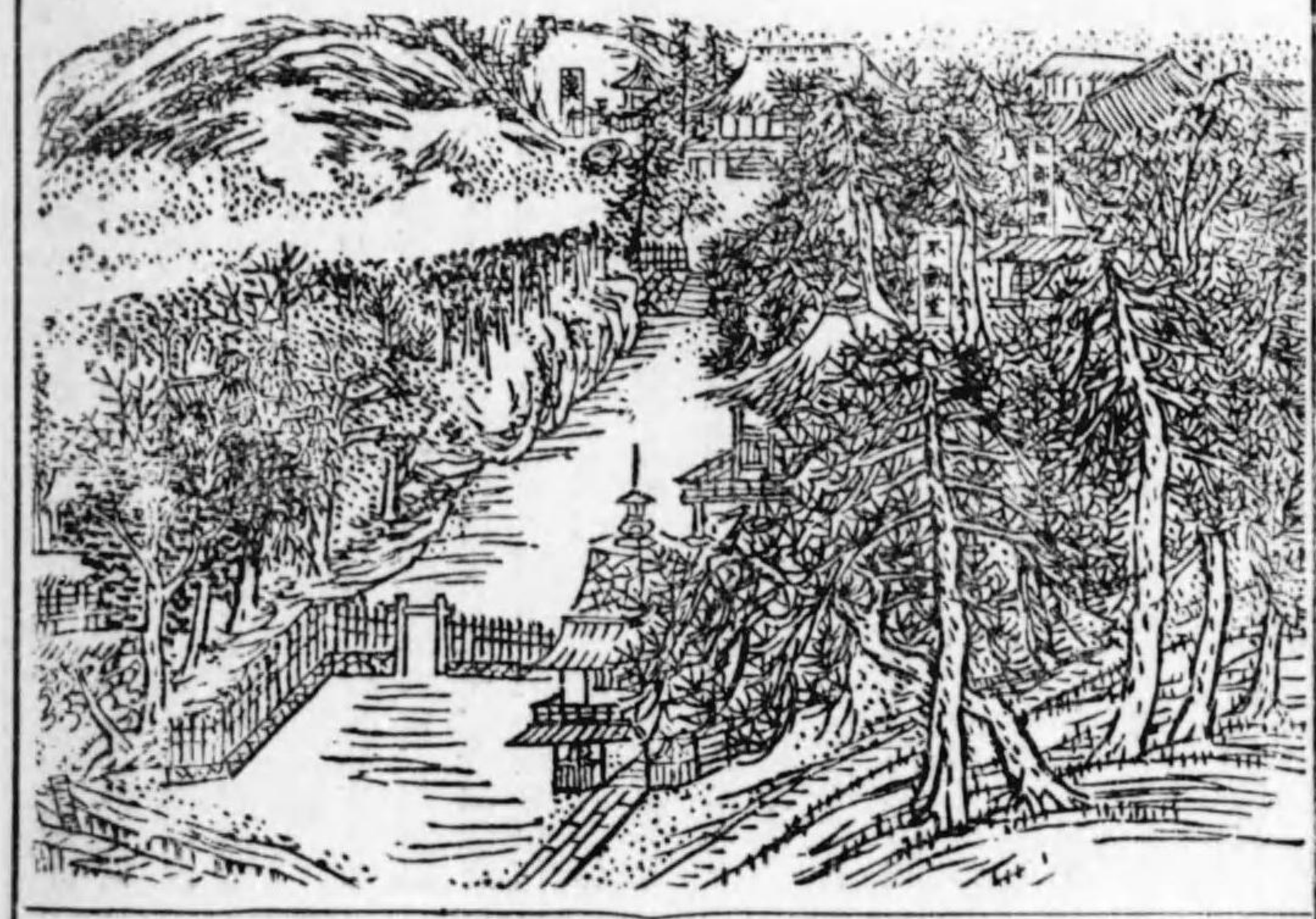
#### 多磨郡之十八 小宮領

小宮領は、郡の中程より西の方にて國界にあり、其四境  
 をいはゞ、東は拜島領と日野領とに界ひ、南は由井領に  
 接し、西は相州津久井縣及び甲州都留郡に限り、又西よ  
 り北は三田領の數村に隣れり、其廣狭の凡をいはゞ、東  
 西は十里に餘り、南北二里に餘れり、この小宮領に屬す  
 る村數すべて五十九村あり、領名の起るところ土人の傳  
 へに、そのかみ領内草花村小宮明神は、この邊の村民等  
 崇敬して、物鎮守となせしかば、其村々をばなべて小宮領  
 と號するよしいへども、是も附會の妄説なるべし、【東鑑】  
 建久六年の條下に、右大將家東大寺供養の供奉人の中に、  
 小宮五郎左衛門といへる人あり、又嘉禎四年の條に頼經  
 將軍上洛供奉人の中にも、小宮左衛門次郎直家など云人  
 あり、これらの人は古へ此地に住せしならんか、應永の  
 頃の文書にも、小宮の内某々とかきしるせしもの見えたり

官所と金剛寺領入會の村なるよし、田園の簿にみえたり  
 檢地は寛文七年長右衛門たゞせり、今は松平龜五郎が知  
 行なり、  
 又高幡新田は、當村より十町許を隔て、豊田村の北の方  
 にあり、日野・本郷新田の續きなり、古は高倉野と號し  
 て原野なりしが、享保年中開墾して同き十九年寛播磨守  
 正舖が檢地をうけ、これより新田となれり、すべて陸田  
 にして、野及び林もあり、  
 高札場 村内里正が宅地  
 小名 後畑村の東の 別旅村の北東にあり、この地名の起  
 るべし、根小屋 金剛寺の山根

神社 若宮明神社 除地、七畝十歩、畑二畝二十歩、小名別旅  
 社と云、古社なることしるべし、金剛寺持、  
 旅明神といへるもの即ちこの祠のことなり  
 寺院 不動堂 向拜付の堂にて二間半に二間、唐破風を設く、本  
 丈にあまれり、左右に二童子の立像たてり、是は長八尺餘、  
 化身の人の作なりと云、それらいかにと云に、何れの年にか  
 ありけん、異僧來て靈像の不動に二童子なきこと惜むべし、  
 予作りて安置せばいかんと、住僧許諾せしかば、やがて一室  
 に入て戸ざしをかたくし、出ざること數日にして、功を畢り  
 て辭し去りしが、三町許がほど送る比、彼僧忽に見えずなり

不動堂圖



けり、土人等奇異の思をなし、よりて其地を別旅と號し、頓て社をたて、別旅明神と號して、村内の鎮守とし、二童子彫刻の地へ稻荷を祀りて、寺内の鎮守とせりといふ、抑此堂の創建は清和天皇の御願によりて、慈覺大師の草創する所なり今欄間に文永年中の鯛口をかく、その文によれば古き堂なる事證とするに足れり、其圖左に出せり、此文によれば陽成天皇の御宇御再建あり、この時頼朝朝臣の地に下向ありて、八幡に崇め祀り、第三の建立は文永十年にして、美作介某大



差渡一尺九寸五分  
文字彫付  
難讀

檀那たりしと云ことも詳なり、この後應永年中に平りて沙門乘海が堂宇再興の勸進帳あり、其文に

勸進沙門乘海敬白

請特頼法界、檀越恩施、誘有緣無邊道俗、修造武州多西郡得恒郷常住金剛寺不動堂、祈仰宮繁昌武威威朝野平安之大願狀、  
原以夫大聖濟度之方便者、以上求菩薩爲最、教令忿怒之誓約、目下化衆生爲證矣、抑當于武藏野眇焉之坤儀、比于富士山髣髴之天象、有一靈峯、號高幡山、今常住金剛寺是也、本尊則大聖不動明王靈像、揮大智利劍、摧伏三世魔障、靜謐四夷逆亂、提大悲絹索接縛煩惱驪賊、引入難解之佛道、若稽奇岩聳峙壇上峨峨青山自成瑟瑟之磐石、洪河湧流砌下、蕩蕩碧浪、鎮湛如來之智水、尊地相摩之依所、行願成就之靈場也、此練若者則大寶以前之草創、年號不次之勝躑也、時代雖經年、靈驗盛而于今、尊像誠高大也、誓願亦深廣也、背兌面震之坐、頻表東關鎮護之瑞相、右南左北之勢、寧非夷狄降伏當體乎、此尊奇特雖有其數、先流汗事、近代現證者岩殿山御合戰、河越沒落、小山御退治、若火滅亡、奥州御發向每度流汗、上將武略勇猛之護持、坂東鎮衛無雙之効驗、國中皆驚怖、

新編武藏風土記稿卷之百六 多摩郡之十八

世以所知也、爾間勝光院殿依御靈夢之所感、割菜邑所有御寄附也、一人有慶兆民頼之云云、天下御崇敬既以如此、卒土盍浴其風哉、然去建武二年之比、有一人沙門、歎精舍之風損顛沛、引下平地、奔營修興造畢已成、不知行方退失、偏可謂冥慮矣、爰沙門某、因瑞夢之告、發覺悟之願、移根本之遺蹟欲修復伽藍或建立高蜂岩嶠之岫、或安置幽谷深谿堅之曲、頗匪前後與聖意樂自由之所致、殆緣元來本尊隨宜利物之功德、是以經云、如說是大明王、無其所居、但在住衆生心想之中、因旃欲勵土木之功、無投一材力、不如勸誘十方檀施持、遂一字造切、庶貴賤道俗投寸鉄尺木之輕材、合願力播一紙半鷲之勸施、與善緣花大聖明王悲愍甚深之願海、誰不掉生生而加護之船筏、遊阿魯二童奉仕供給之覺臺、各應折平等如一雪花萼矣、乃至法界平等利益、仍勸進旨趣如件、  
應永廿二年二月日

沙門乘海敬白

高幡不動堂造營勸進帳、分倍之豪岐律師依展轉所望草案、畢此草案領掌、未定之時分、正月廿六日夜夢、四方大山皆磐石也、此山頂上登越見、次夜又素印結給等身程不動、直奉拜相續兩夜依感見靈夢、成奇異

二八三

思、急廿八日書進了、

この文によれば、大寶以前已に草創ありたり、されば弘法大師より前にも、何人か庵室など結びしを、後に大師の本尊を作りて安置し、その後古銅口の刻文のごとく、慈覺大師の中興せしならんと、かく疑ふべきこと多くして、信用すべからず、なほ別當寺のく、茶湯石堂の後にあり、里俗に服だりの下に辨別せり、茶湯石の後にあり、裏俗に服の百日に至れば、當所へ來り茶湯料を納め、別當所にして茶を煎じ持來て、此石に灌ぐ、自然石にして上の方細く、下に到て太し、高さ、古碑三基、茶湯石の側にあり、一は永仁の年十月廿四日、右の方に口妙、左に德行口とあり、五郎權一は文明二口五月十六日、妙祚禪尼と刻せり、

中興開山義海上人は、建武二年三月寂せり、これより現住まで、二十六世に及ぶと云、總門仁王門にてあり、東向なり、本堂門の正面にあたり、其間三十四り、柱間八尺、本堂五間をへたつ、十二間半に九間なり、本尊不動、作しれず、木、鐘樓本堂の前にあり、の坐像なり、長四尺五寸、鐘樓鐘銘左の如し、

奉鑄直武州橋樹郡德恒郷高幡山常住金剛寺椎鐘一夫本尊明王誓願者、外現極惡忿怒之貌、拂四魔三障之外難、内極忍辱慈悲之惡念、哀愍衆生之心、於見聞之輩任、蓋消息之、抑此靈場者、傳聞謂大寶年草創、歲久鎮座此處、阿嚕二童子者化身僧造之、見舊記、背兌面震之像、鎮護國家之梵刹也、故鑄改洪鐘、脩晨昏禪誦之起止、蒲牢逸韻上徹天宮、不及他界、驚無明煩惱長眠、開淨音提心之覺估矣、往昔林氏吉勝雖鑄造、押移星霜、顯浦同氏正清有志雖及數年、无力送日、造時發言至時哉、喜同心之輩有力施主、今既成、伏願者奉爲大檀那御武運長久家臣安穩、惣而爲四海泰平五穀成就、萬民豐樂、別爲伽藍安全、與望依法矣、頌云、高幡金剛蒲牢音驚煩惱眠、脫若響應遠近、中宮商君臣豐樂四海穩、

時貞享三丙寅年霜月四日

三澤施主

玄方八右衛門正廣

大工横川 加藤三郎右衛門宗次

又右衛門吉光

開眼導師法印權大僧都周海上人

寺寶 武者所平山左衛門尉季重太刀一腰、無銘にして白鞘な

もいとふるきものなり、中尺三尺、中心八寸六分、寶印

薙刀造表裏中刃の中ほどに不動の二字を彫る、

木印なり、牛王寶印と號す、昔弘法大師不動彫刻のとき、餘

材を以て造りし印なりと云傳ふ、其圖左のごとし、片面に不



動の種字あり、片面に卍字を刻せり、今も公へ奉る符に押すと云、木は何と云ことをしりがたけれど、白檀の如きものなり、塔中長幅寺惣門の左にあり、四

○程久保村 程久保村は、高幡村の南にあり、これも古は得恒郷に屬せしならんといへり、江戸日本橋より行程十里餘、人家二十五軒、東は三澤村にて、南は山木領堀之内村なり、西は平山村、北は平・高幡の二村なり、東西は一里餘、南北は二十町許、すべて十分の八は山林にして、田畑はわづかに十分の二にすぎず、農耕の暇に炭を焼て生産とするもの多し、一村すべて私領所なり、當村昔より諸役免許なり、相傳ふ昔山林に鷹の巢ありしときその番を勤めしにより、諸役をゆるされしと、高札場村の中程

小名 上分 曾雄市之丞が知、下分 中根主税、知行す、

神社 神明社、除地、八畝、村の鎮守、別當正副寺社地に住

眞言宗、三澤村醫王寺末、開山榮傳法印は元祿年中の中

人なり、本堂四間半に三間、本尊虚空藏を安置す、

寺院 地藏堂、年賃地、六十坪、下分にあり、

舊家 百姓倉之助、田倉を氏とす、先祖は八王子北條氏の家人

せり、近き比まで古書及び短刀を藏せしかど、夫もいつか失

ひたりと云、又別に古記録あり、先祖より一覽を禁じたりと

て他見を免さず、もとより山家の農夫にて、文字の

こともしらざれば、家の由緒をもわきまへずと云、

○平村 平村は、今小宮領に屬すれど、或は日野領なりとも云へり、郷庄の唱を失ふ、村名の起りは正しき證據もあらざれど、村内小名こんとうと云所に、平資綱と云し人の墳なりとて、文祿八年としるせし碑あり、この人古くより當村を領せしによりて、平村の名は起りしにやされどこれ等のことは、土人曾て語りも傳へざれば、實に然るやしるべからず、江戸日本橋より行程十里餘、村の四境、東は高幡村に續き、南は程久保村に及び、西は平山村に隣り、北は淺川に限りて、川の向ひは由井領の内豊田日野領の内、川邊堀之内、上田の三村なり、東西二十二町あまり、南北十町許、民家八十二軒、所々に散住す、村の地形、南の方は皆山つゞきにて、高低の地なり、土性は眞土にて、水田多く陸田少し、この餘山林及び秣場あり、檢地は寛文七年隣村高幡と同じく、福村長右衛門たゞせりと云へば、この頃當村も長右衛門が御代官所なりしとみゆ、今は松平龜五郎が知行所となれり、高札場の中央

小名 木代澤村の西の方にあり、高幡村不動の縁起によれりといへり、不動縁起には木切澤村とあり、 泰山村

中ほどに 山際 東の方 井上 北の方、淺川の河原へ出る所あり、近郷三井とて名 こんどう谷戸 高幡村の界ある井の一なりと云、 熊野社 社地、十坪、村の西南の方山上にあり、小祠なり神祇 熊野社 社地の比しるせしものに、平山と平村との間に、熊野堂と云あり、このところのことなるべし、

牛頭天王社 社地、十五坪、村の東の方にあり、小祠、以上の境内、百五十坪、牛頭天王の傍にあり、こふ、 別當壽福寺 社地、百五十坪、牛頭天王の傍にあり、こふ、すなはち當寺のことなるべし、新義眞言宗、高幡村金剛寺末、平水山と號す、開山開基詳ならず、本尊大日本の坐像長一尺三寸、本堂九間に六間半南 藥師堂 本堂の前にあり向にして、境内は神領の内なり、 墳墓 塚 小名こんとう谷戸百姓又左衛門が屋敷の内に入り、大日とあり、土人云、平資綱と云へるもの、神なりと、資綱は此所に住し人なりとはいへど、俗稱は傳へず、里民或は平こんと平資綱などいへど、文字も詳ならず、又こふより南の方二十歩ほどを隔て、古碑一基あり、これは文字磨滅して讀べからず、この餘百姓五郎兵衛と云もの、やしき内に、應永三十一年永享など彫し碑あり、されど何もの、墳なることはず、

井出尾張守殿

駿河國富士上方大宮司領之内、自先規相拘分一回爾、令領掌畢、不可有相違、但大宮之社役等者可勤之、并大宮之中奉行職、是又可任先例者、彌可抽勞功之狀、如件、 天文十三甲辰二月六日

治部大輔在判 井出尾張守殿

- 一曲金當所務之内半分之事、
- 一色之事、
- 一富士上方之内、大橋佐野兵庫助分之事、
- 一後藤大炊助分之事、
- 一大窪北原長貫之事、
- 一大宮屋敷半分停止諸役事、
- 一水沼代官分、此内社役如年來相勤、其外内徳分可所務事、

右任祖父尾張守讓、領掌畢、但井出左衛門次郎諸事令納得、陣參奉公可勤之、若左衛門二郎於有不働之子細者、左衛門二郎知行分、一圓可相計者也、仍如

舊家 百姓太左衛門 稱すれば、いかにも由ある家なるべし、されど持傳へし證左なければ、先祖のこと定かならず、因に云、此太左衛門が家より、庄五郎なるもの先年千人組井出庄左衛門が舞養子となりしに、故有て遂に其家跡を由緒あるものに譲りて、夫妻ともに江戸へ出し、年へて古郷に歸り、幾許もなく死ければ、その妻は難産して了譽と稱し、今この家に寄寓せり、さて父庄左衛門が祖先井出尾張守よりして、世々駿州の今川家に仕へしよし、賜る所の文書數通を傳へしその内二通は享保年間上桐田村に住せる、分家井出角左衛門が由緒の爲に譲與ふよし、其村舊家の條に載たれば合せみるべし、了譽が今藏するもの十一通、左の如し、

今川治部大輔義元文書八通

駿河國富士上方之内、稻葉給并被官百姓居屋敷等事右今度、當口從最前依馳走之忠、爲新給恩、如前々所宛行也、彌可勵勤勞之狀、如件、 天文十二癸卯年四月十四日

治部大輔花押 井出左近大郎殿

如去卯年之印判取刷、百姓等引付可相計、其外見合走廻、令勤勞之輩可申合、彌可抽戰功之狀、如件、 天文十三甲辰年閏十一月二日

治部大輔花押



件、

天文十八年十二月十三日

治部大輔在列

井出善三郎殿

駿河國富士上方大宮司領之内、從先規相拘分一圓爾令領掌訖、不可有相違、但大宮之社役等者可勤之、并大宮之中奉行職、是又可任先例者、彌可抽勞功之狀如件、

天文貳拾壹壬寅年二月十七日

治部大輔在列

井出善三郎殿

駿河國富士上方内、井出甚右衛門尉知行、稻葉給并被官百姓居屋敷等之事、  
右甚右衛門尉女子松千代兩、就令契約、爲一期彼地代之證判相副、如前々一圓可讓渡之旨、領掌同後不可有相違、同道者坊之事、如年來可相拘之、但貳貫五百文宛之儀者、爲造營分、每年大宮代官江可相渡、其上或實子出來、或自餘之親類縁類等、雖企競望、甚右衛門讓狀明鏡之上者、一切不可及許容、若彼契

約旨於令違變者、甚右衛門尉借置錢米連令沙汰、知行松千代女へ可還附、彼知行内宮分神事諸役等、如前々不可令怠慢、至無沙汰者、宮分可令改易、守此旨、彌可令奉公之狀、如件、

天文貳拾三甲寅四月廿四日

治部大輔在列

井出惣左衛門尉子

千代壽殿

駿河國富士上方内、稻葉給并被官百姓居屋敷等、井出甚右衛門尉遺跡之事、

右依無男子、女子松千代仁千代壽申合讓與之旨、證文明鏡之條、永領掌畢、然而爲陰居分貳拾貫地、雖令割分、既堯吉死去之上者、彼貳拾貫地共一圓可令知行之、并道者坊之事、可爲如年來、但自道者坊内貳貫五百文宛之儀者、爲造營分每年大宮代官江可相渡、知行之内宮分神事諸役等、如前々不可令怠慢、至于無沙汰者、宮分可令改易、遺跡之儀、於自今以後、兄弟親類縁類等、雖企競望、一切不可及許容者也仍如件、

弘治二年五月廿六日

治部大輔在列  
井出千代壽殿

去々年信州江、富士下方之人數、爲甲州之合力差遣之處、就井出甚右衛門尉煩、一宮出羽守=相斷令歸陣、彼煩終不平和、令死去之上、廣瀬三右衛門尉并土橋彦三郎爲訴人、構虛病致歸陣之旨訴出之條、雙方遂裁斷之處、一宮出羽守爲證人之間、尋之令糺明之上、相煩旨無紛由返答、殊依其煩令死去之條、甚右衛門遺跡所付道理也、然者知行之事者、遺跡千代壽仁、永無相違領掌了、若重於及其沙汰者、任通法可加下知、社役之事者、如年來以名代可勤之者也、仍如件、

弘治參年六月廿二日

治部大輔在列

井出惣左衛門尉殿

今川氏眞文書 三通  
一勾金當所務之内半分之事、  
一一色之事、  
一富士上方之内、大橋佐野兵庫助分之事、

一後藤大炊助分之事、  
一大窪北原長貫之事、  
一大宮屋敷半分停止諸役事、  
一水沼代官分、此内社役如年來相勤候、其外内德分可所務之事、

一富士上方職奉行、如前々可申付事、  
右就善三郎東西陣番、借錢借米過分引負依進退困窮、惣左衛門尉娘伊勢千代仁、善三郎子千熊、令契約知行以下相渡之由、任善三郎證文之旨、永領掌了、縱親類同心被官人以下、雖令難澁、一向不可及許容、若千熊伊勢千代令離別者、借錢借米過分仁令辨償、其上善三郎存生之間、加扶持之上者、知行等可爲伊勢千代計、次同心等之事、千熊手前就相離者、知行切符等召放、別人於入替可申付候、守此旨、陣番奉公不可有怠慢者也、仍如件、

永祿四辛酉年閏三月十日

氏眞花押

井出千熊殿

駿河國井出善三郎當知行分之事、  
右任先判形旨、領掌畢、然者勾金一色兩所、有子細

雖令改易、今度錯亂之刻、別而於大宮城令奉公之條、彼兩所爲新恩所令還附也、并富士上方屋敷分、停諸役、如前々不可有相違、自今以後、同名親類横妨之輩、一切不可許容、守此旨彌可勵奉公者也、仍如件、

永祿十二己巳年六月九日

氏眞花押

井出伊賀守殿

去廿九日、武田信玄富士城へ被取詰之處、於南口最前鑪台、無比類走廻之段、太以神妙之至也、守此旨彌可抽戰忠狀、仍如件、

永祿十二年七月五日

氏眞花押

井出伊賀守殿

○平山村 平山村は、高倉庄に屬せり、或は舟木田庄とも唱ふれど、この庄名は近郷にもきこえざる地名なればたしかならず、領は今小宮に隸すれ共日野領なりともいへり、村名の起りは昔平山武者所季重が住せし地なるより平山村とは名付しならんといへり、季重がことは、村

傍たる所なり、こゝに古き井あり、常に井筒より水溢れり、近郷三井の一なりと云、 中組淺川の

方、大和田 下和田 これも淺川の向ひの方に村界に在、同じつゞきにあり

山川 淺川村の西北の方大和田村・長沼村の邊より流れ來り、界に達す、河原は幅一町あまり、平水は六間より八間程の川幅なり、この川に架せる架橋二ヶ所あり、年々十月より作りて往來す、一は村の西、一は中央に在、

神社 八幡社 村内にあり、若宮八幡と號す、小社にて前に鳥居あり、御旗あり、神體は東照宮より納め給し御軍配、團扇及び御旗なり、來由は昔より一巻の書にしるして傳たりしが、後年丙丁の爲に烏有せりと、又東照宮よりの御願書あり、これは深く社内にひめおきて、たやすく人のみることゆるさずと云、御軍配御旗之圖左の如し、御軍配兩面金地にて表の方朱にて日ノ丸、裏の方銀の圓月大さ各二寸六分、縁は赤銅に唐草の毛彫あり、眞紅打紐きれ損じて一尺許り残り、御旗は長四尺六寸許、幅一尺三寸八分、上の方はきれてなし、今ある所の長さ四尺六寸、横一尺三寸八分、白絹にて文字は南光坊天海僧正の書なりといふ、今御朱印社領八石七斗は村内にて御寄附あり、神主は大澤半人助と稱して、社の傍に住せ、狛犬二基 社内にあり、木地にて八寸許、相傳へて武内ことは論をまたずしてしらす、されど古きものとは見えたり又小田原北條家より賜る禁制の書札の寫しあり、元龜四年八月十五日、天正十年三月、天正十五年八月五日、以上三通あり、然れども寫しなるゆへにこゝにのせず、

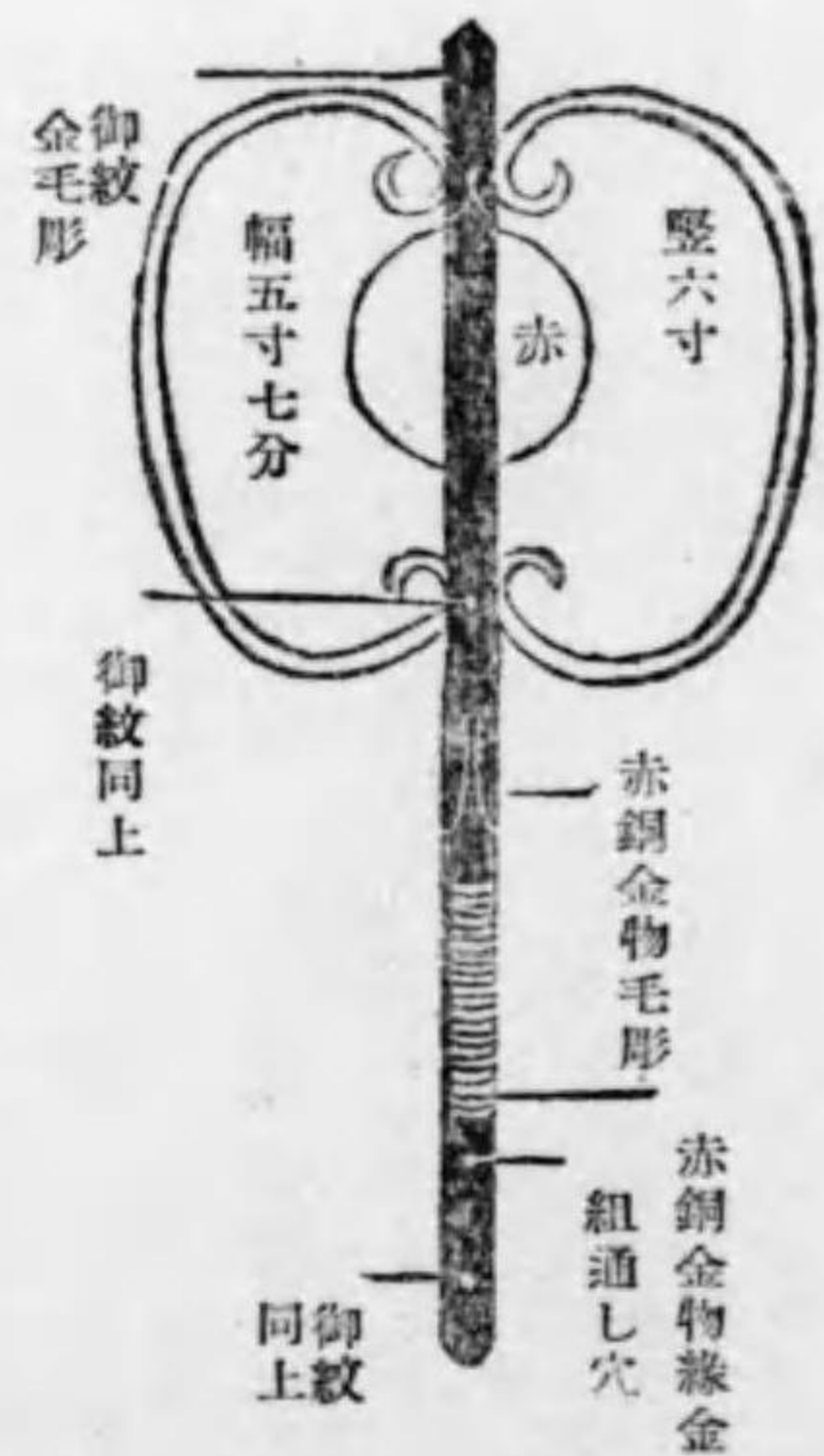
内日奉明神及大福寺の條に出したれば合せみるべし、江戸日本橋よりの行程十里餘、村の四境、東は平村にならび、南は山續きにて由木領の内堀之内村なり、西は由井領の内大和田・北野の二村、及由木領の内長沼村に接し北は由井領の内豊田村、日野領の内日野木郷新田に及べり、東西一里、南北十町許、土性は眞土野土相半し、水田少く陸田多し、山丘所々にありて地頭林及百姓の林をこぼくたり、散在野と呼て纒ばかりの秣場もあり、民家百二十軒、村の南の方なる山丘によりて散住す、當村古のことはすべて傳へず、御入國の後は御料の地なりしなるべし、正保の比は高室喜三郎が御代官所、及び中山助六郎・桑島孫六が知行入會の村なる由ものにみえたり、其後新墾之地出來しかば、享保年中齋藤喜六郎檢地して租税の數を定め、御代官養笠之助支配せしが、寛延二年遠藤備中守に賜ふ、今もかの三人の子孫中山勘解由某・桑島孫六某・遠藤備中守某知行せり、

高札場 村の中程

小名 大上 村の西の方 宿ノ上 大福寺の邊 屋敷 これも大上

り、久保山 屋敷のつゞ、 中村 村の中程 下村 東の方

大出口 村の中央 小出口 大出口のつゞ、 井ノ上 村の中央



三世不可得 至道菴主 印

日奉明神社 村の南の方山上に有、小祠、平山武者所季重が祀れりと云、近村引田村の日吉社に、天正

十七年奉納の繪馬あり、裏に武州多西郡引田村常領主日奉之朝臣平山右衛門大夫也とあり、是によれば當村も昔かの人領せし所にして、村名も平山を唱ふれば、後世季重を祀りたるならん、例祭は三月六日なり、則ち季重が没せし日なりと云、

寺院 大福寺 境内見捨地、十間に廿間餘、小名屋敷にあり、禪宗、開基は平山武者所季重にて、法名大福寺高徳傳名禪定門と號す、卒年は詳にせざれど、季重は鎌倉頼朝時代の人なれば、古き世の草創なることしらる、中興開山は本山永林寺第五世徹相廓和尚、天正比の人なりと云、本堂八間に四間、本尊千手觀音、立像にて長五輪塔りと云、文字減して見え三尺許なるを安置す、

德善院 除地、一段十四歩、村の東によりてあり、新義眞言宗高峯村金剛寺の末、開山及起立の年歴を傳へず、本尊大日坐像にて、長一尺五寸、彌陀堂方、彌陀は坐像にて長一尺程、客殿七間に五間なり、

殿五間に七間なり

一里、すべてこの邊は土人谷間に住居する地なれば、この村名ありと云、東は石川村に續き、谷地川を堺とす、北は宇津木村にて、この堺も谷地川の流なり、南は大和田村の陸田につゞきて往還を界とせり、東西二十町餘、南北二十五町程、民家は四十二軒、谷間に散住す、水田は隣村石川村の地つゞきにあり、いづれも谷間の泥田にて薄土なり、天水を待て耕す、水田は十分の四にして、六分は畑及び山林丘陵なり、天正十九年の檢地帳には、小島又十郎・都筑清大夫・中村助五郎等が交名を注せり、この後延寶四年近山友閑・内藤六右衛門等再び檢地せり、今御料所は小野田三郎右衛門が御代官所にして、その餘は荻原頼母・窪田忠兵衛・松平河内守・前田八郎左衛門等知行せり、

春日社 除地、一畝五歩、小社なり、

高札場二ヶ所 小名御嶽下又

小名 日向 北に寄たる 宮田村の中ほ 向ひ谷地川の

藤ノ木村の境なり、天竺田 宇津木村の 御嶽下 北の

をい

山川 谷地川 宇津木村より流れ来り、水源は戸吹村の内谷地

木邊より水かさもかきみ、村内にては川幅七八間許の礫川な

り、村内へかゝること十五六町、末は粟ノ洲村に入て多磨川

へ沃 橋梁 板橋 三ヶ所あり、谷地川に架す、一は東寄、一は中ほど

四五尺 あり、

産物 石川 絲綵の上品なり、この近邊にて他所より出さざれば

一人の珍重する

串柿

神社 御嶽社 御朱印の内、社地、百五十坪、當村の鎮守なり、

三尺四方、覆屋あり、二間に二間 別當西蓮寺 境内、五十

の内社地より一町餘を隔て南にあり、新義眞言宗、宇津木村

龍光寺末、金東山藥王院と號す、開山元廣法印年代詳ならず

本尊不動坐像、長二尺餘、容體九間に六 藥師堂 本堂の西

彌勒堂 北の山際にあ

地藏堂 小名藤の木にあり、

大日堂 西の方にあり、

觀音堂 川の南向ひにあり、

墳墓 古碑 谷地川の邊、百姓兵左衛門が宅のかまへにあり、彼

傳ふとて、近きころ家をうつし、その迹より掘出す所なり、

古蹟 牧蹟 今何れの地と云ことを傳へず、右馬式に當國石川牧

○宇津木村 宇津木村は、谷地の庄に屬せり、江戸日本

橋より十一里の行程なり、家數五十二軒、東は石川・粟ノ

洲の二村に接し、南は大谷村に隣り、西は瀧山・尾崎村に

接し、往還を界として左入村に隣る、北は平村にて峰を

限とせり、東西二十町許、南北十町程、陸田多くして水

田は十分の三に過ず、土性は眞土なり、又山林もあり、

寛文九年近山與左衛門檢地す、今前田信濃守・川村外記・

細井佐次衛門等が知行なり、

高札場 小名中村、青木の

小名 中村 村の中央 青木 東の方石川村 久保山 これも東

洲村の界 大室川より南

山川 谷地川 西の方左入村の堺より此村へ入る、

橋梁 橋ヶ所あり、いづれも長五六間、幅四五尺、板橋なり、

神社 埼玉權現社 社地、二段四畝、小名中村にあり、村の鎮

神體は幣帛なり、又本地佛毘沙門を安置す、長一尺五寸許、

總體彩色を加ふ、勸請の年代は傳へざれども、神前に掛る所

の彫目は、應永二年の銘ありしものなりしに、何者か奪ひ去

て今はなしといへども、これらによれば古社なること知らる

あり、柱間七尺、兩控造なり、龍光寺持

若宮八幡宮 除地、二十五坪、小名大室に

新編武藏風土記稿卷之百六 多磨郡之十八

元祿九丙子歲十二月吉祥日

武州瀧原住 大工 加藤市郎右衛門尉吉次

彌陀堂三間四 青龍權現社境内の鎮守なり、三尺四方、

古碑一基 文和二年十一月廿一日と刻し、

休全寺 龍光寺の門徒なり、青木山と號す、近き頃回祿にあ

塚 一里塚 村南の塚にして、屋崎をうけし地にあり、永祿天正

王子より南の方、子安村里俗打塚と呼ぶ塚あり、これも古

〇粟之洲村 粟之洲村は、郡の東にて、江戸日本橋より

行程十一里なり、家數五十一軒、東は日野本郷宿に隣り

三郎右衛門支配せり、私領は安藤次右衛門が知行なれど

賜はりし年代をしらす、

高札場二ヶ所 村の東西

小名 下河原 多磨川へより、四ツ谷 南へよりた

山川 谷地川 石川村の界より流れ来り、東の方四五

水利 日野本郷用水 この用水村内に二條あり、其一は平村よ

神社 山王宮 除地、三十坪、村の林丘にあり、所の鎮守なり、

寺院 東福寺 除地、四十二坪、天台宗、高槻村圓通寺の末寺な

古塚 七塚 観音堂の傍なる山林の中にあり、同じ

観音堂 築地の渡へゆく往還の傍にあり、四間四面、俗にこれ

〇瀧山村 瀧山村は、瀧山郷谷地庄に属す、瀧山と云地

名は、此邊の總名にて、ことにふるき唱なるゆへ、北條

飛地多きを以もつともわかちがたし、其大抵は東の方八

日市村に隣り、南は梅坪村にて、西は丹木村なり、北は

多磨川を限とす、東西四町ほど、南北五町許、村の地半

は山林にて、田畑は各四分の一に過ず、當所は上杉家の

家老大石源左衛門定久が家にて、先祖より領せしを、後

正十八年氏照滅亡の後、御入國ありて、遷の後川村某に

賜はり、今その子孫富五郎知行せり、

小名 瀧山郷 或は八幡宿と呼ぶ、これ 尾崎村 飛地なり、

あり、其地は本村より六七町隔て、東の方梅坪、左入の二

五軒あり、丹木村飛地 別に小名なし、

寺院 少林寺 境内、三萬九百坪餘、古城のつゞきにあり、曹洞

十一日卒、曉嶽桂庵和尚を開山として、弘治元年の秋起立す

といふ、今も開山記と云

享祿三年八月望而産於相州小田原城、藤氏某甲家焉

於總世氏剃度、時天文九年四月佛誕日也、聖山祝和

尙爲弟子、弘治元年到武州瀧山之城、太守氏照平公

探勝地於居城東南之隅、稱龍池有池、其傍設草庵而

居焉、名號少室而后亦改造、建立於梵宇、號曰金龍

山少林寺、殊裁用靈松爲山門之境、今猶存、諺稱北

條七千株之松云云、慶長十四己酉年正月廿日遷化、

世壽七十歳也、

この開山記は、寶永年中回祿のとき、灰塵中にありて、僅に

存せし古書をあつめて、先住の録し置しものなりしゆへに、

和尙の父なる人の假名も傳へず、たゞ寺僧の口碑に傳

へたる所によれば、和尙は氏照乳母の子なりと云ふ、山

門迹 寶永年中までは山門ありしが、回祿にあひて後再

堂 十間に七間半、向拜二間に二間半、昔は廻廊もありし

が、回祿の後は再造に及ばず、本尊釋迦作しれずと、

鐘樓 これも寛永年中焼失して、今はたゞ鐘のみ存せり、  
鐘徑二尺五寸、元禄四年に鑄せし山を刻せり、  
堂五間に、衆寮七間に、開山堂迹、これも寛永年中に焼亡す  
り、秋葉社、多磨川境の山上にあり、境内の瀧池、境内西  
にあり、開闢の比この池の傍、子權現社、境内西の山上にあ  
り、本堂をつくりしといふ、寺實、水晶念珠一聯、天正十八年、陸奥  
村の鎮守なり、茶碗、唐物、茶臼  
金襴袈裟 一、これも氏照の寄附せり、茶碗、唐物、茶臼  
一、鞍籠共一具、鞍は黒塗にして、金にて三つ鱗の紋を置く  
有となり、今存するものは、此像あまた什物ありしが、寛永の回祿に鳥  
その災をまぬかれしものと云、

○平村 此村は、土俗に山の根の平村と唱ふ、これは郡  
中南の方にも同地名あるゆへ、其稱を別んが爲めなり、  
その地は郡の東方にあり、江戸日本橋より十里餘の行程  
をへだてり、家數十軒、東より南は粟之洲・石川の二  
村に接し、南より西は宇津木・八日市・横山の三村なり、  
すべて西より東は山林にて、峰を界とせり、西北は作目・  
大神の二村に隣り、多磨川を界とす、北より東は宮澤村  
にて、これも多磨川を界とせり、東西四百十間餘、南北  
は二百間餘、或は百間餘の所もあり、村東より西へかけ

てはすべて山林にして、瀧山の古城跡へつゞけり、人家  
のめぐりに陸田あり、水田は陸田より少くして、多磨川  
の邊にあり、當村の舊家七郎兵衛が先祖、天正十八年東  
照宮の御案内つかまつりしにより、村内永く年貢諸役を  
除かれしかど、子孫に至りて冥加を思ひ、貢税ばかりは  
奉るべきよし、願によりてみつきを收められしとぞ、正  
保年中は設樂權兵衛が御代官所なりしが、度々遷替あり  
て後、安永七年飯塚伊兵衛支配所なりしとき、前田信濃  
守へ賜はり、今にその子孫信濃守長榮が知行所なり、  
新田畑天明六年より明る七年まで、村内の芝地を開墾し  
て、凡三町餘の地を新田となし、寛永五年より貢税を出  
すと云なりしといへり、

高札場 中央にあり、  
小名 峰 宇津木村の境、西玉 今淵の名と、歳ノ峰坂村の中  
割滑 同つゞき、穴澤村の東、澤口 居村へ入る、井戸窪  
居村の内、宮ノ前 日光大權現  
山川 多磨川 村西より北東の  
渡津 古渡 多磨川にあり、昔北條氏照が領せし比は、この所小  
原より川越への往還にかゝりて、この渡もその往

廻の内なり、前の尾崎村に出せしごとく、一  
里塚の次第を以て考ふるに、左も有べし、

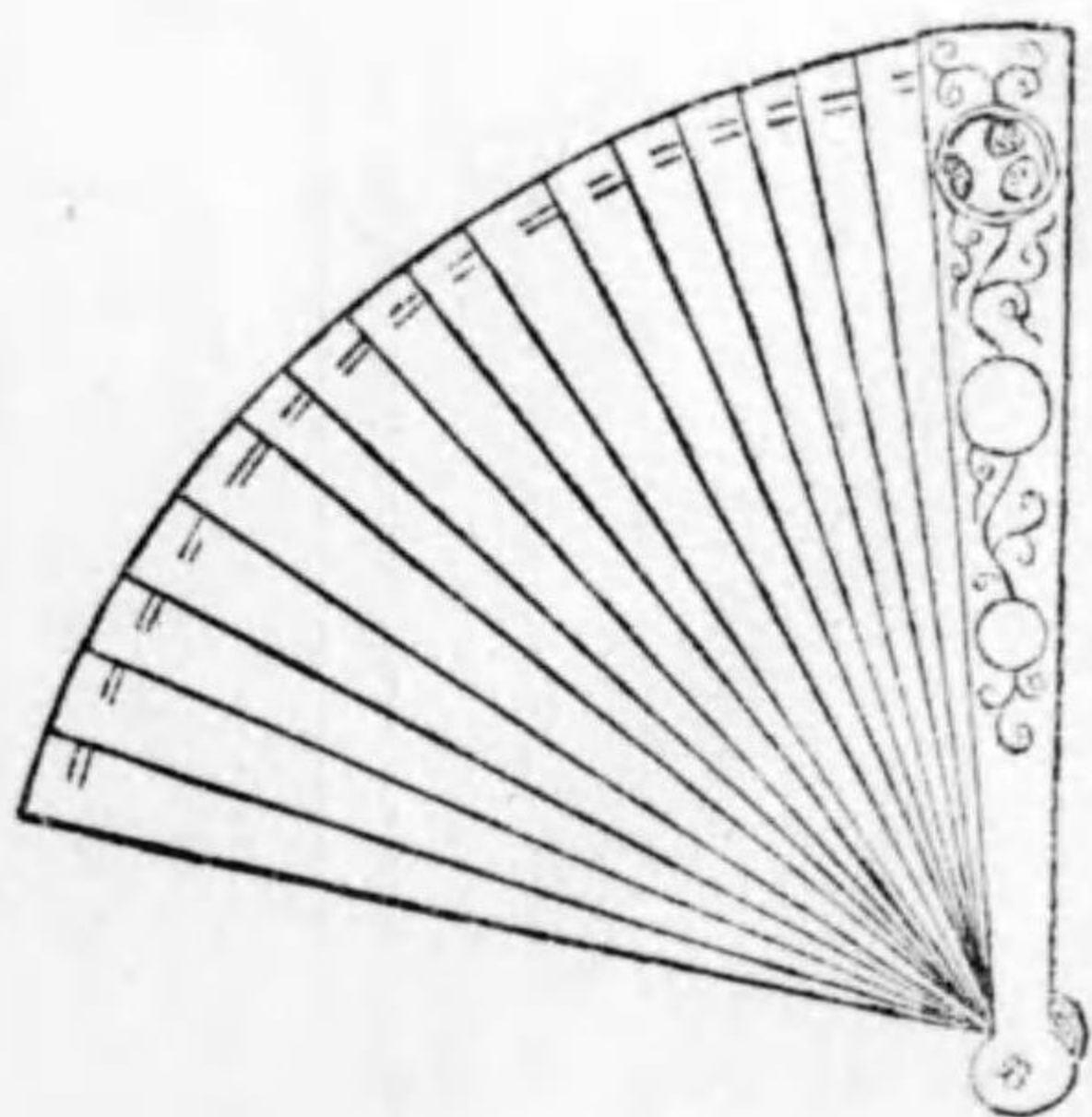
水利 日野木郷堰 村内より多磨川の水を引く、堀幅二間半、  
堰堀 幅一間、これは當村新田のために、名主七郎兵衛がいと  
と云、  
水車 居村より三町許隔て東の方の河原にあり、三間に六間の  
りしもの

産物 鮎 村内諸役なきにより、御用を勤めざれども、昔よりあ  
りしもの、  
神社 西玉權現 日光大權現社の半腹にあり、村の鎮守とす、  
昔は村の西玉川の岸にありしが、水溢るとき流失せり、其所  
は今も大なる淵にて、長さ三十間許、幅十間ほどかけ入り  
この所を呼ぶ西玉淵といへり、社は三尺四方にして、上屋草  
葺なり、大き一間に九尺、鎮座の年代詳ならず、西玉權現の  
祭神は、大己貴命にて、祭禮は年々九月十五日なり、日光大  
權現は金鏡を神體とす、祭禮は年々四月十七日、神樂を廣前  
に奏せり、抑この神體とする金鏡は、昔東照宮此地を御巡行  
の時、名主七郎兵衛が先祖、地理を導き奉りし功によりて

賜はりける、御恩澤を慕ひ奉り、これをあがめまつりて、東  
照宮を遙拜し奉りけるとぞ、時に元和八年東照宮御七年の御  
祭祀のときなり、其時の棟札あり、なを下文  
舊家の條と并せ見るべし、村内大藏院持、  
棟札

遷宮導師 増賀山龍光寺現住  
聖立天中天 加陵頻伽聲 權大僧都法印秀親  
奉建立日光大權現賜寶宮殿一字勸請所  
哀愍衆生者 我等今敬禮 小野八郎左衛門源良現  
武州山之根平村願主 小野傳太郎源義原  
于時元和八年壬戌四月十七日當  
東照宮七回忌奉遷宮、奉祈旨趣者、  
徳川御正統御代々御武運長久、  
御治世萬萬歲、奉祝者予家子孫繁昌、而永  
御恩德奉仰者也、

寺院 大藏院 除地、凡三段、内境内十五坪、西玉神社の山の麓にあり、毗盧寶山福生寺と號す、開山榮秀元和七年三月起立せり、この法印は昔の名主小野大藏が三男にして、俗稱を大五郎賀之と云り、後に父が菩提のため薙髮して、當寺を開闢せり、則父の假名を以て院の名とせり、かくて寛永十八年三月七日寂す、本堂は西向にて五間、古碑三基、二基は元弘三年八月に七間、本堂文殊を安す、古碑三基、日康永二年六月廿六日とあり、一基は年號もなくして、堅通三玩十界舎識とあり、孰れも上の方に蓮座に梵字を鐫れり、大日堂、村の東の方にあり、岩城氏の人の建立とのみいひ傳へせるもの今の堂なり、大き二間四面の茅葺なり、昔は才藏坊といへる坊の持なりしが、今は大藏院の持となれり、舊家 名主七郎兵衛 平を氏とす、本姓は小野氏なり、家系一勢田郡田部井の住人、田部井六郎忠繁の三男眞三郎義泰、小甲斐國八代郡穂坂郡小野に移住せしより、在名を稱し、小野大膳亮と號す、明應四年北條氏茂に屬し、豆州日向郷に於て五百貫の地を宛行はれ、武相兩州の間に於て數度合戦す、永正十一年三月十一日、鎌倉にて討死す、法名泰居良安と諡す、即鎌倉壽福寺に葬り、今尙石碑ありと云、其子孫相つゞいて北條家に歴仕し、三世傳太郎良道が時より、當所に居住し、氏照が目代をなせしに、天正十八年六月廿三日八王子城攻の時、かの城下に討死す、法名道光と諡せり、その子傳太郎良現後八郎左衛門と改名す、同年秋關東御打入所々御巡覽、八王子城趾上覽後川越へ御通行之節、多磨川瀨踏の間傳太郎宅へ御小休あらせられ、家系など御尋あつて、後多磨川御渡船



この邊傳導し奉り、それより川越まで供奉なせしに、御暇の節金錢及び一村不入の旨奉書を賜はりしが、其子内膳が時、寛永十二年十二月廿七日夜失火の災にかゝりて、奉書を始め持傳へし武器感狀等の類悉く烏有せしまゝ、同十三年上地の事を願ひ奉り、百姓取納に命ぜられ、諸役免許せられて、是より民間に下り、世々名主の役を務め、連綿と今に至れり、拜領の金錢は其大き徑一寸七八分許、表に洪武通寶の文字、裏に十福の二字あり、即今日日光大権現と崇め奉れるものはな

り又繪扇一本あり、これも東照宮より賜りしよし云傳へて、今に藏せり、その圖右の如し、長さ一尺二寸、上の幅一寸二分餘、下同一寸、御紋大さ上の方徑一寸一分、中同一寸、下同九分、御紋地白木の皮、上繪白絹系なり、唐草もこれにおなじ、數二十五枚、白綾糸にて繫げり、わたり一尺三寸五分、

○八日市村 八日市村は、谷地庄にて、郷名を傳へず、古は當村及び横山村を通じて谷地村と呼び、其中當村をば上谷地村と云ひ、横山村をば下谷地村と呼びしとぞ、今按に正保年中の地圖及びその頃の郷帳には、谷地村とのみしるして、上下の二村に分たず、元祿十五年改定の圖には、谷地村或は横山村共云とありて、其並びに谷地村の枝郷永宿村と云をしるせり、然れば土人古へ上下谷地の二村なりしと傳ふるは、其年代はしるべからざれど元祿の頃横山と唱へし方上谷地にて、永宿と云もの下谷地なること論なかるべし、もし然らば當村古は谷地村と云、元祿の比は永宿村と唱へしを、後又今の如く改めしとみえたり、其地は江戸日本橋より行程十一里にあまれり、村の四境、東は佐入村に交り、南は谷地川を、だて、梅坪村に及び、西は丹木村なり、北は作目村の峰通りに界へり、東西八町あまり、南北四町餘、民家すべて五十四軒、又當村の飛地二ヶ所あり、一は宇津木村の内

あり、一は丹木村の内に入り、丹木には民家二軒、宇津木の方には十五戸散住せり、村の地形、北は瀧山古城蹟につゞきたる山にて、民家は山ぎには聚り住せり、南西は田園うちつゞけり、水田少く陸田多し、又山林もありて、その中地頭林は日光道の左右にあり、この外丹木村金藏寺の西の方にも松の林あり、檢地は寛文年中にありしを始として、其後元祿五年大久保勘大夫改めしと云へり、當村御入國の後は御料所なりしや、今は波多野李之助が知る所なり、其賜はりたる年代は傳へず、

高札場三ヶ所 一は村の東の方にあり、一は横山、一は峯と云へる所にあり、

小名 横山 東の方、村より五六町許も隔たれり、

山川 谷地川 西の方丹木・瀧山二村より流れ來り、村内を經ること三町許にして、佐入村に達す、

神社 神明社 除地、五十五間、園り村の北方なる山にあり、小祠なり、村民のもち、

牛頭天王社 除地、百二十坪、小名横山の北山ぎは

舊蹟 中山勘解由左衛門屋舖跡 小名中山谷戸と云所にあり、

敷の境界を詳にせず、

○左入村 左入村は、谷地庄なり、江戸日本橋より行程

十一里、家數三十四軒、地形等多く八日市村に同じ、元祿十五年の地圖を見るに、左入村古は瀧山村とも云と記せり、然れば昔は當村までも通じて、瀧山村と稱せしなるべし、村の四境、東は宇津木村に墾ひ、日光道を限とす、北も八日市村・作目村にとり、峰に界あり、東西二町餘、南北十八町許、水田は十分の二にして、しかも天水場なり、陸田は八分に居れり、又山林もあり、西山兵橋が知行する所なり、

高札場村の中央

小名 馬場谷戸 西の方中野村の界にある谷合 中央南の方あり、

民家六軒

山川 谷地川と一町餘にして、東の方宇津木村に入、

神社 山神社、地、百五十坪、北の方山中にあ

寮 薬師堂 四間に二間半、山神祠の傍にあり、薬師は銅像、長院と云密場ありしが、何の比か住僧邪法を修せしにより、破却せられたり、この薬師堂ももとは其境内にありし堂なりしが、其まゝ廢せずして、今は寮となり、わづかに地頭免除の地を附して、村持と成れり、

舊蹟 西山十右衛門屋敷跡、宇津木村の堺日光街道の傍にあり、今其迹わづかに空地あり、地

頭西山十右衛門甲州より召出されし比、未だ邸宅の地をたまはらざるとき、こゝに居住せしと云、

○中野村 中野村は郡の巽にあり、郷庄の唱なし、江戸日本橋より行程十里餘、村の四境、東は大和田村にて、南は浅川に限り、其向ひは元横山・本郷の二村に接し、西は檜原村、北は谷野・左入の二村に界ひ、良の方に大谷村すこしかゝれり、東西二十五町、南北九町あまり、村内平衍にして、北の方なる村界に少く山あり、土性は眞土野土相半し、陸田水田等分なり、民家八十六軒、村内に散住す、村内に一條の道あり、八王子より日光への街道なり、路幅二間許、又古街道一條あり、南より北へ達す古の日光街道なりといへり、今はわづかに農夫耕種の便となれり、里人これを道者街道と呼べり、土地に宜しきは粟・稷・桑など多くあり、又浅川よりは鮎・鰯を出す、檢地は寛文七年福村長右衛門にして、其後私領所となれり、今大澤修理太夫基休知行所なり、

高札場村の中央

小名 上中野村の西、清水同じつゞき、下中野村の中央あり、

は根付中野と、山王社これも中、安土村の東、原中野村あり、

良の方に、中島上、同

山川 糸原山村の西の方にあり、長四五町許、幅一町、登り一

いふ、往昔糸原勤兵衛と云しもの居住のあとなりと、されど其事跡を詳にせず、

浅川 村の南邊を流る、川幅十間許、水源は上恩方村の谷々よ

川口川 流れ、末は浅川に合す、川幅四間許なり、

水利 用水 川口川に堰八九ヶ所を設けて、

清水 村の中央子安明神の社地より湧出す、

齊ノ池 村の東の方、小名安土の丘上にあり、文字を或は名綱

されど其住居の年代等を傳へず、此地今は埋まりて纔に池の形のみ残れり、是より湧出する水をも、水田の用水にそゝげ

橋梁 橋三ヶ所一は村の東南の方に日光道の橋なり、一は

の方にあり、八王子より青梅五日市へ通ふ路なり、共に浅川にあり、毎年十月より明る三月までは、かりに芝橋を架して往來に便

原野 兜原村の良の方にあり、土人云、天正年中八王子城賣の

れりと、是もうきたる説どもなり、

神社 子安明神社 見捨地、凡二百坪許、村の東方にあり、本

一間半、南向、神體はなく、本地不動を安す、木の坐像、長八寸許、前に鳥居あり、社は丘上なれば、石階三十二級を設

く、例祭年々九月廿九日、喜福寺の持、村の鎮守なり、

齊權現社 見捨地、凡百二十坪許、村の東の方にあり、小社に

云あり、齊字を或は名綱とも書けり、語り傳へに昔名綱三郎某なる者住せし地なりと、もし然らばこの權現は、かの三郎某を祀りしなるべし、社地に古碑一枚あり、長二尺五寸、幅八寸許、厚さ一寸ほど、上に梵字ありて、貞和二年七月日と彫てあり、

神明社 見捨地、凡百五坪許、村の東の方伊勢森と云所に

山王社 見捨地、小社にて、東に向ふ、村内喜福寺の持、

熊野社 見捨地、凡百坪許、村の北にあり、これも小社にて、

小室權現社 見捨地、凡七十坪許、小名下中野の東北の邊に

寺のもち、

天満宮 見捨地、凡百坪許、小名上中野の東の邊にあり、本社



祭年々正月廿五日  
にて、村民の持、  
神明社 これも上中野にあり、小社にて、覆屋あり、例祭年  
々九月廿九日、社地杉樹多し、是も村の鎮守なり、  
末社 四字 本社の左右

寺院 喜福寺 村の東にあり、新義眞言宗、宇津木村龍光寺の末  
と、月日をば傳へず、慶安年中御朱印を附せられ、寺領八石  
五斗の地を賜へり、客殿六間半に九間、本尊不動木の坐像、  
長一尺八寸な  
観音堂 客殿の良の方にあり、三間半に四間  
を安置す、  
鐘樓 客殿の左にあり、寶永五年に鑄たる鐘にて、銘  
鐘樓文もあれど、事實に益なければこゝにのせず、  
観音  
靈水 水のある所僅に一坪に足らず、前に云觀音堂の後なる山  
を以て洗へば、病あるものはこの靈水 金毘羅堂の所より又  
數十歩を登りて山の頂にあり、小堂にて、南向なり、前に鳥  
居あり、此堂は近きころまで村民の屋敷の内に入りしが、文  
化九年この所へう  
つせりといへり、

了頓庵 見捨地、百五十坪許、上中野村の北の方にあり、新義  
眞言宗、同郡一分方村西蓮寺配下の庵なり、二間半に  
五間、本尊地藏木の坐像、長三尺  
あまり、起立の年代は詳ならず、  
脈求菴 見捨地、凡六十坪許、村の中程小名原中野にあり、淨  
土宗、溫山大善寺配下の庵なり、二間に二間半、本尊

新編武藏風土記稿卷之百六終

彌陀木の坐像、長一尺五寸許、千人組同心山田緒之八が先祖  
内藏助義長の起立する庵にて、正徳年中村民某再建せりと云  
休西菴 村の中央より東の方にあり、是も大善寺持の菴  
師堂 菴の側にあり、二間四方の堂なり、薬師は木の坐像、  
長一尺三寸許、土人これを一體薬師と呼べり、

新編武藏風土記稿卷之百七

多磨郡之十九 小宮領

○犬目村 犬目村は、郡の中程南よりにあり、郷庄の唱  
を失ふ、江戸日本橋より行程十二里、村の四境、東は中  
野村に隣り、南は川口・楡原の二村に及び、西は川口村な  
り、北は山の頂を限りて戸吹・宮下・大澤・谷野の四村な  
り、東西二十町餘、南北四五町、地形大抵平にして、北  
の方山丘を負ふ、民家九十三軒所々に散在す、陸田多く  
水田は少し、土性は眞土野土なり、御入國の後正保の頃  
は御料所にて、御代官福村長右衛門が支配の村なる由、  
寛文七年曾根五郎左衛門檢地せり、其後寛永五年四月川  
村外記・前田信濃守二人の先祖に賜り、今もこの二人の  
知行なり、

高札場 小名川原  
小名 山王下 西の方村界 殿ヶ谷 村の中程 兜ノ原 東の

方なる畑なり、此所に甲の觀音と號する堂ありしと、又こ  
の上に甲の明神の社ありしと云、そのわけは詳ならず、天  
正十八年加賀勢八王子城を責るとき、犬目村・川口村を放火  
せし由云傳ふ、こゝより元八王子までは凡一里を隔つ、  
井戸尻 東の方に 堂ノ下 これも東の 川原 中程より少し  
なり、

山川 川口川 村の南の界を流る、水源は川口村より出でこの村  
間ばかり

谷戸川 小流なり、水源は村内西北の隅なる山より  
出る清水なり、村内にて川口川に合す、

神社 甲明神社 社地、三十五六坪、見捨地、村の東の方  
神社 社地、五十坪、見捨地、小名堂ノ

熊野社 社地、七十坪、見捨地、小名殿ヶ谷  
熊野社 社地、七十坪、見捨地、小名殿ヶ谷

御嶽社 社地、一段廿四歩、殿ヶ谷の西の方にあり、前に石階  
あり、村内安養寺の持なり、

天王社 社地、八十五坪、見捨地、小名天王森にあり、小祠上  
あり、村内安養寺の持なり、

寺院 安養寺 村の西境にあり、新義眞言宗、寺方村實生寺末、  
犬目山不動院と號す、寺領十四石五斗の御朱印を

附せらる、開山は頼嶺と云、永和三年四月三日寂す、本尊不動木の坐像、長二尺許、客殿六間半に十間、南向、深翁寺 除地、一畝十歩、村の西の方にあり、禪宗曹洞派、同永十六年正月廿六日寂す、本山少林寺第四世の僧なり、客殿五間に四間半、東に向ふ、  
 舊家 百姓直藏 内田を氏とす、先祖某寛正元年今の八王子横しるすときは、古き家なることは論なかるべし、されど家系も傳へず、又舊き記録もなければ、その詳なることはすべからず、  
 〇戸吹村 戸吹村は、郡の中南よりあり、古は戸富貴とかく、その故を詳にせず、又江戸日本橋より十二里の行程なり、家數五十七軒、山の根に散住す、東は宮下村に隣り、西は引田・川口の二村にて、南は川口・犬目の二村なり、たゞこの二村の境は峰の上なり、北は牛沼・雨間・代繼・淵上の四村にて、こゝも山の頂を限とす、東西凡二十七八町、南北凡八九町なり、地形西南北ともに山あり、これ別に名ある山にもあらざれど登り三四町もあるべし、たゞ東の方のみ宮下村の方へつゞきてうちひらけたれども、これもまた不平の地なり、田畑等分にして水田は谷間にあり、やゝもすれば旱損を患ふ、又猪・鹿出て作物を妨ぐ、土性は眞土野土交れり、寛文七年七月會

根五郎左衛門檢地す、この頃は福井長右衛門が御代官所なりしと云、寶永五年前田信濃守・川村外記が家にて賜りしより、今二人が知行所なり、この二人が抱の林、宇神澤にあり、  
 高札場 小名大棚  
 小名 大棚 東南にある谷 篠子 中央より南の 岩ノ入 西南の邊なり、  
 戸、上ノ原 東の方 根小屋 西の谷戸 中島 これも同也、  
 冥加澤 中央より北の  
 水利 用水 谷々より涌出する清水村にて一條の流とな  
 神社 天満宮 小名根小屋にあり、鎮座の年代を知らず、前に石階七十級ありて、下に石の鳥居をたつ、百姓持末社 痘瘡神 祠の右にあり、わ 太子堂 石階の中程にて熊野社 除地、八段二十二歩、小名大棚にあり、勸請の年代を下りて鳥居をたつ、兩柱の間二間、無量寺のあづかる所にして、村持なり、  
 住吉社 除地、一段六畝十歩、小名根小屋の境にあり、これも勸請の年代を知らず、社に覆屋あり、二間に二間半なり、前に鳥居をたつ、又石階六十級あり、養福寺持なりと云、

富士淺間社 除地、三ヶ所合せて七畝十五歩、小名冥加澤にあり、社は一町ばかり、淺間坊 別當所なり、神主屋敷、十二歩の根に住せり、  
 信固稻荷社 小名篠子にあり、信固は假借の字、わづかなる社なり、百姓持、  
 寺院 桂福寺 村の中程より東の方山の根にあり、寺領九石五斗、曹洞派、入間郡川越蓮光寺の末、次龍山と號す、開山昌譽年代表を傳へず、本尊は釋迦木の坐像にして、長一尺ばかり、本堂は九間半に五間半、南向なり、鐘一口をのきにか、わたり二尺一寸ばかり、元祿十年に鑄し者、寶藏

〇川口村 川口村は、郡之中程より南にあり、袖井郷に屬せり、按に村内鳥栖觀音の鐘元應二年の銘文に武州□□岡新庄北河口郷とあり、これによれば古は庄名をも唱へしとみゆれど、上の所滅してよむべからざれば考ふるによしなし、又この鐘銘によるときは、古は南北の唱ありしとみゆ、其地は江戸日本橋より十三里餘の行程なり、家數百七十軒餘、東は犬目・楢原の二村にて、東より南へは下一分方、上一分方、寺方の三村なり、南より西へは峰を境にて山入村に隣り、西は谷を限として戸倉村に對し、西より北へは小和田・留原・高尾・網代・引山の五村に錯はり、北より東は峰をかぎりて戸吹村なり、東西大凡二里半餘、南北は十丁ばかりなり、かゝる大村なれば村内を二分して上下と號す、村民農業の暇には山へ入て、薪或は草などをとりて生産をたすく、婦人は専ら糸を繰り太織青梅などいへる繩を織てこれを鬻ぐ、相傳ふこの地應永の頃は川口兵庫助と云人領せり、その後天正年中には陸奥守氏照の家人大石源三郎某知行せりと云、御入國以來今に至るまで御料所なり、その初に支配せし御代官の名は傳へず、延寶の頃までは福村長右衛門支配せしが、同五年より天和二年までは萬年長十郎・近山六左衛門二人にて預り奉り、同三年より元祿元年までは池田新

無量寺 村の東の方面に向ひし山の根にあり、これも御朱印寺領七石一斗餘を賜ふ、天台宗、高月村圓通寺の末寺なり、壽福山と號す、甲州の浪人八木岡正と云もの、天正の頃開基して僧義圓を開山とす、本尊彌陀木の坐像、長二尺五寸ばかり、本堂五間に九間、東向なり、  
 養福寺 除地、一段一畝八歩、小名根小屋の内住吉社の傍にあり、神明山と號す、これも圓通寺の門徒なり、開山は詳ならず、本堂三間半に四間半、觀音堂 道のへだて、東の東向なり、本尊彌陀を安置す、  
 一面觀音を安置す、

新編武藏風土記稿卷之百七 多摩郡之十九

兵衛かはり、同二年より寶永二年までは平岡三郎右衛門  
同三年より正徳五年に至ては比企長左衛門、享保元年よ  
り四年まで石川傳兵衛、同年より河原清兵衛、同六年江  
川太郎左衛門、七年より十八年まで萩原源八郎、同十九  
年二十年は上坂安左衛門、元文より寛延までは川崎平右  
衛門、寶曆より寛政四年までは伊奈半左衛門、寛政より  
文化十一年までは伊奈助右衛門忠富支配し、同年小野田  
三郎右衛門かはれり、

高札場二ヶ所一は小名麴谷にあり、  
一は小名堀口にあり、  
小名 唐松東の入口 調江の西のつ 宮田前の西のつ 十二  
社を云、別所東より 瀧ノ澤南にあり 堀口東より 北  
之根北より 道場東よりの中 片井土北より 宮ヶ谷  
戸程を云、影澤南にあり 十内入り同邊な 釜之澤村の中  
黒澤前にあり 戸澤同邊な 日影中程の南 森下前につ  
日向中程の北 關場同く南に 田守中程より西 佐入前  
つ、牛頭西より 久保前のつ 日向ヶ谷戸同邊北寄  
麴谷西にあり 墨ヶ原西の隈

河口兵衛介幸季といふ人の寄附せしものにて、その装訂は施  
風様の粘帖といふものなり、巻の末ことに奥書あり、その一  
二を左に

應永卅二年乙巳閏六月八日、於武州多西郡由井郷  
大幡觀音堂號寶生寺書寫畢、 金剛資明鑲  
武州多西郡柚井郷河口村鳥栖寺什物也、  
應永卅三年八月十七日、 河内兵庫介幸季  
正長元年九月日、武州多西郡北河口鳥栖寺常住也、

願主兵庫助入道與阿敬白  
兵庫介法體正長元年八月九  
日生年六十二歳

明鏡は寺方村大幡山寶生寺の開山にして能書なり、こゝに云  
る大畑觀音堂と云るは則寶生寺のことなりとぞ、鳥栖寺は當  
寺の舊號なるにや、この大畑若經遠からぬ世まで全部存ぜし  
が、堂宇破損して雨漏のために腐爛せし者多し、是等及び古  
き棟札九枚をあつめて、皆熊野社の下へ埋みしと云、惜  
むべし、今存するものも多く雨のしみたるあり、  
今熊野權現社 今熊野山にあり、山を登ること十八丁にして  
社地廣き九町歩ほど、是も勸請の年代を知ら  
ず、三十四年前よりこの山の靈驗きこえあり、それをいかに  
と云に、遁亡の人ある時社の鐘取八郎右衛門と云者に託すれ  
ば、かの者鐘と太鼓を持って社傍を廻り其者の名を呼ぶ、かく  
するもの三たびにして終る、然るに尋出すべきものは果して  
しらせを得てその人に逢ふと云、遁亡の人生命のあらんかき  
りは出ざることなしとぞ、このこと聞えありて江戸及び上下

山川 川口川村内熊野山の麓、持籠入と云林山の邊より流れ出  
川へ入、川幅三間餘、  
長三里ばかり、

神社 正八幡社 社地、四百坪餘、宇戸澤にあり、除地、如三畝  
地は山上にて、高さ一丁ばかりあり、祭禮は年々九月十五日  
なり、相傳ふ當社は秩父の畠山重忠が建立せし所にて、その  
かみは今の社地より西の方天狗森と云所にありしなり、其後  
北條氏より修造を加へしが、後回祿にあひしとき今の地へ移  
せしと、今も天狗の養舊跡の土中より瓦  
石を出すことありと云、神主神本主殿、  
田守明神社 社地、一段八歩、小名田守にあり、わづかなる  
持、

熊野權現社 社地、三千五百坪、小名黒澤にあり、社領九石七  
にて上屋あり、昔は大社なりと云、その頃の 別當圓福寺  
鬼瓦とて今に社内に収む、神體は木像なり、  
境内、三千五百坪、新義眞言宗、郡中横澤村大悲願寺末山に  
て、熊野山澤泉院と號せり、開山智賢法印、承久四年十月二  
十五日鎌倉右大臣實朝菩提の爲に起立せり、故に實朝を開基  
とす、本尊大日作しらず、本堂は八間半に六間半、東向なり  
表門九尺四方、本堂 鐘樓 門を入りて左にあり、八尺四方  
の正面にあたり、 鐘樓 鐘は徑二尺四寸ほど、寶曆四年  
鑄造の由 寺寶 大盤若經殘闕百餘卷 古寫本なり、これ  
を刻す、

總州上毛等の所々より參詣の人多しと云、かゝる偏  
鄙にはまた奇異のこともありとなり、村内正福寺持、

白山社 小名別所にあり、社領九石三斗の御朱印を賜へり、則  
勸請の年代等はつ まびらかならず、 別當長樂寺 境内、千八百九十坪、社地  
宗、寺方村寶生寺末、醫王山藥王院と號す、開山明玄法師文  
治三年の起立なりと云、本堂七間半に五間半、本尊不動を安  
置、藥師堂 境内の山の麓にあり、三間に三間半、  
春日社 社地、八畝十二歩、小名宮ヶ谷戸にあり、わづ  
かなる祠なり、長樂寺の持、以下三社おなじ、  
稻荷社 社地、二畝十二歩、小名  
稻荷社 十内入にあり、小祠、  
稻荷社 社地、三畝十二歩、  
小名瀧ノ澤にあり、  
御靈明神社 社地、七畝、これ

熊野權現社 社地、二畝二十四歩、小名十二社にあり、社領  
代を傳へず、 別當龍正寺 境内、二十坪、御朱印地の内、  
院の末寺なり、開山僧天永琳達元和元年起立し、同二年八  
月十五日化す、本堂六間に八間、本尊釋迦の像を安す、  
明神社 社地、一段二畝二十歩、字別所に  
山王社 社地、慈眼寺持、小

鳥栖觀音圖



寺院 鳥栖觀音堂 小名片井戸の内山の半腹にあり、麓より二  
の茅葺なり、本尊千手觀音は木の立像にて、行基の作なりと  
云、靈驗の聞えあり、八石六斗餘の御朱印を賜へり、鳥栖と  
號すること其故あり、相傳ふ此堂昔は村内小名黒澤と云所に  
あり、今も其地を御堂山と云、礎など残り、この所にて火  
災にあひしとき本尊火中を遁れ、東なる山中の鴻の巢に飛移  
れり、よりて此所に堂を建て安置せり、今の堂よりは北方五  
六丁を隔し地にて、もとの御堂山よりは八丁ばかり距りし所  
なり、こゝをば今も古鳥巢と云、後此堂も焼失せしに、本尊  
又飛出て村中の河邊にとゞまれり、ゆへに暫くこゝに堂を建  
て安す、今その地をも御堂ヶ谷戸と云へり、後こゝより今地  
へ移せり、されば鳥の巢に止まりしゆへそれを號とせり、近  
き比まで文字も鳥の巢と書しといへど、これは元應の鐘銘に  
よれば左にはあらざりしならん、緣起に載る所も大抵同じ、  
たゞ云昔黒澤にありし頃は、本堂坊舎雲ならべて惣門鐘樓ま  
で繁榮せり、後焼失してかりに小堂をいとなみしが、應永の  
初河内兵衛介もとの如く本堂以下を建立す、それも天正年中  
八王子兵衛の時災にかゝりしに、火中を飛去て堂前の水田の  
中にとゞまれり、ゆへに千年の星霜をへて本尊つゝかなきに  
より、今も土人火災の厄を免 鐘堂にかゝ古鐘なり、大  
さは格好よりすぐれて高し、古  
色いと殊勝に見ゆ、刻して云、

武州船方岡新庄、北  
河口郷鳥栖寺鳴鐘、  
元應二庚申年十一月廿日

大檀那地頭□□信何  
大勸進阿闍梨□賢

相傳ふこの鐘天正十八年、八王子城攻のとき寄手陣陣に用  
しにや、此所より二里ばかり隔て西の方戸倉村光嚴寺にあり  
しを、明和八年銘文を見て當寺の鐘なることをし 別當長  
り、同き八月つゝに當寺へかへせしといへり、  
福寺 寺地、百十坪、御朱印地内、觀音堂の東の山つゞきにあ  
り、新義眞言宗、同郡寺方村寶生寺末、鳥栖山觀音院と  
號す、開山の名及び起立の年代を傳へず、中興開山を賴永法  
印と云、その年代を傳へず、本堂七間に五間、本尊不動を安  
す、  
寶物 心經一卷 弘法大師の筆なり、近き頃住僧 稻  
荷 小祠なり、境内  
阿彌陀堂 除地、如六畝十歩、小名宮ヶ谷戸にあり、  
馬頭觀音堂 除地、如一畝十五歩、是も同邊にあり、  
空虛藏堂 除地、三畝廿二歩、小名北の根  
慈眼寺 除地、二段六畝三歩、同所にあり、新義眞言宗、寺方  
村寶生寺末、北根山と號す、開山及び起立の年代を傳  
ず、大法師長壽を中興開山とす、この法師は寛永十年五  
月七日寂せり、本堂三間に五間、本尊不動を安置す、  
法蓮寺 境内、東西五丁、南北四丁半、小名道場にあり、時宗  
寺領十石の御朱印を賜ひ及び寺中山林不入を免さる、開山遊  
行第二世阿上人眞教嘉元二年の起立なり、相傳ふ甲州武田

氏の女尼となり、天正年中當寺に住せり、その時武田氏より  
志村大膳、馬場刑部と云侍二人を附屬せり、其頃は甲州より寺  
領も寄附ありしに、武田家滅亡の後は寺領も失ひしにより、  
志村大膳には暇を賜ひ、馬場刑部のみ一人かしづきけるとぞ  
彼尼の由緒はそのたしかなることを傳ず、今たゞ其位牌を存  
するのみ、正面に記して云、南無阿彌陀佛玉田寺生一房と、  
裏面に慶長十三戊申年七月廿九日七十五歳とあり、此禪尼の  
ことは郡中元横山村玉田寺蹟の條にのせられたればあはせみるべ  
し、今に二人の侍の屋舖地は除地にして、志村が宅跡は畑とな  
り、馬場が子孫は今も祖先の屋敷に住せり、その地は寺の東  
にあたりて、寺附の除地にて今も寺にて抱の百姓と同じ、寺  
僧云當寺の御朱印及び不入の地頗る廣きことは、この尼由緒  
の故なり 惣門 冠木門なり、傍に標して云、河口山 表門  
とぞ、 一間半に八尺、 本堂 表門の正面にあり、九間半に七間四  
四足門なり、 破風 作なり、本尊は彌陀觀世音勢至、 方丈 本堂のつゞきに  
又此つゞきに五間に、 鐘樓 九尺四方、本堂の南にあり、鐘  
七間半の庫裡あり、 小名道場にあり、小堂  
なり、法蓮寺の持、  
阿彌陀堂 同所にあり、これも  
三光院 境内、千五百坪、御朱印地内、小名日向にあり、天台宗  
同郡高月村圓通寺末、正學山永徳寺と號す、寺領十六

石三斗の御朱印を賜ふ、開山開基の由緒詳ならず、中興開山傳燈阿闍梨貞享三年四月十七日化す、本堂八間に八間半、北向なり、本尊は阿彌陀、辨財天祠、小祠、山王祠、これも作り、作しれずと云、

馬頭観音堂、百姓地、二百坪、小名戸澤にあり、三光院持に村内の民、水嶋金平と云もの持、佛堂に安置せしがいかなる故にか、七十年前この地に一間ばかりの小堂を建て移せり、その後八王子三十三番の観音を定るものあるに至りて、この観音もその敷に入れり、然るに四十年以來靈験の聞えありて四方より参詣の人たえず、正月十九日を縁日として、通夜するもの多し、近きころもとの堂焼失せしかど、猶今の如く造替もすこぶる盛なりといふ、

大仙寺、境内、千二百坪、小名田守といへる所にあり、新義真宗に、同郡横澤村大悲願寺の末なり、山をも田守と號せり、客殿七間に六間、西向なり、本尊不動、長六尺許なるを安す、不動領として八石六斗の地を附せらる、建曆二年壬申八月起立せりと、されど舊記等も失ひたれば其詳なることはしれず、開山を頼空と云、寂年詳ならず、惣門塔作り兩柱間二間、西に向ふ、

一重院、年貢地、二百坪、是も田守にあり、同宗同末なり、寂年詳ならず、中古よりしばしば無住にて、今も猶定れる仕職もあらず、ことに衰廢して總に堂の形のみを存せり、稻荷社、寺地の内にあり、按に當寺の山號は此社ありてより起りしものとみゆれば、古くより建し社と知らる、

正福寺、除地、六畝二十歩、同所なり、宗末上にをなじ、今熊山法印重圓寂年詳ならず、客殿五間に三間半、東に向へり、本尊薬師を安す、當寺起立の以前より當所の山の名を、今熊野山或は今熊山とも呼しと云、其頃はや山上に熊野權現を祀りありしなり、當寺の持とす、よりて今熊野山といへり、寶永二年乙酉二月十日圓録の災に罹りて、舊記等悉く烏有せり、故に事實詳ならず、慶福庵、除地、三畝二十一歩、小名戸澤にあり、禪宗臨濟派、同郡戸倉村光嚴寺末、穉善山と號す、二間に三間半の堂にて、本尊千手觀音を安す、開基を梅真和尚と云、起立の年代をしらず、

○宮下村、宮下村は、郡の中程より南によりてあり、瀧山山谷地郷に屬せり、村名の起りは詳ならず、江戸日本橋を距ること凡十二里餘、東西凡十二三町、南北八丁許の村にて、東は留所・大澤の兩村に接し、南は犬目村に界ひて、山嶺の路を限とし、西は戸吹村に交り、北に高月村の山頂に及び、地勢南北は高く、東西は平坦にして土性は眞土がちなり、水田は少く溪水を以て播種するゆへ旱魃を患ふ、陸田は多く山の側により、松樹雜木尤多く、猪鹿もをれり、檢地は寛文二年正月村田六左衛門・原田八左衛門・中山市左衛門等なり、正保年中には設楽權兵衛が御代官所と、飯室八郎兵衛が知行入會の村たるよしもの見えたり、その後いつの頃よりか皆私領の地

吉祥院、除地、二段五畝歩、小名豊谷にあり、禪宗臨濟派、多磨郡小和田村廣徳寺の末寺、天珠山と號す、本尊正觀音を安す、客殿四間に五間東に向へり、開山の僧玉軸は正保四年丁亥八月二日示寂す、當寺は二十餘年以前回祿の災に罹りて、古記等悉く烏有せり、

壽福寺、除地、二段歩餘、同所にあり、是も同宗同末なり、南極山と號す、三間に四間、南に向へり、本尊釋迦の坐像、開山劫林永公、永祿五年壬戌十月十五日寂す、

福泉寺、除地、八畝、小名日影にあり、禪宗臨濟派、同郡戸倉村光嚴寺末、清流山と號す、客殿二間に三間、東にむかへり、本尊は薬師を安置す、開山の僧は梅室といふ、寂年詳ならず、

東岳院、除地、八畝、小名久保にあり、同宗末、明王山と號す、客殿四間に三間、本尊十一面觀音を安す、開山の僧天叟は天正十一年癸未十月十五日示寂せり、不動堂、境内にあり、一間半四方の木立像なり、苑田四畝二十歩あり、如意輪寺、除地、一段一畝一歩、小名墨ヶ原にあり、新義真宗、同郡横澤村大悲願寺末、寶珠山と號す、客殿六間に三間、本尊如意輪觀音を安す、當寺起立の年代及び開山開基等詳ならず、東光寺、年貢地、境内十二間に十間、小名別所にあり、同宗同末なり、瑠璃山と號す、本尊薬師を安す、開山及び開基等詳ならず、いつの頃よりか無住にして、今は總に一間半四方の小堂のみを存せり、

となりしに、安永六年一旦御料所に復し、其後年月は傳へざれど、前田百之助・川村外記が先祖等に分ち賜はり、文化十一年十二月殘る所の地を林肥後守に賜りしより、今もかの二人の知る所なり、家數は五十一軒あり、高札場、村の西小名日向の内に、鳥居場と云處にあり、小名、日蔭村の西南の日向方を云、開谷方、谷戸方、東の方、

水利、用水、村の西の方戸次村より入り、村の中程を曲つて東の深さ四五寸許もあるべし、清水、村の南方開谷の谷あひより出、これも用水の助となせり、原野、秣場、谷戸にあり、神社、熊野社、除地、三間四方、村の西南、字鶴巻の山の下にあ、左右衛門の持なり、宇日蔭の鎮守なりと云、神明社、除地、三間四方、村の南小名日蔭の山の下にあり、小祠にて、上屋あり、百姓兵助持、これも日蔭の鎮守、若松明神社、除地、一段一畝六歩、村の北なる山の中腹にあ、小祠にて、上屋二間に二間半、南向、祭神

は詳ならずれど大龍権現なりと云、本地は日如來なり、社地の入口に木の鳥居一基あり、例祭は九月廿九日、小名日向開谷の鎮守にて、村末社 天満宮、本社右にあ、熊野權内常福寺の持なり、南向、

八幡社 除地、八間に六間、村の北小名唐澤の山下にあり、上八幡社、屋六尺に七尺許、中に小祠あり、東向、社後に根の大樹あり、大き二圍許にて、屈曲疎條なること奇也、五郎左衛門持、

十二天社 除地、十間四方、村の巽の方山の下にあり、小祠、十二天社神體は石にて十二天と鐫る、前に鳥居あり、百姓平持、古碑一基許、上に悉曇を刻し、中に貞和五年四月十五日とあり、

稻荷社 除地、三間四方、字下山にあり、社の傍に相生松と名二岐となり、高さ七八丈なり、近きころ大風にあひて枝は折たりと云、百姓五左衛門持、

寺院 常福寺 除地、七畝二歩、村の西小名日向にあり、禪宗曹本堂七間半に五間半、南向、釋迦木の坐像八寸許、脇土文珠普賢木の坐像、各長四寸許なるを安す、東照宮より彌陀免として、御朱印十石の地を賜る、開山 彌陀堂あり、二間四面、東向、本尊木の坐像、長一尺三寸許、脇土觀音勢至各木の立像、長三寸許なるを安す、此餘藥師の木像長三寸五分なり、

ると、十二神の木像長二寸八分なるとを龕に安す、白山稻荷合社 本堂の西北の隅て上屋二間四面、

西林寺 除地、一段九畝十五歩半、村の西南小名日蔭にあり、新義眞言宗、同郡寺方村寶生寺末、松林山と號す、本尊不動木の坐像、長六寸、脇土に二童の像を安す、開山開基等詳ならず、

墳墓 經塚村の西南の山上にあり、周匝十間許、高四五尺許、墳墓上に三株の老松あり、各一圍餘、其由来は詳にせず、古へ經筒など埋めし所にや、其傳へもきかず、

古碑二基 十二天社の邊なる畑中の塚にあり、一は長三尺許、古碑一尺、厚一寸、上に彌陀觀音勢至の梵字を鐫る、年號さだかならず、一は長一尺許、幅七寸、厚七八分、上に梵字ありて、其下に貞治三年三月日とあり、村民疾病あるものこの碑に祈をかくれば平癒をなすと云ふ、此邊の畑の字に佛堂といへるあり、土人廢寺の所と云、今も古瓦或は古碑の缺石など出ると云、

留所村 留所村は、郡の中程の南よりにあり、郷庄の唱を傳へず、江戸日本橋より行程十一里半許、村の四境東は丹木村に接し、南は大澤村に界ひ、西は宮の下村に隣り、北は高月村の内瀧村に及ぶ、東西九丁許、南北七八丁なり、土性は眞土野土相半し、水田少く陸田多し、檢地は詳ならず、當村は塚原次左衛門が知る所なれば、

北條家城跡圖



新編武藏風土記稿卷之百七 多摩郡之十九

其賜はりし年代は傳へず、されど正保の頃のものには、塚原次左衛門知行とあれば是より以前賜はりしこと知らる、此次左衛門祖先甲斐國より此地に移り住せし山を傳ふれど、其舊地も詳ならず、その比村内寶印寺を開基し先祖次左衛門が墳墓、寶印寺の後山に在て墓石三基たてり、されど此地に移りしこと又江戸へ移住せしことも年月詳ならず、

高札場 村の東寄小名 竹鼻 村界を云、かいや西の方に、にん澤北の方に

神社 勝手明神山玉權現合社 除地、八畝八歩、村の南にあり、寶印寺の持なり、

寺院 寶印寺 村の東の方にあり、天台宗、高月村圓通寺の末寺法鏡樂山了的殺せし年月碑面文字減してしれず、本尊觀音木の坐像、長一尺許、本堂四間に六間、南向、慶安年中觀音領地として、御朱印五石の、十王堂開四方の堂なり、二

○本丹木村 本丹木村は、郡の中程南よりにありて、谷地庄に屬せり、郷名は傳へず、江戸日本橋より行程十一里半、村の四境、東は中丹木村につき、南は谷野村に

界ひ、西も中丹木村にて、北は高月村に隣れり、東西四丁許、南北三丁程なり、村内すべて平地にして、土性は眞土或野土なり、水田少く陸田多し、民家二十二軒散住す、檢地は寛文十二年設樂勘左衛門たせり、御入岡よりこのかたは御料所にして、正保の頃は御代官設樂權兵衛が支配所なるよしものにみえたり、其後のことは詳ならず、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、高札場 中丹木村と相持に

小名 專國谷 村の北にあり、古この所に專國院と云

寺谷 村の南にあり、古へ今の瀧山極樂寺ありし跡

敷 極樂寺谷のつ

神社 藏王權現社、七間に廿間程、小名專國谷の嶺にあ、近郷九ヶ村の鎮守なり、本社二間に三間、拜殿二間に四間、東向、前に鳥居あり、神體は木像にて長八尺あまり、社内に隨神二軀あり、立像にて長三尺餘り、背後に康永二癸未年正月十八日造立とあり、又末社の像を傳へて三十八軀あり、各手足損して全體なるはなし、例祭年々二月廿日八月十三日なり、古へこの社地高月村にありしが、北條氏照瀧山の城をきづきしとき今の地に移したるとなり、按に其頃の別當は修驗なりしにや、宮本坊專國坊などの住せし跡と云處あり、御朱印二十五石は村内にて御寄附なり

別當金藏寺 社の側にあり、天台宗、高月村圓通寺の末寺、金澤通木の坐像、長二尺餘、本堂八間に六間、南向なり

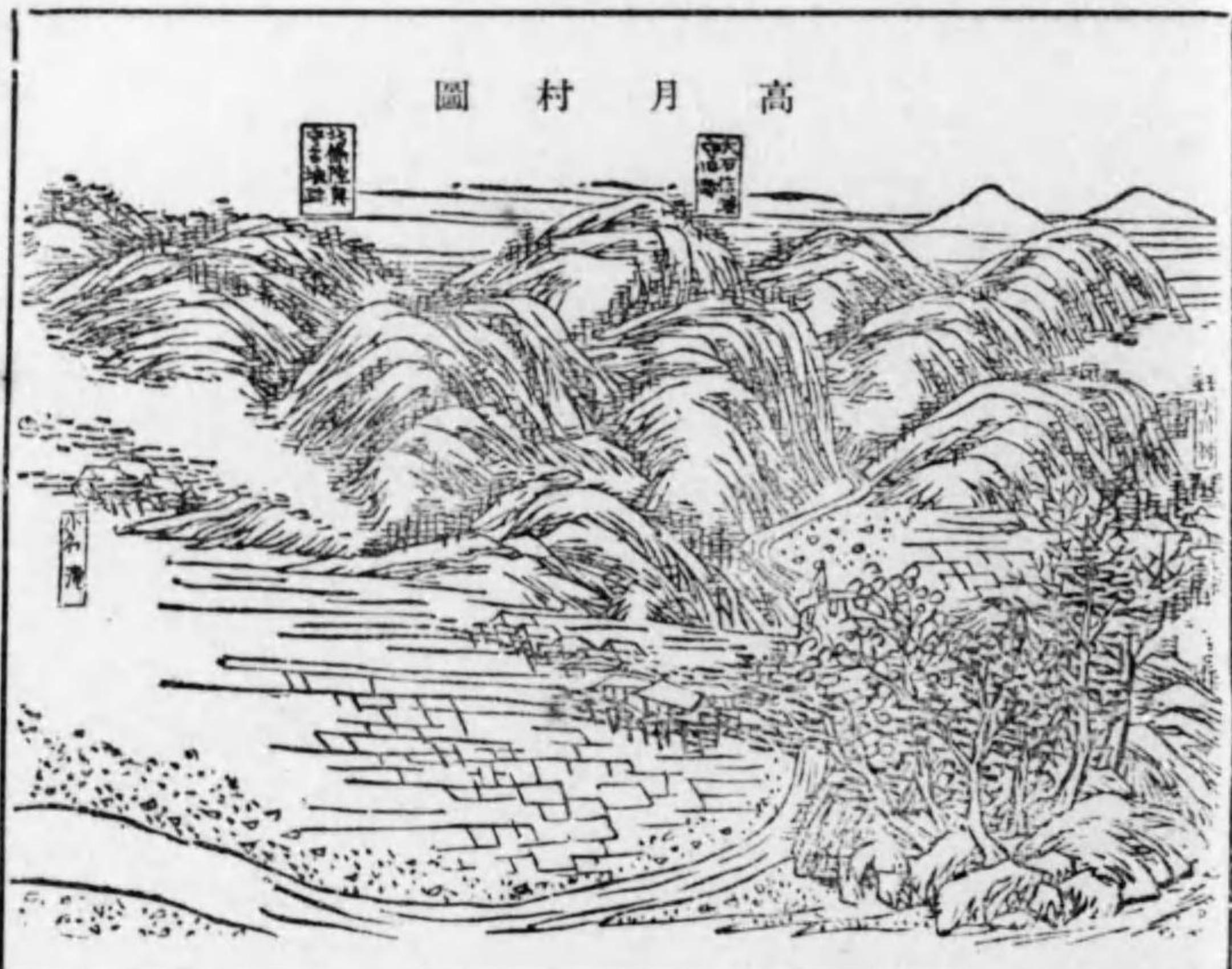
○中丹木村 中丹木村は、郡の中程南よりにあり、谷地庄と唱へて郷名は失せり、江戸日本橋よりの行程本丹木に同じ、村の四境、東は瀧山村、南は谷野村に界ひ、西は大澤・留所の二村に及び、北は本丹木・高月の二村に接す、東西四丁餘、南北三丁程なり、水田少く陸田多し、地形西の方平地にして、南に古城跡の山丘あり、民家二十七軒、山際に散住す、檢地も本丹木に同じ、古より御料所にて、今は御代官小野田三郎右衛門信利が支配所なり、すべて村内のことは本丹木に同じ、高札場 村の中ほど

小名 勘解山谷 村の南より 天野坂 村の北に

山川 谷地川 達す川幅三間許、この川に架する橋五ヶ所あれども、皆假そめの丸木橋なれば是に載せず

○高月村附瀧村 高月村は、郡の中程秋川・多磨川・落合の南岸にあり、古へは高築又高槻など、書たるよし、然れども、正保の頃は高月と書たるもの見ゆれば、それよ

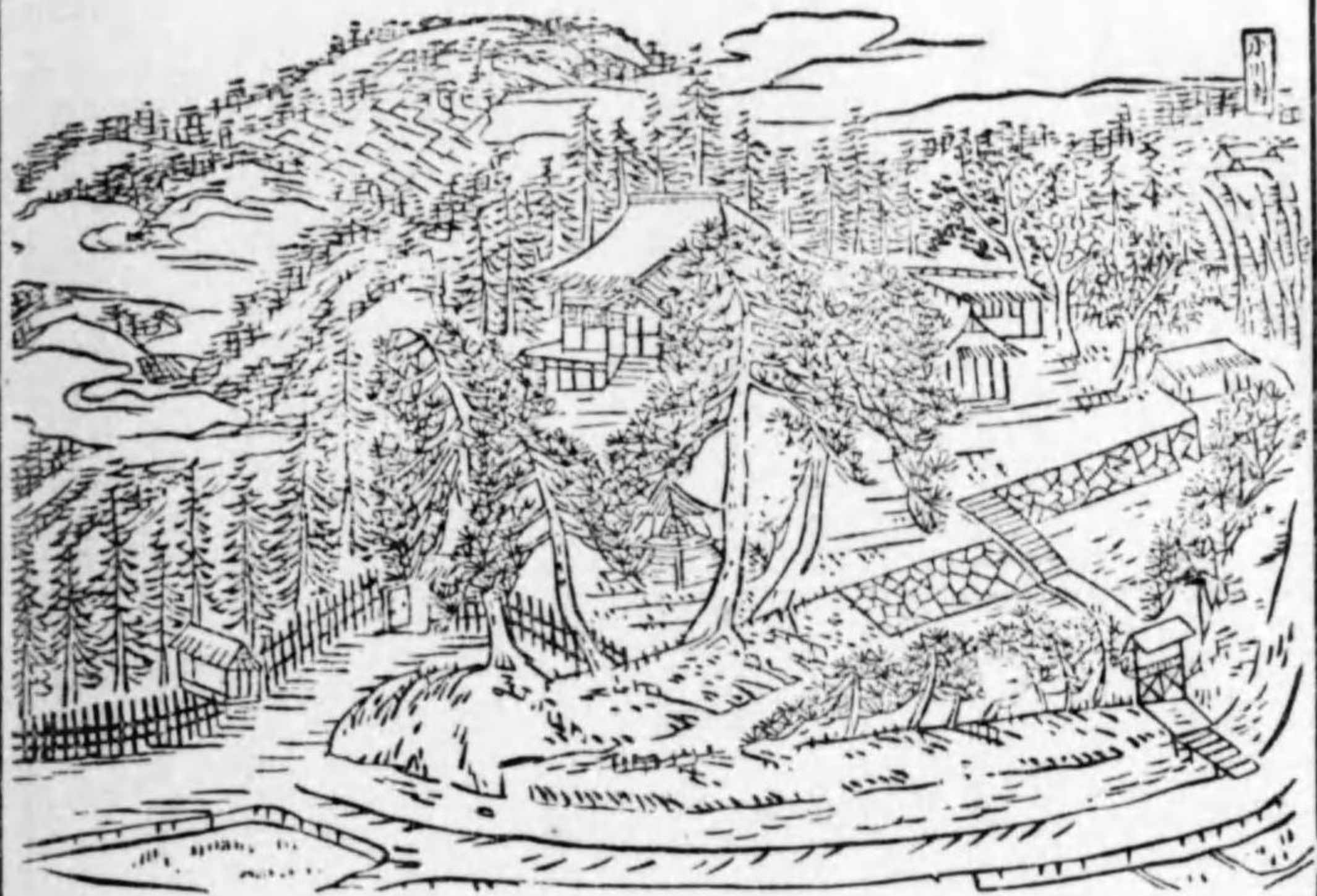
高月村圖



り前のことなるへし、阿伎留郷に屬して庄名は傳へず、江戸日本橋よりの行程十一里半、村の四境、東は瀧山村に隣り、南は丹木・留所・宮下の三村に交り、西は戸吹・雨間の二村に及び、北は秋川・多磨川に限れり、秋川の向ひは雨間・野邊・小川の三村に對し、多磨川の向ひは熊川村なり、東西三十丁、南北八丁許りなり、此村の飛地三田領藤橋村の内にあり、そこにも民家一軒すめり、この地は本村より凡五六里を隔つ、土性は眞土にて、水田少く、陸田多し、小田原北條分國の頃は、かの家人石川土佐守が領地なりしよし、拜島村大師堂の縁起に見えたり、檢地は寛永十八年近山與左衛門・岡上甚右衛門なり、正保の頃は御料私領入會にて、御代官は岡上甚右衛門・近山與左衛門の二人支配し、私領は稻垣若狭守・須田次郎太郎なり、其後若狭守が采地はいつの頃か上りて御代官所となり、今は小野田三郎右衛門支配し、私領は古によりて須田次郎太郎が知る所なり、民家は六十軒あり、高札場 村の東より

小名 大夫殿澤 村の東の方、古城跡 西澤 古城跡の通澤 古城跡の、井戸澤 村の東の方、通 姥澤 圓通寺の南唐松澤 村の西方にて、人 井谷ノ澤 西にあ、兒澤 山間の方

圓通寺境内圖



云、寒場澤向あたり、谷ノ澤西より、切掛西の方  
にて、往還の邊を云、

山川 多磨川北の方小川村より當村へ流れ入、東流

秋川 西の方兩間村より入、村界を流る、こと二十町餘にし

神社 關明神社、除地、五畝二十歩、村の西よりあり、小

八幡社、除地、三畝、村の中程にあり、小社拜殿二間に三間、

一基あり、貞和五年壬六月とあり、何もの、碑

寺院 圓通寺、石の御朱印を賜ふ、天台宗、東叡山の末、惠日

山觀音院と號す、本尊正觀音木の坐像にて、長一尺許り、定

朝の作なりと云、開山講海は叡山の惠良が法弟にて、天曆の

年間正月十八日示寂せりと、中興は慈眼大師の法孫尊泰寛文

三年三月八日寂すと云、客殿七間に十二間半なり、末寺八ヶ

ヶ寺あり、表門六尺、鐘樓、客殿の東の方にあり、九尺

か、寺寶、慈眼大師袈裟一領、東照宮山王社、境内にあ

又境内に元弘二年三月八日、塔中、興善院、除地、五畝、村

とみえたる碑一基是あり、大善院、除地、六畝二十歩、圓

尺、客殿六間半に四間、

へる寺ありし、柿澤村の中程山ぎ

山川 多磨川西の方高月村・拜島村の界より入、村内を流る、

水利 用水、高月村より小流を引來て、村

神社 駒形明神社、除地、五畝、高月村の界にあり、小社にて

持、村民

金毘羅社、城跡本丸の頂にあり、小祠二間に三間、

寺院 不動院、除地、五畝三歩、村の西界にあり、天台宗、高

尊は不動にして坐像なり、長一尺五寸、

舊蹟 瀧山城蹟、城壘なり、山城にて最險峻なる地なり、本丸

及び千疊敷などの名今に遺れり、西北の方は多磨川・秋川

ひ繞りて、懸崖の前は武藏野を臨て絶景の地なり、すべて當

時の遺墟等、今に處々に遺跡あり、其委きことは圖によりて

見るべし、抑この源左衛門は木曾義仲の裔にして、累代關東

管領上杉氏に屬して、久しく當國に住せり、定久に至りて本

康川越夜軍の後、藤田右衛門佐等と共に降を乞て氏康に屬せ

り、定久後に氏康の二男を養子として妻あはすに其女を以て

かくて此城氏照に譲て自身は入道して、心月齋後と號して

則同寺の末なり、開山詳ならず、本尊は彌陀の

坐像にて、長一尺八寸程、客殿七間に七間半、

舊蹟 城蹟、圓通寺の境内及び其邊なり、此城は大石信濃守が住

ぐりて斷岸絶壁なり、東の方は古の武藏をうち望て最勝景の

地なり、本丸外曲輪からほり等の遺跡今を存せり、大石信

濃守が事はなを瀧村

城跡の所に出せり、

○瀧村 瀧村は、下高月とも唱ふ、すなはち高月村の

枝郷にて、全く一村に立たる村にてはなし、名義を尋ぬ

るに、隣村丹木村の藏王權現は、大和國吉野山の權現に

比して勸請したるは、總て其邊の小名までも吉野の地名

をとり名づけたるなり、この瀧村も彼地近き處なれば、

瀧村の名は起りしなりと、村の四境、東は作目村につゞ

き、多磨川を以て界とし、南は山を隔て、丹木・留所の

二村に及び、西は上高月村、北は多磨川に限りて拜島村

に隣れり、東西六町許、南北八町程、民家三十軒散在す

檢地は寛文十八年稻垣安藝守なり、もとより本村と同く

御料所にて、今は御代官小野田三郎右衛門支配せり、

高札場村の中程

小名 仁澤 瀧山古城の谷間を云、古はこの處に丹木村の藏王

權現の門ありし所なりと云、故に仁玉澤ともかく

と云、山玉澤も古城跡の、不動澤、高月村の界にあり





近郷高月に隠居せり、永祿十二年、信玄小田原攻のききまの城にをしよせ、四郎勝頼を大將分にさだめ、北條方のもの跡より来るべき、おさへには道遠軒を大將分にして山縣三郎兵衛を置、内藤眞田は小田原筋の手當となし、信玄の旗本は拜嶋の森の内にそなへをたて、瀧山の城三の曲輪をせめちらす、陸奥守二の曲輪二階門へあがり、さいはいとつてこゝを最期と防ぐ、其日勝頼自身鎌鎗をとつて陸奥守ふせぎける、二階門の下まで追つかへしつ、三度せりあひけるに三度ながら勝頼鎗を合す、その相手はとも師岡山城と云陸奥守が内の大剛の者なり、信玄聞て小田原より前にて、四郎典範など討死あれば、いかゞとて瀧山をまきほくしたるよし、「甲陽軍鑑」に見えたり、其後氏照おもへらく、瀧と云唱へには落るの縁ありて不吉なりとて、當郡今の元八王子へ新城を築きて移れり、これは永祿五年なりとも、天正六年或同く十五年なりともいふ、前の城攻のことを合せ考ふるに、永祿と云は年代はやきに似たり、扱當城は氏照のきて後廢したれど、今に城跡をのぞめば古のさま見るべし、因に云大石氏は當國の舊家たれども、今に子孫もあれど記録を傳へず、そのかみの記録世に行はるゝものを見るに、信濃守定重・石見守憲重・河原左衛門憲儀などの名はみえたり、其系圖は榊木領下榊木村舊家伊藤傳左衛門の條をあはせ見るべし、其條駿河守重仲等が名は石碑等にもこれり、梅花無盡藏に定重が萬秀軒のことを萬里和尙の詩あり、其地は知るべからざれど、姑くこゝに載す、

武藏刺史之幕府、有爪牙之英臣、是曰大石定重、迺木曾義仲十葉之雲孫也、武之二十餘郡悉屬指呼、忠義貫日終始一節、規勝地於武野、頗設壘壁之備、邇來

築亭子、其兌卦而富士千秋之積雪、震卦而烟霞渺茫離之交有平野松原、涼度風動、則寫自然曲於無絃琴上、良位則湖水雙村、筑波之數峰、于朝于暮快掛起宋子房着色新意之畫圖也、開關取厥佳景、以八爲極也今斯地則不然、一塵捲而十景二十景尙有餘者、所謂萬壑爭流、千岩競秀、不多讓也、定重就介者需亭子之名、以萬秀命焉、犬臥不驚、兆民鼓大平腹則可矣、了樹東南飛鳥西、江山鐘秀每看迷、歡聲尙在捲簾夕、萬戶春耕雨一犁、

又【國圖雜記】にいばく、あるとき大石信濃守といへる武士の館にゆかり侍りて、まかりあそび侍るに、庭前に高閣あり矢倉などを相かたはべりけるにや、遠景すぐれて數千里の江山眼の前のつきぬとおぼし、あるじをとり出して暮す、くるゝまで遊覽しけるに、

一閑乘興屢登樓、遠近江山分幾州、落雁叫霜風颯颯、白沙翠竹斜陽幽、

○小川村 小川村は、郡の中程にあり、秋留郷を唱ふ、古へは小川郷と云しにや、庄名は失せり、【和名抄】郷名の條に、多磨郡小川とあるは此所なるべし、又【延喜式】にも多磨郡小川牧としるせり、此邊地形高低ありて、水利も宜しければ牧となるべき地なり、木曾郷にも小川と

云地名あれど、かの地はことに狭く、又地形も牧にはなすべきさまにはあらず、上古のことは今より證とすべからざれど、郷名にも小川を唱ふるときは、古き村とは思はる、江戸日本橋より行程十一里半餘、村の四境、東は熊川村にとなり、南は秋川に限りて高月村に接し、西より北へめぐりては野邊・二ノ宮の二村に及べり、東西十町餘、南北五丁許、水田多く、陸田少し、土性は眞土にして、最良田なり、故に民家も自から潤澤せり、家數九十三軒散住す、檢地は貞享年申成瀬・竹内某なる由傳たれど詳ならず、正保の比は御料私領入會にて、御代官は設樂權兵衛、私領は青木彌右衛門とあり、其後何の頃にか御料の方も水谷某に賜はり、今も二人の子孫青木彌惣右衛門・水谷彌之助が知る所なり、

高札場 小名倉屋敷

小名 久保 この所は、高月村より秋川を渡りて河原につまきこの唱は起りしなるべしといへり、倉屋敷村の東よりこゝにも民家三十二軒あり、

山川 多磨川 流るゝこと一丁許、秋川と合す、

秋川 西の方野邊村の方より流入、村界に係ること七丁許に神社 熊野社 除地、九畝十二歩、村の中央にあり、小祠なり、神地 熊野社 上屋二間に三間あり、南向、前に鳥居あり、本地

は阿彌陀、藥師、觀音の三軀にして、  
本社は二ノ宮村の玉泉寺の持なり、

熊野社 除地、年貢地、三十坪、小名久保にあり、小  
社、上屋二間に三間、前に鳥居を立、村持、 天王

社小

八幡社 社地、年貢地、八十坪村の中央にあり、  
村内法清寺持、村の鎮守なり、

寺院 法林寺 境内、千二百坪、御朱印地内、村の東寄にあり、禪  
宗臨濟派、同郡山田村廣岡寺の末山、神護山と號

す、開山法光國繼禪師康應元年三月六日寂す、本尊釋迦立像  
長一尺五寸、客殿六間に九間、東向、寺領として御朱印廿五  
石の地を、 鐘樓 客殿の傍にあり、  
賜ふ、 鐘樓 九尺四方、

法清寺 境内年貢地、三段、村の中程にあり、日蓮宗、身延山  
久遠寺の末寺なり、水谷山と號す、開山法清院日信寂

年を傳へず、元和年中大御番を勤めし青木勘左衛門と云もの  
基を開きしといへば、其年歴も大抵をして知らる、始めは東

照山と號せしが、寶永年中水谷信濃守祈願所とせしより、水  
谷山と改めたりと、本尊三寶を安す、客殿七間に七間半、東

向なり、傳云、今の寺地は往昔小川土佐守  
の居室の跡なりと、詳なることは傳へず、

慈眼寺 年貢地、村の南寄にあり、久保山と號す、村内法林寺  
末、本堂四間に七間なり、本尊正觀音坐像にて、長七

寸許りを安す、慈覺大師の作  
と云、開山開基詳ならず、

林泉寺 除地、一段十一歩、西の方にあり、禪宗臨濟派、天寧  
隣村野邊村普門寺の末山なり、客殿六間に

三間、本尊釋迦木の坐像を安  
す、これも開山をつたへず、 稻荷社 小社にて神體は白幣  
ふ、辨財天社 是も小祠、境

○野邊村 野邊村は、郡の中程にあり、庄名は傳へず、  
秋留郷に屬せりといふ、江戸日本橋より行程十一里半餘

村の四境、東は小川村に接し、南は秋川に限りて川の向  
ひは高月村なり、西は雨間村に及び、北は二ノ宮村に隣

れり、東西六町許、南北三丁程、地形すべて平地にして  
山林なし、水田少く、陸田多し、檢地の年代及び舊き領

主の名氏を傳へず、今は大久保加賀守戸田七内が知る所  
なり、

高札場二ヶ所 一は村の西、一は  
小名 上 西の方を、 下 東の方

山川 秋川 當村にかゝること凡四丁餘、  
川村の南のかたをながる、

藍染川 水源は村内普門寺境内より清水湧出し、村内東寄を流  
るゆへ藍そめの名あり、

尺許、水色うす藍の色な  
水利 用水 村内、普門寺の境内山林の中より湧出する小流を水  
あり、これも村中  
川水となせり、

の二村に及び、南より西の方へは原野にして、雨間村に  
隣り、北は平澤・草賀花の兩村に界へり、東西五丁、南北  
一丁半許、水田陸田ともに等分なり、民家百二十軒散住  
せり、正保の頃は御料私領入會の村にて、御代官は設樂  
權兵衛・岡上甚右衛門支配し、私領は加藤長右衛門・水野  
傳藏・永田孫次郎・小田切彦三郎、屋敷分は大久保甚右衛  
門・青柳勘兵衛等知行せし由、寛永譜大久保源三郎忠知、  
慶長十四年武州谷貫村二宮村に於て領地を賜ふ、大久保  
甚右衛門尉長重慶長十四年武州二宮郷谷貫村に於て領地  
を賜ふ、二ノ宮村は當村なり、谷貫村は入間にあり、其  
後のことすべて詳ならず、今は水谷彌之助・内藤七之助、  
戸田七内・小田切庄七郎・永田孫次郎・大久保鶴松・青柳  
鐵之助が知る所なり、

高札場三ヶ所 一は本村にあり、一は東北の  
小名 御屋敷 東北の方多摩川に傍たる陸田を云、按に〔卷倉  
より大石駿河守が二ノ宮の城へ押寄大石降参すとあり、こ  
れによれば大石こゝに栖たと見ゆれど、里民にもこの傳  
は更になく、又城壘と覺しき所もみえざれば、もしくはこ  
の地駿河守が住せし跡にや、さはいへどこゝより高月村の  
古城跡へも、はづかに六七丁許を隔てたれば〔大草紙〕に  
二ノ宮城といひしは、高月の誤なるも又しるべからず、

元祿庚午祀涼秋吉旦 現住無關禪門述  
武州横川加藤吉重造

新開寺 除地、三百坪、普門寺境内續き東の方にあり、則普門  
寺の塔中なり、開山詳ならず、本尊釋迦木の坐像、長  
一尺、客殿六間に  
五間、南向なり、

○二ノ宮村 二ノ宮村は、郡の中程にあり、秋留郷橋庄  
に屬す、江戸日本橋より行程十一里半餘、村の四境、東  
は多摩川に限りて、對岸は熊川村なり、南は小川・野邊

寺院 普門寺 境内、五百坪、御朱印地内、禪宗臨濟派、鎌倉五  
心源希徹應永十年十月十三日寂す、本尊千手觀音木の坐像、  
長一尺五寸許、客殿八間に九間半、南向、天正十九年十一月  
村内に於て御朱印寺領十石、 鐘樓 門を入て右にあり、銘文  
の地を御寄附ありと云、 鐘樓 門に明德應永の間、北條氏  
照開基せしよしをのす、氏照は天正十八年に死せし人にて、左  
年代はるかにたがへり、されど元祿の銘文なればそのまゝ、左  
に記せ

山川 多磨川 東の方平澤村より入、村附を流る、  
神社 諏訪社 社地、年貢地、六十坪許、野邊村の界にあり、小  
寺 持、二間四方の上屋あり、南向、村内玉泉

二ノ宮明神社 野邊村の境にあり、野邊村と當村との鎮守な  
方の社にて、前に拜殿あり、五間に二間、祭神は國常立尊な  
りと云、寛永及び萬治年中の棟札あり、其比修復ありしと見  
ゆ、例祭九月九日、神主野村出雲持、傳云この社は昔田原藤  
太秀郷武藏國へ來りし時勸請せしと、古は社も莊嚴なりしに  
や、社地より布目の紋ある古瓦を掘出す事ありと云り、  
先年社再興の時土中より壘一つを掘出せり、壘中に銅の筒二  
つありて、其中に綿の如くなる紙あり、縁起など書たる者  
にや、壘は今も神主所持すれど、銅筒は紛失したりと云、  
鐘樓 社地の東にあり、圓徑二尺餘、  
鐘長四尺五寸の鐘なり、銘に、

武州多西郡貳宮大明神御寶前、

奉鑄所浦半一併、

抑華鯨者、元是海魚名也、鳴聲々、

寛永十七年九月九日

御手洗池 五間に十五間許の池なり、石階の下鳥居の側にあり  
の助とな  
せり、

寺院 玉泉寺 村の南の方にあり、天台宗、高月村圓通寺の末、  
鷲峰山と號す、開山開基詳ならず、本尊彌陀坐像

私領は大久保加賀守が知る所なり、

高札場 二ヶ所 御料の方は東よりあり、  
私領は西よりあり、

山川 平井川 村の北境の方を流る、こと三十丁餘、  
村の下にて多磨川にそ、げり、

神社 熊野社 見捨地、十間に十五間、小社當村の名主八  
郎左衛門が建立せし所なり、廣濟寺の持、  
八幡社 社地、年貢地、一段、西の方村境にあり、  
小社、太梅院の持、村の鎮守なり、

寺院 廣濟寺 除地、六段五畝十歩、村の中程にあり、禪宗臨濟  
派、鎌倉建長寺末、開山椿山元和三年寂す、開基

は當村の名主八郎左衛門が先祖なりとのみ云傳にて、其年歴  
等は詳ならず、平澤山と號す、本尊釋迦、長二尺許、客殿は  
近ごろ回祿にあひて烏有と  
なり、いまだ造營せず、彌陀堂 三間四方、東向、彌陀は  
内にあり、

太梅院 除地、二段三畝五歩、村の西よりあり、村内廣濟寺  
末、明澤山と號す、開山及び起立の年代を傳へず、本  
尊正觀音、長一尺五寸、客  
殿五間に四間、東向なり、

舊家 百姓 八郎左衛門 村の名主を勤む久保鶴氏にして、先祖  
なり、文祿二年に卒す、其子和泉守は慶長十九年に卒せり、  
その子孫いつの頃か土民となりて、こゝに住せしより、今に述  
せりといふ、去と舊記なども傳へ  
ざれば、つまびらかなること知ず、

にして、長二尺許、客殿九間に六間、東  
向、村内にて御朱印二十石の地を賜ふ、護摩堂方、二間四  
光福寺 除地、二段三畝、村の南の方にあり、禪宗臨濟派、野  
邊村普門寺末、圓満山と號す、開山無染可淨西堂永享  
元年二月二日寂す、本尊正觀音立像長二  
尺五寸、客殿六間に四間、東向なり、  
彌陀堂 見捨地、五十坪、村の南にあり、三間四方  
の堂なり、本尊坐像、長二尺程、村持、  
勢至堂 見捨地、四十坪、村の南にあり、本尊坐像  
にて、長七寸ばかりなり、光福寺の持、  
光明菴 年貢地、九十坪、村の東にあり、本尊辨財天  
を安す、三間に五間の菴なり、玉泉寺の持、

○平澤村 平澤村は、郡の中程にあり、郷庄の唱を失ふ  
江戸日本橋より行程十二里餘り、村の四境、東は多磨川  
に限りて對岸は熊川村なり、南は二ノ宮村に接し、西は瀬  
戸岡・原小宮村の二村に隣り、北は平井川を界として對岸  
は草花村に及び、東西三十丁許、南北五丁程、土性は  
野土眞土にて、水田少く陸田多し、總て平地にして民家  
四十七軒散住せり、檢地は慶長十五年溝口左衛門、寛  
永十一年逸見四郎左衛門、寛文七年曾根五郎左衛門、天  
和元年高室四郎兵衛等なり、正保の頃は御料私領入會に  
て、御代官設樂權兵衛・高室喜三郎二人の支配に屬し、私  
領は溝口左衛門・逸見四郎左衛門・小宮山傳九郎等の系  
地なり、今は御料の方は御代官小野田三郎右衛門支配し

○雨間村 雨間村は、郡の中程にあり、秋留郷小宮領に  
屬す、江戸日本橋より行程十二里、東は野邊村に隣り、  
西は牛沼・油平の二村に續き、南は戸吹・高月の二村、北  
は二ノ宮村なり、地形大抵平衍なれど、南の方秋川の邊  
にては斷崖四丈餘の所ありて臺の如く高き地なり、又此  
川の南方に、向雨間と呼びて當村の地少ばかりあり、其邊  
は山につゞきたればすべて高低の地なり、村の廣狹、東  
西へ六丁、南北五丁、土性は野土多くして眞土少く、且  
陸田がちにして水利もよろしからざれば、常に早損あり  
と云、檢地は寛永六年丸山利兵衛、寛文五年三神市左衛  
門、同七年曾根五郎左衛門、明和五年伊奈備前守等奉り  
てあまたたび檢せりと云、この村古の事は總て傳へざれ  
ど、多磨郡拜島領拜島村なる大日堂の縁起を見るに、天  
間村はそのかみ北條氏直の家人石川土佐守が領地なりと  
あり、御入國の後は御料所の外私領入會にて、青木彌三左  
衛門、天正より慶長の頃まで知行せしこと村の記録に傳  
へり、正保年中は御代官設樂權兵衛が支配所及青木彌三  
左衛門・青柳勘兵衛・三神市左衛門が知行入會の村なりと  
ぞ、當村は秋川にそひたる村なれば破免多きを以て、明  
曆中青木彌三左衛門願ひて稟米と引かへ賜りしかば、そ  
の地は同三年より近山五郎右衛門、寛文七年よりは中川

八郎左衛門支配せり、元祿年中青木勘次郎が時知行復舊しけるゆへ、御料所の外には青木勘次郎・青柳四郎五郎が知行のよし郷帳に記しあり、しかれば此頃既に三神が知行は收公せられしと見ゆ、當村百姓權左衛門が家の傳へには元文二年の比三神某故あつて食邑を公に返し奉れりといへば時代合ざるに似たり、不審なを下の舊家に載す、又村に傳ふ記録には寶永三年御代官林甚五左衛門が支配に屬し、其後正徳元年石川傳兵衛、同五年より江川太郎左衛門、同七年より上坂安左衛門、元文三年より大屋左之助等の遷替あり、その頃青木勘右衛門田安殿附となりて、後再び願ひ奉り、又粟米にかへ賜り、其地は寛保元年奎之助預り奉り、同二年再び上坂安左衛門に復し、同三年より伊奈半左衛門に代りしに、寶曆四年勘右衛門死後同年十月又舊地にかへれり、御代官はやくかはりて今は小野田三郎右衛門支配し、私領の方は彌三左衛門が子孫青木秋助、勘兵衛が子孫青柳勘十郎及び大久保加賀守か領地入會り、加賀守は天明四年當村を賜はりしと云、高札場小名代田あり、  
小名 向雨間村の南秋川の南岸をいふ、下村東の方、西村文字の如く、澤向北方あり、中村村の中程、代田あり、

山川 秋川村内南の方によりて流る、川幅河原とも凡二丁半、切かけ山村の南にあり、八王子より青梅への往來此の山にかゝること四町許なり、明神山村の南へよ、水利 用水三ヶ所一は牛沼村の境、一は西光寺、一は明神下、水田にそ、神社 兩武主明神社除地、一町一段五畝廿四歩、向雨間の山を隔て北岸上にあり、村の鎮守にて例祭六月十五日及び九月廿九日の兩日に執行ふ、勸請の年歴は傳へざれど、寛永十六年再建の棟札あれば古、寺院 西光寺除地、一段二畝八歩、小名下村にあり、天台宗、同郡高月村眞通寺末、圓満山西間院と號す、開山を龍賢と云、寂年詳ならず、客殿六間に九、觀音堂客殿の異間、本尊彌陀の立像、長一尺四寸餘、九尺四、地藏院當寺も下村にあり、龍雨山と號す、禪宗臨濟派、郡中山有泉享徳三年九月十三日寂す、本尊、常福寺除地、一石餘、地頭免除、小名澤向にあり、當寺も普門寺の末なり、醫王山と號す、開山宗祥寛永六年寂す

開基は此村の地頭青柳若狭守が室、常福院月山妙圓とて元和九年六月十日寂すと云、客殿三間に五間半、本尊釋迦坐像、長一尺餘、

大仙寺 境内年賞地、小名向雨間にあり、これも普門寺の末なり、音坐像、長一尺五寸なり、客殿に安置す、

千日堂 小名西村にあり、四間四方、本尊彌陀坐像、長三尺七寸八分、脇土に觀音勢至の二軀を安す、

慶堂 境内西の方にあり、九尺、塚村の北陸田の中にあり、高四尺四方、開慶の像長五尺、塚二丈五六尺、土人呼て平井の大塚と云、塚上に稻荷の小祠二字を建つ、來由つまびらかならず、

舊家 丸山彌一右衛門家系を問るに、先祖は大職冠内大臣鎌原重郎光氏に出づ、是を勝間重郎光氏と云、遠淡海國樺原郡に居城せり、三男あり、長男は左京亮光伴、二男は九郎光成、これ井伊の祖なり、三男は三郎光重、これ横地の祖なり、長男光伴より二十八代の間、系譜はみ損じて讀がたければ詳なることしれず、唯その世代を記すのみ、三十一代勝間田彈正忠光時遠州東郡に居城せしが、永享十一年足利義教鎌倉持氏兩將軍不和の時、箱根におひて搦戦すとあり、光時より三世左近亮宗秋に至り姓を丸山と改む、二子あり、長を備後守光兼と云、武田家に屬し信州曳の城主たり、この子孫今松平伯耆守が家に給仕す、宗秋の二男筑前守光言遠州掛川横須賀に居城し、小笠原長時に屬し、天文十八年四月廿二日信州鳥居峠にて戦死すと載す、【甲陽軍鑑】には同年海野平に於て戦死の

由を載て家系とは異なり、光言二男あり、長は彌兵衛尉光則次は兵部大夫定吉と云、光則ゆへありて氏を丸茂と改め、武田家に屬せしおりに賜はりし文書あり、子孫今甲州山梨郡八幡大工村に住せる丸山勘三所藏す、その文には下知にまかせ奉公せしむるにおゐては、所望の旨相違あらざるの由をのせ、永祿九年七月二日と書せり、されば此時より武田家に仕へしなるべし、光則に二男一女あり、長は勘三光直、次は傳三郎光定兄弟共に東照宮へ召出され、一女は新館尼に従ひ當國に來り、後剃髮して當村齋洞庵にて没す、天正十年七月北條氏川浦口より切入し時、光直光定兄弟の働にて藤の木まで切返せし戦功によりて、同年十二月兄弟共に本領の御朱印をたまふ、一通は勘三が子孫のもの甲州にて所持せり、傳三郎へたまふ所の御朱印左の如し、

甲州窪八幡之内七貫五百文、栗島市川兩郷之内三拾七貫文、并扶持六貫文之事、右爲本領之由、此度依戦功不可有相違狀、仍如件、  
天正十年十二月二十五日

本多彌八郎  
高木九助承之  
丸山傳三郎殿

この傳三郎御小姓に召出されしがゆへありて御咎を蒙りしを横田次郎兵衛・成瀬伊豆守等が申なせしによりて御赦免ありしが、其後いかなるゆへにや父彌兵衛尉と同一當國府中高安寺に至り、住僧によしみあれば此處に寓居せしが、彌兵衛尉は

病て死せり、傳三郎は名を彦右衛門と改め、後入道して宗政と號す、天正十八年小田原御陣のせつ、召によりて井伊直政の陣中までまいりしに、直政がはからひにて御目見の上、傳來せし御系の巻御用のよし台命を蒙り、御使ひ設樂神三郎を以てさしげ奉れり、其後同人御使にて同年八月御朱印を賜ひしとて、今藏するところは左の如し、

此度御系之古巻預借遂祈念候、神徳明候、追治國之節可及沙汰、殊先年於甲州藤ノ木、依戦功茂有之、武州山根筋之内七百貫文之給地可宛行、於願出者、爲子孫共不可有相違者也、仍如件、

天正十八年寅八月廿一日

大納言源朝臣家康

丸山彦右衛門入道宗政殿

その後小宮領小川村に移り、慶長四年又今の雨間村へ移住すと云へり、宗政三子あり、長は左京進宗久東都に出でしが事蹟詳ならず、次男彦右衛門宗春は其家を相續せり、三男惣三郎吉重これも東都に出づ、其詳なることをしらず、宗春に二子あり、長男を小右衛門宗重と云、次を三太夫光家と云ふ、寛永十六年故あつて田祿をさきて小右衛門にあたへて分てり、後次男三太夫の跡をつぎて里正をつとめ、兩家ともに代々帯刀いたせしが、明暦三年御代官近山五郎左衛門より彦右衛門へ賜ひし書にも山緒ありて、先年より帯刀いたし來りし由明白につき、帯刀勝手次第又惣百姓等取治めし由をのせ、又寛文七年曾根五郎左衛門檢地のせつたまひし書にも、源兵衛小右衛門事山緒明白御以て帯刀苦しからず、且源兵衛こと村内

は勿論近村まで檢地御用相勤めしこと神妙につき、折を以て公へも達すべき由をのせたり、この外地頭よりたまひし文書數通を藏せり、筑前守より今に至りて十二世を歴ることなり、里正も此家にて勤めしがいつの頃か小右衛門が家に譲れりと云、筑前守所持するものとて、水色に鬼鷲の旗扇子に三つ龜甲の指物丸に堅の三引馬印武具馬具等ありしを、いつのころか失へりと云、今存するところのものあり、左にのせり、



盃



以使札申入候、先比は鎗術預口傳御懇情之段忝存候兼而御好望之銚子盆盞盤共に饋進候、外事使者口上に申合候、頓首、  
三月七日

武田左京太夫信虎花押

丸山筑前守殿

盃一 堆米にて金の蒔繪あり、銚子盞 十一面觀音一 軀寸八  
盤は紛失して今盃のみ存せり、



刀一 振身二尺五寸三分、中心七寸五分、短刀一身八寸五  
廣とあ 無銘なれど來太郎國行なりと云、  
り、  
古文書一通 此書は信虎より筑前守へ贈りしものと  
て家に傳ふれど、干支なのせざればそ  
の年時をしらず、又左に圖する所の盃は丸山備後守が子明後  
守宗吉武田家に仕へし時、信虎より賜ひし者なりと家傳に云  
へど、此書によれば傳を誤りしものと思  
はるれど、しばらくは傳のまゝをのす、

分、金像なり、筑前守所持の御承之卷一軸本書は天正十守本尊なりとて傳へたり、八年さげ奉りて、今その寫を藏せり、卷中後に書加へしさま見ゆれど、そのまゝを記せり、

天神七代獨化天神五代、屬五行

○國常立尊 一名天御中主尊、

天地初發時、於高天原化生(二千九百九十萬六千七百七十年之後)而降於淡路國三上嶽、後遷丹波國與謝郡眞井原宮、雄略天皇二十二年七月、倭姫命隨天照太神而以大佐佐命奉迎遷座于伊勢國度會郡山田原、奉崇外宮皇太神是也、

○高皇產靈尊

○天御中主尊

○神皇產靈尊

○國狹槌尊 一名國狹立尊

獨化天神 天八下尊

○豐斟淳尊 一名豐斟主尊

獨化天神 天三下尊

泥土煮尊 一名泥土根尊

○沙土煮尊

獨化天神 天合尊 一名天鏡尊

大苦彦尊 一名大富彦 大戸麻彦 大戸道

大苦邊尊 一名大富邊 大戸麻邊 大戸邊

獨化天神 天八百日尊

面足尊 一名沫蕩尊 青檜城根

惶根尊 一名斂雁姬 吾屋檜根

獨化天神 天八十萬魂尊

伊奘諾尊

神功事畢而淡州之郡家構幽宮、又遷江州多賀號日ノ少宮也、

伊奘冊尊

葬出雲伯耆境項婆山、或葬紀州熊野有馬邑云云、

以上天神七代也、從第四代以來雖陰陽相生未有夫婦之道至七代伊非諾伊非冊二神始有夫婦交合、生一女三男之子焉、其一女即崇天照皇太神以爲地神、五代之神祖又此間獨化天神、五柱出而各有子、詳于後、

○高皇產靈尊

一名高魂尊、又名高木尊、祀山城乙訓郡師神社、和州添上宇奈太理社、

天思兼命

信州伊那郡阿智神社

手力男命

奉出太神於天宮戶神也、紀伊勢相殿又信州戶隱神社、

天表春命

天下春命

天太玉尊

祀安房洲崎之社、  
祀外宮之相殿、  
祀大和高市郡忌部之祖也、

大宮賣命

豐磐間戶命

櫛磐間戶命

天照太神幽居于天磐戶、手力雄神引啓其扉遷座新殿、而令豐磐間櫛磐間二神守殿門、

天石戶別命 天富命

神武天皇建部時有代林時

天細女命

於磐戶前巧伴優遊樂神也、援女君遠祖也、今祀江州水尾社、

天忍日命

一名神狹日命、  
大伴連之祖、

天穗津命

天孫降於日向時、負親著額提弓矢親負之始乘日部之遠祖、

天神立命

山城久我直等之祖、

栲幡千千姬命

一名萬幡豊秋津師姬、爲吾勝勝天押穗耳尊之妃即饒速日尊瓊瓊杵尊二神之御母也、祠內宮相殿、

三穗津姬命

爲大己貴尊之妻

○神皇產靈尊

一名神魂尊御子  
有千五百座云云

天御食持命

自口出飯齧、自口出魚肉醬、山自口出獸肉、  
或云保食神、紀伊之直等之祖、

天道根命

川瀬造等祖

多久豆玉命

瓜工造祖

天神玉命

葛野鴨縣主祖

武津之身命

神武天皇東征之時、爲八咫鳥有先導之功也、慶雲二年祀八咫鳥社於和州、

玉依子  
玉依姬

生魂命

猪使連等祖

少彥名命

與大己貴登勳力療人之病、紀州粟嶋大明神是也、此神生而甚少、自交神之指間漏墮玉ふと云云、

栴真乳魂命

天曾多智命

天副杵命

天鈴杵命

天御雲命

天牟良雲命

天波與命

外宮末社宮崎氏社也、  
彌宜度會姓之祖也、

天日別命

奉神武天皇勅至伊勢國逢地主神伊勢津彥問曰、獻汝國於天孫哉、答曰、吾意此國居住、日久不敢獻矣、日別命發兵欲戮之、于時畏伏曰、悉可獻、即起八風吹海水乘鼓浪光曜如日而遂東行去焉、曰神風伊勢當世波寄國者此謂之也、

建日別命

玉柱屋姬命

內宮・別宮・伊雜宮是也、

彥國見加岐建與東命

外宮攝社會之國御神社是也、

姬前羽命

彥前國命

獨化天神

津速魂尊

市千魂尊

興登魂尊

天兒根命

和州春日四社之內神系重出子後、

武乳遺命

和州添下郡添縣之神社、

獨化天神

振魂尊

前玉命

天忍立命 或作忍人

葦不合尊誕生時、海濱主室天忍人命供奉陪作水等掃、蟹當鋪設號曰蟹守、今俗謂掃守、

獨化天神

萬魂尊

天剛川命 或作剛風  
河州讚良郡高宮神社

按以上五代之獨化天神各有御子

蓋不有陰神而  
有子、未詳、

天兒屋命

母王主命女許登能麻遲媛天孫降臨時、從臣陳梁五臣之第一主神事宗源神是也、

天押雲命

天種子命

從神武天皇至筑紫荒狹時、其國有荒狹津媛而乃造宮奉饗、是時勅以荒狹津媛爲天種子命妻、

神聞勝命

種子命之五代孫、梨津臣命之第五之子也、

久志宇賀主命

垂仁天皇二十六年丁巳十月、倭姬命建太神宮於伊勢度會郡、猿田彥之後裔太田命參逢捧神寶定宮所、以大鹿島命爲祭主太主、

國摩大鹿島命

巨荻山命

跨耳命

阿毘古大連  
一名雷大臣命 始稱大連跨耳命之曾孫也、

常磐大連

阿比古大連四代之孫、欽明天皇奉授中臣枝故

卜部賜中臣姓、

可多能子大連

自大鹿島命世仕伊勢神宮掌祭祀、

藤原  
錄足內大臣

可多能子、大連之孫、御食大連之母、大伴智山姬、天智天皇朝改中臣、始賜後中臣藤原姓、

意美麻呂

一名押日丸、文武天皇朝復中臣、

清麻呂

稱德天皇朝加大字、賜大中臣姓、

卜部  
日良丸

齊衡三年改大中臣賜舊卜部、清麻呂之曾孫也、

兼延

日吉丸之曾孫、一條帝賜宸筆、兼字以來用兼字、

兼親  
神祇伯

兼親廿四世孫、

大中臣  
今麻呂

清麻呂之子也、祭主太神宮、祠官、大宮司等之祖也、

藤波 景忠 祭主大中原 今麻呂二十八世之孫、貞享元年昇殿、

意美麻呂二男也 藤原房前 藤原魚名

伊奘諾尊 二神奉天祖之詔降豐原、中國開闢、伊奘冊尊 化生數多國洲、先生淡路國、

淡路洲 最初出生以此爲胞 伊豫二名島 後爲四國 衣、生次十三嶋

隱岐三子島 後爲九州 筑紫島 後爲壹岐

熊襲國 後名佐 伊岐島 後二云

津島 或云對 大倭豐秋津島 壹岐

吉備兒島 小豆島 壹岐

大島 兩兒島 壹岐

血鹿島 兩兒島 壹岐

又生九神 大事忍男神 石土毘古 石巢比賣 天之吹上男 大戶日別 大屋比古 風木津別之忍男 少童命 大宜都比女 綿津見

右九神有舊事記不載日本紀

水戶神 一名速秋日神 速秋津彥神 瀧原宮左伊勢志摩之掬 速秋津姬神 瀧原並之宮

沫那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神 瀧那美之神

右二神因河海持別生八神

伊豫攝津伊豆三嶋神社 大山祇神 一名大山津見神

山神 野椎神 一名鹿屋姬神社 野祖草野姬

伊勢攝津清野并庭神社

天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神 天之狹土神

右二神因山野持別生八神

風神 級長津彥神 伊非諾伊非冊之二神天降給時、有朝霧蕪滿厭之吹撥氣、爲二風

級長戶邊神 神、祀和州龍田及伊勢之別宮、

穀神 倉稻魂命 二神稍飢時生之、或爲稻倉魂、又名字賀神、祀和州廣瀨之社、

按、素盞烏尊娶大市姬、生稻倉魂命與此同名異神歟、

木神 句句迺馳神

日神 大日靈貴

天押穗耳尊 娶高皇魂尊之女、携幡千千姬二子、

天照國照彥天火明櫛玉 饒速日尊

大鏡石天津彥彥火 瓊瓊杵尊

天穗日命 武三熊之大人又名大背飯、祀出雲、

天津彥根命 祀和州、郡御縣神社、

活津彥根命 祀江州彥根神社、

模之速日命 或除之爲五神、但模速日神雖走神之弟也、見于後、

熊野櫛日命 祀遠州周智郡橫須之社、

素盞烏尊有叛心登高天原、大神攻問之欺、答曰、吾無黑心、試取所佩物可生子、若男子者是赤心、女子者黑心也、仍以素盞烏之劍大神所生之子即三女也、以太神之統玉素盞烏所生之子即此六男也、乃太神之種故六男神太神之御子也、一說除

燒速日之命爲五神、

月神 月讀尊 或爲月夜見又爲月弓 陽神而備陰德、猶亞於日矣、月讀尊同荒魂二座、各祀伊勢內宮外宮兩所、別宮又山城葛野同綴喜兩郡雖祭、之今在所不分明也、

素盞烏尊 出雲大社又山城祇園社

瀧津島姬命 一名田心姬 筑前宗像神社

湍津島姬命 豐前宇佐神社

市杵島姬命 安藝嚴島神社

右三神於天上取嚼素盞烏劍大神吹棄之所生女也、以素盞烏之種爲尊之女、此外之御子孫出于後、

蛭子 祀攝州生田社

伊非諾伊非冊二神初生子、而陰神先於陽神故、御子若無骨仍號蛭子、乘瀧船流棄之後、又出于三歲脚未立、乘磐船隨風流之焉、

素盞男尊登高天原、所爲暴惡而毀機太神之神衣禮殿焉、于時稚日姬驚墮於機、

而神退矣、蓋御出生時不知口傳、

稚日女尊 祀攝州生田社

船神 鳥船神 一名鳥磐櫛樟船、或出于風神之前、

火神 軻遇突智



保食神

一名雅產靈神，又名御食津神，母曰植山姬神，又祀伊勢末社酒殿神也，能釀酒移祭大膳職，又能植稻故號御食津神。

保食神頭上生蠶及桑，胸中生五穀種，或時天照太神謂使月讀見其狀，而尊降蓬之則出飯於口，又擲海出魚肉於口，擲山出獸肉於口，靈之尊忿其汚穢拔擊殺之，登天報命所以大神不喜，又遣天熊人檢之保食神屍頭生蠶日，生牛馬胸，生黍粟腹，生稻胸尻，生麥豆陰，下生小豆，天熊人取所生之物獻之，種田養蠶之道始于此。

豐宇氣比女神

一名宇賀咩神，祀丹後國奈具神社。

金山彦神

伊非諾尊生火神，遇其突智所焦病臥竟神避給時，吐化成二神。

金山姬神

祀美濃國仲山社。

水神

罔象女神 右同時小便化為神。

植安彦神

右同時大便化為神。

植安姬神

植安姬為火神軻遇突智妻。

天吉葛神

伊非諾尊終神去焉，伊非諾尊甚有悉歎，御淚落化神。

啼澤女神

祀和州香山之尾都多木神社。

雷神

大山祇神 前亦大山祇神出與此同名異神也。

磐長姬

木華開邪姬

瓊瓊杵降日向國時，大山祇神之女磐長姬，木華開邪姬二人仕侍，而姉容醜故以妹為妻，即生火明命。火進命。父折命。彥火火出見命。共四神。

高雷

雷音靈靈神也。

祀山城貴布禰神社。

伊非諾尊恨拔十握劍斬軻遇突智靈為三，各為神者此三神也，又寸斬皆成神，謂中山祇。林麓山祇。正勝山祇。離山祇等也。

稜威雄走神

一名天尾羽張神，又云豐速日之神。

建彥槌神

一名建布都神，又云豐布都神。

祀常陸國鹿嶋，後移和州春日，奉太神勅，與經津主神降豐原，平伏諸神，奉仕于瓊瓊杵尊，大有功于天下。

燐速日神

右同時垂於劍鏢血成二神。

根裂神

磐裂神

同前垂於劍及血成二神。

經津主神

祀下總國香取。

日與武甕槌神同功于天下。

閻竈

閻山祇

閻罔象

同前垂於劍頭血成三神。

泉津醜女神

大雷 火雷 土雷 雜雷

雷神

黑雷 山雷 野雷 裂雷

祀山城吉田地主神。

道反大神

一名黃泉戶大神，伊非諾尊於黃泉平坂繫之，以千引石塞道，石成神，次忌穢吐唾為神是也。

連玉之男神

泉津事解男神

復拂御衣為神是也，時伊非諾尊憤曰，此如難面座汝所生人每日可殺殺子人也。

岐神

來名戶神，伊非諾尊曰，汝殺千人則我生神，俗云道祖，千五百人，投杖則成神。

長道磐神

次又投帶則成神，次又投履則成神。

道敷神

伊非諾尊為被黃泉之汚穢，至日向檉原，溢海水灌御身，時所佩物皆化成神。

道長乳齒神

御帶 御冠

道股神

御禪 御冠

飽之宇斯能神

右御手纏

邊津那藝佐彥神

御杖

邊津甲斐辨羅神

御杖 御裳

衞立船戶神

左御手纏

煩之宇斯能神

御裳

時置師神

為直其禍所化出之三神

奧津那藝佐彥神

復入水吹出神

奧津甲斐辨羅神

又入水吹出神

神直日神

潛滌於中瀨時生二神

大直日神

伊豆能賣神

底土神

赤土神

八十禍津日神

大禍津日神

磐土命 入水吹出神  
 大直日命 出水吹出神  
 大綾津日命 又出水吹出神  
 大地海原之諸神 又出水吹出神  
 底津少童命 入海底瀧御身時出生  
 中津少童命 潮中瀧瀧給時出生  
 表津少童命 潮上瀧瀧給時出生  
 阿曇連等祠神  
 海神 底筒男命 與少童之三神同時並生  
 中筒男命  
 表筒男命  
 祀攝州住吉神社、津守連等祠神也、神功皇后三韓退治時亦出現有功、  
 瀨磯津姬神 御洗左目時出生、天照太神荒魂祀內宮、七所別宮、第一荒祭宮  
 伊吹戶主神 同洗右目時出生、豐受太神荒魂祀外宮、別宮、多賀宮、  
 速佐須良比賣神 同洗鼻時出生、素盞烏荒魂、  
 御倉板舉神 伊非諾尊得三貴子大歡、各以御頸之珠被進其珠名、御倉板舉之神、  
 天明玉命 伊非諾尊之御子乃八坂瓊之曲玉此神所作也、但何時出生未詳、如與御倉板舉神異名同神乎、(舊事紀)曰素盞烏尊上高云備明玉命、玉作

之祖也  
 鹽土老翁 一名事勝國勝長  
 猿田彥太神 伊勢內宮末社、與玉右瓊無社、祀江州白鬮、阿州大縣、讚州、田村、薩州、牧間社、  
 吾娥津媛命 三種之寶器之內金鈴、以猿田彥神之女吾娥津媛命守之云云、(舊事紀)【日本紀】無此說、  
 乘仁天皇之朝太神宮御鎮座於伊勢之時、猿田彥之苗裔太田命出奉迎、倭姬命又其後胤子今在伊勢宇治補玉串內、人相傳曰、其家代々鼻目異子常人而稍醜亦一奇也、  
 素盞烏尊 天照太神之御弟也 祀出雲國素鷲宮  
 瀧津島姬尊 一名田心姬命、 為大已貴尊之妃、 祀筑前宗像神社、 又云田霧姬命、

瀧津島姬命 一名瀧津嶋姬 祀豐前宇佐神社  
 中津島姬命 一名市杵嶋姬 祀安藝嚴島神社  
 此三神者於高天原取嚼素盞烏尊之劍、天照太神吹出之、其種即尊之物故、為尊之子永可奉助天孫之政事也、仍降臨時賜青葉玉於瀧津嶋姬、賜八坂瓊紫玉於中津嶋姬、賜八咫鏡於瀧津嶋姬、  
 五十猛神 一名大屋彥神 母海神之女  
 大屋姬神  
 狐津姬神 五十猛神與父尊同渡下尊之地、眺望而知土地不可還于本朝、令植材木果樹於諸國大功也、與妹三神祭祀州名草五十猛社、  
 事八十神 與大已貴神兄弟戀慕八上神將燒殺大已貴時、神皇產靈男救藥火傷治、  
 大已貴神 大國主命、大物主命、葦原醜男八千牟遲神、大國主神顯見國玉神、國造大穴母脚摩乳之女稻田姬、天性有仁愛而勇氣如忿、則面其醜故名醜男、與少彥名命戮力造國境、豫退伏凶神故有國玉國造等之名、竟從天孫瓊瓊杵尊治天下神功大也、御子在百八十一神出雲杵築大社、又和州三輪神社、江州日吉大宮其外所祀之、  
 須勢理姬神 為大已貴命之正妃、祀出雲祇門郡、

大年神 母大山祇神之女大市姬御子有十七人、伊勢外宮之別宮土之宮祀大年神、  
 稻倉魂神 一名宇迦乃御玉神、伊非諾伊非冊之御子、亦有稻倉魂神同名二神乎、母同上、  
 葛木一言主神 雄略天皇四年二月、天皇獵葛城山時、忽長入來見其面容能似于天皇、問曰、汝誰乎、答曰、先稱王諱、王曰、朕幼武尊也、神曰、吾一事主云神也、共獵而見一鹿相雙放矢既日暮、奉送天皇有役、小角云者召鬼神為探薪汲水之用、或時葛木與金峰山之間欲架石橋、使一言主神務之一言主形醜故、夜勤盡意故其功遲、小角怒縛一言主神、託宮人曰小角請窺國家不愈治殆可危、宮人訴之、文武天皇召小角飛飛去虛空不來、仍捕其母小角不得、已自出流伊豆大島居三年、大寶元年赦免、  
 按是寓言也、神何為小角被縛乎、縱難縛神報仇何以讒言乎、據秦始皇之石橋事附會之說也、小角流刑者韓國連廣足師小角習呪術、後却始小角之妙術讒文武天皇此說正也、  
 大國御魂神 和州山邊郡 大和神社  
 韓神  
 曾富理神  
 向日神 山城乙訓郡西ノ岡 或作白日

聖神 和泉信太神社  
以上五神母須沼比女伊怒姬  
年記御神 天香山戸神  
御年神  
以上二神母賀用姬

興津彦神  
興津姬神  
大山咋神 坐比叡山亦山城松尾鳴鐘神也  
庭津日神  
阿須波神  
波比岐神  
香山戸神  
羽山戸神 御子有 八座  
須庭高津日神  
大土神 一名土之御祖神  
以上九男一女之母天知迦流美豆姬

夏高津日神 一名夏之女神  
秋比女神  
冬年神  
冬記若室葛根神  
以上八神母大氣都姬  
味鉏高彦根神 母素盞鳥之御女田心姬、土佐高  
祀和州葛上郡高鳴神社、  
鴨神社  
下照姬命 右同母之妹祀和州雲梯、攝州比  
賣古曾、伯州倭文神社、  
天雄彥命爲天祖之使降而留娶下照姬、不報命復  
遺雄見狀、天雄彥射殺之中其反矢、天雄亦死味  
鉏高彥根行弔裘下照姬詠歌、是夷曲歌之始也、  
事代主神 奇日方命 神武天皇朝仕爲  
食國政申大夫、  
母坐邊津宮高降姬、經津主神、武甕槌神共爲  
天祖之使降子出雲、問大己貴尊曰、可獻國天  
孫乎否時事代主神曰、誰背天神之勅哉去焉、  
嘗化八尋熊野通、攝州三島溝杭之女活玉依姬  
生一男二女、祀和州高市郡飛鳥社、  
又祀阿波國阿波郡、攝州矢田郡  
長田社、  
高照光照命 母同前  
御井神 母稻葉八上姬  
建御名方神 母高志之沼河姬 祀信州諏  
訪神社、

大己貴尊事代主神共曰、可獻國於天孫、然建  
御名方神提來千引石曰、欲奪吾國者誰乎、先  
試競力乃捉手則如觸劍刃、又捉建御名方神手  
則如觸葦撥批其痛逃去焉、遂至科野國州羽海  
於是誓曰、自今以後不敢可違天神之勅、

健飯勝命 母日向賀牟度美良姬  
淳名底中姬命 爲安寧天皇之后生懿德天皇  
健甕尻命 一名健甕龜命又  
名健甕之尾命  
母出雲臣之女、沙麻奈姬、  
豐御氣主命 一名健甕  
依命  
母伊勢幡主之女、賀具召姬、  
大御氣主命  
母紀伊名草姬、  
阿田賀田須命  
母大倭民磯姬、  
健飯賀田須命  
母同前、  
大田田禰古命  
一名大直禰古命、母鴨部美良姬、

大御氣持命  
母出雲神門臣女美氣姬、  
大鳴積命 母出雲鞍山祇姬、安寧  
天皇朝賜賀茂君姓、  
大友主命 母右同賜大神君姓、  
田田彥命 母右同賜神部直姓、

地神五代  
○天照皇太神

正哉吾勝勝速日  
天押穗耳尊 押字或作忍、山城宇治郡木幡  
祀其靈、素盞鳥尊對天照太神  
爲無叛之誓言曰、互取換所佩之物可生子也、  
若男子者可清心、若女子者是黑心也、仍取素  
盞鳥之劍太神嚙吹出之子即三女也、又取太神  
之御統玉素盞鳥嚙吹出之子即六男也、此押穗  
耳尊其一男也、素盞鳥雖生之實以太神之種  
故、六男子共爲大神之御子娶高皇產靈尊之女  
枿幡千千姬生二男、一名饒速日尊、次名瓊瓊  
杵尊、  
天照國彥天火明櫛玉  
饒速日尊 一名膳杵磯  
味間見命  
饒速日尊奉天祖之勅爲鎮暴惡地、神代父押穗耳

尊降豐原中國、無幾程神瓊焉、始於高天原娶  
天道日女命生一男、名天香語山命、後於葦原中  
國、娶長髓彥之妹御炊屋姬生一男、名味間見命、  
瓊瓊杵尊 一名天德石國德石尊

因御兄德速日尊早神瓊、降豐原中國平治天  
下也、雖列地神第一而此國草創第一之神也、  
奉祀伊勢外宮之相殿、娶日向國大山祇神之女  
木華開邪姬生四男、但一夜而孕、天孫疑之、  
母神曰懷子於火炎中、若非天神之胤可焦滅焉、  
其火初明時躡出之子自言、我是天神子名火明  
命、次火盛時躡出之子自稱曰、天神子名火進  
命、次火炎衰時躡出之子自稱名火折命、次火  
熱避時躡出之子自稱曰彥火出見尊見火兄  
神、

火明命 工造等之祖

火進命 一名火闌命 華人等之祖

火折命 或書云、此火折命即火出見尊之異名而見  
第三神也云云、據舊事紀則如此神四也、

彥火出見尊 祀長門國津友社

見禮兄火酢芥命之鈎遊止龍宮三年、娶海神之  
女豐玉姬孕一子、還于日向國小戶岩屋出產、  
名鸕鷀草葺不合尊、而母神豐玉姬還去龍宮、  
其妹玉依姬留而養育之、復以玉作姬爲妾、  
生一子、名武位起命、

彥波瀲武

鸕鷀草葺不合尊  
母豐玉姬、產前產室於海邊、以鸕鷀葺屋未  
葺終誕生、故名鸕鷀羽草葺不合、成長後以姨  
母玉依姬爲妃、生四男、其次第異本有前後不同  
蓋去葬于日向國吾平上陵、

武位起命  
母玉依姬、

彥五瀨命 中城流矢菟、  
祀紀州名草郡龜山神社、

稻飯命

三毛入野命

神武天皇

幼名狹野尊又名日本磐余彥尊、母玉依姬、生  
而明途、年五十立爲太子、後娶日向國吾平邑  
吾平津姬生二子、一名手研耳命、四十五歲時  
謂兄及子等曰、昔高皇產靈尊授豐原中國於  
瓊瓊杵尊以來、至今百七十九萬二千四百七十  
餘歲也、我聞鹽土老翁、曰、東有美地、蓋六  
合之中心矣、何不就而造都乎、諸皇子對曰、  
可也、甲寅十月五日出船軍著速吸水門、國神  
珍彥來先導、賜名曰推根津彥、又著豐前、菟  
狹地主菟狹彥、菟狹津姬、出饗廳、以菟狹津  
姬妻于天孫子命、乙卯三月六日備州建行宮留  
三年、名高嶋宮、戊午二月十一日著攝州難波

浦、逢難風仍名浪速國、

三月十日著河州草香村、欲越隱胸山、有國  
神長髓彥者、先年德速日尊降臨時、以妹御炊  
屋姬爲妃、懷孕未產、速日尊神瓊遺言曰、若  
男子者名味間見命、即賜天寶物果、男子名味  
間命我甥而天孫之嫡也、除之不可有、異君選  
孔舍衛坂大戰五瀨命中流矢苦痛、天皇引軍巡  
南至紀州名草郡龜山、五瀨命遂去自此乘船、  
於熊野浦暴風危急、稻飯命三毛入野命共恨曰  
我等大神之苗胤而母龍神之女何爲遊沒如此乎、  
跳入海中殞命、天皇到荒坂誅丹敷戶時處有國  
神吐毒氣、皇軍大狼狽、於是德速日尊之一男  
天香語山今名熊野高倉下居矣、忽自武甕雷命  
夢中授皇、仍捧之天皇喜令中毒者戴幼則皆平  
愈、雖欲越大和路山徑難行時、頭八咫鳥飛來  
嚮導、日臣命隨鳥先驅至菟田、其國神有兄弟  
弟者、弟者未伏兄者甚拒、則誅之既而至吉  
野時、名井光者自井中出光而有尾人也、又披  
磐石出者是亦有尾磐排別之子也、吉野國菓之  
始祖也、又有作葉取魚者也其擔之子也、阿大鷓  
養之始祖也、共來服、又有磯城八十梟師赤鯛  
八十梟師者並強敵也、天皇祭天神地祇而悉滅  
之、十一月四日與長髓彥戰不利時、金色瓊來  
止號弭、其光如雷遂取之誅戮而天下普平治、  
天皇喜教民作家宅、故傍山之東南樞原經營帝  
宅、庚午九月四日娶事代主命之女姬、踏鞢五  
十鈴命爲正妃、辛酉元年正月朔日肇即帝位、  
四十二年正月三日神降名川耳尊立爲太子、七

十六年三月十一日天皇崩、御壽百二十七歲、  
葬於傍山東北陵、

手研耳命 母日向國吾平津姬、性猛勇  
從處處、

神八井耳命 一名研耳命、衣部造等祖、  
祀和州十市郡多神社、

綏靖天皇 諱神降名川耳尊、  
母媛踏鞢五十鈴姬命、

彥八井耳命 茨田連等祖

○天香語山命 天村雲命

德速日尊在天上時、御子母道  
日女命仕神武天皇有大功、

天忍人命

天忍男命

瀛津世襲命

妹世襲足姬爲孝昭天  
皇之后、生孝安天皇、

建額赤命

建筒草命

實建額命之子、津守連之祖、

建田背命

實天忍人命之曾孫也、  
祀但馬城崎郡海部神、

建多乎里命

建諸隅命  
實建田背命之姪、父建宇那比之命、

倭得玉彥命

弟彥命

玉勝山代根古命  
山城久世郡水主神社十座之內、

淡夜別命  
平止與命  
建稻種命

尾綱根命  
應神天皇朝爲大臣

尾治弟彥連  
始賜連號

尾治針名根連  
祀尾張愛智郡針名社

尾治金連  
祀尾張山田郡金神社

尾治知知古連

履中天皇朝爲功能臣

尾治坂合連  
爲允忝天皇寵臣  
尾治佐速連

尾治乙訓與止連

○字摩志麻治命

一外味間見命、又名可美真手命、  
祀石見國物部神社、  
饒速日尊奉太神勅、降豐葦原國時、國神者長髓  
彥者娶其妹御炊屋姬所生御子也、懷胎父尊神瓊  
焉、以種種神寶遺賜長髓、以味間見命爲居住、  
然天孫瓊杵尊之孫神武天皇欲馭天下時、長髓  
彥以爲天神之子豈有兩種乎、拒之、天皇軍甚危、  
子時味間見命不從舅謀而從天皇、天皇嘉其忠節  
賜神劍、靈氣是也、又味間見命、初以天祖授速  
日尊十種寶物、今奉獻天皇、大喜用之治天下悉  
平定、常近侍因名足尼此號始、於此十一月庚寅  
日、齊彼瑞寶、每年十一月中寅爲倒魂饗祭是也、  
而味間見命爲申食國國政大夫(如今大連大臣等)

味饒田命

彥湯支命  
綏靖天皇朝爲足

大禰命  
安寧天皇朝爲侍臣、奉齋太神、

大木食命

六見宿禰命

三見宿禰命  
孝安天皇朝二人共爲足尼因近  
宿始賜宿禰之號、

出雲醜大臣命  
懿德天皇朝爲大臣、大臣號始于此

出石心大臣命

鬱色雄命  
爲孝元天皇后生開化天皇及  
二皇子、

大綜杵命  
開化天皇朝爲大尼、此號  
始于此、

大峯大尼命

武建大尼命  
伊香色謹命  
爲孝元天皇之妃生彥太忍信命、帝崩後開化天  
皇以庶母焉、后生崇神天皇、

建膽心大禰命  
崇神天皇朝始賜  
大禰之號、

大新河命  
乘仁天皇朝賜物部大連、  
此號始于此、

建新川命  
有和州上城郡志貴縣坐  
神社祭之乎

犬呷布命  
有攝州河邊郡高寶布神  
社祭之乎

伊香色雄命

崇神天皇朝詔曰、爲班神物定天津社國社、  
以物部八十手所作、祭神之助祭八十萬諸神、  
又遷建布都社於和州山邊郡石ノ神村、則天  
祖授來饒速日尊、自天受來天璽瑞寶同共藏  
齋而號石上大神、以爲國家亦爲氏神崇祠、  
則皇后與伊香色雄奉齋神宮也、

十市根命

垂仁天皇朝、爲五大夫之一、爲大連、奉齋  
神宮、或時勅曰、屢遣使于出雲、雖檢校其  
國神財、而不分明、汝行宜檢定、則十市根  
命行分明檢定、奏之、仍令掌神寶、又五十  
瓊敷入彥皇子於河州、幸河上宮、作太刀舌  
名曰赤花之伴、又名裸伴劍、今藏在石上神  
寶是也、其後經八十七年、讓御妹大中姬命、  
曰我老也、不能掌神財、自今以後汝主之、  
姬命辭曰、吾弱女也、何登神庫耶、皇子曰  
神庫雖高我造梯、豈煩登庫乎、而後姬命遂  
授十市根命、令治石上神寶、

物部膽昨宿禰  
是迄久不有宿禰之官也、

物部五十琴宿禰連公  
物部伊富弗連公

物部五十琴姬命  
景行天皇朝奉齋神宮、

物部武諸隅連公  
崇神天皇六十年詔曰、昔武日照命從天將來神寶藏出雲大神宮欲見之、乃汝行可檢之、即行檢定獻之蓋物部號自前、雖有之自此相續稱之、

物部多遲麻連公  
景行天皇朝奉齋神宮、

物部印斐連公  
應神天皇朝奉齋神宮、

物部山無媛連公  
爲應神天皇之妃、生菟道稚郎子、次矢田皇女、鷓鳥皇女、其次田皇女者、爲仁德天皇之后、【古事記】【日本紀】等菟道皇子及矢田鷓鳥二皇女、母者和弭日觸使主之女宮主宅媛也、

物部大別連公  
仁德天皇之皇后矢田皇女不生皇子、故詔大別連公以爲皇子、代后號爲氏使、爲氏造改賜矢田部連公姓、

物部眞掠連公  
伊香非宿禰之子也、【姓氏錄】云、雄略天皇御體不豫、因茲召上筑紫豐前國奇巫、令直掠連率巫仕、奉仍賜巫部連之姓也、

物部布都久留連公  
雄略天皇朝奉齋神宮

物部木連子連公  
仁賢天皇朝奉齋神宮

物部目大連公  
清寧天皇朝奉齋神宮

物部荒山連公  
宣化天皇朝奉齋神宮

物部尾興連公  
欽明天皇朝奉齋神宮

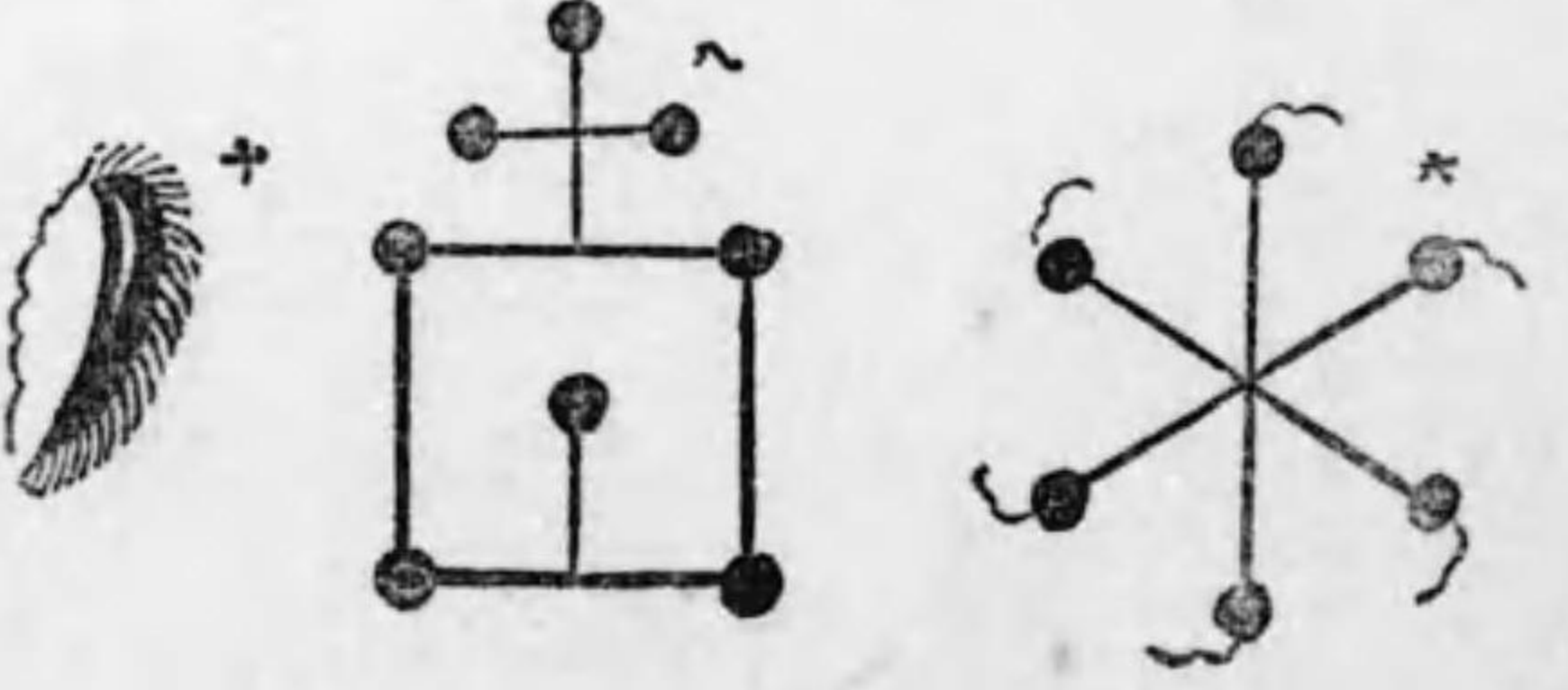
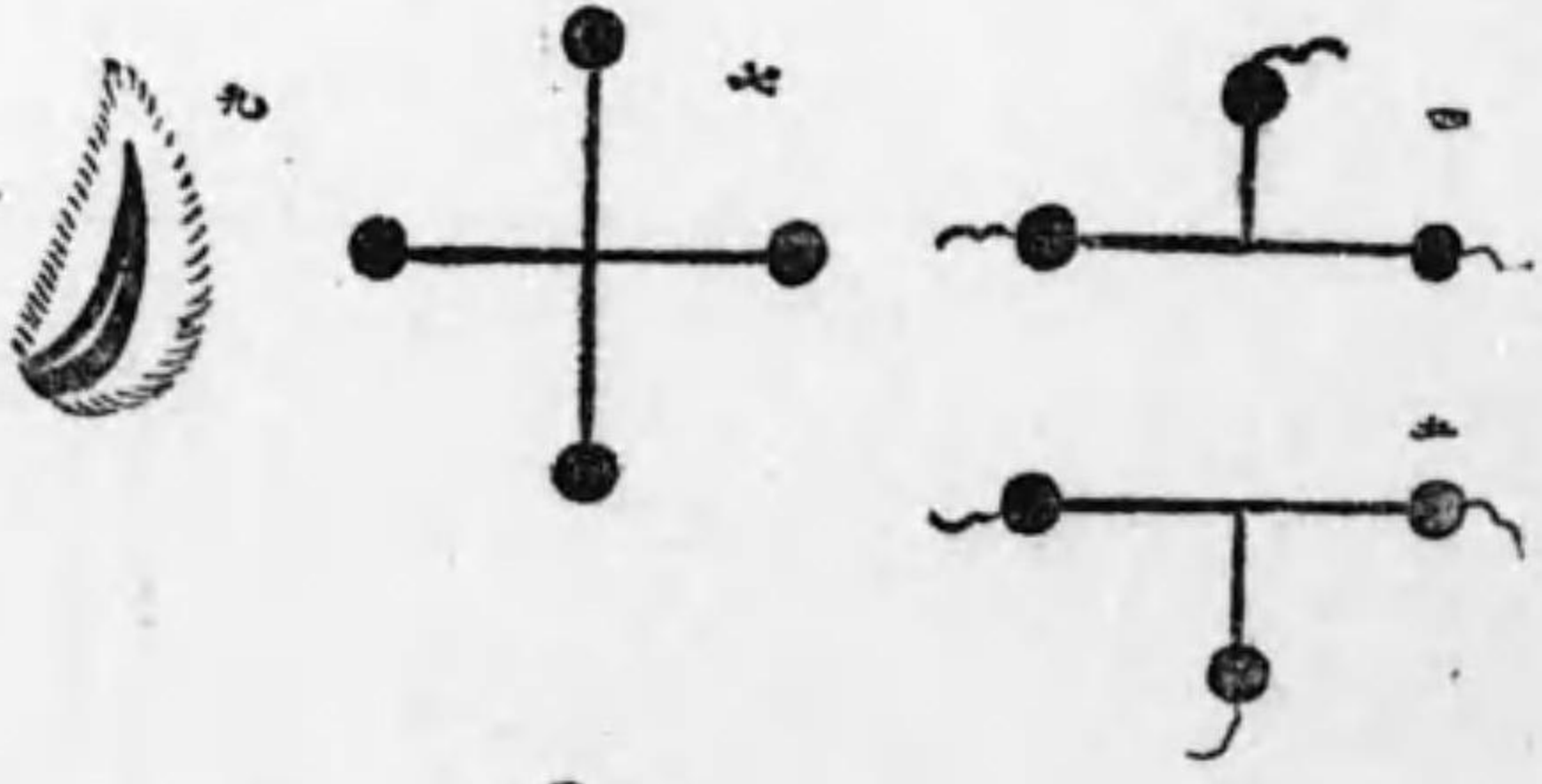
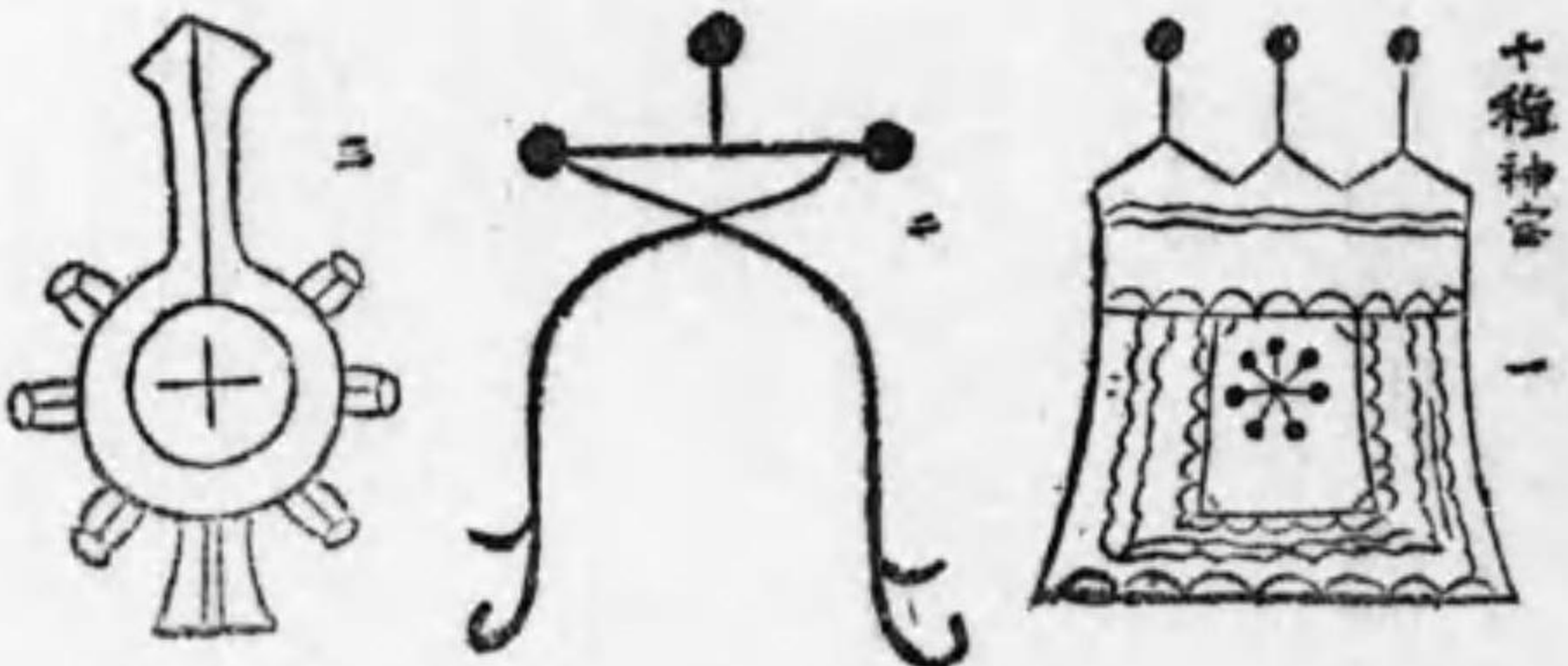
物部大市御狩連公

物部大人連  
物部耳連公

物部目連公  
欽明天皇朝奉齋神宮

物部馬古連公  
孝德天皇朝奉齋神宮、賜食封干烟、

物部麻呂連公  
天武天皇朝改天下萬姓定八姓之日、改連公賜物部朝臣姓、又改賜石上朝臣姓、【續日本紀】云、養老元年左大臣石上朝臣麻呂公薨、元正



天皇甚惜焉、百姓退還無不痛惜、

物部守屋大連公 一人弓削大連、用明天皇朝奉齋神宮、

物部雄君連公 物部忍勝連公

布都姫夫人 一名御井夫人連公

崇峻天皇朝爲夫人、朝政奉齋神宮、

石上賢古連公

推古天皇朝奉齋神宮

鎌姫大刀目連公

推古天皇朝爲參政、奉齋神宮而爲宗我、嶋大臣之妻生入鹿大臣、

按宗我或作蘇我、嶋大臣者即馬子也、庭中小池作山嶋故、時人呼稱嶋大臣、其子入鹿又名

豐浦大臣、後爲鎌足内府被滅、

十種神寶

瀛津鏡

邊津鏡

八幡劍

生玉

足玉

死反玉

道反玉

蛇比禮

蜂比禮

品々比禮

百姓權左衛門に仕へて勘定奉行たりしが、天正十年武田家滅亡の後、東照宮へ召され御勘定役となりて、食邑百十石を賜はり、子孫に傳へて相續せしに、享保の頃故あつて食邑を返し奉り、當村は己が嘗て賜ひし處なれば、退隱して終に百姓となり、今の權左衛門某寛文五年十二月十一日、躰躅の三

におひて父の遺跡を賜ひ、その後御勘定役となり、天和元年十二月廿六日加賜せられて百五十俵となり、貞享三年没せり其子權八郎某父に繼て小普請方御勘定となり、寶永二年七月没し、その子清三郎某同年十月三十日父の遺跡百五十俵を賜ひしが、後終に斷絶すとあり、是則權左衛門が家なるべし、又寛文五年當村を檢地したる三神市左衛門と云は、家にしるせる權左衛門が父にや、はた權左衛門後に改名せしや、詳にせず、

○原小宮村 原小宮村は、郡の中程にあり、郷庄の名を失ふ、江戸日本橋より十二里半、村の四境、東南は平澤村に接し、西は瀬戸岡村に隣り、北は上草花村に及べり東西三町餘、南北二町許、土性は野土にて、水田少く陸田多し、村内平地にして、民戸二十五軒散住せり、檢地は寛永十六年田村茂兵衛たゞせり、其後年代は傳へされど、田中主計が先祖に賜ひしより今に子孫知行せり、村内神社佛寺なし、

高札場小名代田にあり、

小名 代田村の中程にあり、

山川 平井川西の方瀬戸岡村より入村内に係ること三町餘流れ、東の方平澤村に流れ入、

新編武藏風土記稿卷之百七終

新編武藏風土記稿自卷之九十三至卷之百七要目

卷之九十三

多磨郡之五府中領

上小金井村

狭田

大藏堀

丸山

用水

神明社

下小金井村

上山野

飛樋

天満宮

山王社

金藏院

西傳坊

人見村

堂山

中山

上屋敷

稻荷社

淺間社

幸福寺

觀音堂

常久村

多磨川

用水

八幡社

常久寺

彌陀堂

小田分村

多磨川

用水

石井宮

正福寺

車返村

用水

諏訪社

稻荷社

本願寺

藥師堂

八幡堂

上染屋村

多磨川

用水

八幡社

王藏院

下染屋村

神明社

觀音堂

上石原宿

多磨川

用水堀三流

清水

八幡聖天合社

稻荷社	二〇
神明社	二〇
西光寺	二〇
觀音堂	二〇
藥師堂	二〇
稻荷社	二一
御沼稻藏蹟	二一
百姓辰五郎	二一
<b>下石原宿</b>	二一
多磨川	二二
堤	二二
堰堀	二二
用水堀	二二
清水	二三
源正寺	二三
天満社	二三
常福寺	二三
<b>上布田宿</b>	二三
又住境	二四
十三坊	二四
古天神	二四
三軒山	二四

多磨川	二四
堤	二四
用水堀	二四
布多天神社	二五
稻荷社	二五
安樂寺	二五
妙法寺	二六
<b>下布田宿</b>	二六
多磨川	二六
堤	二六
蓮慶寺	二六
寶性寺	二七
<b>小島分村</b>	二七
十三坊塚	二七
吹上	二七
多磨川	二七
稻荷社	二七
不動院	二八
<b>國領宿</b>	二八
多磨川	二九
神明社	二九
常照寺	二九

藥師堂	二九
第六天社	二九
圓福寺	二九
<b>卷之九十四</b>	二九
多磨郡之六府中領	二九
上給村	二〇
多磨川	二〇
稻荷社	二〇
<b>深大寺村</b>	二〇
野川	二〇
清水	二〇
蕎麥	二〇
諏訪明神祠	二〇
青波天神祠	二〇
深大寺	二〇
大師堂	二〇
大黒天祠	二〇
辨財天祠	二〇
深砂王祠	二〇
不動明王影向池	二〇
劍立石	二〇
多聞院	二〇

池上院	二四
眞乘院	二四
法性院	二四
古城趾	二四
繪馬堂跡	二四
塔跡	二四
二王門跡	二四
<b>佐須村</b>	二四
城下	二五
正覺塚	二五
野川	二五
用水	二五
虎柏神社	二五
稻荷社	二五
祇園寺	二六
藥師堂	二六
神明宮	二六
<b>柴崎村</b>	二七
野川	二七
天満宮山王稻荷合社	二七
三開山	二七
光照寺	二七

觀音堂	二七
<b>大町村</b>	二七
野川	二八
八劍宮	二八
清教寺	二八
<b>矢ヶ崎村</b>	二八
稻荷社	二八
<b>金子村</b>	二八
間橋	二九
本山	二九
野川	二九
用水	二九
辨財天稻荷合社	二九
金龍寺	二九
白山妙理大權現社	二九
十三堂	二九
五本松	二九
蓮倉寺	二九
<b>上仙川村</b>	二九
天神山	二九
用水	二九
勝淵明神社	二九

熊野權現社	三二
神明社	三二
春清寺	三二
觀音堂	三二
宗念寺	三二
鳥屋敷	三二
陣屋蹟	三二
百姓清右衛門	三二
<b>中仙川村</b>	三二
甲塚	三三
用水	三三
稻荷社	三三
苦樂院	三三
不動堂	三三
大行院	三三
<b>下仙川村</b>	三三
八幡宮	三三
昌翁寺	三三
<b>卷之九十五</b>	三三
多磨郡之七府中領	三四
中野島村	三四



多磨川	三六	長沼村	四〇	大塚	三五二
二ヶ領用水	三六	三澤川	四〇	大丸村	四三
大丸用水	三六	王川用水	四〇	一ノ山	四四
稻荷社	三六	稻荷社	四〇	二ノ山	四四
照信社	三六	常樂寺	四〇	打越山	四四
觀音寺	三六	放光院	四〇	谷戸川	四四
百姓傳之丞	三六	常樂寺	四〇	多磨川用水	四四
百姓太郎兵衛	三六	河彌陀堂	四〇	元樋	四四
矢野口村	三六	茶白山	四〇	伏越樋	四四
三澤川	三七	寶恩寺	四〇	分量樋	四四
清水川	三七	赤淵表米二座相殿社	四〇	稻荷社	四四
谷戸川	三七	辨天社	四〇	辨天社	四四
大丸用水	三七	平尾村	四一	九宮社	四四
穴澤天神社	三七	山王社	四一	圓照寺	四五
威光寺	三八	杉山社	四一	十王堂	四五
國安社	三八	寶泉寺	四一	醫王寺	四五
山王社	三八	觀音堂	四一	普門菴	四五
明覺寺	三八	百村	四一	直指菴	四五
安樂院	三八	大塚	四一	疊蹟	四五
不動堂	三八	三澤川	四一	十三塚	四五
小澤藏屋鋪	三八	妙見社	四一	卷之九十六	四六
明樂院塚	三八	妙見寺	四一	多磨郡之八袖木領	四六

三輪村	四六	廣袴村	四九	真光寺村	五一
城山	四七	眞光寺川	四九	不動堂	五一
正法寺	四七	熊野社	五〇	眞光寺川	五一
小山田川	四七	金山社	五〇	飯森社	五一
眞光寺川	四七	妙全院	五〇	觀泉寺	五一
熊野社	四七	不動堂	五〇	眞光寺跡	五一
杉山社	四七	大藏村	五〇	乞田村	五三
高藏寺	四七	關山	五〇	大貝戸	五四
慶福寺	四七	小山田川	五〇	岩ノ入山	五四
廣慶寺	四七	板橋	五〇	中山	五四
妙福寺	四七	用水	五〇	落合川	五四
地藏堂	四八	稻荷社	五一	道合橋	五四
七面堂	四八	春日社	五一	大橋	五四
能ヶ谷村	四八	八幡社	五一	山王社	五四
小山田川	四八	住吉社	五一	八幡社	五四
用水	四九	白山社	五一	神明社	五四
十六所社	四九	稻荷社	五一	吉祥院	五四
住吉社	四九	諏訪社	五一	觀音堂	五四
太神宮	四九	安金寺	五一	福正寺	五四
菓清寺	四九	藥師堂	五一	觀音堂	五四
眞福寺	四九	增福寺	五一	阿彌陀堂	五四
妙行寺	四九	慶性寺	五一	鎌倉古海道迹	五五

里正清左衛門	五五
小野路村	五五
小野社	五五
稻荷社	五五
熊野社	五五
萬松寺	五五
東光寺	五五
般若堂	五五
阿彌陀堂	五五
清淨院	五五
圓能寺	五五
正福寺	五五
千手院	五五
觀音堂	五五
野津田村	五六
小山田川	五六
板橋	五六
五社社	五六
神明社	五六
御嶽社	五六
春日社	五六
幸山社	五六

稻荷社	五六
華嚴院	五六
藥師堂	五六
寶珠院	五六
南藏院	五六
東福寺	五六
地藏堂	五六
百姓三左衛門	五六
上圖師村	五六
結道	五六
釜田坂	五六
板橋	五六
白山社	五六
熊野社	五六
若宮八幡社	五六
長慶寺	五六
圓福寺	五六
兜坂	五六
上小山田村	五六
小山田川	五六
神明社	五六
山王社	五六

山神社	五六
山王社	五六
稻荷社	五六
觀音寺	五六
養樹院	五六
全等庵	五六
正山寺	五六
持寶院	五六
十王堂	五六
下小山田村	五六
竹内	五六
大久保	五六
善次谷	五六
山端	五六
半場	五六
柳澤	五六
小山田川	五六
用水	五六
内御前社	五六
白山社	五六
大泉寺	五六
開山堂	五六

禪堂	五六
觀音堂	五六
秋葉社	五六
宇津宮社	五六
壽量寺	五六
清長寺	五六
滿藏寺	五六
泉藏寺	五六
觀音堂	五六
百姓彌左衛門	五六
別所村	五六
長池	五六
山王社	五六
藥師堂	五六
蓮生寺	五六
松木村	五六
大栗川	五六
村中川	五六
たいほう堰	五六
瀧ノ下堰	五六
淺田堰	五六
有竹堰	五六

内田堰	五六
稻荷社	五六
淺間社	五六
稻荷社	五六
神明社	五六
教福寺	五六
小田肥後守定久墓	五六
觀音堂	五六
醫性寺	五六
藥師堂	五六
井草越前守墓	五六
地藏堂	五六
松木七郎師澄墓	五六
大石信濃守屋敷跡	五六
植松太郎兵衛屋敷跡	五六
卷之九十七	五六
多磨郡之九柚木領	五六
大澤村	五六
堰山	五六
八幡社	五六
稻荷社	五六
天神社	五六

熊野社	五六
東光寺	五六
田中和泉寺墓	五六
道春塚	五六
上柚木村	五六
栗元	五六
丸山	五六
長窪山	五六
鎌水川	五六
溜井	五六
伏樋	五六
五段田堰	五六
原田堰	五六
中居堰	五六
界堰	五六
藏久堰	五六
愛宕社	五六
天王社	五六
稻荷社	五六
神明社	五六
一乘院	五六
昌福寺	五六
西光寺	五六

山王社	七五
觀音堂	七五
地藏堂	七五
古石塔二基	七六
とういん塚	七六
せいれん塚	七六
百姓又兵衛	七六
<b>下柚木村</b>	<b>七六</b>
猿九峠	七六
大栗川	七七
大町堰	七七
佐森堰	七七
溜池	七七
御嶽社	七七
住吉社	七七
山王社	七七
諏訪社	七七
神明社	七七
稻荷社	七六
天王社	七六
光明院	七六
寶性寺	七六

觀音寺	七六
藥師堂	七六
永林寺	七六
大石遠江守定久墓	七九
白山社	八二
三社合社	八二
妙見社	八二
殿屋舖	八一
馬場跡	八一
的場跡	八一
鮎織場跡	八一
古墳	八一
大石遠江守墓	八一
大藤小太郎墓	八一
古碑	八一
百姓忠藏	八二
百姓德右衛門	八二
百姓新造	八二
百姓勇助	八二
百姓榮藏	八二
百姓傳左衛門	八二
大石榮圖	八二
<b>榎水村</b>	<b>八五</b>

我眼寺谷	八六
川	八六
辨天社	八六
八幡社	八六
諏訪社	八六
子神社	八六
永泉寺	八七
觀音堂跡	八七
醫王寺	八七
藥師堂	八七
山王祠	八七
<b>中山村</b>	<b>八七</b>
宮前	八七
丸山	八八
堰山	八八
小池山	八八
大栗川	八八
白山社	八八
産神	八八
古石塔	八八
常寶院	八八
稻荷社	八八

秋葉社	八八
觀音堂	八八
稻荷社	八八
古碑二基	八九
古塚	八九
百姓喜四郎	八九
<b>堀ノ内村</b>	<b>八九</b>
勝負澤山	八九
堰山	八九
宮嶽山	八九
大栗川	八九
別所川	八九
八段日橋	八九
芝原堰	八九
八段日堰	八九
溜池	八九
八幡社	八九
八幡宮	八九
善照寺	八九
保井寺	八九
白山社	八九
金毘羅社	八九

阿彌陀堂	九一
寶篋塔	九一
神明社	九一
<b>越野村</b>	<b>九一</b>
大栗川	九一
大竹橋	九一
上堰	九一
中堰	九一
天王社	九一
山王社	九一
王泉寺	九一
普願寺	九一
大石信濃守宗虎墓	九一
尊儀寺	九一
觀音堂	九一
<b>中野村</b>	<b>九二</b>
大栗川	九二
谷戸入川	九二
瀬場所	九二
用水	九二
熊野社	九二
金住院	九二

那智社	九三
新宮社	九三
駒形社	九三
住吉社	九三
太神宮	九三
善徳寺	九三
<b>大塚村</b>	<b>九三</b>
鹽釜谷戸	九四
堰山	九四
大栗川	九四
宮田橋	九四
板橋	九四
大堰	九四
小堰	九四
神明社	九四
八幡社	九四
山王社	九四
八幡社	九四
最照寺	九五
觀音堂	九五
八幡社	九五

辨天社	九五
清鏡寺	九五
百姓伊兵衛	九五
<b>落合村</b>	九六
山王下	九六
火打池	九六
溜池	九六
白山社	九六
東福寺	九六
山王社	九七
御嶽社	九七
神明社	九七
地藏院	九七
永島八兵衛屋敷跡	九七
富士塚	九七
山王塚	九七
<b>卷之九十八</b>	九八
<b>多磨郡之十日野領</b>	九八
<b>蓮光寺村</b>	九八
馬引澤	九八
下屋舖	九八
下河原	九八
舟郷	九九
相談山	九九
寺坂	九九
大栗川	九九
多磨川	九九
用水	九九
春日社	九九
諏訪社	九九
八幡社	九九
高西寺	九九
藥王寺	九九
龍徳寺	九九
<b>關戸村</b>	一〇〇
宿平	一〇〇
大栗川	一〇〇
天守臺	一〇〇
熊野社	一〇〇
金毘羅社	一〇〇
龍慶寺	一〇〇
觀音寺	一〇〇
延命寺	一〇〇
眞照寺	一〇〇
觀音堂	一〇一
觀藏院	一〇一
寶泉寺	一〇一
觀音堂	一〇一
古墳	一〇一
小山田關跡	一〇一
有山屋敷跡	一〇一
<b>貝取村</b>	一〇五
中尾山	一〇六
御入山	一〇六
山中山	一〇六
大橋川	一〇六
小野路川	一〇六
八幡宮	一〇六
東權現社	一〇六
御嶽社	一〇六
大福寺	一〇六
地藏堂	一〇六
<b>上和田村</b>	一〇七
塚原	一〇七
山	一〇七
柚木川	一〇七
八幡社	一〇七
松蓮寺	一〇七
觀音堂	一〇七
清涼臺	一〇七
山王社	一〇七
御嶽社	一〇七
古墳	一〇七
<b>石田村</b>	一〇八
東要塚	一〇八
多磨川	一〇八
淺川	一〇八
用水堀	一〇八
石田寺	一〇八
觀音堂	一〇八
<b>新井村</b>	一〇九
荒屋舖	一〇九
東養塚	一〇九
淺川	一〇九
多磨川	一〇九
用水堀	一〇九
鮎	一〇九
石明神社	一〇九

殿田橋	一〇八
十二所權現社	一〇八
愛宕社	一〇八
高藏院	一〇八
地藏堂	一〇八
山中新右衛門屋舖跡	一〇八
<b>中和田村</b>	一〇八
山	一〇九
柚木川	一〇九
用水	一〇九
天神社	一〇九
<b>寺方村</b>	一〇九
山	一〇九
大栗川	一〇九
壽徳寺	一〇九
八幡社	一一〇
<b>一之宮村</b>	一一〇
外馬場	一一〇
市場口	一一〇
多磨川	一一〇
渡	一一〇
用水	一一〇
<b>卷之九十九</b>	一一一
<b>多磨郡之十一日野領</b>	一一一
<b>百草村</b>	一一一
陣屋山	一一一
二王塚	一一一
奥ノ山	一一一
下屋敷山	一一一
新林山	一一一
和田澤作山	一一一
丸山	一一一
藏藪山	一一一
多磨川	一一一
<b>一ノ宮明神社</b>	一一二
本地堂	一一二
眞明寺	一一二
<b>落川村</b>	一一二
河内	一一二
多磨川	一一二
用水堀	一一二
大宮明神社	一一二
神明宮	一一二
名主與五右衛門	一一二
<b>卷之九十九</b>	一一三
<b>多磨郡之十一日野領</b>	一一三
<b>八幡社</b>	一一三
松蓮寺	一一三
觀音堂	一一三
清涼臺	一一三
山王社	一一三
御嶽社	一一三
古墳	一一三
<b>石田村</b>	一一三
東要塚	一一三
多磨川	一一三
淺川	一一三
用水堀	一一三
石田寺	一一三
觀音堂	一一三
<b>新井村</b>	一一三
荒屋舖	一一三
東養塚	一一三
淺川	一一三
多磨川	一一三
用水堀	一一三
鮎	一一三
石明神社	一一三

光徳寺	二四
土方新田	二四
下田村	二四
用水堀	二五
十二天社	二五
安養寺	二五
八幡社	二五
薬師堂	二五
立碑五基	二五
萬願寺村	二五
大木島	二六
淺川	二六
正樂院	二六
地藏堂	二六
薬師堂	二六
日野本郷	二六
坂下	二七
横町	二七
萬願寺	二七
東光寺	二七
渡	二七
多磨川	二六
用水	二六
天王社	二六
普門寺	二六
日之宮權現社	二六
姫宮權現廢社	二六
大昌寺	二六
欣淨寺	二六
寶泉寺	二六
八幡祠	二六
薬師堂	二六
薬王寺	二六
萬福寺	二六
成就院	二六
西明寺	二六
長命寺	二六
觀音堂	二六
地藏堂	二六
薬師堂	二六
墳	二六
百姓久兵衛	二六
百姓彦右衛門	二六
日野新田	二六
宮村	二六〇
多磨川	二六〇
阿彌陀堂	二六〇
淺川	二六〇
用水	二六〇
別符權現社	二六〇
眞福寺	二六〇
上田村	二六〇
淺川	二六〇
用水	二六〇
地藏堂	二六〇
薬師堂	二六〇
百姓紋彌	二六〇
川邊堀之内村	二六〇
淺川	二六〇
用水	二六〇
山王社	二六〇
延命寺	二六〇
駒形明神社	二六〇
神明社	二六〇
正藏院廢跡	二六〇
中河原村	二六〇
關棧明神社	二六〇
眞福寺	二六〇
本郷村	二六〇
淺川	二六〇
用水	二六〇
多賀明神社	二六〇
善能寺	二六〇
善隆寺	二六〇
雲龍寺	二六〇
山王社	二六〇
密藏院	二六〇
本郷新宿	二六〇
淺川	二六〇
新田川	二六〇
水除堤	二六〇
山王社	二六〇
稻荷社	二六〇
北野村	二六〇
七日市場	二六〇
淺川	二六〇
湯殿川	二六〇
天満宮	二六〇

性皆塚	二三四
多磨川	二三四
用水堀	二三四
八幡社	二三四
山王御嶽合社	二三四
法音寺	二三四
觀音堂	二三四
卷之百	二三五
多磨郡之十二由井領	二三五
三澤村	二三五
湯澤	二三五
程久保川	二三五
八幡社	二三五
薬師堂	二三五
諏訪社	二三五
神明社	二三五
東光寺	二三五
薬師堂	二三五
百姓八右衛門	二三五
豊田村	二三五
寺坂	二三五
淺川	二三四
用水	二三四
八幡社	二三四
惣身明神社	二三四
天神社	二三四
山王社	二三四
三島社	二三四
若宮社	二三四
善生寺	二三四
卷	二三四
薬師堂	二三四
百姓平左衛門	二三四
上大和田村	二三四
淺川	二三四
鮎	二三四
山王社	二三四
東光寺	二三四
八幡社	二三四
稻荷社	二三四
薬王寺	二三四
薬師堂	二三四
下大和田村	二三四
關棧明神社	二三四
眞福寺	二三四
本郷村	二三四
淺川	二三四
用水	二三四
多賀明神社	二三四
善能寺	二三四
善隆寺	二三四
雲龍寺	二三四
山王社	二三四
密藏院	二三四
本郷新宿	二三四
淺川	二三四
新田川	二三四
水除堤	二三四
山王社	二三四
稻荷社	二三四
北野村	二三四
七日市場	二三四
淺川	二三四
湯殿川	二三四
天満宮	二三四

天龍寺	一四五
地藏堂	一四五
打越村	一四五
猿山嶺	一四六
湯殿川	一四六
八幡社	一四六
藥王寺	一四六
山王社	一四六
梅洞寺	一四六
輝西軒	一四六
辨天堂	一四六
相源寺	一四六
隣盛卷	一四六
光嚴寺	一四六
觀音堂	一四六
長沼村	一四六
殿谷戸	一四七
淺川	一四七
湯殿川	一四七
清水	一四七
八劍社	一四七
寶藏寺	一四七

長泉寺	一四七
卷之百一	一四八
多磨郡之十三柚木領	一四八
八王子横山十五宿附瀧山	一四八
新町	一五一
竹ノ鼻	一五一
淺川	一五一
稻荷社	一五三
開慶堂	一五三
成敗場迹	一五三
横山宿	一五三
市神社	一五三
名主七郎兵衛	一五三
川島作左衛門	一五三
本宿	一五三
禪東院	一五四
觀音堂	一五四
八日市宿	一五四
桃樹院	一五四
念佛堂	一五五
時鐘	一五五

御鷹部屋跡	一五五
御代官屋敷跡	一五五
與五右衛門	一五五
寺町	一五五
松門院	一五五
釋迦堂	一五五
稻荷社	一五五
西光寺	一五五
長心寺	一五五
主夜神堂	一五五
八幡宿	一五六
御代官屋敷跡	一五六
八木宿	一五六
宗徳寺	一五六
觀世音堂	一五六
稻荷社	一五六
横町	一五六
出世稻荷社	一五七
福全院	一五七
稻荷社	一五七
玉林寺	一五七
寶樹寺	一五七

摩阿彌稻荷社	一五七
本郷宿	一五七
近山友閑屋敷跡	一五七
久保宿	一五七
吉祥院	一五七
久保寺	一五七
了法寺	一五七
妙見祠	一五七
熊谷稻荷祠	一五八
島之坊宿	一五八
淺川	一五八
石見土手	一五八
日吉山王八王子明神社	一五八
島之坊	一五八
金毘羅社	一五八
大杉	一五八
稻荷祠	一五八
八大坊	一五八
當福院	一五九
小門宿	一五九
稻荷社	一五九
眞入院	一五九

觀音堂	一五九
蓮生院	一五九
五智如來石像	一五九
地藏堂	一五九
天満宮	一五九
大久保石見守陣屋跡	一五九
獄屋跡	一五九
上野原宿	一六〇
天神社	一六〇
金剛院	一六〇
大法寺	一六〇
法蓮寺	一六〇
本立寺	一六〇
祖師堂	一六〇
番神堂	一六〇
信松院	一六〇
馬乘宿	一六五
番場山	一六五
和合院	一六五
陣屋跡	一六五
子安宿	一六五
一翁庵	一六五

瀧山	一六五
大善寺	一六五
觀音堂	一六七
極樂寺	一六七
仁科信盛女小替墓	一六九
古松	一六九
八王子千人町	一六九
馬場	一七〇
宗格院	一七〇
觀音堂	一七〇
妙見祠	一七〇
興岳寺	一七〇
卷之百二上	一七一
多磨郡之十四之上由井領	一七一
元横山村	一七一
淺川	一七一
船	一七一
八幡社	一七二
大義寺	一七二
觀音堂	一七二
長光寺	一七二
業師堂	一七二

妙樂寺	一七三
横山氏石塔	一七三
歸西庵	一七三
玉田寺迹	一七三
横山黨略系圖	一七三
百姓助右衛門	一七五
新横山村	一七五
十日市場	一七五
山王社	一七五
藥師堂	一七五
觀音寺	一七五
永泉寺	一七六
東源庵	一七六
御所水村	一七六
池	一七六
淺間社	一七六
觀音堂	一七六
子安村	一七六
十日市場	一七六
淺川	一七六
山田川	一七六
清水	一七六
土橋	一七六
子安明神社	一七六
辨財天社	一七六
白山社	一七六
福傳寺	一七六
觀音堂	一七六
天王社	一七六
第六天社	一七六
石神社	一七六
神明社	一七六
清水寺	一七六
興林寺	一七六
寶もく寺塚	一七六
鉦打塚	一七六
古碑	一七六
屋鋪跡	一七六
散田村	一七六
山	一七六
吉田川	一七六
秣場	一七六
小室權現社	一七六
稻荷社	一七六
天滿宮	一七六
摩利支天社	一七六
太神宮八幡春日相殿社	一七六
辨天社	一七六
稻荷社	一七六
奥院	一七六
淺間社	一七六
大天狗小天狗社	一七六
藥師堂	一七六
大日堂	一七六
護摩堂	一七六
寶篋塔	一七六
五重塔	一七六
澄寂庵	一七六
蓮華院	一七六
雨寶院	一七六
妙見社	一七六
淺間社	一七六
金毘羅社	一七六
天滿社	一七六
淨土院	一七六
不動院	一七六
富士淺間社	一八〇
正覺院	一八一
福泉寺	一八一
八幡社	一八一
眞覺寺	一八一
觀音堂	一八一
高宰社	一八一
千手院	一八一
宗明寺	一八一
藥師堂	一八一
長安寺	一八一
稻荷社	一八一
太子堂	一八一
地藏堂	一八一
閻魔堂	一八一
行法院	一八一
山田村	一八三
山田川	一八三
橋	一八三
廣園寺	一八三
藥師堂	一八三
同證院	一八三
琵琶瀧	一八六
布流瀧	一八六
清瀧	一八六
前澤川	一八六
伊久澤川	一八六
逆澤川	一八六
獨鈷水	一八六
馬上ヶ坂	一八六
傍示杭	一八六
制札場	一八六
十勝	一八六
大平山	一八六
榎窪山	一八六
北袋	一八六
下河原	一八六
案内川	一八六
小佛川	一八六
中ノ澤川	一八六
入澤川	一八六
榎窪川	一八六
龍ノ川	一八六
初澤川	一八六
番所	一八六

秋葉祠	一八七
西笑院	一八七
向陽院	一八七
法界庵	一八七
雲津院	一八七
關溪庵	一八七
淨牧軒	一八八
慶泉院	一八八
洞陽院	一八八
永明院	一八八
大江氏居蹟	一八八
塚	一八八
卷之百二下	一八九
多磨郡之十四之下由井領	一八九
上柵田村	一八九
案内	一八九
川原ノ宿	一九〇
原宿	一九〇
高尾山	一九〇
飯糰權現社	一九〇
愛宕祠	一九〇
天滿宮	一九一
摩利支天社	一九一
太神宮八幡春日相殿社	一九一
辨天社	一九一
稻荷社	一九一
奥院	一九一
淺間社	一九一
大天狗小天狗社	一九一
藥師堂	一九一
大日堂	一九一
護摩堂	一九一
寶篋塔	一九一
五重塔	一九一
澄寂庵	一九一
蓮華院	一九一
雨寶院	一九一
妙見社	一九一
淺間社	一九一
金毘羅社	一九一
天滿社	一九一
淨土院	一九一
不動院	一九一
琵琶瀧	一九六
布流瀧	一九六
清瀧	一九六
前澤川	一九六
伊久澤川	一九六
逆澤川	一九六
獨鈷水	一九六
馬上ヶ坂	一九六
傍示杭	一九六
制札場	一九六
十勝	一九六
大平山	一九六
榎窪山	一九六
北袋	一九六
下河原	一九六
案内川	一九六
小佛川	一九六
中ノ澤川	一九六
入澤川	一九六
榎窪川	一九六
龍ノ川	一九六
初澤川	一九六
番所	一九六

板橋	二〇一
板橋	二〇一
十二社權現社	二〇一
山王社	二〇一
熊野社	二〇一
小室明神社	二〇一
永川明神社	二〇一
山王社	二〇一
興福寺	二〇一
大光寺	二〇一
住吉社	二〇一
高乘寺	二〇一
山門趾	二〇五
住吉社	二〇六
辨財天社	二〇六
白山社	二〇六
塔頭日陽軒	二〇六
天桂院	二〇六
慈眼庵	二〇六
城墟	二〇六
地藏堂	二〇六
家徳庵	二〇六
寮	二〇六

千體地藏堂	二〇七
觀音堂	二〇七
寶相院	二〇七
吉祥寺	二〇七
春泉寺	二〇七
毘沙門堂	二〇七
安養寺	二〇七
貴布禰社	二〇七
十王堂廢跡	二〇七
屋敷蹟	二〇七
栗原藤太郎	二〇八
落合新藏	二〇八
井出彌五左衛門	二〇九
百姓李左衛門	二〇九
下栢田村	二〇九
山	二一〇
湯殿川	二一〇
堰	二一〇
辨天社	二一〇
熊野十二社	二一〇
藏王社	二一〇
山王社	二一〇

眞福寺	二一〇
雲光寺	二一〇
古碑	二一〇
慈眼寺	二一一
高樂寺	二一一
十王堂	二一一
觀音岩窟	二一一
觀音堂	二一一
圓通庵	二一一
栢根塚	二一一
代官屋敷蹟	二一一
卷之百三	二一二
多磨郡之十五柚木領	二一二
小比企村	二一二
山田川	二一二
湯殿川	二一二
木ノ根橋	二一二
月見橋	二一二
大橋	二一二
板橋	二一二
白山社	二一二
稻荷社	二一二

八幡社	二二三
鈴鹿社	二二三
山王社	二二三
白旗社	二二三
萬福寺	二二三
諏訪社	二二三
觀音堂	二二三
長慶寺	二二三
大林寺	二二三
地藏堂	二二三
百姓彌八	二二四
百姓新八	二二四
片倉村	二二四
杉山峠	二二五
鍾水峠	二二五
宇津貫川	二二五
湯殿川	二二五
板橋	二二五
清水	二二五
住吉社	二二五
來光寺	二二五
熊野社	二二五

慈眼寺	二二六
懸珠卷	二二六
辨天社	二二六
高福寺	二二六
片倉城蹟	二二六
古碑	二二七
宇津貫村	二二七
杉山峠	二二八
七國峠	二二八
用水	二二八
第六天社	二二八
山王社	二二八
福昌寺	二二八
藥師堂	二二八
後藤將監宅蹟	二二八
小山村	二二八
片所	二二九
御嶽堂	二二九
馬場	二二九
境川	二二九
札次明神社	二二九
御嶽社	二二九

飯繩權現社	二二九
神明寺	二二九
山王社	二二九
御嶽社	二二九
神明社	二二九
寶泉寺	二二九
觀音堂	二二九
正源寺	二二九
福生寺	二二九
長泉寺	二二九
藥師堂	二二九
正明院	二二九
本覺寺	二二九
千日堂	二二九
古碑	二二九
地藏堂	二二九
上相原村	二二九
境川	二二九
若宮八幡社	二二九
熊野社	二二九
藏王權現社	二二九
八幡社	二二九



神明社	三三三
觀音堂	三三三
圓林寺	三三三
阿彌陀堂	三三五
<b>中相原村</b>	三三三
境川	三三三
諏訪明神社	三三三
山王社	三三四
御嶽社	三三四
行昌寺	三三四
長福寺	三三四
高岳院	三三四
覺王院	三三四
觀音堂	三三四
大日堂	三三四
<b>下相原村</b>	三三四
境川	三三五
清水寺	三三五
觀音堂	三三五
<b>寺田村</b>	三三五
清水	三三五
堰梓	三三五
棒名社	三三五
御嶽社	三三五
金山社	三三五
妙智庵	三三五
藥師堂	三三五
松山寺蹟	三三五
百姓政藏	三三五
<b>大船村</b>	三三五
用水	三三五
春日社	三三五
辨天社	三三五
安樂院	三三五
寶勝寺	三三五
常光院	三三五
<b>館村</b>	三三五
古歌場	三三五
殿入	三三五
湯殿川	三三五
板橋	三三五
山王社	三三五
寶泉寺	三三五
淨泉寺	三三五
御嶽社	三三六
求宗院	三三六
龍見寺	三三六
大日堂	三三六
辨天堂	三三六
不動堂	三三六
地藏堂	三三六
積善庵	三三六
鉢叟庵	三三六
近藤出羽守屋舖蹟	三三六
堂屋敷蹟	三三六
高山	三三六
<b>上長房村附駒木野宿小佛</b>	三三六
宿	三三六
小佛	三三六
古名字	三三六
小佛峠	三三六
景信山	三三六
上ノ田坂	三三六
年中坂	三三六
小佛川	三三六
木下澤川	三三六

駒木野關	三三三
成敗場	三三三
板橋	三三三
木下澤橋	三三三
小名字橋	三三三
川水	三三三
小山明神社	三三三
白岩權現社	三三三
子ノ權現社	三三三
淺間社	三三三
金南寺	三三三
常林寺	三三三
不動院	三三三
大日堂	三三三
觀音堂	三三三
<b>下長房村</b>	三三三
中郷	三三三
淺川	三三三
谷川	三三三
隱穴	三三三
白山社	三三三
安樂寺	三三三
日光權現社	三三六
茂澤明神社	三三六
御嶽社	三三六
山王社	三三六
長泉寺	三三六
慈眼寺	三三六
龍泉寺	三三六
寶藏寺	三三六
阿難堂	三三六
東照寺	三三六
清心庵	三三六
堅叔庵	三三六
大名屋舖蹟	三三六
勘解由屋舖	三三六
十ノ里原古戰場	三三六
首塚三	三三六
塚七	三三六
供養塚	三三六
<b>卷之百四</b>	三三九
多磨郡之十六由井領	三三九
元八王子村	三三九
城山	三三九
祭神山	三四〇
川	三四〇
八幡社	三四〇
梶原杉	三四〇
阿彌陀堂	三四〇
西明寺	三四〇
八王子權現社	三四〇
猿墓	三四〇
御嶽社	三四〇
西念寺	三四〇
西光院	三四〇
御嶽社	三四〇
妙觀寺	三四〇
宗關寺	三四〇
觀音堂	三四〇
北條陸奥守氏照墓	三四〇
狩野一菴墓	三四〇
藥師堂	三四〇
不動堂	三四〇
八王子城跡	三四〇
月夜峰	三四〇
梶原館跡	三四〇
勘解由屋舖跡	三四〇

横地堤	二五二
花觀龍	二五二
華嚴寺舊蹟	二五二
千人頭屋敷跡	二五二
八王子宿跡	二五二
大善極樂二寺跡	二五二
鳳岩寺跡	二五一
雲光院跡	二五一
石見屋敷	二五一
鍛冶藤吾藤太	二五一
鑄物師某	二五三
百姓清左衛門	二五三
西川幸七	二五三
寺方村	二五二
案下川	二五三
山入川	二五三
寶生寺	二五三
觀音堂	二五四
觀音寺	二五四
觀音堂	二五四
靈照庵	二五五
慶咩寺	二五五
眞法寺	二五五
上恩方村	二五五
上塞下	二五五
高留	二五五
宮ノ下	二五五
力石	二五五
狐塚	二五五
案下川	二五六
案下峠	二五六
眞峰嶺	二五六
愛敬坂	二五六
板富山	二五六
朽廻城	二五六
口留番所	二五六
淺間社	二五六
熊野社	二五六
住吉社	二五七
山神社	二五七
稻荷社	二五七
龍藏權現	二五七
住吉社	二五七
神明社	二五七
御嶽社	二五七
將門明神社	二五七
住吉社	二五七
伊勢宮	二五七
八幡社	二五七
稻荷社	二五七
天神社	二五八
稻荷社	二五八
御嶽社	二五八
福源寺	二五八
朝雲寺	二五八
三光寺	二五八
地藏堂	二五八
西光寺	二五八
龍泉寺	二五八
興慶寺	二五八
藥師堂	二五八
良泉寺	二五九
皎月院	二五九
藥師堂	二五九
阿彌陀堂	二五九
金照庵	二五九
御嶽社	二六〇
下恩方村	二六〇
正覺寺	二六〇
松竹院跡	二六〇
城光院	二六〇
源正院	二六〇
鍛冶山本内記康重	二六〇
百姓太右衛門	二六〇
卷之百五	二六五
多磨郡之十七由井領	二六五
山入村	二六五
御屋舖	二六六
馬込	二六六
馬糞	二六六
川	二六六
用水	二六六
養福寺	二六六
大光寺	二六六
明福寺	二六六
乾農寺	二六六
辨天堂	二六六
地藏堂	二六七
上二分方村	二六七
長覺寺	二六七
御嶽社	二六七
將門明神社	二六七
住吉社	二六七
伊勢宮	二六七
八幡社	二六七
稻荷社	二六七
天神社	二六八
稻荷社	二六八
御嶽社	二六八
福源寺	二六八
朝雲寺	二六八
三光寺	二六八
地藏堂	二六八
西光寺	二六八
龍泉寺	二六八
興慶寺	二六八
藥師堂	二六八
良泉寺	二六九
皎月院	二六九
藥師堂	二六九
阿彌陀堂	二六九
金照庵	二六九
御嶽社	二七〇
下二分方村	二七〇
四ツ谷	二六八
諏訪宿	二六八
淺川	二六八
堀川	二六八
鶴森神社	二六八
春日明神社	二六九
諏訪明神社	二六九
相即寺	二六九
地藏堂	二七〇
西蓮寺	二七〇
辨天堂	二七〇
聖天堂	二七〇
寶積院	二七〇
圓乘院	二七〇
二分方村	二七〇
由井野	二七〇
山王宮	二七〇
報恩寺	二七〇
無量院	二七〇
觀音堂	二七〇
圓光院	二七〇

藥師堂	二五九
臨川菴	二五九
向林庵	二五九
下恩方村	二五九
案下川	二六〇
橋	二六〇
稻荷社	二六〇
熊野社	二六〇
天神社	二六〇
地神社	二六〇
淨福寺	二六一
觀音堂	二六一
心源院	二六一
辨天堂	二六一
秋葉社	二六一
隨心寺	二六一
醫王寺	二六一
彌窓寺	二六一
龍安寺跡	二六一
東福寺跡	二六一
藥師堂	二六一
眞福寺	二六一
眞法寺	二五五
上恩方村	二五五
上塞下	二五五
高留	二五五
宮ノ下	二五五
力石	二五五
狐塚	二五五
案下川	二五六
案下峠	二五六
眞峰嶺	二五六
愛敬坂	二五六
板富山	二五六
朽廻城	二五六
口留番所	二五六
淺間社	二五六
熊野社	二五六
住吉社	二五七
山神社	二五七
稻荷社	二五七
龍藏權現	二五七
住吉社	二五七
神明社	二五七
御嶽社	二五七
將門明神社	二五七
住吉社	二五七
伊勢宮	二五七
八幡社	二五七
稻荷社	二五七
天神社	二五八
稻荷社	二五八
御嶽社	二五八
福源寺	二五八
朝雲寺	二五八
三光寺	二五八
地藏堂	二五八
西光寺	二五八
龍泉寺	二五八
興慶寺	二五八
藥師堂	二五八
良泉寺	二五九
皎月院	二五九
藥師堂	二五九
阿彌陀堂	二五九
金照庵	二五九
御嶽社	二六〇
下恩方村	二六〇
正覺寺	二六〇
松竹院跡	二六〇
城光院	二六〇
源正院	二六〇
鍛冶山本内記康重	二六〇
百姓太右衛門	二六〇
卷之百五	二六五
多磨郡之十七由井領	二六五
山入村	二六五
御屋舖	二六六
馬込	二六六
馬糞	二六六
川	二六六
用水	二六六
養福寺	二六六
大光寺	二六六
明福寺	二六六
乾農寺	二六六
辨天堂	二六六
地藏堂	二六七
上二分方村	二六七
長覺寺	二六七
御嶽社	二六七
將門明神社	二六七
住吉社	二六七
伊勢宮	二六七
八幡社	二六七
稻荷社	二六七
天神社	二六八
稻荷社	二六八
御嶽社	二六八
福源寺	二六八
朝雲寺	二六八
三光寺	二六八
地藏堂	二六八
西光寺	二六八
龍泉寺	二六八
興慶寺	二六八
藥師堂	二六八
良泉寺	二六九
皎月院	二六九
藥師堂	二六九
阿彌陀堂	二六九
金照庵	二六九
御嶽社	二七〇
下二分方村	二七〇
四ツ谷	二六八
諏訪宿	二六八
淺川	二六八
堀川	二六八
鶴森神社	二六八
春日明神社	二六九
諏訪明神社	二六九
相即寺	二六九
地藏堂	二七〇
西蓮寺	二七〇
辨天堂	二七〇
聖天堂	二七〇
寶積院	二七〇
圓乘院	二七〇
二分方村	二七〇
由井野	二七〇
山王宮	二七〇
報恩寺	二七〇
無量院	二七〇
觀音堂	二七〇
圓光院	二七〇

澤水寺	二七四	横川村	二七六	神明社	二七九
百姓九兵衛	二七四	山城川	二七六	寶珠寺	二七九
百姓喜右衛門	二七四	城之越川	二七六	法雲寺	二七九
川村	二七四	淺川	二七六	月心院	二八〇
用水	二七五	水車	二七六	福泉寺	二八〇
第六天社	二七五	橋	二七六	大樂寺	二八〇
石神社	二七五	神明社	二七六	地藏堂	二八〇
山王社	二七五	御嶽社	二七六	卷之百六	二八〇
金藏院	二七五	八割稻荷社	二七六	多磨郡之十八小宮領	二八〇
阿彌陀堂	二七五	山王社	二七六	高橋村	二八一
寶藏院	二七五	神明社	二七六	根小屋	二八一
大樂寺村	二七五	地神社	二七六	若宮明神社	二八一
關口	二七五	八幡社	二七六	不動堂	二八一
淺川	二七六	洞生寺	二七六	茶湯石	二八二
金谷寺	二七六	阿彌陀堂	二七六	古碑	二八二
藥師堂	二七六	百姓定五郎	二七六	五郎權現祠	二八二
觀音堂	二七六	山本源次照重	二七六	金剛寺	二八二
大樂寺	二七六	加藤六郎兵衛	二七六	程久保村	二八五
長回寺	二七六	小津村	二七六	神明社	二八五
法泉寺	二七六	小津川	二七六	正副寺	二八五
陣屋蹟	二七六	熊野社	二七六	百姓倉之助	二八五
乙骨太郎左衛門屋舖	二七六	山神社	二七六		

平村	二八六	大谷村	二九一	休全寺	二九六
木伐澤	二八六	兩輪宮	二九一	一里塚	二九六
臺山	二八六	山王社	二九一	粟之洲村	二九六
井上	二八六	子權現社	二九一	谷地川	二九六
熊野社	二八六	龍谷寺	二九一	多磨川	二九六
牛頭天王社	二八六	報恩寺	二九一	日野木惣用水	二九六
壽福寺	二八六	藥師堂	二九一	山王宮	二九六
藥師堂	二八六	石川村	二九三	東福寺	二九六
塚	二八六	谷地川	二九三	藥師堂	二九六
百姓太左衛門	二八七	板橋	二九三	觀音堂	二九六
平山村	二九〇	石川絲	二九三	七塚	二九六
井ノ上	二九〇	御嶽社	二九三	瀧山村	二九七
津川	二九一	西蓮寺	二九三	瀧山郷	二九七
八幡社	二九一	古碑	二九三	尾崎村	二九七
日本明神社	二九一	牧蹟	二九三	星谷	二九七
大福寺	二九一	宇津木村	二九四	少林寺	二九七
五輪塔	二九一	谷地川	二九四	山門迹	二九七
宗印寺	二九一	埼玉權現社	二九四	間山堂迹	二九七
德善院	二九一	姫宮八幡宮	二九四	秋葉社	二九八
彌陀堂	二九一	第六天社	二九四	子權現社	二九八
藥師堂	二九一	龍光寺	二九四	平村	二九八
館跡	二九一	古碑	二九四	多磨川	二九八

古渡	三六八	中野村	三〇二	卷之百七	三〇五
日野本郷塚	三六九	糸原山	三〇三	多磨郡之十九小宮領	三〇五
塚塚	三六九	浅川	三〇三	犬目村	三〇五
水車	三六九	川口川	三〇三	兜ノ原	三〇五
鮎	三六九	清水	三〇三	川口川	三〇五
西玉權現日光大權現社	三六九	芥ノ池	三〇三	谷戸川	三〇五
大藏院	三六九	橋	三〇三	甲明神社	三〇五
古碑	三六九	兜原	三〇三	神明社	三〇五
大日堂	三六九	子安明神社	三〇三	御嶽社	三〇五
名主七郎兵衛	三六九	善權現社	三〇三	天王社	三〇五
八日市村	三〇一	神明社	三〇三	安養寺	三〇五
峰	三〇一	熊野社	三〇三	深翁寺	三〇五
谷地川	三〇一	小室權現社	三〇三	百姓直藏	三〇六
神明社	三〇一	天満宮	三〇三	戸吹村	三〇六
牛頭天王社	三〇一	喜福寺	三〇三	根小屋	三〇六
中山勘解由左衛門屋舖跡	三〇一	觀音堂	三〇三	用水	三〇六
左入村	三〇一	觀音堂水	三〇三	天満宮	三〇六
馬場谷戸	三〇三	金毘羅堂	三〇三	熊野社	三〇六
谷地川	三〇三	了頓庵	三〇三	住吉社	三〇六
山神社	三〇三	朕求庵	三〇三	富士淺間社	三〇七
藥師堂	三〇三	休西菴	三〇三	淺間坊	三〇七
西山十右衛門屋敷跡	三〇三				

信國稻荷社	三〇七	藥師堂	三二一	西林寺	三二四
桂福寺	三〇七	三光院	三二一	留塚	三二四
無量寺	三〇七	大仙寺	三二二	古碑	三二四
養福寺	三〇七	一重院	三二二	留所村	三二四
觀音堂	三〇七	稻荷社	三二二	勝手明神山王權現合社	三二五
川口村	三〇七	吉祥院	三二二	寶印寺	三二五
川口川	三〇八	東岳院	三二二	本丹木村	三二五
正八幡社	三〇八	正福寺	三二二	專國谷	三二六
田守明神社	三〇八	慶福庵	三二二	極樂寺谷	三二六
熊野權現社	三〇八	宮下村	三二二	藏玉權現社	三二六
圓福寺	三〇八	用水	三二二	金藏寺	三二六
今熊野權現社	三〇九	清水	三二二	中丹木村	三二六
白山社	三〇九	林場	三二二	谷地川	三二六
長樂寺	三〇九	熊野社	三二二	高月村	三二六
熊野權現社	三〇九	神明社	三二二	大夫殿澤	三二七
龍正寺	三〇九	若松明神社	三二二	井戸澤	三二七
鳥栖觀音堂	三〇九	八幡社	三二二	多磨川	三二七
長福寺	三〇九	十二天社	三二二	秋川	三二八
阿彌陀堂	三〇九	古碑	三二二	關明神社	三二八
馬頭觀音堂	三〇九	稻荷社	三二二	八幡社	三二八
慈眼寺	三〇九	常福寺	三二二	圓通寺	三二八
法護寺	三〇九	彌陀堂	三二二	東照宮山王社	三二八

興善院	三三八
城蹟	三三九
澗村	三三九
仁澤	三三九
不動澤	三三九
多磨川	三三九
用水	三三九
駒形明神社	三三九
金毘羅社	三三九
不動院	三三九
澗山城蹟	三三九
小川村	三三二
久保	三三二
多磨川	三三二
秋川	三三二
熊野社	三三二
八幡社	三三二
法林寺	三三二
法清寺	三三二
林泉寺	三三二
野邊村	三三三
藍染川	三三三
用水	三三三
善門寺	三三三
新開寺	三三三
二ノ宮村	三三三
御屋敷	三三三
多磨川	三三三
諏訪社	三三三
二ノ宮明神社	三三三
御手洗池	三三三
玉泉寺	三三三
光福寺	三三三
彌陀堂	三三三
勢至堂	三三三
光明庵	三三三
平澤村	三三四
平井川	三三四
熊野社	三三四
八幡社	三三四
廣濟寺	三三五
彌陀堂	三三五
太梅院	三三五
百姓八郎左衛門	三三五
雨間村	三三五
秋川	三三五
切かけ山	三三五
明神山	三三五
用水	三三五
兩武主明神社	三三五
四光寺	三三五
地藏院	三三五
常福寺	三三五
大仙寺	三三五
千日堂	三三五
塚	三三五
丸山彌一右衛門	三三五
御系之卷	三三五
原小宮村	三三八
平井川	三三八

新編武藏風土記稿 自卷之九十三 要目終

昭和六年十月十五日印刷  
昭和六年十月二十日發行  
昭和九年十月一日再版發行

大日本地誌大系第一編 新編武藏國風土記稿五

非賣品

版權所有

10.)

編輯者 蘆田伊人  
發行者 長坂金雄  
印刷者 上田榮吉  
東京市麴町區富士見町二ノ八

發行所

雄山閣

電話九段(二三)四番  
振替東京二四二二七番

# 大日本地誌大系既刊書

- |      |              |       |              |
|------|--------------|-------|--------------|
| 第一回  | 御府内備考(壹)     | 第十二回  | 近江國輿地志略(下)   |
| 第二回  | 新編武藏國風土記稿(壹) | 第十三回  | 新編武藏國風土記稿(參) |
| 第三回  | 山州名跡志(壹)     | 第十四回  | 斐太後風土記(下)    |
| 第四回  | 五畿内志         | 第十五回  | 雲陽志          |
| 第五回  | 新編鎌倉志        | 第十六回  | 御府内備考(參)     |
| 第六回  | 鎌倉攬勝考        | 第十七回  | 山州名跡志(貳)     |
| 第七回  | 新編武藏國風土記稿(貳) | 第十八回  | 御府内備考(四)     |
| 第八回  | 三國地誌(壹)      | 第十九回  | 三州地理志稿       |
| 第九回  | 近江國輿地志略(上)   | 第二十回  | 新編武藏國風土記稿(四) |
| 第十回  | 御府内備考(貳)     | 第二十一回 | 御府内備考(五)     |
| 第十一回 | 斐太後風土記(上)    | 第二十二回 | 新編武藏國風土記稿(五) |
|      | 攝陽群談         |       |              |

申込金 參圓 會費 一冊參圓 (送料十八錢)

(以下每月一冊宛刊行全三十六冊完了)

654

29

終